

令和5年第1回志布志市議会定例会会議録  
目 次

第1号（2月20日）	頁
1. 議事日程	20
2. 出席議員氏名	22
3. 欠席議員氏名	22
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	22
5. 議会事務局職員出席者	22
6. 開 会・開 議	23
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	23
8. 日程第2 会期の決定	23
9. 日程第3 報告	23
10. 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて）	23
11. 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて （令和4年度志布志市一般会計補正予算（第13号））	27
12. 日程第6 議案第1号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第14号）	28
13. 日程第7 議案第2号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	31
14. 日程第8 議案第3号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	32
15. 日程第9 議案第4号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	33
16. 日程第10 議案第5号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）	34
17. 日程第11 議案第6号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）	35
18. 日程第12 議案第7号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）	36
19. 日程第13 施政方針	37
20. 日程第14 議案第8号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53
21. 日程第15 議案第9号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
22. 日程第16 議案第10号 志布志市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	56
23. 日程第17 議案第11号 志布志市庁舎整備事業基金条例の制定について	60

24.	日程第18	議案第12号	志布志市母子生活支援施設条例を廃止する条例の制定について	63
25.	日程第19	議案第13号	志布志市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	65
26.	日程第20	議案第14号	志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	65
27.	日程第21	議案第15号	志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	69
28.	日程第22	議案第16号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	70
29.	日程第23	議案第17号	志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	71
30.	日程第24	議案第18号	財産の無償貸付けについて	72
31.	日程第25	議案第19号	市道路線の廃止について	74
32.	日程第26	議案第20号	市道路線の認定について	75
33.	日程第27	議案第21号	市道路線の変更について	76
34.	延 会			77

## 第2号（2月21日）

1.	議事日程			78
2.	出席議員氏名			79
3.	欠席議員氏名			79
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名			79
5.	議会事務局職員出席者			79
6.	開 議			80
7.	日程第1	会議録署名議員の指名		80
8.	日程第2	議案第22号	令和5年度志布志市一般会計予算	80
9.	日程第3	議案第23号	令和5年度志布志市国民健康保険特別会計予算	84
10.	日程第4	議案第24号	令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	85
11.	日程第5	議案第25号	令和5年度志布志市介護保険特別会計予算	86
12.	日程第6	議案第26号	令和5年度志布志市国民宿舎特別会計予算	87
13.	日程第7	議案第27号	令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	88

14. 日程第8	議案第28号	令和5年度志布志市水道事業会計予算	89
15. 日程第9	議案第29号	令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算	90
16. 日程第10	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	91
17. 日程第11	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	91
18.	散会		92

### 第3号（3月6日）

1.	議事日程	93
2.	出席議員氏名	94
3.	欠席議員氏名	94
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	94
5.	議会事務局職員出席者	94
6.	開議	95
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	95
8.	日程第2 一般質問	95
	野村 広志	95
	小野 広嗣	113
	永田 梓	139
	稲付 洋平	150
9.	延会	155

### 第4号（3月7日）

1.	議事日程	156
2.	出席議員氏名	157
3.	欠席議員氏名	157
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	157
5.	議会事務局職員出席者	157
6.	開議	158
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	158
8.	日程第2 一般質問	158
	青山 浩二	158
	隈元 香穂子	173
	八代 誠	188
	小園 義行	200
9.	延会	218

## 第5号（3月8日）

1. 議事日程	219
2. 出席議員氏名	220
3. 欠席議員氏名	220
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	220
5. 議会事務局職員出席者	220
6. 開 議	221
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	221
8. 日程第2 一般質問	221
南 利尋	221
栢山 晋司	238
小辻 一海	248
福重 彰史	268
9. 延 会	284

## 第6号（3月9日）

1. 議事日程	285
2. 出席議員氏名	286
3. 欠席議員氏名	286
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	286
5. 議会事務局職員出席者	286
6. 開 議	287
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	287
8. 日程第2 一般質問	287
鶴迫 京子	287
9. 日程第3 発議第1号 志布志市議会の個人情報保護に関する条例の制定について	301
10. 散 会	304

## 第7号（3月24日）

1. 議事日程	305
2. 出席議員氏名	306
3. 欠席議員氏名	306
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	306
5. 議会事務局職員出席者	306

6. 開 議	.....	307
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	307
8. 日程第2	報告	307
9. 日程第3	議案第10号 志布志市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	307
10. 日程第4	議案第11号 志布志市庁舎整備事業基金条例の制定について	308
11. 日程第5	議案第12号 志布志市母子生活支援施設条例を廃止する条例の制定について	309
12. 日程第6	議案第14号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	310
13. 日程第7	議案第15号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	312
14. 日程第8	議案第17号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	313
15. 日程第9	議案第18号 財産の無償貸付けについて	314
16. 日程第10	議案第19号 市道路線の廃止について	315
17. 日程第11	議案第20号 市道路線の認定について	315
18. 日程第12	議案第21号 市道路線の変更について	316
19. 日程第13	議案第22号 令和5年度志布志市一般会計予算	317
20. 日程第14	議案第23号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計予算	319
21. 日程第15	議案第24号 令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	330
22. 日程第16	議案第25号 令和5年度志布志市介護保険特別会計予算	331
23. 日程第17	議案第26号 令和5年度志布志市国民宿舎特別会計予算	333
24. 日程第18	議案第27号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	334
25. 日程第19	議案第28号 令和5年度志布志市水道事業会計予算	335
26. 日程第20	議案第29号 令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算	336
27. 日程第21	議案第30号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第1号）	337
28. 日程第22	発議第3号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	339
29. 日程第23	閉会中の継続審査申出について （総務常任委員長）	339
30. 日程第24	閉会中の継続調査申出について	

	(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長) .....	340
31. 閉 会 .....		340

令和5年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
2月20日	月	本会議	開会・施政方針・議案上程等
21日	火	本会議	議案上程等
22日	水	休 会	
23日	木	休 会	天皇誕生日
24日	金	休 会	
25日	土	休 会	
26日	日	休 会	
27日	月	休 会	
28日	火	休 会	
3月1日	水	休 会	
2日	木	休 会	
3日	金	休 会	
4日	土	休 会	
5日	日	休 会	
6日	月	本会議	一般質問
7日	火	本会議	一般質問
8日	水	本会議	一般質問
9日	木	本会議 委員会	一般質問 予算常任委員会（現地調査）
10日	金	委員会	常任委員会
11日	土	休 会	
12日	日	休 会	
13日	月	委員会	予算常任委員会
14日	火	委員会	予算常任委員会（午後）
15日	水	委員会	予算常任委員会
16日	木	委員会	予算常任委員会
17日	金	委員会	予算常任委員会
18日	土	休 会	
19日	日	休 会	
20日	月	委員会	予算常任委員会
21日	火	休 会	春分の日
22日	水	休 会	

23日	木	休 会	
24日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会



## 2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第1号	令和4年度志布志市一般会計補正予算（第14号）
議案第2号	令和4年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第3号	令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第4号	令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第5号	令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
議案第6号	令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）
議案第7号	令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第8号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	志布志市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第11号	志布志市庁舎整備事業基金条例の制定について
議案第12号	志布志市母子生活支援施設条例を廃止する条例の制定について
議案第13号	志布志市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	財産の無償貸付けについて
議案第19号	市道路線の廃止について
議案第20号	市道路線の認定について
議案第21号	市道路線の変更について
議案第22号	令和5年度志布志市一般会計予算
議案第23号	令和5年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第24号	令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号	令和5年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第26号	令和5年度志布志市国民宿舎特別会計予算
議案第27号	令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
議案第28号	令和5年度志布志市水道事業会計予算
議案第29号	令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算

- 議案第30号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度志布志市一般会計補正予算（第13号））
- 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）
- 発議第1号 志布志市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 発議第2号 議案第22号 令和5年度志布志市一般会計予算に対する修正案について
- 発議第3号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 閉会中の継続審査申出について  
（総務常任委員長）
- 閉会中の継続調査申出について  
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 野村 広 志	1 港湾振興について	(1) 室の設置により、本市の港湾振興がさらに進むことが期待される。特に輸出戦略において、関係課も多くあり、明確な方向性やビジョンが示される必要があると思うが、考え方を示せ。	市 長
	2 農業振興について	(1) (仮称) 農業サポートセンターが設置され、市内農業従事者のよりどころとして期待されるが、各種相談事をはじめ、生産者の所得向上や離農抑止、または新規就農者支援等、多岐にわたる課題の中で、積極的な営農指導による支援体制の構築を図る必要があると思うが、考え方を示せ。	市 長
	3 教育行政について	(1) 市内各校には、学校運営協議会が設置され、各種取組や課題、または地域との連携の在り方等についても意見が交わされている。コロナ禍で、学校との連携も希薄になりつつあることが危惧される中、市当局が考える協議会の目指すべき目的や、あるべき姿について考え方を示せ。	市 長 教 育 長
	4 空き家対策について	(1) 市内には多くの空き家が点在し、今も増え続けている。空き家バンクの活用も含め、移住・定住につながるような有効な施策の展開は考えられないか。	市 長
2 小野 広 嗣	1 施政方針について	(1) 自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について 自治体DXを踏まえ、デジタル技術等を活用して、市民の利便性の向上や業務の効率化を図るとあるが、自治体行政においては、「住民基本台帳」など20業務について、国が定めた仕様に基づくシステムの標準化に向けた作業が求められるなど、デジタル化は喫緊の課題である。本市の行政デジタル化推進に向けた取組状況と推進体制について問う。	市 長



質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
3 永田 梓	1 環境行政について	<p>(1) 施政方針で、「市民のごみ出しの機会の充実を図るため、自治会回収日及び市営駐車場集合収集日以外にも資源ごみを出すことができる環境の整備に向けた検討を行う」とあるが、これまでの取組状況及び今後の具体的な検討内容を問う。</p> <p>(2) 資源ごみの売却収益は年間2,000万円近くに上るが、その収益金を活用して、本市で誕生した赤ちゃんや、希望する高齢者へ紙おむつの無料配布を検討できないか。</p> <p>(3) 小・中学生が入学時に購入した制服は、成長期にある中で次第に着用が難しくなり、新たに購入を検討しなければならない場合がある。卒業等などにより着用しなくなった制服の譲渡ができる場を、本市で提供する取組が検討できないか問う。</p>	市長  市長  市長 教育長
	2 動物愛護について	<p>(1) 野良猫を捕獲し、不妊・去勢手術を行い、元の場所に戻す（TNR）活動をされているボランティアの方から、「市からの助成は年間5匹分であり少ない」との声が上がっている。助成金額の増額と、限度額の撤廃はできないか問う。</p> <p>(2) 犬・猫の多頭飼育崩壊が確認された際、市としてどのような対応・対策を行うのか問う。</p> <p>(3) 本市は1,578頭の犬の登録があるが、市民とペットの憩いの場として、ドックランの設置を検討できないか問う。</p>	市長  市長  市長
	3 やっちくふるさと村（道の駅松山）について	<p>(1) あと3年程度で指定管理期間が終了するが、今後は指定管理施設の分散や、一部をテナントとして他の事業者へ貸し出す等の検討ができないか問う。</p>	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 永田 梓	3 やっちくふるさと村（道の駅松山）について	(2) 今後の活用について、多目的広場にオートキャンプ場を整備するとともに、施設の一部をシェアキッチンとして開放する考えはないか問う。	市長
4 稲付洋平	1 施政方針について	(1) 施政方針において、「市民が主体となったまちづくりを推進する」や、「『市民目線』の初心を忘れることなく」とあるが、市民の声をどのように反映させていく考えか問う。	市長
	2 エネルギー施策について	(1) 近隣自治体では、水力発電、風力発電などの自然を生かした再生可能エネルギーの導入に取り組んでいるが、本市への導入計画はないか問う。	市長
5 青山浩二	1 本庁舎移転計画について	(1) 今定例会で議案として上程されている民間ビル購入について、なぜ、事前に市民や議会に説明をし、意見を聞く機会を設けないうまま提案に至ったのか問う。	市長
		(2) 民間ビル購入の提案は、どのような会議を経て、いつの時点で決まったのか問う。	市長
		(3) 庁舎等の在り方検討委員会からの提言をどのように受け止め、民間ビル購入の提案に至ったのか問う。	市長
		(4) 今後の組織機構再編の考え方について問う。	市長
		(5) 今定例会で議案として上程されている志布志市庁舎整備事業基金条例について、予定している積立額及び積立期間を示せ。また、当該基金の活用方法について問う。	市長
6 隈元香穂子	1 産婦人科の誘致に向けた取組について	(1) 令和4年12月定例会において、産婦人科のオンライン診療相談及び対面診療について一般質問したが、現状では具体的な取組が示されていないように見受けられる。現在の進捗状況と今後の対応を問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手	方
6 隈元香穂子	2 志布志港の 利活用促進に ついて	(1) 観光船バースでは、地域活性化につながるようなイベントの開催などみられないが、現状における利用の状況について問う。  (2) 「港のあるまち・志布志」の特色を最大限に生かしたイベントの開催に取り組む考えはないか問う。	市	長
	3 子育て支援 について	(1) 0歳児から2歳児までの保育施設利用者に対して、「手ぶら登園」を支援・導入する考えはないか。	市	長
7 八代 誠	1 港湾行政に ついて	(1) 志布志港の現状について以下を問う。 ① 志布志港の輸出入について。 ② 港湾管理者である県が策定する志布志港湾計画の改定の状況について。  (2) 「みなとオアシス」認定に向けた取組について問う。	市	長
	2 防災行政に ついて	(1) 中山間地域に存在する県営シラス対策事業等で設置された排水施設の維持及び管理について問う。  (2) 本市単独補助事業である「宅地災害復旧作業支援事業補助金」及び「法面防災事業補助金」制度について問う。	市	長
8 小園義行	1 会計年度任用職員制度について	(1) 待遇改善について問う。  (2) 国の期間業務職員に支給されている勤勉手当を支給する考えはないか。	市	長
	2 住宅政策について	(1) 市営住宅の空き家政策の対応について、現状と今後の考え方を問う。  (2) 県営住宅退去時の個人負担に対して、県に見直しをするように要望する考えはないか。	市	長
	3 国保について	(1) 県国保財政安定化基金の運用について、その後の対応はどうなったのか。  (2) 子供の均等割額の独自軽減を図る考えはないか。	市	長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8 小園 義行	4 教育行政について	(1) 施政方針で学校の在り方を考えていきたいと述べている考え方を問う。	市長 教育長
	5 インボイス制度について	(1) 導入（開始）にあたって、水道事業会計、農業集落排水事業会計、学校給食の食材納入業者への影響と対応を問う。	市長 教育長
	6 地域コミュニティについて	(1) 現在、自治会未加入の住民との合意形成の在り方について問う。	市長 教育長
9 南 利尋	1 林道整備について	(1) 伐採作業が終了した林道で、施設の破損が多く見受けられる。徹底した維持管理を図るべきではないか問う。	市長
	2 観光振興について	(1) ダグリ岬ベイサイド構想に対して、どのようなランドデザインが策定されたのか問う。 (2) ダグリ岬周辺を魅力ある観光地として整備するためにも、徹底した環境保全に取り組むべきではないか問う。 (3) 稼ぐ観光の一環として、道の駅整備事業に取り組むべきではないか問う。	市長 市長 市長
	3 環境行政について	(1) SDGsの観点からも、埋立処分場の在り方を検討すべきではないか問う。 (2) 近隣自治体と連携を図り、新たなごみ処理の在り方に取り組むべきではないか問う。	市長 市長
10 戸山 晋司	1 創業支援について	(1) 新年度の創業支援施策について考え方を問う。	市長
	2 学校でのマスク対応について	(1) 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を踏まえて、マスク着用の考え方の見直しについて文部科学大臣から発言もあったが、新年度からの学校生活におけるマスク対応をどのように考えているか。	市長 教育長
	3 子育て支援について	(1) 父親に対する乳幼児指導の実施状況を問う。	市長



質問者	件名	要旨	質問の相手方
11小辻一海	1 権限移譲について	<p>(1) 合併から現在までの本市における権限移譲の推移について問う。</p> <p>(2) 権限移譲を受けた事務内容とメリット、デメリットについて問う。</p> <p>(3) 移譲事務の増加に対する職員体制と専門的な技術研修等の人材育成について問う。</p> <p>(4) 農地転用許可等に関する事務の権限移譲について問う。</p> <p>(5) 浄化槽設置等の届出受理・維持管理指導に関する事務の権限移譲について問う。</p> <p>(6) 権限移譲を受けるにあたっての財源措置について問う。</p>	<p>市長</p> <p>市長</p> <p>市長</p> <p>市長 農業委員会会長</p> <p>市長</p> <p>市長</p>
	2 税の滞納対策について	<p>(1) 令和3年度決算において、市税が減収になっている。具体的な状況を示せ。</p> <p>(2) 滞納状況の分析と滞納縮減への取組について問う。</p> <p>(3) 税・使用料等の滞納を一括して管理する部署を設置して、財政健全化を図る考えはないか。</p>	<p>市長</p> <p>市長</p> <p>市長 教育長</p>
	3 学校給食センターについて	<p>(1) 学校給食センターを8月から民間業者へ委託していくがその理由を示せ。</p> <p>(2) 民間委託となった場合、現在働いている会計年度任用職員の雇用条件、賃金や勤務日数等の処遇について問う。</p> <p>(3) 食材の購入にあたり、地元の生産者や納入業者との連携について問う。</p> <p>(4) 給食の献立作成、食に関する指導について問う。</p> <p>(5) 民間委託にあたっての保護者説明について問う。</p>	<p>市長 教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>
12福重彰史	1 道路行政について	<p>(1) 県道柿ノ木・志布志線弓場ケ尾地区の拡幅改良の計画と見通しを示せ。</p>	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
12福重彰史	1 道路行政について	(2) 県に具体的にはどのような要望・要請を行っているのか示せ。	市長
	2 中学校自転車購入について	(1) 自転車通学生の現状と助成（補助）要件を示せ。	教育長
		(2) 対象者全員を自転車購入の助成（補助）対象にする考えはないか。	市長 教育長
	3 サツマイモ基腐病対策について	(1) 昨年の基腐病の発生状況と、市として行ったまん延防止策を示せ。 (2) 今年のまん延防止対策を示せ。 (3) 土作りのため、堆肥センター（仮称）の設置を検討する考えはないか。	市長 市長 市長
4 有害鳥獣対策について	(1) 被害状況と、どのような対策が取られているか。また、報償金の交付（給付）はどうなっているか示せ。	市長	
	(2) 個体数を減らすため報償金の見直しをする考えはないか。	市長	
13鶴迫京子	1 施政方針について	(1) 「市民のごみ出しの機会の充実を図るため、自治会回収日及び市営駐車場集合収集日以外にも資源ごみを出すことができる環境の整備に向けた検討を行う」とあるが、どのように進めていく考えか。	市長
		(2) 「家庭ごみの分別に支障を来している高齢者、心身障がい者等の負担軽減を図るため、専用袋により排出することができる仕組みを構築し、安心してごみ出しができる環境づくりに努める」とあるが、具体的な方策について問う。	市長
13鶴迫京子	1 施政方針について	(3) 「特別支援学校の誘致については、県の動向を注視し、関係機関と連携を図り、特別支援教育の充実に向けて取り組む」とあるが、今後どのように進めていく考えか。	市長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
13鶴迫京子	2 環境行政について	<p>(1) 高下谷親水公園のトイレや周辺の環境整備について、昨年6月定例会で一般質問したが、その後の検討結果を問う。</p> <p>(2) 良好な生活環境を保全し、市民の安全安心な住環境を守るために、空き家等市内の土地や建築物が適切に利用・管理されるように、条例を定める考えはないか。</p>	市長  市長

## 令和5年第1回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期日：令和5年2月20日（月曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和4年度志布志市一般会計補正予算（第13号）)
- 日程第6 議案第1号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第7 議案第2号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第3号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第4号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第5号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第6号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第7号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 施政方針
- 日程第14 議案第8号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第9号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 志布志市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 志布志市庁舎整備事業基金条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 志布志市母子生活支援施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第13号 志布志市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第14号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第15号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第16号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第23 議案第17号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第18号 財産の無償貸付けについて
- 日程第25 議案第19号 市道路線の廃止について
- 日程第26 議案第20号 市道路線の認定について
- 日程第27 議案第21号 市道路線の変更について
- 日程第28 議案第22号 令和5年度志布志市一般会計予算
- 日程第29 議案第23号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第24号 令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第25号 令和5年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第26号 令和5年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第33 議案第27号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第34 議案第28号 令和5年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第35 議案第29号 令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算
- 日程第36 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第37 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松山支所長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農業委員会事務局長 中 水 忍
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学校教育課長 上 木 勝 憲
生涯学習課長補佐 河 野 尚 仁	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調査管理係長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開会 開議

○議長（平野栄作君） ただいまから、令和5年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と西江園明君を指名いたします。

—————○—————

#### 日程第2 会期の決定

○議長（平野栄作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの33日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から3月24日までの33日間に決定しました。

—————○—————

#### 日程第3 報告

○議長（平野栄作君） 日程第3、報告を申し上げます。  
監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思えます。

—————○—————

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（平野栄作君） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。  
報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。  
報告第1号、専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。  
地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告申し上げます。

令和5年2月3日に、公用車による事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、令和4年11月17日の午後1時15分頃、湧水町丸池公園付近の道路を走行していましたが、転回するため、和解の相手方の所有する住宅付近を通過した際に、車両の右側面が当該住宅の土塀に接触して、これを破損し、また転回した後、同一の場所を再度通過する際に、車両の左側面が当該土塀に再度接触し、これを破損したものであります。

す。

事故の原因は、公用車が周囲の確認を十分に行わず走行したためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の所有する土塀の原形復旧に要する費用25万8,500円を、市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） これはまず、この道路自体が、大型車が通行可能な道路であったのかというのが1点。そして、実際これは公用車ということだけですけれども、何のためのそういう運行がされていたのか、二つ目です。そして、一般的にこういうことが実際にあり得るのかと、行くときに当たったらその時点で止まって、ここに書いてあるように、「周囲の確認を十分に行わず走行した」とありますけど、そういったものが当たった時点でどうだったのかと。その確認がされたら、逆に今度は帰ってきて反対側を損傷するという、こういうことが果たして一般的に考えられるのだろうかという疑問がある。そこについてが3点目です。4点目に、今回のこの損害賠償の専決処分ですけど、当局として公用車を運転する際、この事案から何を教訓として得たのか、そういった議論があったのかということについてお願いをしたいと思います。

○有明支所長（北野 保君） バスの管理につきましては、地域振興課で行っておりますので、私のほうで答弁をさせていただきたいと思えます。

事故の詳細でございますけれども、これにつきましては、高齢者学級の視察研修で、湧水町の丸池公園のほうに出向かれたということでございます。その後、丸池公園になるべく近い場所ということで、駐車場の入口付近の道路上で、引率者及び生徒の皆さんを全員降ろしまして、その後、方向転換を行うために空き地を探そうということで前進をいたしましたけれども、道路が次第に狭くなりまして、さらに後方からほかの車が来たということで、前進を続けられたということでございます。後方の車につきましては、途中の交差点で右折し、この右折されたところは高さ制限がありまして、大型車は右折できない交差点でございます。そこで後方の車についてはいなくなりましたけれども、前方に空き地のような敷地がありまして、そこで一旦Uターンを試みたのですが、敷地が狭くUターンができなかったと。さらに前進を続けまして、当該被害者の住宅の土塀があるT字路に差しかかったところでございます。そのまま前進をしましたところ、バスの右側が土塀に接触いたしました。当該被害者宅に事故の報告をいたしまして、庭先でUターンをさせていただき、元来た道から帰ろうといたしましたけれども、同じ土塀に今度はバスの左側の側面をこすり、土塀の被害もさらに拡大をしてしまったという状況がございました。

事故の原因といたしましては、Uターンする場所を探すために道路が狭くなるにもかかわらず、前進を続けたということにあります。冷静に考えますと、最初に生徒の皆さんを降ろした自家用車専用の駐車場の入口で、Uターンすることが一番の方法であったと考えますけれども、その判断を間違えてしまったということでございます。

今後の対応につきましては、シルバー人材センターのほうでも運転手を採用する際に、シルバ



一人材センターの職員の方が同乗をいたしまして、チェックシートに基づいて適性判断をしております。また、運転当日には事故等に気を付けるよう注意喚起を行いまして、安全運転に気を付けるように指導はしてございましたけれども、市としても今回の事故を受けまして、今後は例年7月に市で実施しております安全運転講習会を受講していただくよう、協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

一般的にこういった事故はなかなか起きにくいと思いますけれども、私どももさらに注意喚起をしながら、シルバー人材センターとも直接話をして、今後このような事故が起きないように指導はしたところでございます。

**○市長（下平晴行君）** 4点目の教訓というようなことでありました。これは、課長が今説明したとおりであります。この事故については、私も確認をしてちょっと考えられない事故だと思ったところでありますので、今課長のほうで、シルバー人材センターのほうにもしっかりと指示をして対応するよという話をして、二度とこういうことを起こさないよというこでの内部での協議と申しますか、公用車の取扱いについての取組、考え方をしっかりしてほしいと、自分の車ではないと、公用車という考え方で取扱いということをさらに意識を持って、運転してほしいということでもあります。

**○19番（小園義行君）** このマイクロバスが大型になるのかどうか、それはそちらにしか分かりませんが、基本的にその運転をする、私も運転します、間違いをしたり違反をしたり、無意識のうちに起こしますよね。そういったことからしたときに、シルバー人材センターの人が悪いかそういうことを私は言っているのではなくて、車を運転するとしたときに、私たち議員も含めてという意味ですよ。当局は、正規職員だろうが会計年度任用職員だろうが、シルバー人材センターにお願いするいろんなそういう形だろうが、この事故からこういった教訓を導き出したのかと、そのことが一言もないではないですか。「今後はこう対応します」と、これは基本的に何か一回でもこの事例で、みんなで「まずいね」とか、「何が足りなかったのか」と、そういうのを実際にやったのかと。私はこれを、普通に全く議員でない人に見せたら、「こんなことどうか」と「あり得ない」という判断をされました。行くとき当たって、帰りも当たると、大体その道路自体がどうだったのかというそういったことも、大型車が通行可能なのか、そういった普通車とは全然違いますよ。そういうことと、市の公用車を運転するときの教訓として、どういうものを導き出したのかと、その運転をされる人も間違いはあるでしょう、私もそうですよ。だから、そこから何を導き出したのかとその答えを聞いて、職員も会計年度任用職員も委託を受けるそういった方々も、「今後はこうだね」というのを、きちんとやはりやるべきだという思いから、こういった教訓を引き出したのかと、そこをちょっとお聞きします。

それと、大型車が通行可能な道路だったのか、それが駄目だったら道路交通法違反なんですよ、これ。そういったものも含めてちょっと答弁していただきたい。

**○市長（下平晴行君）** これは議員がおっしゃるとおりでありまして、内部でも先ほど言いましたように、公用車の取扱いについて、しっかりと対応しなければならないというようなことで、

この指導する立場であるのが副市長でございますので、副市長のほうでも職員の公用車取扱いについての指示をしておりますので、説明をさせます。

○有明支所長（北野 保君） 大型車が通行可能かどうかというところだと思うんですけども、一応大型車については、入口のところで「大型車については通行注意」という看板はあったのですけれども、完全な通行禁止という表記はございませんでした。

現場検証につきましても、警察の方が立会いされ、その場で交通違反等の処分についてはなかったところでございます。

以上です。

○副市長（溝口 猛君） この件につきましてもそうですが、市のほうでは安全運転管理者の協議をしております。公用車の運転につきましても、職員が乗るとき、安全運転6則というのがございます。例えば、同乗者がいれば、降りて後方確認をすとかいうのがございます。この件につきましても、大型車両につきましても職員が直接運転するというわけではないわけですが、市のマイクロバスにつきましても、大型の免許が必要ということで、シルバー人材センターに派遣を要請しているという流れでございます。

先ほど市長が答弁しましたとおり、シルバー人材センターのほうに、「派遣する職員の運転技術の向上をぜひしてくれ」というお願いはしているところでございますが、今後につきましては、市のマイクロバスの運転につきましても、例えば市で直接運転手を雇って運転していくか、今までどおりシルバー人材センターにお願いしてやっていくのか、このことにつきましては、今市長とも協議中で、その方向性については、また結論を出したいというふうに思っております。

○有明支所長（北野 保君） 今回は、たまたま生徒の方々は、事故が発生する前に全員降りていらっしやいましたので、ケガ人等はなかったのですけれども、今後はやはり生徒さんの安全等も守るために、道路等をしっかりと確認をして対応をするということで、今後はやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分についての報告を終わります。

—————○—————

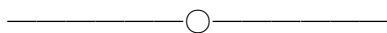
○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第5、承認第1号から日程第12、議案第7号まで、以上8件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から議案第7号までの8件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



**日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度志布志市一般会計補正予算（第13号））**

○議長（平野栄作君） 日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、ふるさと納税推進事業の実施に伴い、緊急に令和4年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和4年12月26日に、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第13号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19億7,166万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ333億1,592万8,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の寄附金の特定寄附金は、ふるさと納税の増加見込みにより、ふるさと志基金寄附金を13億円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金金の基金繰入金は、ふるさと志基金繰入金を6億7,166万6,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、ふるさと志基金寄附金の増加見込みにより、積立金を13億円増額しております。

予算書は8ページ、付議案件資料は4ページをお開きください。

商工費の観光費は、ふるさと納税推進事業を6億6,017万1,000円、寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請受付事業を1,149万5,000円、それぞれ増額しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。



#### 日程第6 議案第1号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第14号）

○議長（平野栄作君） 日程第6、議案第1号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第14号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、産地生産基盤パワーアップ事業、ごみ収集運搬・処理業務委託事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第1号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第14号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算から2億1,009万6,000円を減額し、予算の総額を331億583万2,000円とするものでございます。

補正予算書の6ページをお開きください。補正予算説明資料は1ページから2ページでございます。

第2表の繰越明許費でございますが、繰越理由につきましては、その事業の性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みがあるため、窓口フロア用UPS更改業務委託事業ほか13件、総額12億197万7,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

なお、詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

予算書は7ページ、予算説明資料は3ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間を定め、限度額を1,827万5,000円と定めるものであります。

予算書の8ページになります。

第4表、地方債補正でございますが、各種事業の追加及び事業の実績等により、起こすべき地方債の額に変更が生じたことから、総額で2,700万円減額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の11ページから14ページの1款、市税は、課税額の決定等により、総額で9,103万8,000円増額しております。

19ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、教育費国庫補助金は、こどもの安心・安全対策支援事業の計上や事業実績等に伴い、総額で28万8,000円減額しております。

22ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金は、県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業費補助金の計上や事業実績等に伴い、総額で2,810万3,000円増額しております。

4目、農林水産業費県補助金は、産地生産基盤パワーアップ事業の増額や事業実績等に伴い、総額で3億7,660万1,000円増額しております。

25ページをお開きください。

17款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金は、今年度から基金の一括運用を開始し、これを元手として債券を購入したことに伴い、配当金が生じたこと等から、総額で652万8,000円増額しております。

予算書の27ページ、説明資料は4ページをお開きください。

18款、寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金等、総額で728万7,000円増額しております。

28ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金は、事業の実績等に伴い、総額で3億9,909万4,000円減額しております。

31ページから32ページかけてですが、22款、市債は、事業の実績等に伴い、総額で2,700万円減額しております。

次に、歳出予算でございますが、事業の実績又は実績見込みによる事業費の減が主なものとなっております。

予算書は36ページ、説明資料は10ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、事業実績に伴い、地方公共交通対策事業を324万5,000円増額しております。

予算書の44ページ、説明資料は25ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、令和3年度の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を214万2,000円計上しております。

予算書の45ページ、説明資料は27ページをお開きください。

2目、障害福祉総務費は、令和3年度の負担金事業等の実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を2,343万5,000円計上しております。

予算書の47ページ、説明資料は32ページをお開きください。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、令和3年度子ども・子育て支援交付金事業等の実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を3,587万7,000円増額しております。

予算書の48ページ、説明資料は35ページをお開きください。

3項、生活保護費、1目、生活保護総務費は、令和3年度生活保護費等国庫負担金及び生活困窮者就労準備支援事業等国庫補助金の実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を8,632万円計上しております。

予算書は49ページ、説明資料は40ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金及び令和3年度疾病予防対策事業費等補助金の実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を628万円1,000円計上しております。

予算書の51ページ、説明資料は22ページをお開きください。

2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、ごみ処理業務に係る処理量の増加に伴い、ごみ収集運搬・処理業務委託事業を1,161万8,000円増額しております。

予算書の53ページ、説明資料は42ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、農業収入保険への加入者の増加に伴い、農業経営収入保険加入推進事業を228万9,000円増額しております。

予算書の54ページ、説明資料は46ページをお開きください。

5目、茶業振興費は、海外で需要の高い抹茶の原料であるてん茶の生産量を増加させ、収益性の向上を図るため荒茶加工施設を整備する産地生産基盤パワーアップ事業を5億365万円計上しております。

予算書の61ページ、説明資料は61ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、県営事業負担金の事業費増などに伴い、道路新設改良事業を200万円増額しております。

予算書の80ページをお開きください。

14款、予備費は、今回の財源調整のため2億4,795万2,000円増額しております。

以上が、補正予算（第14号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第2号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第2号、令和4年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、令和4年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,447万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億2,482万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税を700万円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を572万6,000円、出産育児一時金等繰入金を140万円減額する等とし、合計で715万8,000円減額するものであります。

11ページをお開きください。

歳入の諸収入の雑入の納付金は、一般被保険者第三者納付金を115万6,000円増額するものであります。

15ページをお開きください。

歳出の保険給付費の出産育児諸費は、出産育児一時金等を210万円1,000円減額するものであります。

19ページをお開きください。

歳出の保健事業費の特定健康審査等事業費は、健康診査委託料等を790万円減額するものであります。

22ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金は、国庫補助等返還金を6,836万9,000円増額するものであります。

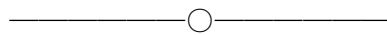
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。  
お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第8 議案第3号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（平野栄作君） 日程第8、議案第3号、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,286万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億7,237万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を1,400万円、普通徴収保険料を2,600万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を710万1,000円減額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を3,294万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。



[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第9 議案第4号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（平野栄作君） 日程第9、議案第4号、令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,945万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億6,215万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金を2,119万9,000円増額、地域支援事業交付金を586万4,000円減額する等とし、合計で1,860万5,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を7,115万円、地域支援事業支援交付金を98万2,000円減額するものであります。

9ページを御覧ください。

歳入の県支出金の県負担金は、介護給付費交付金を1,752万5,000円減額するものであります。

15ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護サービス等諸費は、地域密着型介護サービス給付費を2,000万円、施設介護サービス給付費を4,000万円減額する等とし、合計で4,000万円減額するものであります。

16ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護予防サービス等諸費は、介護予防サービス給付費を1,200万円減額、地域密着型介護予防サービス給付費を300万円増額し、合計で900万円減額するものであります。

17ページをお開きください。

歳出の保険給付費の特定入所者介護サービス費を1,400万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第10 議案第5号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

○議長（平野栄作君） 日程第10、議案第5号、令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、令和4年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ362万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億55万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を438万6,000円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費の一般管理費は、施設管理業務委託料等を213万2,000円減額するも

のであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第11 議案第6号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）

○議長（平野栄作君） 日程第11、議案第6号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ14万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億769万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を343万4,000円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の諸収入の雑入は、公有建物災害共済金を328万9,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の管理費は、施設管理備品の購入費を14万5,000円減額し、国民宿舎等積立基金の積立金を4,000円増額し、合計で14万1,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第12 議案第7号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第12、議案第7号、令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億7,418万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億106万円とするものであります。

まず、地方債補正につきまして説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正であります。地域開発事業の事業費の確定により、地方債の額に変更が生じたことから、限度額を1億5,000万円減額しております。

続きまして、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の繰入金は、工業団地整備事業積立基金繰入金を2,353万7,000円減額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の市債の商工債は、地域開発事業債を1億5,000万円減額するものであります。

11ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、工事請負費等を1億7,343万7,000円減額するものであ

ります。

12ページをお開きください。

歳出の公債費の利子は、地方債償還金を1,006万円、一時借入金利子を29万9,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定しました。



### 日程第13 施政方針

○議長（平野栄作君） 日程第13、施政方針を議題とします。

市長の施政方針に関する説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 本日ここに、令和5年第1回志布志市議会定例会の開会にあたりまして、市政運営についての基本的な考え方を明らかにしますとともに、令和5年度における主要施策の概要について説明を申し上げます。

市長任期の2年目を迎えるにあたって、所信表明でお示した「市民が主役のまちづくり」を基本に、誰一人取り残さないまちづくりを目指し、市民目線で市民の立場に立つという方針の下、顧客満足度志向・オンリーワン・成果主義・先手管理の四つの行政経営指針を基軸として、市民の皆様「あたえたいこと（挨拶・態度・笑顔・対応・一生懸命・言葉・徳）」を職員一人ひとりが意識し、その能力を最大限に発揮することで、多様化する市民ニーズへの対応と行政運営の効率化を図ってまいります。

志布志港や広域道路網の整備による物流の効率化や地域活性化が期待されるとともに、先人たちが守り築き上げてきた歴史や文化財の活用など、本市には限りない可能性が秘められています。その可能性を最大限に引き出すため、最善を尽くしてまいります。

志布志市の新しい未来を切り拓いていくためにも、様々な地域課題に対し臆することなく、果敢に挑戦してまいります。

職員一人ひとりが使命感を持ち、持てる力を存分に発揮し、私自身が先頭に立って、市民の皆

様に信頼される市政の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から3年が経過し、市民の皆様の御協力をいただきながら、幾つもの感染の波を乗り越えてまいりました。心から感謝申し上げます。

引き続き、感染症の拡大防止と社会経済活動の維持との両立が、持続可能なものとなるよう全力で取り組んでまいります。

一方で、国におきましては、感染の動向を踏まえながら、新型コロナウイルスとの併存、いわゆるwithコロナに向けた新たな段階への移行を進めており、感染症法上の位置づけにつきましても、5月8日から季節性インフルエンザ等と同じ「5類」へ移行する方針を決定したところであり、これに伴い、今後は、これまでの各種政策や措置の見直しを行うための具体的な方針が示されることから、これらの国の動向を注視し、市民生活や地域経済への影響にも留意しながら、機動的かつ弾力的に対応してまいります。

第2次志布志市総合振興計画後期基本計画の2年目を迎え、各施策を着実に推進するとともに、所信表明で示した八つの政策ビジョンにつきましても、引き続きその実現に向けて、関係課で相互に連携し、総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

地方への人の流れの創出、デジタル化の推進や脱炭素社会の実現をはじめ、社会情勢の変化に積極的に対応し、魅力ある地域を創っていくことが重要であり、さらなる地方創生の推進を図るため、全庁的に取り組んでいく必要があります。

国におきましては、デジタル田園都市国家構想基本方針を策定し、デジタルの力を活用して、人口減少、少子高齢化や過疎化・東京圏への一極集中など地方の社会課題を解決し、魅力を向上させることを通じて、地域活性化を図ることとされました。

本市においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、これまで地方創生に積極的に取り組んできたところであり、これらの取組をデジタルの力を活用して、さらに発展させていく必要があるとともに、自治体DXを踏まえ、デジタル技術等を活用して、市民の利便性の向上や業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。

このようなことから、これらの国の動向に迅速に対応するための体制を構築するとともに、地域コミュニティ協議会や自治会の地域活動等への支援体制の強化を図るため、企画政策課を「総合政策課」と「コミュニティ推進課」に再編し、より効果的な施策の推進を図ってまいります。

持続可能な開発目標SDGsの理念である誰一人取り残さない社会の実現を目指し、各施策を着実に推進することにより、本市の将来都市像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向けて、全力を挙げて取り組んでまいります。

これらの市政運営にあたりましては、一つの課だけでは解決できない課題も多いことから、庁内横断的に連携し、情報共有を図り、全課で取り組んでまいります。

現場主義の徹底を図り、多くの現場に出向き、その実態を把握し、その課題を解決するための

施策の実現に向けて、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

次に、令和5年度の予算編成につきまして申し上げます。

地方交付税が一本算定となり、国・県補助金負担金の廃止、縮減等、歳入の伸びは期待できない一方で、高度経済成長期に集中して建築された公共施設等の老朽化により、大規模改修、修繕等に多額の費用が見込まれることから、さらに厳しい財政運営が続くことが予想されます。

これらのことを踏まえた上で、令和5年度の予算編成にあたりましては、引き続き「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針として、事務事業優先度評価を行い、所期の目的を達成した事業の廃止を前提に、整理・統合・縮減を徹底し、継続して実施する事務事業につきましても、ゼロから積み上げるなど、事業の優先度をしっかりと見極め、より効果の高い事業に重点的に取り組み、厳しい財政状況の中にあっても、地方への人の流れを創出するための施策である奨学金返還支援事業や志布志東部地区エリア計画策定事業、DXを推進するための施策であるAIチャットボット導入事業や電子図書館導入事業、脱炭素社会の実現のための施策である公共施設等への太陽光発電設備等導入調査支援事業や有明庁舎照明LED化事業、志布志港の利活用の促進を図るための施策である輸出促進支援・志布志港PR活動事業その他各種施策を積極的に推進するための予算として編成しました。

その結果、令和5年度の一般会計予算の規模は、274億円となり、前年度肉付け予算と比較し、2.4%の増、過去最大の予算規模となったところであります。

職員一人ひとりが徹底したコスト意識の下、国・県等の動向にも的確に対応しつつ、持続可能な財政基盤を構築するため、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組んでまいります。

以下、主要施策の概要につきまして、第2次志布志市総合振興計画のまちづくりの基本目標に沿って、順次説明を申し上げます。

基本目標1は、「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちです。

志布志港の整備・機能充実につきましては、国際バルク戦略港湾の早期供用開始や原木流出防止等の安全対策及び幹線貨物を取り扱う岸壁の耐震化の早期事業化についての要望活動を行ってまいります。

新若浜地区国際コンテナターミナルの岸壁延伸部80mの供用開始、広域道路網の整備促進や小口混載貨物輸出サービスの開始など、志布志港を取り巻く物流機能が大きく進展していることから、この好機を最大限に生かすためにも、コンテナ貨物取扱量についてはコンテナターミナル年間蔵置能力の12万TEUを目指すとともに、国内外に向けて志布志港のPRや助成制度を周知し、官民一体のポートセールス活動や農林水産品・食品の輸出促進に積極的に取り組んでまいります。

国内物流においても、昨年12月にRORO船の新造船が就航するなど、モーダルシフトの受皿としての役割が一層高まっていることから、RORO船及びフェリーさんふらわあに関するPR活動を行ってまいります。

志布志港の利用促進と企業誘致を一体的に推進するため、港湾商工課に「みなと振興室」を設置し、南九州地域の物流拠点として、志布志港のさらなる発展に向けて取り組んでまいります。

東九州自動車道につきましては、昨年10月に油津・夏井道路（県境～夏井間）の着工式が開催され、残りの県境から志布志間の整備が大きく前進することが期待されることから、引き続き公共用地先行取得制度を活用し、事業区間の用地取得に取り組むとともに、全線開通に向けて、関係団体等と連携し、未事業区間の南郷～奈留間の早期事業化を要望してまいります。

都城志布志道路につきましては、全延長の約80%が供用され、令和6年度中に都城～乙房間が供用予定であり、志布志道路におきましては、現在、橋梁工事等が進められております。

引き続き、防災・経済・医療の道として、関係機関等に早期の全線供用を要望してまいります。

このように、高規格道路の整備が着々と進む中、東九州自動車道と都城志布志道路を結ぶ曾於志布志道路につきましては、さらなる物流の効率化や利便性の向上が図られ、大規模災害時の支援物資等の輸送におけるダブルネットワーク化が期待されることから、関係機関等に早期事業化を要望してまいります。

基幹道路の整備につきましては、国道220号の歩道、交差点改良等の整備促進や県道の採択路線の早期完成に向けて、積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正を図ってまいります。

市道整備につきましては、交付金事業を活用し、安楽線、一丁田宇都鼻線等の歩道整備を実施するとともに、整備が急がれる都城志布志道路沿線の市道整備、東九州自動車道夏井インターチェンジへのアクセス道路等の整備を計画的に実施してまいります。

地域公共交通につきましては、地域公共交通計画に基づき、地域の特性や現状・課題を踏まえ、交通事業者、関係団体等と連携し、持続可能な旅客輸送サービスの提供の確保に努めてまいります。

予約型乗り合い送迎サービス「チョイソコしぶし」は、法改正に伴い、今年度から法定協議会である志布志市地域公共交通活性化協議会が実施主体となり、国庫補助金を活用して運営することからも、事業実施に係る支援を行うとともに、市民の誰もが利用できる公共交通の一つとして、さらなる認知度の向上と利用促進を図ってまいります。

地域公共交通の核である路線バスを取り巻く環境は、新型コロナウイルスの影響による利用者の減少、原油価格の高騰や運転手不足など、年々厳しくなっており、運行にあたっては沿線市町の負担が増加していることから、バス路線の見直しを含め、今後の地域公共交通の在り方を大隅4市5町で協議してまいります。

地域課題に応じた計画的な整備につきましては、東九州自動車道や都城志布志道路の供用開始による広域交通網の変化に伴い、都市計画道路の見直しを行うとともに、都市計画区域内の現況を把握するため、都市計画基礎調査を行い、今後の都市計画に係る施策の計画的かつ総合的な推進を図ってまいります。

都市下水路につきましては、都市下水路流域調査を行うとともに、台風や集中豪雨などの自然災害に対応するため、都市下水路の施設の補修を行い、適切な管理に努めてまいります。

空き家対策につきましては、管理不全な空き家の所有者及び管理者に対して助言・指導等を行うとともに、引き続き危険廃屋の解体及び撤去に係る費用の補助を行い、市民の安全・安心な住



環境の確保を図ってまいります。

情報通信技術の活用につきましては、公共施設等に設置している公衆無線LANの機器更新により、受信エリアを拡大し、ICTによる利便性の向上を図ってまいります。

基本目標2は、自然や風土と共生する安心で豊かなまちです。

住環境の整備につきましては、志布志市住生活基本計画に基づき、木造住宅の耐震改修や危険ブロック塀の撤去、止水板の設置など、住宅リフォーム助成事業を活用し、安全で安心して快適に生活できる住環境の整備に努めてまいります。

移住や交流の促進につきましては、U・Iターン者の住宅の購入や東京圏からの移住に対する支援、定住促進住宅用地の分譲、空き家バンク制度等一体的な取組を行うことにより、移住・定着の促進を図ってまいります。

移住交流支援センター「エスプラネード」を中心としてワンストップでの相談支援や移住体験ハウスの提供を行うとともに、移住希望者の交流と仕事に係る循環をより一層推進するため、地域おこし協力隊の募集や活動支援について、主体的な実施体制を構築してまいります。

出会いサポート事業や交流イベント等を通じ、若い世代の出会いの場を創出するとともに、新婚世帯への経済的支援のさらなる拡充を図り、安心して結婚できる環境の整備に努めてまいります。

将来の地域を支える人材を育成するため、市内高等学校のバス通学や各種検定の受検を支援するとともに、地域に誇りを持ち、地域に根づくような探求的な学びの機会の創出を支援してまいります。

民間事業者等提案制度等を通じて企業等との連携体制を積極的に構築し、パートナーシップの下、地域や地域の人々との多様な関わりを深めることにより、関係人口の創出・拡大を図ってまいります。

少子高齢化により人口減少が急速に進行する中、人口流出と若者の移住定着の対策として、奨学金の貸与を受けて進学した若者の奨学金返還を支援することにより、U・Iターンを促進し、本市への定着を図ってまいります。

生活道路の整備・保全につきましては、舗装個別施設計画に基づき、計画的な舗装修繕を行い、誰もが安全で快適に利用できるよう市道の維持管理に努めてまいります。

公園・緑地の整備につきましては、大浜緑地に飛び出し防止柵を設置するとともに、都市公園が誰もが利用しやすい市民の憩いの場となるよう、施設の整備を図ってまいります。

良質で安定した水の供給につきましては、水道施設の適切な管理を行い、市民の安全性とライフラインを確保するとともに、持続可能な水道事業の運営に努めてまいります。

再資源化の推進につきましては、使用済紙おむつの再資源化の実現に向けて、引き続きモデル地区の回収等を実施するとともに、希望する自治会に対して専用ボックスを整備し、資源の地域内循環を確立するための取組を推進してまいります。

市民のごみ出しの機会の充実を図るため、自治会回収日及び市営駐車場集合収集日以外にも、

資源ごみを出すことができる環境の整備に向けた検討を行ってまいります。

家庭ごみの分別に支障を来している高齢者、心身障がい者等の負担軽減を図るため、専用袋により排出することができる仕組みを構築し、安心してごみ出しができる環境づくりに努めてまいります。

生活排水の適正な処理の推進につきましては、今年度から農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、中長期的な視点で適切な経営に努め、生活環境の保全を図ってまいります。

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進につきましては、2030年度の温室効果ガス排出量の国の目標以上の削減等に取り組むため、昨年12月に「世界首長誓約」に署名しました。

今後は行動計画を策定し、市民、事業者及び行政が一体となって、温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいります。

地球温暖化対策の推進につきましては、公共施設等への太陽光発電設備等の導入を計画的に推進するための調査を行うとともに、有明庁舎の照明のLED化や小・中学校施設の照明のLED化の検討、公用車の電気自動車導入など、積極的に取り組んでまいります。

生物多様性の保全につきましては、生物多様性センターを拠点として、自然環境や生物多様性の状況を調査し、情報の集積と管理を行うとともに、市民の誰もが生物多様性の重要性を理解し、行動するための普及・啓発に取り組んでまいります。

消防体制の強化と消防用設備等の充実につきましては、地域防災力の要となる消防団員を確保するとともに、研修、訓練等により消防団員の資質向上に努め、併せて、車両、資機材等の充実を図ってまいります。

消防団員の世代交代が進む中、消防自動車を運転できない消防団員の割合が高くなっていることから、消防団員の準中型免許や中型免許の取得に要する経費の一部を助成し、安定した消防団活動に資するための支援を行ってまいります。

防災・減災対策の充実につきましては、近年多発する自然災害の対応に万全を期すため、気象に関する情報等の収集を的確に行い、市民の迅速かつ円滑な避難行動につながるよう、早めの避難情報の発令を実施するとともに、指定避難所への看板設置を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、十分なスペースを確保した避難所の開設に努めてまいります。

豪雨等により宅地内に流入した土砂等の撤去を速やかに実施するため、宅地災害復旧作業支援事業に取り組み、市民生活の安定を図ってまいります。

津波対策につきましては、円滑な避難に資するため、標高表示板の増設や更新、津波緊急退避ビルの看板設置を行うとともに、地震津波避難訓練の実施、出前講座の開催等により、市民の参画を高め、災害対策本部の体制や各防災関係機関の連携を強化し、市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

法面防災対策につきましては、国・県の補助事業の対象にならない宅地の法面防災工事に係る経費の一部を補助し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

交通安全対策の充実につきましては、高齢運転者の事故防止を図る観点から、警察及び交通安

全協会との連携の下、交通安全教室、出前講座等を開催し、交通安全意識の向上を図るとともに、運転免許証自主返納支援事業の実施により、運転に不安を感じている高齢者の自主的な免許証返納を推進してまいります。

また、道路反射鏡、ガードレール等の交通安全施設の整備及び老朽化した施設の適正な維持管理に取り組んでまいります。

防犯対策の充実につきましては、警察及び防犯協会との連携の下、うそ電話詐欺、特殊詐欺等の被害防止広報、地域安全パトロール、出前講座等を実施し、市民が安心して生活できるよう努めてまいります。

自治会等による防犯街灯の新設・更新・修繕に対して助成することにより、全ての防犯街灯のLED化を目指すとともに、夜間の防犯及び安全確保を図ってまいります。

また、消費者トラブルを未然に防ぐため、市報へ最新事例を掲載し、出前講座を実施するとともに、消費生活相談員による専門的な見地からの相談対応により、被害の低減に努めてまいります。

基本目標3は、大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまちです。

雇用・就労の支援対策につきましては、就職合同説明会への地元高校生の参加を促進しながら、地元企業の認知度向上と人材の確保に努めてまいります。

企業誘致の推進につきましては、これまでの企業訪問等の取組に加え、新たに「企業立地フェア」へ出展し、事業用地、国内外航路、各種支援制度等の積極的なPRを展開するとともに、企業の人材不足の解消を図るため、企業の魅力発信を支援し、雇用の確保につながるよう取り組んでまいります。

工業団地につきましては、広域道路網や志布志港の整備促進に伴う物流アクセスの優位性の周知を図り、臨海工業団地4工区の早期分譲に向けて、事業の推進を図ってまいります。

企業からの事業用地の引き合いに対応するため、新たな工業団地となる候補地を選定し、立地環境の整備を進め、企業立地の促進を図ってまいります。

担い手の育成・確保につきましては、農業公社等の研修事業や親元就農で新たな担い手の確保を図るとともに、法人との担い手育成・確保に関する連携協定の締結に伴い、農業研修機関をさらに拡大し、受け入れ先及び関係機関との協力体制を強化することにより、多様な担い手の育成・確保に努め、農業振興及び地域活性化を図ってまいります。

農業の振興につきましては、本市の基幹産業である農業は、高齢化、担い手の減少、後継者不足に加え、農業用資材等の高騰による経費の増加等、様々な課題が山積しており、その解決を図るため、「(仮称)農業サポートセンター」を設置し、新規就農、農業経営等の相談に対応する窓口として、専門家や関係機関との連携により、状況に応じた相談支援体制の整備を図ってまいります。

また、国の策定した「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、地域の実情に合わせた本市独自の計画を策定したところであり、この計画に基づき、関係団体と連携し、有機農業の推進や環境

負荷軽減等の取組を推進してまいります。

昨今の原油高騰対策として、省エネルギー化と経営の安定化を図るため、産地生産基盤パワーアップ事業を活用し、ヒートポンプの導入を支援するとともに、施設園芸セーフティネット構築事業により、コスト低減を図ってまいります。

その他、様々なリスクから農業経営を守るため、引き続き収入保険制度への加入を推進し、安心して農業生産に専念できる環境の整備に努めてまいります。

サツマイモ基腐病につきましては、対策の基本である病原菌を「持ち込まない、増やさない、残さない」ことに重点化して取り組んできたところであり、その結果、令和4年産においては被害が減少傾向にあることから、引き続き生産者、関係団体等と連携し、防除対策、排水対策、土層改良等に総合的に取り組み、産地の維持及び経営の継続を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、捕獲件数は増加傾向にあり、依然として、農作物への被害が甚大で、近年は住宅地での目撃情報も多く寄せられ、環境被害も増えております。市猟友会と連携し、個体数の抑制を図るとともに、電気柵や地域での防止柵の設置など、「個体数を減らす、侵入を防ぐ、寄せ付けない」取組を推進し、鳥獣害に対する地域住民の意識高揚と被害の低減に努めてまいります。

茶業の振興につきましては、生産コストの縮減及び収益性の向上を図るため、国・県の補助事業を活用し、設備の導入及び有機栽培への転換の支援に取り組んでまいります。

消費者ニーズの変化により販売価格が低迷するなど、依然として厳しい販売環境が続いていることから、「しぶし茶」のブランド力の向上を図るための第三者認証の取得支援、各種品評会への出品支援、情報発信等に積極的に取り組んでまいります。

農産物の輸出拡大につきましては、国、県及び輸出事業者と連携し、海外ニーズ、商談会等の情報の収集・提供に努めてまいります。

畜産の振興につきましては、畜産経営の維持・拡大を図るため、国内外における伝染病侵入防止に向け、定期的な啓発と消毒薬等の一部助成により自衛防疫の意識向上に取り組んでまいります。

5年後に北海道で開催される全国和牛能力共進会への出品を目指し、若手農家を中心とした育成技術向上等に取り組んでまいります。

戸数減少等による生産基盤の脆弱化が懸念される中、国の畜産クラスター事業を活用し、生産基盤の維持・拡大を図ってまいります。

全国和牛能力共進会への取組や家畜伝染病対策の強化を図るため、農政畜産課に「畜産振興室」を設置し、さらなる畜産の振興を図ってまいります。

林業の振興につきましては、森林保全に対する意識の高揚や木材の安定供給による所得の向上を図るとともに、森林組合等と連携し、志布志市森林整備計画に基づく取組の充実や施業の集約化を推進してまいります。

森林環境譲与税につきましては、林道等の補修及び通行に支障のある樹木等の伐採など、有効

な活用を図るとともに、引き続き経営管理の行われていない森林の経営管理権を取得して、森林の適正な管理を推進してまいります。

林道整備につきましては、林道の適切な管理に努め、機能維持を図り、木材生産量の拡大につながる路線整備を図るとともに、林道御在所岳線の用地取得・立木補償を進め、計画的に工事着手できるよう取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、イワガキ、ヒオウギガイ等の安定した出荷体制の構築を図り、本市の海産物の魅力を発信するとともに、取引先の新規開拓やふるさと納税返礼品としての活用を図ってまいります。

夏井漁港につきましては、10年計画で行っている水産物供給基盤機能保全事業による防波堤の長寿命化対策事業に取り組むとともに、引き続き漁協、関係機関等と連携し、施設の保全を図ってまいります。

畑地かんがいの推進につきましては、土地改良区と連携し、畑地かんがい施設を適切に維持管理しつつ、長寿命化を図るとともに、さらなる水利用の普及拡大及び畑作物の収益性の向上を図ってまいります。

ほ場整備の推進につきましては、経営体育成基盤整備事業の上門地区は、区画整理工事とパイプライン施工を中心に事業を進めており、農地環境整備事業の蓬原中野地区ほ場整備は、迫田換地区の区画整理工事に着手したほか、開田換地区の配分案の公表を行いました。

今後も、関係機関と連携し、地元関係者の協力を得た上で、事業の早期完成に向けて取り組んでまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、現在、23組織が約1,620haの農地及び農道・用悪水路などの地域資源の保全管理に資するため、農家と地域住民との共同活動により、農村の多面的機能の維持・発揮に取り組んでいるところであり、持続可能な地域資源や農村環境を次世代に引き継ぐためにも、関係機関と連携し、適切な保全管理に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、4月1日から施行する志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

創業者への支援事業を見直し、市内で開業する全ての方を対象とする商工業開業支援事業を実施し、本市での開業を促進することにより、地域経済の活性化を図ってまいります。

引き続き、新型コロナウイルス感染症等の影響を注視しつつ、withコロナに向けた経営力の強化及び地域経済の活性化を図るための施策への重点化を図ってまいります。

観光の振興につきましては、第2次志布志市観光振興計画に基づき、「稼ぐ観光」の実現に向けて取り組んでまいります。

観光入込客の増加を図るため、貸切バスを使用した教育旅行及び企画旅行に助成を行うとともに、観光特産品協会と連携し、これまでに造成した体験型観光ツアーの魅力や満足度の向上を図ってまいります。

ダグリ岬公園周辺等整備事業につきましては、ダグリ岬ベイサイドパーク構想の下、民間活力を導入し、ダグリ岬一帯のエリア開発を図るとともに、ダグリ岬の持つすばらしい景観を生かし、魅力ある観光地づくりに取り組んでまいります。

特産品のPRと販路拡大につきましては、観光特産品協会及び東京駐在所との連携を強化し、首都圏や近隣県における認知度向上を図るとともに、志布志港の利活用を含めた海外販路を開拓するため、小口混載貨物輸出サービスの開始など、志布志港における物流の環境が大きく変化していることから、この機を逃すことなく、国内外で開催される展示会への出展や、海外バイヤーに独自のルートを持つ国内専門商社を招聘したセミナーを開催するなど、海外販路開拓の支援を行い、商流体制の構築に努めてまいります。

ふるさと納税における新たな地場産品の創出が地方創生に果たす役割は大きく、「稼ぐ志布志」を実現するため、引き続き、ふるさと納税チャレンジ補助金事業を実施するとともに、新たに「地場産品フェア」を開催し、本市で生産加工される地場産品の質の高さや市外からの評価などを市民の皆様にご実感していただき、地元企業への就職や郷土愛が高まるよう取り組んでまいります。

基本目標4は、生き生きと笑顔で暮らせるまちです。

自助共助による健康づくりの推進につきましては、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策計画の見直しを行い、自殺対策の強化を図ってまいります。

緊急医療体制の確保につきましては、安心して安定した医療を受けられるよう、本市において必要な医療提供体制を曾於地域、大隅地域及び都城地域の医療圏で広域的に連携し、事業の継続に取り組むとともに、曾於地域の医療関係者と連携を図り、本市に必要な医療の誘致を協議してまいります。

子育て支援の充実につきましては、国が実施する新たな事業を踏まえつつ、独自に実施している事業の内容や効果を再検証するとともに、新たな支援策の展開を含め、引き続き協議・検討を行ってまいります。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、これまでの協議・検討結果に基づき、相互援助活動のメニューに新たに掃除、洗濯、買い物等の家事支援を加えることにより、子育て世帯への支援の充実を図ってまいります。

子育て支援センターと子育て世代包括支援センターの一体的な運営につきましては、その実現に向けて、引き続き必要な協議を行ってまいります。

母子保健の推進につきましては、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、子育て世代包括支援センターの専門職スタッフを拡充して配置するとともに、出産・子育て応援交付金事業を実施し、出産・育児等の支援につなぐ伴走型相談支援の充実と経済的な支援を一体的に実施することにより、妊娠・出産・子育て期に寄り添った支援に取り組んでまいります。

地域福祉の充実につきましては、地域住民や自治会、ボランティア等の住民団体、社会福祉協議会、行政が相互に連携しながら、個々に抱える問題や地域の課題を明らかにし、それに対する

方策案や地域ごとの方向性など地域福祉を推進するため、第3期地域福祉計画を策定してまいります。

社会福祉協議会が実施している既存事業の内容を拡充し、生活支援体制整備事業や地域づくり事業として実施するとともに、新たに参加支援事業を実施するなど、引き続き重層的支援体制整備事業への移行準備を進めてまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保を図り、支援を円滑に実施するため、障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定し、施策の総合的な推進を図ってまいります。

発達障害への理解促進を図るため、講演会や広報活動を行い、子供の発達障害の理解につながる周知啓発に努めてまいります。

また、日常生活用具の品種充実など支援策の検討・改善・周知により、障害のある方のさらなる日常生活の利便の充実を図ってまいります。

障害のある方への就労支援や精神疾患等により休職されている方の復職を支援するため、そお地区障がい者等基幹相談支援センター、民間企業及び医療機関との連携を図り、支援体制を整備してまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定してまいります。

策定にあたりましては、施策の効果等を踏まえ、高齢者ニーズに対応し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題を見据えた計画となるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

国民健康保険事業につきましては、県や国保連合会と連携を図り、安定的な財政運営、効率的な事業運営の確保に努めるとともに、医療費分析や慢性腎臓病対策を行うことにより、医療費の抑制及び重症化予防に取り組んでまいります。

また、高額療養費支給申請手続の簡素化に取り組み、市民の利便性の向上と業務の効率化を図ってまいります。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り自立し、健やかに過ごせるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組んでまいります。

生活弱者の支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、しぶし生活自立支援センター「ひまわり」への相談内容も多様化・複雑化していることから、相談支援体制の充実を図り、相談の解決に向けた取組を強化してまいります。

基本目標5は、心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちです。

確かな学力の育成につきましては、諸検査結果を基に学力の実態を把握し、児童・生徒の主体的な学びを推進するため、鹿児島大学等との包括連携や学力向上推進アドバイザー、鹿児島大学附属小・中学校への派遣研修等を活用して、授業改善や教員の資質向上に努めてまいります。

また、GIGAスクール構想によって整備された児童・生徒一人1台の学習端末、AI学習ドリル等を活用し、個々の学習状況に応じた学びが展開されるよう努めてまいります。

一人1台の学習端末を使った通信教材での学習など、児童・生徒の家庭学習の充実を図るため、就学援助世帯が自宅へのインターネット環境の整備に要する費用の一部を支援してまいります。

ALTと小学校英語教育支援講師等の配置や中学生への英語技能検定受検料助成により、外国語教育環境の充実を図るとともに、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むキャリア教育・主権者教育を推進してまいります。

個別の教育ニーズに応えるため、関係機関等と連携した早期の就学指導を行うとともに、支援が必要な児童・生徒に対して特別教育支援員の配置による支援の充実に努めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、読書活動や学校・家庭・地域の連携によるコミュニティ・スクールの充実を図り、道徳教育・人権教育を推進するとともに、いじめ、不登校、問題行動等の早期発見・早期解決に努めてまいります。

特にいじめ問題につきましては、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、いじめの未然防止等に努めてまいります。

フリースクールなどの民間施設の利用に対して、通学費の支援を行うことにより、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保し、将来的な社会的自立に向けた支援及び保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

健やかな体の育成につきましては、「体力アップ！チャレンジかごしま」の全学級実施、一校一運動、体力向上推進アドバイザーを活用し、体育授業の充実等を通して運動に対する関心・意欲の高揚を図りながら、体力・運動能力の向上に努めてまいります。

学校における感染症対策につきましては、これまでの経験を踏まえた上で、より一層の予防と円滑な教育活動の継続に努めてまいります。

食育の充実や基本的な生活習慣の確立につきましては、栄養教諭の活用を図り、食の重要性と健康に関する知識を高め、より良い食生活の実践化につなげるとともに、むし歯を予防するため、関係課が連携してフッ化物洗口に取り組み、さらなる歯と口の健康づくりを推進してまいります。

学校給食につきましては、児童・生徒に地域の食材の良さを認識してもらうため、特産品を活用した学校給食を提供することにより、地元特産品や郷土料理に対する理解と関心を深め、食を通じて感謝の心を育ててまいります。

学校給食費補助事業につきましては、給食費改定に伴う保護者負担の増加分についても補助を拡充することにより、さらなる保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援をしてまいります。

本市の児童数につきましては、今後6年間で急激に減少することが見込まれていることから、今後の学校の在り方について、学校、保護者、地域の皆様と一緒に考えていかなければならない時期に来ていると認識しております。

まずは、この現状を積極的に情報発信し、保護者や地域の皆様と情報を共有した上で、率直な



意見・感想をいただき、子供たちにとってどのような教育環境が望ましいか、地域に合った学校の在り方などを市民と共に考えてまいります。

特別支援学校の誘致につきましては、県の動向を注視し、関係機関と連携を図り、特別支援教育の充実に向けて取り組んでまいります。

教育環境の整備につきましては、学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した校舎や屋内運動場の改修をはじめ、トイレの洋式化や屋外施設等の改修を計画的に行うとともに、志布志中学校の安全な通学路を確保するための道路改良工事を実施し、児童・生徒が安心して学べる教育環境の充実を図ってまいります。

学校給食センターの運営につきましては、栄養教諭によるさらなる食育指導の充実を図るため、調理及び配送業務の専門的な知識と技術を有している民間業者に業務を委託し、より安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、変わりゆく時世の流れに対応し、市民の多様なニーズに応え、全ての市民が生涯の学びを深められるよう、魅力ある講座の開設や内容の充実を図ってまいります。

図書館につきましては、市民が気軽に利用できる図書館を目指し、図書資料の充実や情報の提供に努めるとともに、移動図書館車による貸出しサービスをはじめ、高齢者、障害者、交通弱者等への宅配サービスの充実を図ってまいります。

パソコンやスマートフォンに電子書籍を貸し出す電子図書館サービスを開始し、来館することなく24時間利用することができる環境を整備し、利便性の向上を図るとともに、読書通帳を活用し、さらなる図書館の利用促進を図ってまいります。

乳幼児へのブックスタート事業、小学新1年生へのセカンドブック事業に加え、新たに小学6年生に対し、卒業時に心に響く一冊の本を贈るサードブック事業を実施するとともに、家庭や地域・学校において心のつながりを育むきっかけとなる環境を提供してまいります。

社会教育の充実につきましては、豊かな人間性や主体性、社会性を身に付けるため、リーダー研修や国内・海外研修の充実を図り、青少年の育成に取り組んでまいります。

家庭は全ての教育の原点であるという認識の下、講演会や子育て手帳による啓発活動を実施するとともに、保育園、幼稚園、小・中学校において家庭教育学級の開設を推進し、家庭教育に関する学習の機会の充実を図り、家庭の教育力の向上に努めてまいります。

スポーツ活動の推進につきましては、レインボー424スポーツクラブと連携し、スポーツ教室やイベントのさらなる充実を図るとともに、市民がいつでも、どこでも、気軽に、いつまでもスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでまいります。

併せて、老朽化の進んでいるスポーツ施設の改修・整備を実施し、利用者が安全で快適に利用できるよう維持管理に努めてまいります。

新型コロナウイルスの影響により、延期となった特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」が10月に開催されます。

コロナ禍からの再生と飛躍を象徴する国体として、夢と希望を持ち、心に残る大会となるように実行委員会を中心に準備を進め、円滑な大会運営に努めてまいります。

文化芸術活動の推進につきましては、国・県の補助事業はもとより、民間の補助事業等を活用し、良質な演者を招聘することで、市民の芸術鑑賞・発表の機会を確保してまいります。

伝統文化の保存・継承につきましては、地域の郷土芸能や伝統行事の保存会等に継続的な支援を行い、担い手の育成による次世代への継承に努めてまいります。

歴史遺産の保存・活用につきましては、日本遺産の「志布志麓」、続日本100名城の「志布志城」など、先人たちが築いてきた歴史遺産を魅力ある観光資源として活用し、その魅力を発信してまいります。

志布志麓庭園の整備活用につきましては、福山氏庭園は、令和6年4月の公開に向けて、主屋建物及び庭園の復元整備を進めるとともに、平山氏庭園は、本来の姿である寺院庭園としての整備を目指し、発掘調査を行ってまいります。

歴史のまちづくり事業につきましては、JR志布志駅周辺から志布志麓を中心とした志布志東部地区の歴史的資源を活用した魅力ある観光まちづくりを推進するため、麓地区の古民家再生をリーディングプロジェクトとする「志布志東部地区エリア計画」を策定してまいります。

策定にあたりましては、民間事業者等提案制度に基づき、協定を締結したパートナーと共に、関係課で密接な連携を図り、民間事業者や市民の活力を導入することにより、地域が一体となった事業の推進を図ってまいります。

基本目標6は、人と地域が輝く共生・協働・自立のまちです。

新たな地域コミュニティの活動支援につきましては、市の地域づくりの対等なパートナーである地域コミュニティ協議会が、令和6年度から市内全域で主体的かつ活発に活動することができるよう、人材面・財政面・施設面などの支援を継続してまいります。

また、市民が主体となったまちづくりを推進するための基本理念を明らかにするとともに、協働のまちづくりに関する基本原則等を定め、行政、市民及び事業者等がそれぞれに果たす役割を認識した上で、協働によるまちづくりを推進し、個性豊かな地域社会の実現を図るための条例の制定を検討してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、4月1日から施行する、志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例に基づき、ひとがともに輝く社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

地域での出前講座を中心とした周知啓発に努めるとともに、女性の登用促進を積極的に進めるため、関係機関と連携し、次世代の女性リーダー養成に向けて取り組んでまいります。

ダイバーシティの推進につきましては、性別や性の在り方に限らず、人種・国籍・信教・身体的特徴や発達・価値観など、個人個人が持つ背景を理解し、認め合うことが、ひとがともに輝く社会の実現に不可欠な視点であり、これらを踏まえ、性別にかかわらず全ての人が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる、いわゆるジェンダ

一平等の社会の形成を目指すとともに、多様な性の理解促進を図るため、パートナーシップ宣誓制度の実現に向けて検討してまいります。

多文化共生の推進につきましては、日本語教室や生活オリエンテーションを基礎とした「学びと憩いの場」を提供し、互いの文化や習慣を尊重できる地域づくりを目指してまいります。

基本目標7は、市民とともに歩む「ムダ」のない経営です。

人材育成の推進につきましては、引き続き顧客満足度志向・オンリーワン・成果主義・先手管理の四つの行政経営指針を基軸として、市民目線の初心を忘れることなく、市民が主役のまちづくりを目指す職員の育成に努めてまいります。

また、マイナンバーカードの活用など、今後さらにデジタル化を進展させるため、民間事業者の人材やノウハウを活用するとともに、専門的な能力を持った職員を育成する職員研修への参加を推進し、働き方改革や事務改善能力の向上を図ってまいります。

感染症対策に加え、災害時に行政機能を維持するための有効な手段として、職員のリモートワーク環境を構築してまいります。

行政組織の効率化につきましては、業務の効率化及び市民サービスの向上を図るため、社会情勢の変化及び多様化する市民ニーズに迅速に対応できる機動的な体制の構築や政策及び職員間の連携を中心とした横断的な組織への見直しを目指し、全庁的な組織の在り方を検討しながら、本庁機能の集約を含めた行政組織の再編に取り組んでまいります。

今年度からグループ制を一部導入し、効果、課題等の検証を行い、組織再編と併せた全庁的な導入を検討してまいります。

これらの行政組織の再編と庁舎等の在り方検討委員会からの提言を踏まえ、さらなる本庁舎機能の充実を図るため、志布志庁舎周辺の民間施設を購入し、庁舎の一部として使用することにより、行政機能の効率化を図り、もって市民サービスの向上に資するよう取り組んでまいります。

行政サービスの利便性の向上につきましては、市役所に来庁することなく、申請、届出等の行政手続を行うことができるオンライン申請サービスの拡充、市民からの行政サービス、手続等に関する幅広い問い合わせに24時間365日いつでも自動回答するAIチャットボットの導入により、市民の利便性の向上を図ってまいります。

国の地域活性化起業人制度を活用し、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことにより、地域活性化を図ってまいります。

デジタル社会の構築に向けて、職員の情報リテラシーの向上及び業務改善発想方法を確立させるため、民間事業者のDX知見を活用し、協働で地域課題の解決や市民サービスの向上に取り組んでまいります。

マイナンバーカードの普及促進につきましては、引き続き専用窓口の平日開庁時間の延長や休日開庁、自治会、会社等への訪問による出張申請受付を実施するなど、申請しやすい環境の充実に努めてまいります。

また、2月に本稼働した証明書のコンビニ交付サービスと合わせて、マイナンバーカードの取得に係る市民の利便性の向上を図るとともに、取得のメリットを周知しつつ、利活用の検討を行ってまいります。

情報の発信と適切な管理につきましては、情報入手に係る市民の多様なニーズに対応し、分かりやすい行政情報の提供に努めるとともに、広報紙、ホームページ、行政告知放送端末、LINE等のSNS、ケーブルテレビ、コミュニティFM等を活用し、スピーディーな情報発信に努めてまいります。

歳入の確保につきましては、固定資産税及び軽自動車税種別割については、QRコードを利用した各種キャッシュレス決済にも対応し、多様化する納付環境の充実を図ってまいります。

今年度以降、納期限が到来する全ての市債権の督促手数料を廃止することにより、当初納付書の使用期限を延長し、各種使用料・保険料・市税を納付する際の利便性の向上を図ってまいります。

本市の地方創生プロジェクトの取組の充実と強化を図るため、企業版ふるさと納税を推進するとともに、企業等とのパートナーシップ構築を図ってまいります。

計画的な施設更新と公有財産の有効活用につきましては、志布志市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、庁内で地域ごとに各施設の方針を総合的に協議し、市民の皆様の理解が得られるよう、公共施設マネジメントの取組を推進してまいります。

将来的に必要となる新庁舎の建設又は現庁舎の大規模改修を見据え、庁舎整備に係る基金を設置し、積み立てを行うことにより、世代間の負担の均衡を図ってまいります。

以上、市政運営の基本的な考え方と第2次志布志市総合振興計画のまちづくりの基本目標に基づき、主要施策の概要を申し述べましたが、これらの施策を推進することにより、本市の魅力をさらに高め、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」と思っただけ、選んでいただける志布志市の実現に向けて、全庁一丸となって取り組むことにより、持続可能な市政運営を構築してまいります。

市民の皆様と共にまちづくりに取り組み、新型コロナウイルスの影響が続くこの難局を乗り越え、志布志市の新しい未来を切り開いていくためにも、市議会議員各位、そして、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

—————○—————

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第14、議案第8号及び日程第15、議案第9号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号及び議案第9号、以上2件については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



**日程第14 議案第8号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（平野栄作君） 日程第14、議案第8号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和4年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第8号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本案は、人事院の令和4年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものでございます。

付議案件説明資料5ページをお開きください。

制定の内容につきましては、議員、市長、副市長及び教育長の6月、12月に支給する期末手当の支給月数を平準化し、1.65月分とするものであります。

付議案件説明資料6ページをお開きください。

新旧対照表につきまして、第1号関係、特別職の第6条期末手当及び第2号関係、議会議員の第9条期末手当を、それぞれ100分の165とするものであります。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

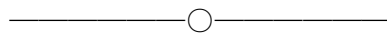
以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。  
お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第15 議案第9号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第15、議案第9号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。  
議案第9号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和4年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の勤勉手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第9号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本案は、人事院の令和4年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の勤勉手当の額を改定する必要があることから提案するものでございます。

付議案件説明資料7ページをお開きください。

改定の内容につきましては、勤勉手当について、6月期及び12月期の支給月数を平準化し、均等に配分した支給月数に改定するもので、令和4年12月定例会におきまして、支給月数を0.1月分引き上げ4.40月分とし、引上げ分を12月期の勤勉手当に配分することを可決していただきました。

令和5年度以降におきましては、1の職員、2の管理監督職の勤勉手当につきまして、12月期に配分しました0.1月分を6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数に、均等に0.05月分ずつ配分

した支給月数に改定するものでございます。

8 ページ、3 の再任用職、4 の再任用職で管理監督職の勤勉手当については、それぞれ0.025 月分ずつ配分した支給月数に改定するものでございます。

付議案件説明資料9 ページの新旧対照表をお開きください。

第26条では、同条第2項第1号で、一般職員の勤勉手当の支給月額を、6月期は「100分の95」、12月期は「100分の105」とそれぞれ規定していたものを、いずれも「100分の100」に改めるものでございます。

また、次条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員とは、管理職手当を支給されている職員で、その職員につきましては、6月期「100分の115」、12月期「100分の125」を「100分の120」に改めるものでございます。

次に、第26条第2項第2号では、定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当について規定されており、6月期は「100分の45」、12月期は「100分の50」とそれぞれ規定していたものを、いずれも「100分の47.5」に改めるものでございます。

また、次条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員とは、定年前再任用短時間勤務職員のうち管理職手当を支給されている職員で、その職員につきましては、6月期は「100分の55」、12月期は「100分の60」とそれぞれ規定していたものを、いずれも「100分の57.5」に改めるものでございます。

なお、再任用職員のうち管理職手当を支給される職員につきましては、現在、本市には対象者はおりませんが、国の改正に準じて改正を行っているため、規定のみ行っているところでございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回特別職そして一般職もありましたが、これを提案するにあたって、国の会計年度任用職員については勤勉手当の支給というのが議論されて、そういう方向性ですけど、志布志市において特別職そして一般職のこういう今回勤勉手当ですね、ここについて会計年度任用職員の制度について当局として今後どうしていくのかという議論、そういったものはされたものか、されていないものか、それだけお知らせください。

○総務課長（小山錠二君） 昨年の12月期に勤勉手当の改定ということで御説明した中で、現在本市においては、会計年度任用制度につきましては、勤勉手当はないところであります。

現在、国等からの情報によりますと、将来にわたってはそういう制度が導入されていくものだと伺っておりますので、まずはその動向を見ながら、本市についてもその対応をしていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第16 議案第10号 志布志市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第16、議案第10号、志布志市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律における個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、改正後の同法の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。

内容につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第10号、志布志市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律における個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、改正後の同法の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

付議案件説明資料の10ページをお開きください。

1の個人情報保護制度の改正の概要でございます。これまでは、民間事業者、国、地方公共団体で、個人情報の保護に関する法令が異なっておりましたが、令和5年4月1日からは、改正後の個人情報の保護に関する法律に統合されます。

2の新たに条例を制定する理由としましては、補則的な部分につきましては、現行の個人情報保護条例を廃止するとともに、同法律の改正の後も、条例で規定することとされている事項につきまして、新たに条例を制定するものでございます。

3の市民サービスへの影響としましては、現条例の規定から改定後の法律に引き継がれ、保有



個人情報の開示請求に対する開示の可否等の判断も現在と変わらないため、影響はないところでございます。

それでは、議案に基づき本則から御説明申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨が、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものであることを規定するものでございます。

第2条は、この条例における実施機関及び用語の定義を規定するものでございます。

特筆すべき点としましては、現行の条例では含まれている市議会が含まれておりません。これは、改正後の個人情報の保護に関する法律における実施機関に、国会が含まれていないことに合わせているものであり、全国一律で、同様の規定となっているものでございます。

第3条は、保有個人情報の開示請求に係る費用の負担について規定するものでございます。

手数料は無料であります。写しの交付に要する費用は、実費相当分を負担していただくという規定でございますが、この取扱いは、現行の条例と同じでございます。

第4条は、志布志市情報公開・個人情報保護審査会に対して意見を聴くことができる場合について規定するものでございます。この規定により、保有個人情報の開示請求における開示・不開示の決定以外の事項につきましても、同条第1号から第3号までの場合に該当すれば、同審査会に諮問することが可能となります。

第5条は、実施機関が、法及びこの条例の運用状況を毎年一回公表することを規定するものでございます。この取扱いも現行の条例と同じでございます。

第6条は、改正後の個人情報の保護に関する法律及びこの条例に規定されている以外の細則的な内容につきましては、規則等で定めることを規定するものでございます。

続きまして、附則につきまして御説明申し上げます。

第1条は、この条例を法律の改正に合わせ、令和5年4月1日から施行することを規定するものでございます。

第2条は、この条例の施行に伴い、現行の条例を廃止することについて規定するものでございます。

第3条は、経過措置について規定するものでございます。

同条第1項は、個人情報の内容を正当な理由なく他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない義務については、現行の条例が廃止され、この条例が制定された後も変わらないことを規定しております。

第2項は、現行の条例の廃止前に行われた保有個人情報の開示請求等については、従前の例によることを規定しております。

第3項は、現行の条例の廃止前に保有していた個人情報についても、不正な利益を図る目的で提供し又は盗用したときは、刑事罰が課されることを規定しております。

なお、新たに罰則を設けるということではなく、現行の条例にも同様の規定がございます。

第4条は、現行の条例の廃止前に行われた違反行為の処罰については、従前の例によることを

規定するものでございます。

第5条は、この条例の施行に伴い、志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例を改正することについて規定するものでございます。

付議案件説明資料の11、12ページをお開きください。

保有個人情報の開示請求における開示・不開示の決定等につきまして、志布志市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するための根拠法令が、現行の条例から、改正後の個人情報の保護に関する法律及びこの条例に変わったこと、並びに実施機関に含まれなくなった市議会が、別途新たに、志布志市議会の個人情報の保護に関する条例を制定することとなったことに対応するため、関係する条項の規定を新旧対照表のとおり改正するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回、国がデジタル庁をつくるということで、これまでは民間事業者、国、地方公共団体というそれぞれで個人情報保護の条例を持っていたわけですね。それが一本化されて全く国の言うとおりのそれになったときに、果たして私たち地方自治体が持っている個人情報が、これまでは簡単に利用できなかったわけですね、それぞれがそれぞれに持っているからです。これが一つになることによって、私たちの個人情報の保護というのは、果たしてきちんと担保できるのかと、そこについては、今回のこの国の上位法が変わったからこれにやるということになっていますけど、地方自治体としての個人情報、そして私たち市民一人ひとりの個人情報、そういったものがこういう形で一本化になってしまうと、どうなんだろうねという心配をするものですから、そこについてはきちんと担保されているというのがありますか。そういうのは、どうということになりますかというのが1点であります。

市民サービスへの影響は、現在と何も変わらないというふうになっていますけれども、私たちの情報が勝手に使われる、私自身が「駄目だよ」と言っても、それが自由に使われているということになると困るわけで、この現在と変わらないため、市民サービスへの影響はありませんということで、具体的にこのことだけは、ここの質疑の中で問うておきたい。例えば自衛隊法施行令、ここで18歳と22歳の人たちに対して防衛省への情報提供、これは当市のこれまでの議会の中では、住民基本台帳法に基づいて対応するというのが志布志市の姿勢でありました。今回これが、地方公共団体としての個人情報が一括になっていくことによって、自衛隊への18歳及び22歳の住民の情報の提供というのは、これまでどおり住民基本台帳法に基づいた対応ということで、果たしてこの個人情報保護条例を変えることによってどうなるのですかと、そのことについて具体的な点で1点お願いします。

三つ目に、この附則第5条関係で、ここにありますね、新旧対照表。ここで、附則第5条関係の第2条ですけど、第3号ですね。志布志市議会の個人情報の保護に関する条例ということで、令和5年志布志市条例第何号と、こうありますね。志布志市議会の個人情報保護に関する条例というのは、先ほどの全員協議会では最終日に議員発議であるということでありました。それとの

関連でしたときに、この先に提案がされている、ここに志布志市議会の個人情報の保護に関する条例、こういったものは何なんだろうと僕なんかは思うわけです。本来だと、その志布志市議会の議員発議による議会としての個人情報保護、議会のこの条例も合わせていないと、総務常任委員会がこれはされると思うのですが、議論をされるときに非常に困りませんか。ないものを前提にこれは議論するという提案ですので、そこについてはどういった処理が当局でされて、この提案になったのか、そこについてお願いします。

○総務課長（小山錠二君） まず第1点目ですけれども、今回の改正に伴いまして、市民に対する保護が担保されるのかということでございますが、説明にあったように、これまでの条例の改正の内容とはほとんど変わらないということで、国のほうに改正をされて、ほとんどがその条例に合わせたような状況になっているところでもありますので、保護に関しては、これまでと同様保護されるものと理解しております。

2点目につきましては、市民サービスにおかれましての低下ということでございますが、今回、個人情報のデータの漏えい等とかそういうことが生じた場合におきましては、当該情報の利用停止消去又は第三者提供の停止を請求できるようになったことなどが挙げられ、法人等に対する罰金等の刑も挙げられて、違反に対する抑止力がさらに高まっていくということも認識しているところでございます。

3点目の自衛隊につきましては、これまで自衛隊の住民基本台帳情報の提供につきましては、そのような安易に提供する目的ではございませんので、現行の条例と同様に、別途法律に定めがあるものに対しまして、個人情報の保護に関する法律は適用されないために、これまで同様、情報の提供ということでは影響は出ないと考えているところであります。

今回の改正に伴いまして、議員御指摘のとおり、議会のほうがこの市の条例に入らないということで、同時に、同様に議員発議されるという情報は伺っておりました。その中で、今回私たちににおきましても、この改正の条例と議員発議の、そして全協の説明の中では、冒頭の中で説明をされるという情報も得ている中では、同時に同じく並行してこの条例改正の案について提案をさせていただくということで、これまで進めてきました。また、常任委員会のほうに付託された状況の中では、そのことも踏まえながら、提案して議論させていただければと思っているところでございます。

○19番（小園義行君） 今回、法律が一つになって、民間業者、国、地方公共団体のここが一本化されるということについて、住民にとっては何ら影響はないということでしたので、それは理解いたしました。

二つ目のこの条例ができることで、自衛隊への18歳や22歳の情報提供、それは今課長の答弁があったとおり、これまで同様に住民基本台帳法の閲覧と、そういうことで紙媒体とか電子媒体、そういったもので提供することはないということで、それも理解しました。

三つ目のこの附則第5条関係でこう書いてあるんですね。「志布志市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。」具体

的に、志布志議会の個人情報保護に関する条例の条項、そこまできちんと提案がされていないのに、こんなの書いていいのだろうか。これはもう議会運営委員会で本来議論されるべきことだろうと思うのですが、提案権は当局にしかないからですね。こういった記載の仕方がどうなのかと、そこについては私たちの勉強不足かもしれませんが、条例を提案する側としては、無い条例をこうやって書いても何ら問題はないのかという、そのことを僕は今質疑をしているところです。一切、志布志市議会の個人情報保護に関する条例というのは、新しく議員発議で最終本会議でされるというふうに、今朝の全協では報告があったところでした。それ以前にですよ、第45条第1項の規定に、ここによって議会個人情報保護条例第50条の規定に、これはまだ議会にも提案されていない、何もないのに、これをここで議論できますかね。僕はそのことを言っているわけです。無いものに対して僕たちが、今から議会で発議してということになっている、こういった条例の提案の仕方というのはどうなのですか。これでよければいいですよ。

○議長（平野栄作君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後1時30分 休憩

午後1時31分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○総務課長（小山錠二君） 今の御指摘でございますが、今回新たに条例改正をする中に、この条文が含まれておりますので、今議員御指摘のとおり、議会の個人情報の保護に関する条例という中で、このことも踏まえて、新たな条例改正の中で審議して定めていきたいと考えております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

#### 日程第17 議案第11号 志布志市庁舎整備事業基金条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第17、議案第11号、志布志市庁舎整備事業基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市庁舎整備事業基金条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、市庁舎の新設、増築、改築及び大規模改修の事業を円滑かつ効率的に行うため、志布志市庁舎整備事業基金を設置することとし、その積立額、管理等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第11号、志布志市庁舎整備事業基金条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の13ページをお開きください。

まず、1の基金設置の必要性でございますが、現在の庁舎の建設時期を勘案すると、将来的に建替え又は大規模改修等のために膨大な費用がかかることが見込まれます。

また、志布志市庁舎等の在り方検討委員会から「新庁舎の建設及び現庁舎の大規模改修を目的とする基金を早期に設置し、当該基金への積み立てを開始することにより、将来世代の負担の軽減を図ること。」と提言が行われており、経費負担を平準化するためにも早期の基金設置が求められているところです。

このようなことから、志布志市庁舎整備事業基金条例を制定し、新庁舎の建設又は現庁舎の大規模改修等に要する資金を積み立て、将来世代の負担を軽減するため、志布志市庁舎整備事業基金を設置することとし、その積立額、管理等に関する事項を定める必要があるところです。

次に、2の各庁舎の建築年月日及び経過年数につきましては、お目通しくださるようお願い申し上げます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条の「設置」は、市庁舎の新設、増築、改築及び大規模改修の事業を円滑かつ効率的に行うため、志布志市庁舎整備事業基金を設置することを規定するものでございます。

第2条の「積立額」は、基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることを規定するものでございます。

第3条の「管理」は、基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により管理することを規定するものでございます。

第4条の「運用益金の処理」は、基金の運用から生ずる預金利子等の収益は、一般会計予算に計上して、この基金に編入することを規定するものでございます。

第5条の「処分」は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることを規定するものでございます。

第6条の「繰替運用」は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを規定するものでございます。

第7条の「委任」は、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定めることを規定するものでございます。

なお、第2条から第7条までの規定は、他の基金条例と同様の内容となっているところでございます。

また、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） この条例を新しくつくと、これまでも庁舎移転の関係で基金を早めに造成したらどうですか、新設したらどうですかという、そういうのを取り上げてきました。あくまでもこれは市庁舎の整備事業基金ということで、志布志庁舎、有明庁舎、松山庁舎そこについてのみ、この大規模改修含めて、そのためだけの基金という理解でいいですか。もう一つ、そういった施設に関する基金がありますよね。これはあくまでも3庁舎の改修等々を含めて、新設もありますよ、それを含めて、基金ですから特定目的のためですので、そういう理解でいいですか。

○財務課長（折田孝幸君） 今議員がおっしゃるとおり、この目的に沿ってこの基金は処分というか活用させていただきますということです。ただし、施設整備事業基金につきましても、これまで庁舎の関係、体育館とか学校、そういった施設の改修については活用をさせていただいております。

この条例で活用することについては、冒頭に書いてありますように、新設、増築、改築、大規模改修についてのみ、処分をさせていただくということにしております。

○19番（小園義行君） よく分かりました。

併せて、ここに三つの庁舎があるのですが、別館も含めてですね。そういった意味で総体で20年後とか10年後とか、期間の設定がいろいろあるわけですね。そこについては議論の過程で、「大体100億円ぐらいだね」とか、そういった議論が具体的な数字まで出されて、この基金を積み立てていくために年間どれだけとか、予算の範囲内ですのでそういったものの議論があったと思うのですが、総体でどれぐらいを想定されて、ここになったのか。もし、まだそこまでしていませんとおっしゃられれば、それでいいですよ。

○市長（下平晴行君） 総体でというのはまだなのですが、近隣の各市を参考にしますと20億円から30億円程度というようなことでありますので、それぐらいが必要ではないかというふうに考えております。しかしながら、今後の社会経済情勢の変化等によって、目標金額及び積立金額が変動するのではないかとというふうに思っておりますので、積立期間は、今後20年程度を要するのではないかと考えているところでございます。

3庁舎ありますので、それぞれ庁舎の方向性も含めて、議論を重ねていく必要があるかというふうに思っております。その中でも、積立金額等は変動するものと考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、この庁舎の整備事業基金ですので、大いに積極的に取り組んで、私たちはおそらく生きていないと思うのですが、その後の後世のために、きちんとした選択をしてくれたという、そういったものにしていただきたいと思います。

今回の施政方針、予算の中で「新しく民間の施設を購入し」という、先ほど施政方針でも述べられて、その施設も含めてということで、この志布志庁舎、ここには別館となるのかどうかそれも含めて、この基金の該当する範囲だというふうに理解をしていいですか。

○市長（下平晴行君） あそのことは別枠で、新設するか改修ということでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

○9番（八代 誠君） 今、小園議員のほうからもありましたように、この基金については本当

に私も大事なことだなというふうに思います。ただ一点だけ、どうしてこのタイミングなのかということだけをお願いいたします。

○市長（下平晴行君） このことについては、私が任期中に、こういう基金の創設をしていくということでございます。

○9番（八代 誠君） 私が言いたかったことは、もう少し早くてもよかったのではないかなということでお聞きしたところです。その点について、もう一回市長、もう少し早くてもよかったのではないですか。

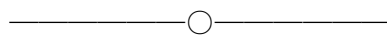
○市長（下平晴行君） 早くしたかったのですけれども、なかなか全体のいわゆるこの志布志市の本庁舎それから有明、松山の庁舎、全体を含めての考え方でどういう方向でいくかというのは、前の在り方検討委員会で提言をされておりますので、それと含めて、今の時期が整合性が取れるのではないかとということで設定したところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第18 議案第12号 志布志市母子生活支援施設条例を廃止する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第18、議案第12号、志布志市母子生活支援施設条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市母子生活支援施設条例を廃止する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市母子生活支援施設「南風寮」を、その運営状況等に鑑み、供用を廃止することに伴い、同施設の設置についての条例である志布志市母子生活支援施設条例を廃止するものがあります。

また、同施設の廃止に伴い、母子生活支援施設嘱託医の職が不要となることから、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、別表中の当該職の項を削る改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（隈元香穂子さん） この南風寮についてですけれども、令和3年2月の全協で運営休止の説明がありまして、粛々と進められて今年度で廃止ということですが、現状、鹿児島県内にも廃止がこれで続いていくということ、それから宮崎県内にはもう公立、私立の母子生活支援施設

はないと明記されています。実際、これからもまだこういった生活支援が必要な母子家庭の方というのはあるわけで、DV被害も含めてですが、今後の保護の流れの説明を少ししていただきたいというのが1点。

それと、「県が設置しているシェルター又は宿泊施設などで対応する」、「緊急的に避難させる必要がある案件については」と特記がありますが、この場合の具体的なその施設の所在が分かりましたら、教えていただきたいです。

○福祉課長（木村勝志君） まず、現在の保護の流れといたしましては、議案説明資料の15ページのほうで案件対応ということで書いてございますが、まずDV被害による支援の関係と生活困窮等における支援の体制が考えられるところでございます。DV被害におきましては、やはりここにも記載がありますとおり、加害者と被害者を隔離する必要があるということで、県内外ということは、鹿児島市内等とほか熊本県等がございますので、熊本県等の施設への措置入所も検討する必要があると考えております。実際私も福祉課に在る間で、相談がありまして、その日のうちに措置をした経験もあるところでございます。

生活困窮者等の措置ということも考えられますが、この件に関しましては、現在、社会福祉協議会に委託をしておりますしぶし生活自立センター「ひまわり」、あと志布志庁舎の福祉保健課内のまるごと相談室等とも連携をしまして、生活困窮に至る場合につきましては、様々な支援を今行っておりますので、こちらのほうで対応していければと考えております。

シェルター、宿泊施設につきましては、企画政策課長のほうで答弁していただきたいと思いません。

○企画政策課長（西 洋一君） DV被害等によります緊急的な避難措置につきましては、説明資料に記載しておりますように、県が設置しているシェルター又は宿泊施設での対応ということなのですが、シェルターの施設の所在等については公表されておりませんので、県内ということでの提示でございます。

あとは、宿泊施設それから市外の自治体へ、市内の方が避難する場合は、市外のほうに避難をしていただくということで、市外の自治体への市営住宅の優先入居という形での対応、もしくは宿泊施設での対応ということで措置をしているところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



○議長（平野栄作君） お諮りします。

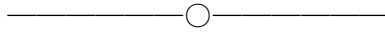
日程第19、議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第19 議案第13号 志布志市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第19、議案第13号、志布志市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律における子ども・子育て支援法の一部改正による、同法の条の繰上げが行われたため、条例中の当該条名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、志布志市子ども・子育て会議条例、第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に、第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に、それぞれ改めるものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

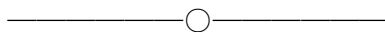
これから採決します。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第20 議案第14号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第20、議案第14号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業者に業務継続計画の策定を義務付けるとともに、同事業者及び家庭的保育事業者等に、安全計画の策定及び自動車を運行する場合の利用者の所在の確認を義務付ける等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（木村勝志君） それでは、議案第14号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の18ページをお開きください。

第1条関係が、放課後児童健全育成事業関係でございます。

まず、第6条の2「安全計画の策定等」の新設は、令和4年通常国会における児童福祉法等の一部を改正する法律案の審議において、国が定める基準に従い、条例で定める事項として、児童の安全の確保を追加する修正案が全会一致で可決され、当該修正については、児童の安全の確保に関する事項が国の定める運営基準として明確に位置づけられる必要があるとされたところでございます。

また、参議院・厚生労働委員会の附帯決議においても、児童の安全の確保に関する計画を策定することを、都道府県等が従うべき国の運営基準として定めることとし、その際、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施などにより、その実効性を確保させることとされたところでございます。そのことを受けまして、新たに規定するものでございます。

次に、第6条の3「自動車を運行する場合の所在の確認」の新設は、昨年9月に発生した、認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受けて、関係府省において、こどものバス送迎・安全徹底プランが取りまとめられ、同プランにおいて、「府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける」とされたことを踏まえ、各府省令等につ

いて、バス送迎にあたっての安全管理の徹底に係る規定を新設する改正を行う一部改正府省令等が公布され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。そのことを受けまして、新たに規定するものでございます。

次に、第12条の2「業務継続計画の策定等」の新設は、令和4年1月31日に取りまとめられた「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書」において、児童福祉施設に対しては、「業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。」と「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること。」を努力義務として求めるべきであるとの意見があったところでございます。そのことを受けまして、新たに規定するものでございます。

次に、第13条第2項「衛生管理等」の改正は、事業所において講ずるように努めなければならないとされている感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の必要な措置を明確化するものでございます。

第2条関係は、志布志市家庭的保育事業等の関係でございます。

まず、第6条「保育所との連携」、第1項中、第7条の3第2項の追加は、後ほど説明しますが、今回の改正で新設する、自動車を運行する場合のブザー等の安全装置を用いた所在の確認、第7条の3第2項については、居宅訪問型保育事業者は該当しないため、追加するものでございます。

説明資料の20ページをお開きください。

次に、第7条の2「安全計画の策定等」の新設は、第1条関係の第6条の2の新設の際、説明しましたとおり、令和4年通常国会における児童福祉法等の一部を改正する法律案の審議を受けまして、新たに規定するものでございます。

次に、第7条の3「自動車を運行する場合の所在の確認」の新設は、まず、第1項は、第1条関係の第6条の3の新設の際、説明しましたとおり、各府省令等について、バス送迎にあたっての安全管理の徹底に係る規定を新設する改正を行う一部改正府省令等が公布され、令和5年4月1日から施行されることとなりましたことを受けまして、新たに規定するものでございます。

次に、第2項は、第1項に規定する所在の確認について、「利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認を行わなければならないこと。」を規定するものでございます。

次に、第10条「他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準」の改正は、現行では、家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員については、併設する施設の設備・職員を兼ねることができないとされておりますが、保育所等の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障がない場合に限り、職員の兼務や設備の共用

を可能とするための改正でございます。

説明資料の21ページを御覧ください。

次に、第13条「懲戒に係る権限の濫用禁止」の削除は、これまで民法第820条「監護及び教育の権利義務」で、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」、また、同法第822条「懲戒」で、「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる。」と規定されておりましたが、この第822条の「懲戒権」の規定が、「児童虐待を正当化する口実に利用されていることがある。」、「懲らしめる、戒めるという強力な権限であるとの印象を与える。」などの理由から削除され、新たに同法第821条「子の人格の尊重等」で、「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするにあたっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」が新設されたところでございます。

また合わせて、児童福祉法第47条が改正され、懲戒の文言が削除されたところでございます。

そのことを受けまして、今回、条例第13条で規定している「懲戒に係る権限の濫用禁止」を削除するものでございます。

次に、第14条「衛生管理等」の改正は、第1条関係の第13条第2項の改正の際、説明しましたとおり、事業所において講ずるように努めなければならないとされている感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化するものでございます。

議案書の附則を御覧ください。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

なお、附則第2項で「安全計画の策定等に係る経過措置」としまして、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める第6条の2の規定の適用については、それぞれ「努めなければならない。」とするものでございます。

第3項で「自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置」として、第2条の規定による改正後の志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の適用については、利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いることに困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、備えないことができるとするとともに、設置しない間は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないとするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後 2 時 02 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

**日程第21 議案第15号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（平野栄作君） 日程第21、議案第15号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律における学校教育法の一部改正による同法の条項の追加が行われたこと、及び、子ども・子育て支援法の一部改正による同法の条項の整理が行われたことに伴い、条例中の当該条項を引用している部分を改めるとともに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を削るものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（木村勝志君） 議案第15号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の24ページをお開きください。

まず、第15条第3号中「第25条」を「第25条第1項」への改正は、こども家庭庁設置後も、学校教育は引き続き文部科学省が所管することになりますが、幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるにあたり、事前に内閣総理大臣に協議することを義務付ける規定が新設されたことに伴う改正でございます。

次に、第26条「懲戒に係る権限の濫用禁止」の削除は、議案第14号で補足説明しましたとおり、これまで、民法第820条で「監護及び教育の権利義務」また同法第822条で「懲戒」が規定されておりましたが、第822条が削除され、新たに同法第821条で、「子の人格の尊重等」が新設されたところでございます。

また、合わせて、児童福祉法第47条が改正され、懲戒の文言が削除されましたことを受け、今回、条例第26条で規定している「懲戒に係る権限の濫用禁止」を削除するものでございます。

最後に、その他の条文中、「第19条第1項第1号」などの「第1項」の削除につきましては、改正前は、保育認定の事由を変更する際は、内閣総理大臣が厚生労働大臣に協議しなければならないとなっておりますが、改正後は、厚生労働省からこども家庭庁に事務が移管されることにより、現在定められている協議が不要となったことから、第2項が削除され、第1項のみとなったため削除するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第22、議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第22 議案第16号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第22、議案第16号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（川上桂一郎君） 議案第16号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の29ページをお開きください。志布志市国民健康保険条例の主な改正内容で

ございます。

現行の出産育児一時金支給額の内訳についてですが、本条例第6条第1項に定めてあります出産育児一時金40万8,000円と保険者が健康保険法施行令第36条の規定により、保険者が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとなっており、加算の対象としているのは、産科医療補償制度掛金で、これは、分娩に関連して出産した児が重度脳性麻痺児となった場合に、その家族の経済的負担を補償する制度で、産科医医療補償制度掛金1万2,000円を加算し、それを合算した42万円の支給を行っております。

今回、健康保険法施行令の出産育児一時金の改正により、出産育児一時金の支給額を48万8,000円に改正し、産科医療補償制度掛金1万2,000円を加算し、それを合算した50万円とするものであります。

付議案件説明資料の30ページ、新旧対照表をお開きください。

条例の一部改正ですが、国民健康保険条例第6条第1項中、現行40万8,000円を48万8,000円に改めようとするものでございます。

条例の施行は、令和5年4月1日から施行するものであります。

なお、経過措置として、この条例の施行の日の前日までに出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものです。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第23 議案第17号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第23、議案第17号、志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げ

げます。

本案は、施設の老朽化に伴い、志布志市営単独住宅のうち、駅跡地共同住宅の供用を廃止するものであります。

内容につきましては、志布志市営単独住宅条例、別表中の駅跡地共同住宅の項を削るものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） この単独住宅は、これまでここ近々、全くこれは利用されていなかったというふうに理解していいですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） この駅跡地住宅におきましては、今回建物構造上の主要な部材が蟻害により損傷を受けましたので、用途を廃止するものでございます。それまでは、1棟4戸の建物でございますが、入居があったところです。しかしながら、安全を保障できないということで、昨年7月から9月にかけて、その4戸の方々を別の単独住宅のほうに移転していただき、現在そちらのほうに住まわれている状況でございます。

○19番（小園義行君） 実際は、これまで入居していただいていた、そしてその住居に対して使用料を賃貸でいただいていますね。その間でも、修理、手当てをしてもこれはちょっと難しいねという判断に基づいて、今回この条例から廃止をするということで、実際、ここに何世帯入っておられたのか今の答弁では分かりませんが、どこかの市営住宅に移っていただいたのか、それとも民間に移っていただいたのか。そこについてはどうですか。

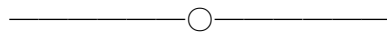
○建設課長（鮎川勝彦君） この住宅は単身用世帯でございまして、4戸の建物に4名の方が入居されておりました。近隣の松山団地のほうに、同じ住宅に空き部屋が4室ありましたので、そちらのほうに移っていただいたところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第24 議案第18号 財産の無償貸付けについて

○議長（平野栄作君） 日程第24、議案第18号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、財産の無償貸付けにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和5年3月31日をもちまして、貸付期間が満了します旧志布志町土地改良区から寄附のありました事務所及び車庫につきまして、引き続き跡地利用するため、地方自治法第96条第



1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○耕地林務水産課長（河野穂積君）** それでは、議案第18号、財産の無償貸付けについて、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料32ページの位置図も併せて御覧ください。

本案は、令和5年3月31日をもって貸付期間が満了する旧志布志町土地改良区から寄附のあった事務所及び車庫について、引き続き跡地利用のため無償で貸し付けるものであります。

内容につきましては、議案の表にございます志布志市志布志町帖字中新堀3942番2の土地944.53㎡、及び同地番の鉄骨平屋建て事務所1棟136㎡ほか、木造平屋建て車庫1棟40㎡を事務所及び集出荷場として使用することにより、施設の有効利用を図り、もって特用林産物のさらなる生産力向上に資するため志布志花木生産組合に無償で貸し付けるものであります。

貸付期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（平野栄作君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○19番（小園義行君）** この志布志花木生産組合へ無償貸付けということですね。これは花木生産組合がいろんな状況があつて、二つ、三つぐらいに何か組織が分かれていますね。ここに書いてある生産組合は、生産者は何名ぐらいおられるのかということと、他のそれぞれに組合をつくっているのかどうか分かりませんが、この同じシキミとかを栽培されている人たちも、ここで出荷とかそういうことになるのか。そこについては、どういった形で現在行われているというふうに理解したらいいですか。

**○耕地林務水産課長（河野穂積君）** お答えいたします。

今回貸付けを予定しております花木生産組合につきましては、現在の組合員数は40名ということをございます。作付け面積は19haということになっております。そのほか市内には志布志枝物会、そして鹿児島花枝研究会というのをございます。枝物会につきましては、組合員数が10名、7haの農地で生産をされております。花枝研究会が組合員数が3名、10haの農地で生産をされているということをございます。この残り二つの団体につきましては、会長宅また会長が所有している建物を事務所として活用されているということで、この二つの団体からの施設の貸付け要望というのは受けていないところをございます。現在、花木生産組合のみということをございます。

**○19番（小園義行君）** 前の首長のときにですね、施政方針そういったもので、志布志市の花木生産で日本一を目指すということで、規模拡大をどんどんされてきたわけですね。そういう中で、今こういった事態になっているということですけど、実際補助金が特定の団体にはいくけど、自分たちのところにはこない、個人ということでのことでしょうかから、そこにどういう形でいっているのかというのは問題ですけど、ぜひこういった志布志花木生産組合という冠をいただいて

いる以上は、当局がそういうことにならないための努力をやはりすべきだろうと。しかも志布志市の施政方針まで出てきたそういった問題について、「いや、そっちの内部の問題だから、僕たちは手を出さないよ」ということではなくて、こうした形で「私たちにもそういった補助金なり、こういったものをしてくれ」ということになると困るわけですよ。だからぜひここについては、別に耕地林務水産課の問題ではなくて、市としての行政の在り方がこれは問われていると思うんですよ。だから、一部「小園さん、あなたのところだからね」って、これではなくて、きちんとしたそういう志布志市として、花木生産をどうやって日本一に近づけていくのかということが問われていると思うんです。そういったものがここ数年こういうことで、放置しているとは思わないけど、そういう形になっている。そのことを今回新しくなっていくときに、やはり基本的には市長、議論がされた上でのこういうものですよというものがないと、難しいですかね。そういうものがあって質疑をしておりますけど、ほかの二つの団体ですか、そこもやはりいろんなすり合わせをしながら、一つ志布志花木生産組合として、きちんとそれが受け手の側の問題だけれどもやっていく、そのためには行政が努力しないと難しいと思うんですよ。そういったことについては、今回無償で花木生産組合をやるときに、どんな議論がされたものだろうかと思っただけの質疑であります。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、公平・公正に取扱いをしていくのは基本でありますので、設備については、それぞれに支援をしているということでございますので、このことについては、担当課長とも話をしたところでありましたが、先ほどありましたとおり、それぞれ二つの生産組合については自宅に対応しているということで、こちらのほうは、面積も19ha、あとは10haと7haということでの対応で、私はそういう形でいいのではないかなと思ったところでございます。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） 先ほどの支援の件で補足をいたしますが、今市長も答弁いたしましたけれども、財産の貸付けにつきましては、花木生産組合のみではございますけれども、補植、新植それから機械導入につきましては、この3団体に補助金を支援するというところで対応させていただいているところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第25 議案第19号 市道路線の廃止について

○議長（平野栄作君） 日程第25、議案第19号、市道路線の廃止についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、市道路線の廃止につきまして説明を申し上げます。

本案は、県営畑地帯総合整備事業の整備に伴い、市道の重用区間を整理し、新たに市道を認定するため、市道二反野2号線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第19号、市道路線の廃止について、補足して御説明を申し上げます。

付議案件説明資料は33ページをお開きください。

今回廃止する路線は、市道の重用区間を整理するため、路線番号394、路線名二反野2号線、延長は1,549.9mを廃止するものでございます。

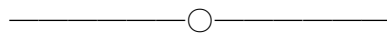
以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第19号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第26 議案第20号 市道路線の認定について

○議長（平野栄作君） 日程第26、議案第20号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、市道路線の認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、県営畑地帯総合整備事業の整備に伴い、路線の整理を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第20号、市道路線の認定について、補足して御説明を申し上げます。

付議案件説明資料は33ページをお開きください。

今回、新たに路線番号1029、路線名鎌石二反野線、起点を志布志市志布志町帖字前畑11176番1地先とし、終点は志布志市志布志町帖字二反野9138番12地先まで、延長1110.3mを認定するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第20号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第27 議案第21号 市道路線の変更について

○議長（平野栄作君） 日程第27、議案第21号、市道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、市道路線の変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、路線の整理を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、路線の起点及び終点の整理を行う必要があるので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第21号、市道路線の変更について、補足して御説明を申し上げます。

付議案件説明資料は34ページをお開きください。

今回、市道立本草野1号線は、延長を3,179.4mとし、終点の延長を208.3m短くし、終点の位置を志布志市有明町野神字風穴1933番1地先に変更するものでございます。

次に、付議案件説明資料35ページをお開きください。

路線番号281、中川内線は、延長を1,247.5mとし、終点の延長を814.8m短くし、終点の位置を志布志市志布志町内之倉字中川内2598番1地先に変更するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第21号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前10時から、引き続き本会議を開きます。

本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時38分 延会

## 令和5年第1回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和5年2月21日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第22号 令和5年度志布志市一般会計予算
- 日程第3 議案第23号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第24号 令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第25号 令和5年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第26号 令和5年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第7 議案第27号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第8 議案第28号 令和5年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第9 議案第29号 令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松山支所長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農業委員会事務局長 中 水 忍
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学校教育課長 上 木 勝 憲
生涯学習課長補佐 河 野 尚 仁	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調査管理係長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と西江園明君を指名いたします。



#### 日程第2 議案第22号 令和5年度志布志市一般会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第2、議案第22号、令和5年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、令和5年度志布志市一般会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市一般会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和5年度志布志市の一般会計の予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ274億円と定めるものであります。

前年度と比較しますと、令和4年度の当初予算は骨格予算編成でありましたので、同予算に肉付け予算の補正（第3号）を反映させたものとの比較になりますが、6億2,960万8,000円、2.4%の増であり、過去最大の予算規模となったところであります。

これは、国・県の補助事業の採択、国民体育大会の実施に係る費用の増加等に伴い、負担金や補助金などの補助費等が10億448万7,000円増加したこと等が主な要因となっているものであります。

本市の財政状況は、地方交付税が一本算定となり、国・県の補助金・負担金の廃止、縮減等、歳入の伸びは期待できない一方で、高度経済成長期に集中して建築された公共施設等の老朽化により、大規模改修、修繕等に多額の費用が見込まれることから、さらに厳しい財政運営が続くことが予想されます。

このことを踏まえまして、令和5年度の当初予算編成にあたりましては、引き続き「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針としまして、事務事業優先度評価を行い、所期の目的を達成した事業の廃止を前提に、整理・統合・縮減を徹底し、継続して実施する事務事業につきましても、ゼロから積み上げるなど事業の優先度を見極め、より効果の高い事業に重点的に取り組むことができるよう、メリハリのある予算編成に努めました。

それでは、令和5年度当初予算につきまして説明を申し上げます。

予算書は8ページ、予算説明資料は5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行



為ができる事項、期間及び限度額を定め、農業制度資金利子補給及び志布志市立学校給食センター調理・配送業務委託事業で、限度額を総額で3億1,372万4,000円と定めるものであります。

予算書は9ページになります。

第3表、地方債につきましては、総額で18億6,840万円を限度額とするものであります。

それでは、歳入予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書は10ページ、予算説明資料は1ページをお開きください。

事項別明細書の歳入であります。まず、自主財源の柱となる1款、市税は、家屋や償却資産に係る固定資産税の伸びが見込まれるとともに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けていた収入・所得が回復傾向にあり、市民税の増収が見込まれることから、2.1%増の36億4,574万5,000円計上するものであります。

11款、地方交付税は、国の定める地方財政計画や令和4年度の交付実績を勘案し、10.9%減の57億4,000万円計上するものであります。

15款、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、保育所等整備交付金等が減となったこと等により、21.4%減の28億5,014万9,000円計上するものであります。

16款、県支出金は、畜産クラスター事業、燃ゆる感動かごしま国体運営事業等が増となったこと等により、33.6%増の35億4,342万1,000円計上するものであります。

予算書は、11ページをお開きください。

19款、繰入金は、事業実施の財源として、ふるさと志基金繰入金等を増額し、財源調整として財政調整基金を増額したこと等により、15.9%増の51億3,472万3,000円計上するものであります。

22款、市債は、合併特例債、過疎対策事業債、臨時財政対策債等を28.1%増の18億6,840万円計上するものであります。

次に、歳出予算につきまして目的別に説明を申し上げます。

予算書は、12ページになります。

1款、議会費は、1.9%減の1億8,094万4,000円計上するものであります。

2款、総務費は、2.6%増の55億9,047万9,000円計上するものであります。

3款、民生費は、5.3%減の71億2,983万3,000円計上するものであります。

4款、衛生費は、5.5%減の13億8,963万6,000円計上するものであります。

6款、農林水産業費は、43.3%増の31億1,770万7,000円計上するものであります。

7款、商工費は、16.2%減の25億2,134万6,000円計上するものであります。

8款、土木費は、2.4%増の14億3,475万5,000円計上するものであります。

9款、消防費は、6.1%減の6億3,499万5,000円計上するものであります。

10款、教育費は、28.2%増の26億1,491万7,000円計上するものであります。

このほか、11款、災害復旧費に1,293万円、12款、公債費に27億5,245万8,000円、14款、予備費に2,000万円、それぞれ計上するものであります。

それでは、それぞれの予算の内容につきまして、主な事業を説明してまいります。

予算書は67ページ及び68ページ、予算説明資料は22ページであります。2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費は、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、本庁機能の集約を含めた行政組織の再編に取り組む必要があり、これらの行政組織の再編のため、ひばりビル購入事業を5,050万円計上するものであります。

予算書は70ページ、予算説明資料は31ページであります。4目、企画費は、奨学金の貸与を受けて進学した若者の奨学金返還を支援することにより、U・Iターンを促進し、本市への定着を図る奨学金返還支援事業を1,200万円計上するものであります。

予算書は71ページ、予算説明資料は34ページであります。6目、情報管理費は、デジタル技術を活用し、行政サービスの利便性の向上及び業務の効率化を図るため、デジタル化推進事業を75万3,000円計上するものであります。

予算書は86ページ、予算説明資料は70ページであります。3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、障害福祉総務費は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項並びに支援を円滑に実施するための計画を策定する障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定事業を241万1,000円計上するものであります。

予算書は87ページから89ページにかけて、予算説明資料は87ページであります。4目、老人福祉費等は、高齢者の健康状態や生活機能の課題を踏まえ、総合的な体制を整備し、生活習慣病等の重症化予防及び心身機能の低下予防を図る高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を2,560万6,000円計上するものであります。

予算書は98ページ及び99ページ、予算説明資料は96ページであります。4款、衛生費、1項、保健衛生費、3目、母子保健費は、安心して出産・子育てができるよう寄り添い、出産・育児等の支援につなぐ、伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊産婦等に対し、経済的支援を一体的に実施する出産・子育て応援交付金事業を1,966万5,000円計上するものであります。

予算書は99ページ、予算説明資料は60ページであります。4目、環境衛生費は、再生可能エネルギーを導入するための調査を実施し、温室効果ガスの排出削減を目指し、将来世代も安心して暮らせる持続可能な循環型社会を構築する地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業を1,149万5,000円計上するものであります。

予算書は100ページ及び101ページ、予算説明資料は97ページであります。5目、健康づくり費は、心の健康について実態調査及び分析を行い、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする自殺対策計画策定及び市民のこころの健康づくりを推進する自殺防止対策事業を347万4,000円計上するものであります。

予算書は106ページ、予算説明資料は102ページであります。6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、新規就農、農業経営、法人化等あらゆる農業相談に対応した窓口を開設し、経営段階に応じた伴走型の相談支援の体制を充実させることで、担い手確保や農業の持続的な推進を図る（仮称）農業サポートセンター事業を26万円計上するものであります。

予算書は110ページ、予算説明資料は115ページであります。6目、畜産業費は、第13回全国和牛能力共進会北海道大会への出品に向けて、生産者及び関係者の機運を高めるとともに、若手農家を中心とした育成技術研修会等を開催し、育成技術の向上を図る志布志市全国和牛能力共進会推進協議会負担金を50万円計上するものであります。

予算書は116ページ、予算説明資料は131ページであります。2項、林業費、2目、林業振興費は、森林所有者自らでは経営管理を実行できない森林を市が経営管理権を取得し、林業経営に適した森林については、意欲及び能力のある林業経営者に委ね、森林資源の適切な管理を行う森林経営管理事業を6,026万5,000円計上するものであります。

予算書は122ページから124ページにかけて、予算説明資料は43ページであります。7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、ふるさと納税の寄附者に対し、感謝の気持ちをお伝えすること及び本市地場産品のPRを目的に、寄附金額に応じた地場産品を発送し、本市への応援者を募るふるさと納税推進事業を19億375万円計上するものであります。

予算書は124ページ及び125ページ、説明資料は51ページであります。4目、港湾振興費は、市内の事業所の輸出貨物の利用促進及び本市特産品の販路拡大を図るとともに、海外で開催される展示会や国内で開催される商談会へ積極的に参加し、市内事業者の支援と合わせて、志布志港の物流サービス等のPRや助成制度を周知し、国内外の事業者に対しまして、志布志港の認知度を高め、さらなる輸出貨物の利用促進を図る輸出促進支援・志布志港PR活動事業を280万2,000円計上するものであります。

予算書は130ページ、予算説明資料は138ページであります。8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、産業の振興及び市民が安全で快適に通行ができることを目的とし、社会資本整備総合交付金等を活用して市道の整備を行うことにより、利便性の向上を図る道路新設改良事業を4億162万6,000円計上するものであります。

予算書は133ページ及び134ページ、予算説明資料は141ページであります。健康づくりの場、良好な都市環境の形成及び都市の防災機能の向上を図るため、都市公園等管理事業を1,570万5,000円計上するものであります。

予算書は137ページ、予算説明資料は15ページであります。9款、消防費、1項、消防費、2目、非常備消防費は、道路交通法の改正により、若い世代の消防団員が消防自動車を運転できない事象が生じていることから、準中型免許や中型免許の取得に係る費用の一部を助成し、消防防災活動の充実を推進する消防団員運転免許取得支援事業を60万円計上するものであります。

予算書は144ページ、予算説明資料は145ページであります。10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、照明器具の安定器の老朽化が著しく、今後の生産も減少傾向にあることから、年次的、計画的にLED化することで、学校施設の適切な維持管理を図るとともに、LED化により脱炭素社会の実現を推進する小学校施設LED照明整備事業を440万円計上するものであります。

なお、予算書146ページ、予算説明資料は148ページであります。3項、中学校費、1目学校

管理費に、同じく中学校施設LED照明整備事業を198万円計上しております。

予算書は153ページ、予算説明資料は166ページであります。4項、社会教育費、6目、文化財保護費は、志布志駅周辺から志布志麓を中心とした志布志東部地区について、ひとの流れを生み出す歴史的資源を活用した魅力ある観光まちづくりを行うため、古民家再生をリーディングプロジェクトとしたエリア計画を策定するとともに、地域経営・地域連携体制の整備を行う志布志東部地区エリア計画策定業務委託事業（歴史のまちづくり事業）を1,500万円計上するものであります。

予算書の155ページ、予算説明資料は175ページであります。8目、図書館費は、非来館型サービスとして電子書籍を導入し、いつでも・どこでも・誰でも利用できる電子図書館の運営に取り組む電子図書館運営事業を416万円計上するものであります。

予算書は157ページ及び158ページ、予算説明資料は169ページであります。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費は、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」におきまして、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るとともに、大会を通じて市民のスポーツに対する意識の向上を図る国民体育大会鹿児島大会事業を8,263万7,000円計上するものであります。

予算書は158ページ及び159ページ、予算説明資料は172ページであります。2目、体育施設費は、老朽化により不具合が出ている志布志運動公園体育館の改修工事に2か年計画で取り組み、令和4年度は、屋根防水工事、外壁改修工事等の改修工事を実施しております。

令和5年度におきましては、アリーナ床改修、照明器具LED化等の改修工事を実施し、利用者の利便性・安全性の向上及び施設の長寿命化を図る志布志運動公園体育館改修事業を4億3,905万4,000円計上するものであります。

予算書は160ページ、予算説明資料は152ページであります。3目、学校給食センター費は、児童・生徒を養育している世帯の学校給食費を半額補助するとともに、給食費改定に伴う保護者負担増加分についても補助することで、さらなる保護者の経済的負担の軽減を図る学校給食費補助事業を6,765万円計上するものであります。

以上が、令和5年度志布志市一般会計当初予算の主な内容であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第22号は、予算常任委員会に付託いたします。



### 日程第3 議案第23号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第3、議案第23号、令和5年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、令和5年度国民健康保険特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和5年度志布志市の国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億2,807万7,000円となり、前年度と比較しますと1億48万1,000円、2.2%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の181ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等の国民健康保険税を6億3,442万円計上しております。

184ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を33億6,421万2,000円計上しております。

186ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を3億2,078万円計上しております。

196ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、療養諸費を28億253万円、197ページの高額療養費を4億5,058万円、199ページの出産育児諸費を1,500万7,000円、それぞれ計上しております。

なお、審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金を除く保険給付費の総額は、歳入の県支出金の保険給付費等交付金の普通交付金と同額になるものであります。

202ページをお開きください。

県が負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用、その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県に納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分を7億3,577万4,000円、203ページの後期高齢者支援金等分を2億3,936万4,000円、204ページの介護納付金分を7,584万1,000円、それぞれ計上しております。

206ページ及び207ページをお開きください。

歳出の保健事業費は、特定健康診査等事業費を3,547万9,000円、疾病予防費を852万円、それぞれ計上しております。

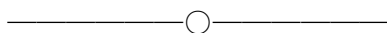
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第4 議案第24号 令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第4、議案第24号、令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予

算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,822万8,000円となり、前年度と比較しますと2,870万1,000円、6.5%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の219ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を1億8,900万円、普通徴収保険料を9,520万円、それぞれ計上しております。

221ページをお開きください。

歳入の繰入金は、保険基盤安定繰入金を1億8,093万6,000円、事務費繰入金を145万4,000円、それぞれ計上しております。

230ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を4億6,523万6,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第5 議案第25号 令和5年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第5、議案第25号、令和5年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、令和5年度志布志市介護保険特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市介護保険特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和5年度志布志市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億2,244万4,000円となり、前年度と比較しますと2,748万3,000円、0.7%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の242ページをお開きください。

歳入の保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を6億5,900万円計上しております。

244ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、保険給付に対する国の負担金を6億7,955万円、245ページの調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金等を3億5,228万2,000円、それぞれ計上しております。

246ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業に対する第2号被保険者の負担分を10億6,419万5,000円計上しております。

247ページをお開きください。

歳入の県支出金は、保険給付に対する県の負担金を5億8,190万8,000円、248ページの地域支援事業交付金等を1,461万9,000円、それぞれ計上しております。

249ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、介護給付及び地域支援事業に対する市の負担分、低所得者保険料軽減事業及び事務費の繰入れを5億8,021万5,000円計上しております。

256ページ及び257ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、要介護1から5までの認定を受けている方の給付費である介護サービス等諸費を34億8,470万円、258ページ及び259ページの要支援1又は2の認定を受けている方の給付費である介護予防サービス等諸費を7,820万円、260ページのその他諸費の審査支払手数料を300万円、261ページの自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス等費を1億1,030万円、262ページの介護及び医療の両方を利用した自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額医療合算介護サービス等費を2,040万円、263ページの介護保険施設等における居住費や食費の自己負担の所得に応じた上限を超える部分を給付する特定入所者介護サービス等費を1億8,480万円、それぞれ計上しております。

266ページ及び267ページの地域支援事業費は、総合相談事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報体制の整備、認知症総合支援事業等に関する包括的支援事業、任意事業費を3,715万円、268ページの要支援者等の訪問型及び通所型サービス事業費や、介護予防ケアマネジメント作成に関する介護予防生活支援サービス事業費を5,172万2,000円、それぞれ計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第26号 令和5年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第6、議案第26号、令和5年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、国民宿舎特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和5年度志布志市国民宿舎特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,503万2,000円となり、前年度と比較しますと1,234万4,000円、約54.4%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の279ページをお開きください。

歳入の公営企業収入は、指定管理者からの納入金を10万円計上しております。

281ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を3,477万2,000円計上しております。

284ページをお開きください。

歳出の管理費は、国民宿舎の維持管理に関する経費を2,238万2,000円計上しております。

285ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を1,215万円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第26号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第7 議案第27号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第27号、令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,283万4,000円となり、前年度と比較しますと1億6,759万4,000円、60.89%の増となっております。



それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の291ページをお開きください。

第3表の地方債につきましては、地域開発事業債の限度額を3億7,610万円としております。

294ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を402万2,000円、295ページの工業団地整備事業積立基金繰入金を6,100万円、それぞれ計上しております。

296ページをお開きください。

歳入の市債は、地域開発事業債を3億7,610万円計上しております。

301ページをお開きください。

歳出の事業費は、5工区の排水路敷設等に係る工事請負費等を2億4,000万円、新工業団地開発における用地取得に係る公有財産購入費を1億1,520万円計上しております。

302ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を6,422万2,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第27号は、総務常任委員会に付託いたします。



## 日程第8 議案第28号 令和5年度志布志市水道事業会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第8、議案第28号、令和5年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、令和5年度志布志市水道事業会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成しました予算の原案に基づき、令和5年度志布志市水道事業会計予算を調製しましたので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和5年度志布志市水道事業会計予算につきましては、サービス提供の対価である水道料金を主体とする収益的収入としまして、水道事業収益を6億2,621万1,000円計上し、サービス提供に係る費用である収益的支出としまして、水道事業費用を5億7,667万1,000円計上するものであります。

資本的収入につきましては、総額101万3,000円計上し、資本的支出につきましては、老朽管更新及び耐震化対策による布設替、並びに水道課事務所建設等に係る費用として4億7,517万円計上するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億7,415万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等の内部留保資金で補填するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第28号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第9 議案第29号 令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第9、議案第29号、令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、令和5年度志布志市農業集落排水事業会計につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市農業集落排水事業が作成しました予算の原案に基づき、令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算を調製しましたので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算につきましては、農業集落排水施設使用料料金を主体とする収益的収入としまして、農業集落排水事業収益を2億5,742万2,000円計上し、収益的支出としまして、農業集落排水事業費用を2億5,582万3,000円計上するものであります。

資本的収入につきましては、総額1億3,377万1,000円計上し、資本的支出につきましては、建設改良及び企業債償還金に係る費用として1億9,920万9,000円計上するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,543万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに当年度分損益勘定留保資金及び引継金で補填するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第10、諮問第1号及び日程第11、諮問第2号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（平野栄作君） 日程第10、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和5年6月30日をもって任期が満了する坪田則義氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

坪田則義氏の略歴につきましては、説明資料の36ページ及び37ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第11 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（平野栄作君） 日程第11、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和5年6月30日をもって任期が満了する小窪久美子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

小窪久美子氏の略歴につきましては、説明資料の38ページ及び39ページを御覧ください。  
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。

お諮りします。諮問第2号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から3月5日までは休会とします。

3月6日は午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前10時48分 散会

## 令和5年第1回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和5年3月6日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

小 野 広 嗣

永 田 梓

稲 付 洋 平

青 山 浩 二

隈 元 香穂子

八 代 誠

小 園 義 行

南 利 尋

栞 山 晋 司

小 辻 一 海

福 重 彰 史

鶴 迫 京 子

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 補 佐 高 野 利 彦
生 涯 学 習 課 長 江 川 一 正	松 山 支 所 産 業 建 設 課 長 重 山 浩



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と西江園明君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、8番、野村広志君の一般質問を許可します。

○8番（野村広志君） 改めまして、皆さんこんにちは。志みらいの野村広志でございます。令和5年度の当初予算も示されまして、幾つかまた新しい提案がございました。また、施政方針も示されましたので、そういったことも踏まえながら、今回四つの項目について質問してまいりたいと思います。

それでは早速ですが、一番目の港湾行政についてお聞きをしてまいります。これは、これまでも何度となく質問させていただいておりますが、今回の方針を見ると、志布志港の積極的な利活用について、転換期になるような大きな動きが出てきたのかなと感じるわけですが、このことは、市長も自身のマニフェストでうたわれておりますので、熱意をもって取り組んでいただけるものと思いますが、今回、志布志港を取り巻く一体的な推進を図るため、みなと振興室の設置が示されております。私が以前より提案をしておりました海外輸出戦略に特化した室の設置については、みなと振興室として、より専門的に強化されるようでありまして、大変前進したなと思っております。ようやくここにたどり着いたのかなと思うわけですが、ではまず、この室の設置に至った経緯とその目的についてお考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

インフラ整備及び民間企業の設備投資並びに企業の進出による物流機能強化や小口混載貨物の輸出サービス開始など、南九州地域の物流拠点としての役割が高まる中、特定農林水産物、食品輸出促進港湾、通称、産直港湾の認定に向けた協議が進められております。今後、志布志港は農林水産物、食品の輸出拠点としての役割も担っていくなど、志布志港を取り巻く情勢は日々進展しているところでございます。また、昨年11月のクルーズ船にっぽん丸の寄港やみなとまつりの開催など、産業港の機能だけではなく、観光振興や市民など多くの方が利活用する場所としても活用がなされているところであります。港を抱える地元自治体として、港湾振興や利活用促進を図るとともに、企業誘致及び立地並びに起業支援の強化に係る部署を設け、これらの進展に柔軟かつ迅速に対応し、港からも志布志市の活性化を図っていくことを目的として、今般、みなと振興室を新設することとしたところでございます。

○8番（野村広志君） では、この室の設置についてでありますけれども、今、御答弁いただいたとおり、当然ながらこれは目指すべき目的に沿った振興計画が推進されると思われま。そこでこの推進にあたり、この計画でしょうか、指針になるようなもの、明確なその方向性やビジョンが示されなければならないと思いますけれども、ここには、当然関係してくる部署や係が多岐にわたってくるのかなと思うところですが、国や県、民間団体と、個々の利害関係にも影響がありますので、そういったことを交通整理をしていくことも、このみなと振興室の大きな役割にもなってくるのかなと感じるわけですが、やはり同じ方向を向いて取り組んでいく必要性が大変重要ではないかと考えております。

そこでお聞きいたしますが、この室の目指すべき指針となるような、港湾振興における振興ビジョンのようなものを策定するお考えについては、どのようにお考えなのかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 港湾振興や利活用促進、企業誘致や立地、港を利活用した観光振興及び水産振興などを効率的かつ効果的に推進していくため、仮称でございますが、志布志港振興計画の策定に向けて、調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 現在、市の総合振興計画ですね、ここで目指すべき姿と指標、目標値、それから施策の方向性といったものは示されているようであります。本市にとって、志布志港湾の位置づけを考えたときに、やはりその重要性を鑑みると、この振興計画の中だけでとどまるものではなくて、より広く専門的な見地で考察された振興ビジョンを策定する必要性があるのかなと考えております。市長のほうから、振興計画のようなものを考えていかなければならないというようなことがありました。ぜひですね、これ市長、先頭に立っていただきまして、将来を見据えた志布志港湾の姿を描いていただければなと希望するところですが、振興ビジョン等の必要性については、十分に市長は認識はされていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、構想段階ではございますが、企業の経済活動、物流、人流、交流など、港を核とした地域の活性化に関する将来ビジョンを定め、ビジョンの実現化に向けた基本目標や取組内容を位置づけることを考えているところであります。

なお、計画の策定にあたっては、第2次志布志市総合振興計画後期基本計画や、志布志市都市計画マスタープラン、第2次志布志市観光振興計画並びに志布志港湾計画など、各計画との整合・調和を図り、策定することを考えているところでございます。

○8番（野村広志君） これから着手にあたっては、いろいろと議論がなされるかと思っておりますけれども、そういった考えであるということは、今十分理解をいたしましたところでした。私も今市長が言われたことは、大変重要な視点だろうなと思っておりますが、あと少し付け加えるとすれば、以前にもこの一般質問の場でお聞きをいたしましたけれども、市民にとってこの港や海が身近に感じとれる、これは海の恩恵とでも申しましょうか、市民の視点に立った港の振興についても、重要な位置づけとして捉えていただきたいなと思っております。このことは、今回の一般質問の中でも同僚の議員から同様の質問が出ておりますので、深掘りはしてまいりませんが、そ



ういった視点もすごく大事なのかなと思っております。

それともう一点、港では毎日コンテナターミナルを含めて、内外から多くのトラックの往来があり、日夜たくさんの方々が働いておられます。まさに、志布志港湾の振興の要になる方々ではなかろうかなと思いますが、そういった働く方々、働く環境への特段の配慮についても、やはりこういったビジョン等でしっかりと配慮していくべき、盛り込んでいくべきものではないのかなと思っております。前段、前回私のこの一般質問の中で答弁をいただきました、現在、県が進めております港湾振興計画の改定に向けても協議がなされているということで、答弁をいただいているところですが、そういったものとしっかりとした整合性が図れるものになる必要があるのかなと、本市独自の振興ビジョンになるものでありますけれども、そういった県が定めている港湾振興計画との整合性といったものについては、十分に整合性がとれる形で進めていってもらいたいと思っております。この港湾振興の奥深さというのは、市長も十分に御理解いただいていると思いますので、そこも配慮されながら進めていただければいいと思っておりますが、改めて、市長、どうですか。

**○市長（下平晴行君）** 志布志港は、産業港として大きな発展を遂げ、本市や南九州地域の経済活動を支える重要な港となっております。また、民間主導の「志布志港を盛り上げる会」が設立され、港や産業の活性化等について意見交換等がされております。

今後は、志布志港を稼ぐ志布志市の拠点として、物流及び産業機能の維持・発展をさせるとともに、農林水産物、食品等の輸出拠点としての役割を担い、観光振興や市民など多くの方から利活用され、港、海、人の接点として、官民一体となって発展させ、港からも志布志市の活性化が図れるような場所にしていきたいというふうに考えております。

また、志布志港の利活用促進や活性化、港湾計画の策定・改定に資するため、国や鹿児島県、民間企業が参加する会議等が開催されて、意見交換が行われているところであります。また、今年度も11月に大阪で開催したポートセミナーや国内展示会参加、国内外の荷主や商社等を訪問し、志布志港のPRも重ねているところでございます。

**○8番（野村広志君）** この振興計画については、市長から答弁がありましたので、次期振興計画の中にも盛り込んでいきながらということでありましたので、期待を申し上げたいと思います。みなと振興室の役割について、今回、本当はもう少し具体的な内容でお聞きしたいと思っておりますけれども、その前提となるのが、やはり目指すべき指針、ビジョンのようなものがあってこそ成立してくると思えますし、またそれがなければ、この室の本来の仕事というものも見えてこないのかなと思っております。またそういったビジョンが明確に示された段階で、詳しくお聞きしてまいりたいので、次にまいりたいと思います。

次に、農業振興についてお聞きいたします。仮称であります、農業サポートセンターが設置されるということで、農業従事者や新規就農者にとり、大変期待されるところでありますが、私は農業を取り巻く様々な環境を鑑みたときに、そこにはまず、農業従事者の生産意欲の向上に直接つながる安定した農業取得の向上が挙げられると思っております。そこで、この農業サポート

センターの大きな役割みたいなものについて、まずはお聞かせ願いますか。

**○市長（下平晴行君）** 現在、志布志市農業サポートセンターにつきましては、令和5年8月の設置に向け、準備を行っているところでございます。就農から経営の定着、発展までを一体的にサポートする体制を整備し、経営段階別に伴走型の支援、モデル経営体の育成、情報の集約及び発信を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、段階的ではございますが、最終的には空きハウス等のデータベース化、設備のマッチング及び労働力の支援体制の強化を実施するとともに、関係機関一体となった営農指導体制の整備を図っていきたいと考えているところでございます。

**○8番（野村広志君）** 市長から答弁いただきましたけれども、そこは理解するところですが、今回当初予算で26万円の予算の計上がありました。この予算は、センターの設置に係る予算と理解をしております。これから立ち上げていく、8月ということですが、今後、この農業サポートセンターとしての役割、求められるものとしては、また詳しく追って示されてくるのかなと思いますけれども、これは様々な考え方があろうかと思っておりますけれども、私の中ではやはり先ほどもお話ししたとおり、安定した所得の確保というのが、持続可能な農業にとりまして、まずは大変重要ではないかなと感じております。やはり儲からない農業には魅力はなくて、これまで受け継がれてきた先祖代々の農地等を守るという意識についても、残念ながら年々少しずつ薄れてきているような気がしてなりません。昨今の近代農業は、機械化が進み、DXの導入も積極的に進んでおります。また、国や県、市の農業施策における支援制度等についても、多種多様な制度があり、より複雑化しております。そういった中において、適切、懇切丁寧に寄り添い、相談に乗ってもらえる技術員や指導員によつての営農指導の充実は、欠かせないものではないかなと考えております。今、市長からも指導員の充実というのは触れられましたけれども、私もこの技術員、指導員の営農指導の充実というのが、やはり欠かせないものだなと思っております。これは、従来の蓄積されたノウハウにプラスして、そういったデータを基に新しい技術や製法等を取り入れたり、農薬や土壌分析の見える化等を図ることにより、反収や生産効率のアップにつなげていくことが期待されておりますし、また、適時に求められる複雑化した支援制度等についてのサポートなども、この新しい時代の営農に対し、対応し得る技術員や営農指導員の育成をやはり早期に進めるべきではなかろうかなと考えております。先ほど市長から答弁いただきました、この農業サポートセンターの役割がそのような見地に立って、この営農指導全般の在り方を抜本から見直して、生産者をしっかりとサポートできる体制を構築することは、本市の農業従事者にとりまして、大変心強いことになるのかなと考えております。では、市長、この農業サポートセンターの方向性にそういった考え方をもちまして、複合的な事業推進を図っていく考え方については、どのようなお考えをお持ちなのか、少しお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど議員からもありましたとおり、安定所得の確保、これが一番だというふうに思います。そういう観点から、就農から経営の定着、発展までを一体的にサポートする体制を整備し、経営段階別に伴走型の支援、モデル経営体の育成、情報の集約及び発信を行っ

てまいりたいというふうを考えております。

また、段階的ではございますが、最終的には空きハウス等のデータベース化や設備のマッチング、労働力の支援体制の整備を図ってまいりたいというふうを考えているところでございます。

**○8番（野村広志君）** では少し、この営農指導のところを幾つか聞いてまいりたいと思いますが、これは繰り返しになるかもしれませんが、営農指導体制の営農指導の重要性については、今、市長はどのような認識でおられますか。

**○市長（下平晴行君）** 営農指導員につきましては、現在は農協の営農指導員、曾於畑地かんがい農業推進センターの普及員を中心に行っておりますが、今後につきましては、現役を引退されたベテラン農家や、スマート農業を先進的に取り組んでいる優良農家等と連携しながら、営農指導の充実を図っていけるように検討してまいりたいというふうを考えているところでございます。

**○8番（野村広志君）** 私も様々なところからお話を少し聞かせていただいた中で、技術員や営農指導員が、本来の営農指導に関わっていける時間的な余裕について、少し違和感を感じているところであります。日頃の事務作業が複雑になってきたからということもあろうかと思えますけれども、事務作業に忙殺されてしまって、本来のあるべき姿としての営農指導体制に影響を及ぼしている状況にあるのではないかなとすごく心配をするところですけど、その辺については御認識はございますか。

**○市長（下平晴行君）** 現在は、農協の営農指導員、曾於畑地かんがい農業推進センターの普及員を中心に行っているところであります。また、関係機関で構成されている志布志市農林水産技術員連絡協議会の中で、先進地研修や新技術の共有などを図っており、営農指導の一環となっているところでございます。

**○8番（野村広志君）** この関係機関について、なかなか言及することは難しいのかなと思うところですが、では、市の技術指導員についてでありますけれども、現在、全体的な機構改革の真っ最中ではございますか、こういった技術員、指導員を増強することや強化することを行うという必要性について、専門分野の技術員を適材適所に配置するという考え方については、市長はどのようなお考えをお持ちなのか、そこをお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 志布志市農林水産技術員連絡協議会の活動を支援しておりますので、継続して支援していくとともに、より一層志布志市農林水産技術員連絡協議会の活動を活発化させていきたいと考えております。

**○8番（野村広志君）** では、本市の技術員、専門員は十分足りているというような認識でいるのか、補充がなくても農業サポートセンター及び営農指導体制の維持・発展というのは保てるのか、そこについての認識はどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 第2次志布志市総合振興計画後期基本計画策定後に農業サポートセンター構想がありましたので、位置づけされてはおりませんが、基本目標の3、「大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまち」、個別目標3の2では、「一次産業を発展し続けるまち」、政策体系①の「担い手の育成・確保」へ位置づけたいと考えております。また、

農業振興計画においては、重点課題として位置づけております。その農業指導員の在り方につきましては、先ほど言いましたように、この志布志市農林水産技術員連絡協議会等の活用の在り方、考え方等も聞きながら、どういう体制づくりがいいのか、このことも含めてサポートセンターの中で位置づけをしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） この営農指導については、様々な考え方があるのかなと思います。今御説明いただきました市や関係機関などの営農指導体制や農業従事者自身が指導農家となり指導していく体制や、各種生産組合や部会等が指導していく体制などいろいろあるわけですが、私の思いは、専門の技術員や営農指導員が近代農業に対応し得るスキルを磨き上げ、指導することで、地域内の農業従事者の成長につながっていくのではないかなと考えております。現在の農業の現場では、依然として勘と経験に頼った営農の状況が見受けられるようであります。しかし、これからの農業経営に求められているものは、計画や根拠、そしてデータを重視した農業経営の将来を見える化するシミュレーションを示すことが必要だと感じております。こういったことが指導できる技術員や営農指導員が、これからは求められてくるのではないかと感じております。短期的に農業所得を増加させるだけではなくて、生産者の暮らしを守っていくために、安定した持続可能な農業経営の実現を支援していくことが大事であり、生産者の所得についても、責任を持つ覚悟が大事なのではないかなと考えております。市長もこのDXをはじめ、近代農業の目まぐるしい進展・変化については御認識をされていらっしゃるかと思います。本市の農業従事者を下支えしていくこの農業サポートセンターの役割の中に、こういったこと、これは本当に大変重要なことかなと考えております。現在の営農指導体制がこのままでいいのか、考え直す良い機会にしてはどうかと考えております。そこで、様々な関係機関、団体等もございますので、なかなか単独では進んでいかないのかなという課題もあろうかと思っております。しかしながら、市としてこの農業サポートセンターを立ち上げるということでもありますので、ぜひとも市長に先頭に立っていただいて、営農指導体制の再構築について、技術員や指導員の育成を含めて、改めて考えていただきたいなと思います。市長、もう一度、御意見をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、農業サポートセンターの設置については、やはり農業をしていく上でいろんな相談事、そして、なぜ担い手が少ないのかと。先ほどありましたとおり、やはり安定した所得の確保等も含めてありますので、その農業サポートセンターの役割、これは全体的にそういうソフトの部分からハードの部分までの体制づくりをしっかりと取組をしていきたい。

そして、先ほどありましたように、農業指導員の重要性というようなことでもありますが、いわゆる農業に関する専門的な知識を生かした農家への相談対応、技術指導、各種補助事業の計画書作成等、大変重要であるというふうに思いますので、全体を網羅した形で、農業サポートセンターの役割というのをしっかりと取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志君） 市長のほうでも御理解いただいているのかなと、今、答弁を聞いて感じたところでしたが、この営農指導は本市だけでできることではなく、関係団体、関係機関等ござ

いますので、ぜひとも、今の営農指導の現状についてを少し調査をしていただきまして、育成していくためにはどういったことができるのか、どういった支援が必要なのか、どういった環境であるべきなのか等についてですね、少し検討していただきたいなと思います。そして必要であれば、育成費用の一部でも支援をするといった事業を考えてみてもいいのかなと思っております。これは今後どういった形でサポート支援していくのか、農業サポートセンターの立ち上げと一緒に、課内で十分に協議をしていくということもありましたので、それに期待を申し上げたいと思います。

あと、本市の専門技術員について少しお伺いいたしますが、技術職として就いていただいている職員について、さらなるスキルアップを目指して技術や技能はもとより近代的な営農について、より高度で専門的な知識の習得と情報収集や分析スキルの向上を図る研修会等への参加、また技術は持っておりますけれども、学び直しということに対する考え方については、どのような考え方を持っていらっしゃるのか、そこについての御意見をお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** それはまさに、今おっしゃいましたとおり、技術員の能力向上も含めてですね、やはり質問というか相談をされたことに対する対応がしっかりできるような体制づくり、そういう技術習得をしていくことが必要じゃないかなというふうに思っておりますので、しっかりその辺も含めて研修もしながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** 大変大事なことかなと思います。本市にしっかりと技術員として入った方々、日進月歩どんどんその技術とかそういったものは変化しておりますので、時代に合うスキル向上に向けて、研修会等への参加をぜひ促していただければなと思っております。

では、このところで最後の質問になります。もう一点、農業サポートセンターの目指すべき目的にしる、仮に営農指導体制の再構築にしるですね、本市の農業の目指すべき目標とはどういったところになるのでしょうか。先ほども少し市長からありましたけれども、第2次志布志市総合振興計画後期基本計画においての新しい農業サポートセンターの位置づけを明確にして、支援体制も整えていくのであれば、農業振興全体の目指すべき方向性と目標も、軌道修正や見直しをしていく必要性が出てくるのかなと感じております。そこについて、先ほどの答弁と重複するところもあろうかと思っておりますけれども、お考えをお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** これは先ほど申しましたとおり、ソフトの部分と経営的なハードの部分ですが、基本は、やはり担い手育成が私は一番大事だろうと、そこにつながっていくだろうというふうに考えておりますので、やはり儲かる農業、安定した所得の確保が基本になろうかというふうに思いますので、これはハードの部分になろうかと思いますが、そういうソフト、ハードを一体とした農業サポートセンターの在り方を研究しながら、しっかりと取組をしてまいりたい。これは、先ほど申しましたように、そういう技術員も含めてなのですが、やはり今まで農業を経験あるいは農業をされている、その実態を分かっている人が、そのサポートになり得る人を選定して、取組をしてまいりたいというふうに考えております

**○8番（野村広志君）** 市長も十分に御認識いただいたなと思っておりますので、御期待申し上げ

げたいと思います。これは生産者からは、近代農業に対応し得るさらなるスペシャリストとしての専門知識や能力に対して期待していると思われまし、将来をシミュレーションして客観的な数値を用いて、目に見える指導を求めており、納得して話を聞いてもらえる技術員や営農指導員に期待を寄せているのではないかなと思います。関係機関と協議をいただきまして、本市の農業従事者が安心して農業に従事できるように、また安定した農業所得の確保がつながるような、しっかりとした支援体制の構築に努めていただけるものをお願いをして、次に移りたいと思います。

次に、三番目の教育行政についてお聞きをしてみたいです。市内各学校には、学校運営協議会が設置され、各種取組や課題、また地域との連携の在り方等について様々意見が交わされておりますが、コロナ禍の中で、学校との連携について少し希薄になりつつあり、大変危惧されるところであります。そこで、市当局が考えている学校運営協議会の目指すべき目的やあるべき姿について、まずはお考えをお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** 学校運営協議会は、志布志市立学校運営協議会設置規則に基づき、平成28年度から順次設置し、平成30年度までには市内全ての小・中学校で設置したところでございます。

この学校運営協議会の目的やあるべき姿としては、学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映し、学校と保護者や地域が協働しながら子供たちの豊かな成長を支えていく仕組みと捉えているところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

学校運営協議会は毎年学校長からの推薦により、教育委員会が委員の委嘱をし、年5回の会議をお願いしているところでございます。併せて、中学校区単位でも委員の情報交換の場として、年一回の開催をしていただいております。この会の目的は、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任をもって、学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校経営・運営に反映させるとともに、学校、家庭、地域社会が一体となって、より良い教育の実現に取り組むことと考えております。

教育委員会といたしましては、この会を通じて学校と保護者や地域住民が課題等について熟議をし、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域と共にある学校づくりを推進していきたいと考えております。

**○8番（野村広志君）** 今、それぞれの立場において御答弁をいただきましたが、この学校運営協議会でうたわれております、今も答弁がありましたけれども、主たる目的については理解をしているつもりでおります。しかし、本当の意味で学校課題の解決と地域との連携において、開かれた学校として風通しがよく、保護者や地域と連携した協議会の運営になっているのかと、内容や意義を失って形骸化していないか、設置して維持すること自体が目的になっていないか心配をしております。特にこのコロナ禍を含め、失われた3年間で、思うような活動や成果を見出すことが難しかったような気がしております。課題は少なくないと感じておりますが、教育長、こういった点についてはどのような認識でおられますか。

○教育長（福田裕生君） 学校運営協議会が設置されてから、5年程度が経過しております。議員御指摘のとおり、十分な活動に至っていない状況もあるのではないかとこのようなことを認識しているところでございます。特にここ3年間は、コロナ禍により、学校での教育活動も制限され、地域の会合や学校運営協議会等も縮減されました。そういうこともありまして、21校区の取組に関して、情報交換をする場も十分に設定できなかつたということが、率直な反省点でもございます。また、熟議の内容が単に情報共有の場となり、学校運営協議会としての方向性を示し、具体的な解決策や役割分担にまで、協議されていないのではないかとといったような反省点も見出しているところでございます。

したがいまして、令和5年度におきましては、教育委員会主催で文科省から講師を招聘するなど、再度、学校運営協議会の趣旨、そして本市に応じた在り方等についてしっかりと研修を進め、また21校区の事例発表の場、情報交換の場なども設けていきたいと思っているところでございます。いずれにいたしましても、せっかく設置した協議会でございますので、さらにその活動が活性化し、本市の学校教育が充実していくように、皆様の知恵と協力をいただきたいと考えております。

○8番（野村広志君） 実際のところ、今回計画どおりに学校運営協議会の活動が実施されたかどうかは、具体的なことはお聞きいたしませんけれども、学校行事等においても様々な制限があったのかなと思っておりますので、何らかのやはり影響もあったのだろうと思うわけですが、アフターコロナを考えたときに、やはり学校運営協議会があるべき姿として、教育課題の解決や地域との連携を目指さなければならないと思うわけですが、課題と申しますか、少し危惧されるところでありますけれども、これは地域差や学校間での違いもあろうかなと思っておりますけれども、管理職等にとって、協議会の実施自体が大きな負担になっているのではないかなと少し感じております。この協議会は年に5回程度開催をされておりますけれども、先ほどお話ししましたが、このように感じることも自体も、維持すること自体が目的となっていて、形骸化を起こしている表れではなかろうかなと心配しています。教育長どうですか、こういった声というのは、実際に教育現場から上がってはきていないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 実際ですね、学校運営協議会を開催するにあたりまして、管理職の中には協議会の趣旨、目的等について、十分に研鑽を積んでいるという状況でない方がおられるということも事実でございます。と申しますのも、管理職も県の人事異動によりまして、平均的にいいますと、3年周期ぐらいで転勤してまいります。その以前勤務していた地域によって、協議会の趣旨等について、しっかりと研鑽を積んで本市に来たということでない状況も十分に考えられるわけです。となりますと、本市において運営協議会の趣旨、内容等についてしっかりと研鑽を積んでいただいて、学校運営をしていただくということが本来あるべき姿でありますけれども、先ほども申しましたように、コロナ禍の状況等もあってなかなか十分に研修の場を設けることができなかつたり、各学校間の情報共有が十分になされたなかつたという反省点もありますので、そういったことで、幾らかどういふふうに進めていいのか思いあぐねておられた方がおられたと

いうのも、否定できないところではないかなと、私なりに反省もしているところでございます。

そういったこともありまして、今後につきましては先ほど申しましたようなことで、情報交換や研修の場をしっかりと設けて、21校区がそれぞれの地域の特色を生かしながら、それぞれの校区の課題に応じた進め方が十分に進展するように、サポートしてまいりたいと考えております。

**○8番（野村広志君）** 教育長のほうでは、十分に認識をされていらっしゃるのかなというふうには、今感じたところでした。当然、平準化を図って、異動があったから等ということで、その隔たりが出たりとか、温度差が出たりとかということがないような取組を進めてもらいたいなど、お願いをしておきたいなと思います。やはりこれもコロナ禍を経て、希薄化した影響なのかもしれませんが、私はもう少し学校側にですね、この学校運営協議会の構成員を見たときに、やはり地域の方と保護者の方で構成されておりますけれども、もう少し上手に地域の方々を使っていればいいのかと、私個人としては考えております。遠慮されることなくですね、地域でできることはおそらく全ての地域において協力していただけるものと思いますので、御相談をいただきまして、一緒になって学校と地域を盛り上げていただきたいと、個人的には思っております。同時に、保護者や学校関係者も含めてですね、地域での諸行事については積極的に参画をいただきまして、一体となってお互いに「Win-Win」の関係であり続けること自体がですね、地域の活性化につながってくるのかなと、またさらにはそういうことが学校の課題解決にも一役買ってくるのかなと考えております。どうですか教育長、そういった地域を活用していくというようなことも、もう少し上手に促してあげるといっても必要ではないでしょうか、どうですか。

**○教育長（福田裕生君）** 今、議員御指摘のとおりだと私は思っております。この学校運営協議会は、各種団体組織の代表の方が委員になっていただいていると思います。学校とこの委員の方々を中心となって、熟議を進めていただいて協働と、一緒になって取り組むということの輪を広げていただくこととなりますが、実際に協働の場の取組をしていただく方々につきましては、地域のより多くの方々に声をかけていただき、協力をしていただきながら、学校、子供、教職員それから地域の多くの方々が、共に活動を展開する中で、学校の活性化と一方では地域づくりに大きく広げていくのが、今後求められる姿であろうと私も考えているところでございます。そういった観点で次年度に向けて準備を進めてまいります。

**○8番（野村広志君）** どうしてこんな話をしたのかというと、やはり学校側が思っている学校運営協議会の在り方とそこで議論される中身、内容と、地域側が思っている学校運営協議会の在り方と、そこで議論されるべきであろうという姿のずれの問題だと思います。そこをしっかりと埋めていかないと、協議会の本当の役割とか目指すべき目的に沿った会の運営にはならないのかなと感じておりますので、ぜひとももう一度そこについても、協議をいただければなと思っております。

最後もう一点、このことで加えてでありますけれども、先ほどもありました様々な議論がなされて熟議の成果が発展していくわけですけど、なかなかこれは分かりづらいなど、私自身も少し



感じております。不明確であるのではないかなと感じているところです。先ほどもありましたが、協議会の委員は地域の方々や保護者等で構成されておりますが、常に学校や子供たちを観察したり、学校に出向くわけにはまいりません。しかし、現実にはやはり知り得た情報の限りで、年に5回の協議会を踏まえて熟議に参加をし、学校関係者評価書で意見を述べることで、これは大変苦痛に感じている方もいらっしゃるようです。なかなか学校を評価する、子供たちの姿を評価する、意見するのは難しいよねと、常に私もそういう思いでおります。そういったことで協議会の委員を辞退したいというような意見もあるようであります。法令上の位置づけとしては、学校関係者評価書については、実施については努力義務に位置づけられているようでありまして、協議会を導入されているほとんどの学校では現実としては評価がどこもされているようでありまして、であれば、せめてこの評価や意見が述べやすくなるような評価書について、さらに工夫を加えていただきたいなと思っております。これがもし各学校で作成されているようなものであれば、教育委員会のほうで少し御議論いただきまして、もう少し工夫した形で提案しやすいような形のひな形のようなものを示していただくと、学校としても示しやすいのではないのかなと思っております。今日は持ってきておりませんが、評価書は細かい文字がたくさん書いてあって、数字で評価されて、A B C Dという評価になっておりますけれども、平日頃見ていないところで、AやBやCなどという評価をするのはなかなか難しいのかなと思います。そこについては、教育長どうですか。

**○教育長（福田裕生君）** 今御指摘のあった点でございますが、本市におきましても、それぞれの校区で学校関係者評価をしていただいております。その内容につきましても、私どものほうに報告が来ておりますので、毎回見させていただいておりますが、実は私自身も、その評価書の内容を見まして、果たしてこういった内容で評価していただくことが地域の委員になっていただいている方にとってどうだろうかと思っていること等もございました。そういうこともありましたので、先般各学校長に対しましては、評価内容それから評価項目、方法等については十分に検討をし、委員の方々により評価しやすい内容や方法に改善をするように、話を持っていったところでございます。ですので、今後、これも次年度に向けてですけれども、この評価の在り方について、一律にこうしなければならないという規定されたものはございませんので、それぞれの委員の方々の思いも十分酌み取りながら、手法としてより良い方法を見出していくことも、これこそ熟議していただければよろしいかなというふうに考えております。一方で、また教育委員会として、その評価方法等について情報を得ましたら、参考にしていただくような情報も提供していきたいと考えております。

**○8番（野村広志君）** 教育長もしっかりと御理解いただいておりますので、ぜひとも御検討いただければなと思っております。この学校運営協議会は、地域と共にある学校を目指すと大切な機関でもあります。そう認識をしております。より良い制度の運営と仕組みづくりに知恵を出していただけることを期待申し上げたいと思います。

次に、移りたいと思います。最後の質問になります。空き家対策についてお聞きしてまいりま

す。市内には多くの空き家が点在をして、今も増え続けている現状にあります。空き家バンクの活用も含めた移住・定住につながるような有効な施策の展開は考えられないか、まずは、市長の見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市の空き家につきましては、平成30年住宅・土地統計調査によりますと、住宅総戸数1万8,050戸のうち空き家が4,740戸で、空き家率は26.26%となっております。これを平成25年の調査と比較しますと、5.48%上昇しているというところでございます。

空き家対策につきましては、本市においても喫緊の課題と捉えております。状況調査や先進地研修等を行っているところであります。移住定着施策にもつながるものとして、国の動向等を見極めながらのさらなる展開の必要性を感じているところでございます。

○8番（野村広志君） すみません、今少し聞きそびれたのですが、これの実施年度はいつになりますか、この調査をされた年度ですね。

○市長（下平晴行君） 平成30年の調査であります。

○8番（野村広志君） 平成30年度ということで、一番近いのがこれという認識でよろしいですね。

[何言か呼ぶ者あり]

では、この空き家として特定する定義でありますけれども、当然これは居住実態のない物件になるかと思いますが、税の情報等も活用できるのかどうか少し分かりませんが、状況調査や意向調査等、これは平成30年度にということでありましたけど、こういった協力をいただいて調査をしてというプロセスをちゃんと踏まえて、これは空き家ですよという特定に至るのかどうか。空き家としてどうやってカウントしていくのかというのは、そこについてはどうですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 空き家の定義でございますが、現在、居住をしていない住宅が空き家とカウントしているところでございます。

○8番（野村広志君） では、もう入院をしているから、ここは居住していないよねとか、一時的なのかどうなのかということ、なかなか分かりづらいですよ、そういった居住していない、しているという判断はどうされるのでしょうか。何か定義みたいなもので空き家という捉え方になるのかどうか、そこはどうですか。

[何言か呼ぶ者あり]

それはまた、後もってでかまいませんので、当然空き家は居住実態のない物件で、居住実態というのも非常に分かりづらいのかなと私は思ったから、今その質問をしたところでありますけれども、こういった空き家の実態調査についてであります。今後こういった空き家を選別していく、先ほど言った分かりづらいから選別をしていかなければならないわけですが、認定をしていくということで、これは空き家なんだけどこのまま住める状態であるよとか、少し手直しすれば住めるよとかいうような調査がまず1点と、あと意識調査の上では、所有者や管理者がこの空き家をどうしたいのか、売りたいのか、取り壊したいのか、活用する意思があるのか、や

はりここで出てくるのは、これは一時的に空いているだけであって空き家ではない、帰ってくるという、それは意向調査になるのかなと思います。こういったことをしっかりと情報を得ていないと、この空き家対策の次の段階に進んでいかないのかなと思っております。そういったことをしっかりと把握する意味でも、実態調査は必ず必要なだろうなと思っております。そこで御提案でありますけれども、現在市では、全地域において地域コミュニティ協議会の設置に向けて事業が進んでおりますけれども、この地域コミュニティ協議会の中で協議される地域課題の中には、必ずと言っていいほどこの空き家問題というのが出てくると思われます。そこで、この地域コミュニティ協議会と協力をして、先ほどの実態調査と意向調査を実施してみてもどうかと考えております。地域のことは地域でという考えの下で、当然地域の空き家情報についても、地元の方のほうが情報を得やすいですし、人間関係であるとか背後関係に至るまで、これは個人情報に関わることもございますので、そこについてはまた別途協議をしていく必要があるかと思っておりますけれども、比較的容易に調査が進むのではないかなと考えております。当然ながら調査委託をするわけですので、調査に係る費用については市のほうで負担をすべきものであると思っておりますが、共生・協働参画の観点から見ても有効な手立てではなかろうかなと思っておりますが、市長はどうお考えですか。

**○市長（下平晴行君）** 最初に、意向調査についてを答弁させていただきます。

意向調査については実施していないところでありますが、国土交通省が空き家所有者実態調査という調査を実施しているところであります。全国での無作為抽出で、直近が令和元年のデータになりますが、今後の利用意向という設問で、「空き家にしておく」が28%、「賃貸・売却」が22.6%、「セカンドハウスなどとして利用」が18.1%となっております。本市においても参考になり得る数字であるというふうに考えております。

それから、地域コミュニティ協議会の取組ということですが、これはおっしゃるとおり、地域コミュニティ協議会設置の一番大きなものは、やはり市と対等に、そして地域自らで活性化を図っていくというのが設立の基本でありますので、そういうことを踏まえたと、当然地域のこととして空き家対策の取組をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、その分についての対策についての支援等々もしてまいりたいというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** 意向調査の重要性というのは、やはりこれから出てくるのかなと感じております。今、市長からは国が調査したもので本市としても参考にすると、パーセンテージ等が出ておりましたけれども、やはり本市としても独自の意向調査をしっかりと執り行っていただきたいなと思っております。地域コミュニティ協議会をもし活用するのであれば、地域コミュニティ協議会としても地元の空き家の状況とか実態の把握に寄与できるものなのかなと思っております。今後そういったことが進めば、地域の活性化を協議する中で、この空き家問題の解決に結び付いてくる可能性も出てくるのかなと思うところでありますので、ぜひともそういった仕組みを作っていただければなと思っております。所有者の考え方も様々あるだろうなと推察もされるわけですが、現実問題として、やはりこの実態調査の上で必要な管理責任に係る意識啓

発ですね、これは空き家もいろいろございます。管理不全の空き家等もあります。そういったものを管理責任に係る指導等、意識啓発については、やはり行政のほうでしっかりと指導していく必要がある、そこについてはやはり行政のほうでこういったところまでも地域コミュニティ協議会に付加していくと、なかなかこれは進んでこないのかなという気がいたしますので、こういった管理責任に係る意識啓発については、行政のほうでしっかりとやっていただきたいと思いますと思いますが、そこはどうか。

○市長（下平晴行君） 市内に固定資産がある所有者等に対しましては、これまで固定資産税の通知と併せて、空き家に関しての志布志市危険廃屋解体撤去事業補助金や志布志市空き家バンク事業などの周知を図っているところであります。また、相談があった空き家以外に、パトロールにおいて管理不全の空き家所有者等に対して、適正管理のお願いの文書を送付しているところがございます。

○建設課長（鮎川勝彦君） すみません、先ほど答弁漏れがあった部分でございます。

基本的に空き家は住んでいない家屋で、調査の中で周辺に聞き取り等を行って、入院等が確認できれば、空き家としてはカウントをしていないところでございます。申し訳ございませんでした。

○8番（野村広志君） これは御認識だと思いますけれども、人が住まなくなった住宅については、割と早く老朽化が進んでいくという傾向にあるようでありまして、所有者や管理者がしっかりと把握されながら、寄り添って相談に乗っていくということが必要なのかなと感じております。ましてやこの所有者や管理者が市外や県外であれば、なおさらこの意思疎通が取りづらく、困難な状態を招きかねませんので、早期の対応が求められるんだなと思っております。情報をしっかりと取っていただきまして、対応にあたっていただきたいなとお願ひしておきたいなと思っております。

あと、もう一点心配されることでお聞きしますが、空き家の相続放棄等の件についてでありますけれども、相続人が存在をしない老朽化した空き家についてであります、そういった危険家屋と判断されるような物件は、現在市内にございますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 相続放棄した所有者不明家屋で危険と判断した建物については、1件確認をしているところでございます。

○8番（野村広志君） では仮に、この相続人が存在しない危険家屋が1件あるということですが、その後どのような対応を取っていくというような考えでいたらよろしいですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） この案件に関しましては、現在所有者を探し出せない状況でございます、今年度弁護士等と相談をしているところでございます。建物自体は鉄筋コンクリートの建物で、安定しているところでございますが、周りの窓ガラスが割れたりとか、そういった状況でございますので、今後危険なところだけ取り除けないかとかですね、そういったものを弁護士または裁判所等と協議を行って、どう進めればいいのかを今検討しているところでございます。

○8番（野村広志君） これは、仮にそうであった場合であれば、市が利害関係人となって、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てるということになり、選任された管理人によって清

算手続きを進めるということになるようであります。本市としても、そういった事案を発生させないようにしていくというようなことも、まずは大事なのかなと思っておりますが、1件今そういった案件を抱えているということでもありますので、そこは経緯、推移を見守ってまいりたいなと思っております。ぜひそのようなことになる以前に、対応にあたっていただければなと思うところでもあります。

あと空き家について、上手に空き家バンクを活用させることも、一つの手だてだと思っております。このことについては、空き家バンク登録物件はホームページにも記載されておりますが、鋭意努力されているとは思いますが、やはり意向調査を踏まえて空き家バンクに促していくということが大事なのかなと思っております。現在、空き家の登録件数が9件あったようです。土地が4件のようでありましたが、この件数が多いのか少ないのかの判断についてはできませんけれども、肝心なのは、どのようにこれをマッチングして活用されているのかということになりますけれども、ではこの空き家バンクについての問い合わせやマッチングの実績について、今どの程度活用がなされているのかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 直近令和4年度の状況では、問い合わせ数が30件、成約数は0件となっております。令和3年度は、問い合わせ数が23件、成約数が3件となっているところでございます。

○8番（野村広志君） 問い合わせはそれなりにあるようでありますけれども、これは課題であったりとか今後の方向性、この空き家バンクの考え方についてはどのようにお考えですか。課題等は何か感じていらっしゃる場合がございますか。

○企画政策課長（西 洋一君） 現在、ホームページ等で、空き家の情報については空き家バンクのほうで登録しているところでございますが、それぞれの物件の建築年数を見ますと、平均でもう40年以上経過しているというところで、かなり修繕が必要な物件が多くございます。程度のいい物件につきましては、直接不動産業者を通じて売買、賃貸等がなされておりますので、そういった不動産業者にあまり関わりを持たない物件等が、空き家バンクに集められている状況でございますので、その辺については、また今後、検討課題であるというふうには認識しているところです。

○8番（野村広志君） なかなか歯がゆい思いというか、難しい問題もあるのかなと、当然これは管理不全の物件、どんどん老朽化してまいりますので、なるべく早い段階でそういった空き家バンクに登録していただきたいということを促していただきたいわけですがけれども、当然民間の不動産会社等もありますので、今答弁があったとおりでないと改めて感じたところでした。

では、本市が空き家を解体するにあたっては、志布志市危険廃屋解体撤去事業が整備されておりますけれども、除去跡地等の上屋を解体した後、固定資産税によって上屋がある場合と更地になった場合では、住宅用地に対する課税標準の特例の撤廃によって税率が異なってまいります。この税率が上がったというよりは、元に戻ったと認識したほうがいいのかと思っておりますけれども、その差額分に対して、一定期間免除する事業について本市では検討されたことはございますか。

○市長（下平晴行君） 住宅が建っている宅地については固定資産税が軽減される特例措置が適用されますが、解体後は特例措置が解除されるために、解体せずにそのまま放置される家屋も見受けられるところであります。このことから、空き家から危険空き家にならないように、解体した跡地の固定資産税の特例措置を一定期間減免する自治体もあるようであります。

一方、先週の3月3日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案が閣議決定されたところであります。そこには、行政による指導で改善されない場合は、空き家の固定資産税を軽減する措置を解除し、適切な管理を促すということも盛り込まれているところであります。

以上のようなことから、今後の国の動向を的確に捉え、また税の公平性の観点等も考慮しつつ、どのような対応が望ましいのか調査していく考えでございます。

○8番（野村広志君） 今、市長答弁があったとおり、まさに先般の新聞にもそういったことが記載をされておりました。これは考え方なのかなと思いますけれども、一般住宅、固定資産税の平均基準値、平均の固定資産税ですね、これは少し様々な要件があるから、当局のほうでは数字としてはなかなか出しづらいよということでありましたので、仮定の場合として、少し話をさせてもらえればなと思いますけれども、仮に、一般住宅の固定資産税、平均で全てを割ったときに、仮に年間1万円の固定資産税がかかっていますよということであった場合、解体をして更地になった場合、税率が元に戻ると、住宅用地特例措置の廃止という形になりますので、その場合、仮の段階ですけれども、1万円ということで考えた場合は、その土地の用途云々にもよるのでしょうか、大体3倍から6倍とかぐらいに上がるというようなことも示されているようだけれども、金額ベースで実際にそういった状況になるのでしょうか。そこ辺については、これは税務課長でも分かれば教えていただけますか。

○税務課長（濱田 茂君） お答えします。

まず住宅用地に対する課税標準の特例の内容でございますけれども、住宅用地についてはその税負担軽減を目的として、その面積、広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されるところでございます。小規模住宅用地は200㎡以下の住宅用地で、課税標準額を評価額の6分の1の額とする特例措置となっております。一般住宅用地は200㎡を超える小規模住宅用地以外の住宅用地で、課税標準額の評価額の3分の1の額とする特例措置となっております。

仮に、専用住宅用地のみの土地の固定資産税が、議員おっしゃるように1万円である場合で、ほかに特例となる住宅が何もなくなった場合、この特例が外れてしまうことになり、200㎡の坪数でいうと60坪以下の広さの土地のみであれば、単純に6倍に、1万円が6万円になるという計算にはなるかと思えます。国の議論、報道等を見ますと、この特例が外れることで平均的な宅地の税額は4倍程度に増えるという報道があるところでございます。

○8番（野村広志君） これは仮定の話でありますので、特段根拠はございません。これはイメージしていただきたいがためにこの話をしたところでしたけれども、やはり更地にした場合は、

そういった負担が増えるということで、なかなか進んでいかないという、そういった一面もあるのかなという気が少しいたしております。先ほど税の公平性であったりとかいうことも、市長のほうからありましたので、一概になかなか言えないところもあるかと思えます。当然、先進事例等もありましたので、そこについては解体の補助事業も同時にこれはございますので、その辺を鑑みながら、この制度の在り方については一度議論をしていただければなとお願いをしておきたいなと思えます。どうですか、市長、よろしいですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど議員のほうからもありましたとおり、所有者の考え方、管理の在り方等々もございますので、そういうことが本人たちのいわゆる解体をしないということの要件がそういうことであれば、そこ辺も含めたことを今後の検討課題として、どのようなことでの対応ができるのかですね、先ほど言いましたとおり対応をしてみたいというふうに思います。

○8番（野村広志君） やはりこれも先ほど言った意向調査の中で、持ち主、管理者がどのようにこの空き家について考えているのかということがやはり大事になってくるのかと思えます。でするので、意向調査がいかに重要かということが、こういったことでも鑑みられてくるのかなと思えますので、ぜひ併せて取り組んでいただければなと思えます。

もう一点、次もこれは提案になりますけれども、中山間地域における空き家についてであります。山間集落における空き家については、隣接して農地が存在していることが見受けられるようであります。そこで、隣接農地まで含めて空き家を売却するモデル事業みたいなものがないかと考えております。現状では、農地法により、農地は非農家には売却が認められておりませんので、空き家を売却されたとしても隣接農地は売却されずに、結果として耕作されない農地が残ってしまうということになるわけですがけれども、農村や山間集落に移住を希望される方は、比較的家庭菜園等やプチ農業のニーズも高いと推察されております。こういった地域での空き家対策として、また耕作放棄地の解消対策も含めて、この農地付き空き家として売却するモデル事業をぜひ検討してみてもどうかと思えますけれども、これは当然前提となるのが、農地法をクリアしていかなければなりませんので、市のほうから農業委員会に対しまして、特例緩和措置の請願等をお願いしていくというようなことになろうかと思えますけれども、このことについてどうですか、市長、可能性としてございますか。

○市長（下平晴行君） 農地については先ほどありましたとおり、売買、貸し借りなど権利を異動する際、農地法第3条に係る農業委員会の許可が必要となっております。その許可要件の一つに、農地の下限面積があったところではありますが、今般の農地法の改正によりまして、令和5年4月1日から、この下限面積要件が廃止されることになったところでもあります。このことにより、農地の全ての効率利用条件とその他の要件は満たす必要があるものの、耕作を希望する方が農地を取得することについて、ハードルが下がった状態であるというふうに言えます。空き家バンクのPRとともに、このことについても周知を図り、空き家及び農地の活用促進を図っていきたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 今答弁がありましたとおり、下限面積の撤廃ということもありましたの

で、少し進んでいくというかその可能性についても出てきたのかなと感じるところですが、これはこういった問い合わせであるとか、こういった需要があるかどうかについて、少し何か情報を得ておりますか。

○企画政策課長（西 洋一君） 空き家バンクのほうとしましては、特にそういう農地付きの空き家といったところの問い合わせ等は、現在はないところでございます。

○8番（野村広志君） これは課題の整理と関係部署と調整をしていただきまして、今まだそういった問い合わせはないということですが、逆に一つの売りとして、そういったものを活用していくということも大事なのかなというふうに思いますので、当然ニーズの調査であったりとか需要の発掘等にもですね、多くの課題がございますので、そういったことも本市にとって必要は施策として検討していただきたいなと思います。

最後にもう一点だけ御提案がございます。やはりこれも空き家対策、移住対策につながる施策として考えていかなければならないと思うわけですが、そこでこの空き家を再生してよみがえらせる、空き家再生事業によって、定住者向けの住宅の整備を考えてみてはどうかと考えております。市内の空き家の有効活用と定住の促進を目的に、まずは自治会内にある空き家の所有者から、空き家を数年間程度市のほうが借受けをいたします。市がリニューアルをしたのち、市有住宅として移住者等に貸出しをします。貸受け期間が終了したのちには所有者に返還をし、その後居住者と所有者との協議で売却を進めていくと、こういったプログラムになりますけれども、ここには移住者等とマッチングの重要性や所有者との信頼関係など、越えなければならないハードルが幾つかございますけれども、これが一年に1件でもこういった実績ができれば、すばらしいモデル事業ができるのかなと、効果的な空き家対策になるのかなと思いますけれども、市長、この可能性についてはどのようにお感じになられますか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほどありましたように所有者との信頼関係が一番重要になってくるのではないかと思いますので、そのことについては、大変良い取組ではないかというふうには考えております。

○8番（野村広志君） これは当然でありますけれども、自治会の中に空き家というのは集落内にございます。集落内に点在する空き家がこういった形でよみがえるということにより、自治会の活性化にもつながってくるのかなと思いますし、自治会の刺激となり、活気にもつながれば幸いかなと思っております。また同時に、こういった空き家の選定については、ある程度地域の活性化に寄与できるような、そういった物件であるとか、運用のルールを明確にするであるとかが今後必要になってくるのかなと感じております。このような事業が達成されれば、この空き家対策と地域の活性化、そして移住・定住促進にもつながってくると、大きな展開ができれば期待できるのかなと思っております。ぜひともこれは時間をかけてでも制度設計をしていただきまして、検討していただければなと思います。最後にもう一度市長、この件についてお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 空き家や土地を取り巻く状況としましては、先週閣議決定されました空



家等対策の推進に関する特別措置法の改正をはじめ、農地法や令和5年4月27日から施行される相続土地国庫帰属制度など、国の対策としても本腰を入れて進められようとしていることが見て取れるところでございます。

こういった国の動向を踏まえつつ、議員御提案のスキームについても調査・研究させていただき、本市にとってより良い空き家対策、移住定着政策を展開していく考え方であります。

また、先ほどからありますように、やはり地域のことは地域で解決するような取組も必要ということになりますと、当然地域コミュニティ協議会の取組体制が大変重要であろうかというふうに思いますので、そこも含めて、地域の活性化のためにこの空き家対策も含めて、地域コミュニティ協議会の在り方をしっかりしていくべきだというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** 今回の質問の趣旨・意図は、十分に市長に伝わったかなと思いますので、鋭意検討していただき、前に進めていただければなとお願いしておきます。

今回、四つの項目について質問をさせていただきました。どの質問についても私は大変大切な質問ではなかったのかなと考えております。また、改めまして申し上げますけれども、どのような場面においても市当局の皆様が、このような私の粗雑な提案に対しても真摯に向き合い、真剣に御議論いただきますことに敬意を表したいと思っております。私も議会人として、さらに執行部から御提案いただきました内容につきましても、真摯に向き合い、全身全霊をもって協議、結論に導き出したいと思っております。今後とも市政にとりまして、実りある議論が深まりますようお願いしまして、今回の一般質問を終わりといたします。

**○議長（平野栄作君）** 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

—————○—————

**○議長（平野栄作君）** 会議を再開いたします。

次に、17番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

**○17番（小野広嗣君）** それでは、皆様こんにちは。早速質問通告書に従い、順次質問をいたします。施政方針に関連して3点質問いたします。

初めに、自治体DXいわゆるデジタルトランスフォーメーションの推進について質問いたします。

施政方針で、市長は「自治体DXを踏まえ、デジタル技術等を活用して、市民の利便性の向上や業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められていることから、これらの国の動向に迅速に対応するための体制を構築する」と述べられております。自治体行政においては、住民基本台帳など20業務について、国が定めた指標に基づくシステムの標準化に向けた作業が求められるなど、デジタル化は喫緊の課題であります。

そこで、本市の行政デジタル化推進に向けた取組状況と推進体制について伺いたいと思います。  
次に、地域福祉・高齢者福祉の充実について質問いたします。

施政方針には、「地域福祉を推進するため、第3期地域福祉計画の策定と高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定し、高齢者ニーズに対応し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題を見据えた計画となるように取り組む」とあります。そうした流れの中で、以前にも質問をいたしておりますが、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる方、いわゆる買い物弱者等が増えてきており、食料品アクセス問題として社会的な課題となっております。買い物弱者は「買い物困難者」、「買い物難民」とも呼ばれ、あまり好きな言葉ではありませんが、この言葉の定義については、各省庁でもいろいろな定義付けがされており、統一的な見解はございません。しかし、外出に困難を感じている高齢者等が安全に安心して外出ができる体制づくりは、喫緊の課題であると思います。

そこで、本市の現状認識と課題解決に向けた取組について伺いたいと思います。

次に、自助共助による健康づくりの推進について質問いたします。

市長は、施政方針で「国の自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策計画の見直しを行い、自殺対策の強化を図っていく」と述べられておりますが、自殺対策にもつながるうつ病を含む精神疾患対策についてお聞きしたいと思います。厚労省によりますと、「うつ病を含む精神疾患の患者数は2020年には約615万人に上り、コロナ禍での不安や孤立、孤独などで心の不調を抱える人はさらに増加しているとみられる」としております。本市においてもそうした精神的な不調を抱える人々はいらっしゃいます。

そこで、そういった方々に適切な支援が届けられる体制構築に向けた取組について伺いたいと思います。

次に、児童虐待について質問いたします。2021年度に県内の三つの児童相談所と各市町村で把握した虐待の通告・相談は3,792件で、うち2,423件が虐待と認定され、いずれも年々増え、虐待の認定数は過去最多となっております。全国で相次ぐ虐待事件を受け住民の関心が高まり、通報などが増えていると考えられております。こういった状況を踏まえ、厚労省は昨年12月15日に、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を決定しております。

そこでまず、本市の児童虐待の現状と対応状況について伺いたいと思います。

次に、部活動の地域移行について質問いたします。

公立中学校の休日の部活動の地域移行が、2023年度から段階的に始まります。政府は2025年までの3年間で「改革集中期間」と位置づけて移行を進め、将来は平日の指導も地域に委ねることを目指すとしております。このことは部活動の在り方を大きく転換するものであり、学校や移行先だけではなく、保護者や行政などの関係者が連携しながら、丁寧に進める必要があると思っております。部活動にはスポーツや文化活動を通じて、子供たちの健やかな成長を促すという役割がありますが、地域移行には解決すべき課題も多いのではないかと考えております。

そこで、部活動の地域移行に向けた本市の今後の方向性について伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、施政方針のうち、自治体DXの推進につきましてお答えをいたします。

本市のデジタル化の取組状況でございますが、令和3年8月に策定しました志布志市デジタル化推進計画に基づき、国の動向を注視しながら専門部会等で継続して審議を行い、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化などの重点取組事項を中心に取組を進めているところでございます。また、推進体制につきましては、コロナ禍における社会変化をはじめとする昨今の情勢に迅速に対応するため、デジタル化は喫緊の課題であると認識しているところでございます。

そのようなことから、これまで以上の政策立案や調整の役割を担う体制を構築する必要があるため、令和5年度から総合政策課内にデジタル推進係を設置し、推進体制の強化を図っていくところでございます。

続きまして、施政方針のうち、地域福祉・高齢者福祉の充実ににつきましてお答えをいたします。

買い物弱者対策につきましては、福祉タクシーやチョイソコしぶしの運行など移動支援サービスを拡充しているとともに、地域と民間企業の連携による移動販売も広がりつつあるところでございます。しかしながら、高齢化率が年々上昇していること及び団塊の世代が75歳以上となる2025年が間近に迫っていることから、今後も買い物弱者が増加するものと考えております。

買い物支援につきましては、支援を必要としている人及び支援ができる人を把握するとともに、その両者をどのようにマッチングしていくのかが重要であるというふうに考えておりますので、今後そのことをどのように進めていくのかを検討する市役所内の関係課による庁内検討会を設置してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、施政方針のうち、自助共助による健康づくりの推進につきましてお答えします。

自助共助による健康づくりにつきましては、第2次健康しぶし21及び志布志市自殺対策計画に基づき、取組を行っているところでございます。関係機関による情報交換や連携を図るため、市長を本部長とする志布志市自殺対策推進本部会議や志布志市自殺対策ネットワーク会議を設置しているところであります。若年者向けの自殺対策につきましては、市内の中学校、事業所及び市役所におきまして、ゲートキーパー養成講座を実施しております。また、携帯電話やパソコンを使用してストレス診断をすることができる「こころの体温計」アプリの紹介や、臨床心理士による心の相談会を実施しております。

令和4年10月に、国の自殺総合対策大綱の見直しが行われ、それを受け本市におきましても県の自殺対策計画及び地域の実情を踏まえまして、令和5年度中に自殺対策計画の見直しを行い、さらに積極的に取組をしてまいりたいと考えております。

続きまして、児童虐待につきましてお答えします。

本市の児童虐待の取組としましては、保育所等の児童が利用している施設と連携し、情報共有及び対応を行うとともに、相談や情報提供がありましたら児童相談所をはじめとする関係機関と必要に応じて個別検討会等を行い、対応をしております。また、児童相談所や警察署等の各関係

機関の代表者で構成されている志布志市要保護児童対策地域協議会を開催し、情報共有及び意見交換を行って連携を深めております。なお、昨年度からは要保護児童対策地域協議会の今後の対応方法につきまして、大隅児童相談所と協議及び情報共有を行っており、本年度におきましては、昨年7月及び本年2月の2回行いまして、さらなる連携強化を図ったところでございます。今後関係機関が一丸となりまして、児童虐待の早期発見・早期対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、児童虐待につきましての教育委員会の対応状況及び部活動の地域移行につきましては、教育長がお答えします。

**○教育長（福田裕生君）** 初めに、児童虐待防止についてお答えいたします。

本年度、学校から情報を得た虐待に関する認知対応数は5件でございます。市担当課、児童相談所や警察署と連携を図って対応いたしております。早期発見・対応を行ったので、現在のところ重大事案には発展しておらず、その後の再発も確認しておりません。全ての案件で各学校では、担任や養護教諭を中心に、学校の全職員で児童・生徒に寄り添いながら見守りを強化しております。

教育委員会といたしましては、管理職研修会や生徒指導主任等研修会を中心に、児童虐待の早期発見や通告義務について周知徹底を図っております。教育委員会へ虐待の疑いも含めた情報が入った場合には、即座に学校へ出向き、聞き取りなどをして状況を確認し、その後の対応について指示をしております。学校では、PTAの会合や学校だよりなどで、保護者へ児童虐待の定義の周知徹底を図るとともに、職員研修等で虐待の早期発見・早期対応についての研修を行い、教育委員会や福祉課、児童相談所、警察署等と連携して、情報共有を密にしながら、子供の命を守ることを最優先に取り組んでおります。

続いて、部活動の地域移行についてお答えいたします。

休日の部活動についての地域移行については、当初令和5年度からの3年間で「改革集中期間」と定め、令和7年度までに休日の部活動の地域移行を実施することとなっておりますが、現在は令和5年度からの3年間で「改革推進期間」と改め、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すに変更となっております。

本市におきましては、令和元年度に志布志市中学校部活動基本方針を策定し、令和3年度には志布志市部活動適正化検討委員会を設置し、部活動の適切な在り方について、これまで検討を進めてまいりました。今年度におきましては、部活動適正化検討委員会を3回開催し、地域移行について国の動向を説明し、今後の部活動の在り方について意見交換をしてきたところでございます。令和5年度におきましては、志布志市地域部活動推進協議会を設置することとしております。部活動の地域移行につきましては、生徒や保護者の思いに丁寧に寄り添い、指導にあたる顧問の教職員や外部指導者、関係団体との合意形成を図った上で移行すべきであり、拙速に移行できるものではないと考えております。

教育委員会としましては、学校教育課を事務局とし、生涯学習課と連携を図りながら、志布志

市地域部活動推進協議会で熟議を重ね、生徒、保護者、地域、学校の理解を得ながら、部活動の地域連携から地域移行へと丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） それぞれ答弁をいただきました。まず、DXの推進について市長のほうにお聞きをしてみたいと思います。

先ほど市長も答弁をいただきましたけれども、今回の当初予算案にもDXを推進するための施策として、これまでに私のほうでも提案をさせていただいておりました、AIチャットボット導入事業や電子図書館導入事業なども計上されておりました。ほかにも電子自治体構築のための様々な施策が展開されておりまして、市長はじめ、関係する担当職員皆さんの自治体DXを推進するその姿勢は、大いに評価をするところでございます。私は今後の市の発展のためには、このDXの普及が鍵を握ると思っておりました。市長は同じ考えであろうというふうに思っているのですが、その意味でも、先ほど言われましたDXを推進する体制というのは、すごく大事になってくるなというふうに思っております。4月から情報管理課にあったこのデジタル推進係が、総合政策課に移行になる。この点について、先ほど少し述べていただきましたが、その市長の狙いといいますか思いと、そして、その後グループ制を敷いていくと思っております。そしてその先には、課の設置ということも見据えておられるのか。そこらの方向性についてお聞きをしたいと思っております。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

デジタル化につきましては、コロナ禍における社会情勢の変化に伴い、急速な改革が進んできております。市民サービスの向上や業務の効率化を進める上で必要不可欠なものと考えております。

今後様々な分野において、デジタル化政策が関与してくることが考えられることから、市全体の政策の推進と併せて、デジタル化の取組を行う必要があると考え、総合政策課内にデジタル推進係を設置するところでございます。

デジタル化の推進体制につきましては、今後情報管理課の電算係も含めた形でのグループ化を検討しているところであります。デジタル化につきましては、今後の重要な政策であると考えておりますので、必要な取組等を協議しながら、推進体制の構築や体制の充実についても検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。とにかく総合政策課にデジタル推進係をおいて、そして今後情報管理課もグループ化されていくと、そしてその先に充実を目指して、さらに検討を重ねていかれるんだろうというふうに思いますので、見守っていきたいと思っております。

基本的な市長のお考えは、壇上でも先ほどお聞きをしましたので、何点か具体的なことについてお聞きをしたいと思っております。

市長は、施政方針で「今後さらにデジタル化を進展させるために、民間事業者の人材やノウハウを活用するとともに、専門的な能力を持った職員を育成する職員研修への参加を推進して、働き方改革や事務改善能力の向上を図る」と、述べられております。このことで申し上げれば、総

務省が、実は市町村のデジタル化を推進するために、県が高度専門人材をまず確保します。そしてそれを自治体に派遣できる新制度を2023年に創設することがもう確定をいたしております。そして、これまで外部専門人材を自治体が採用する場合に、5割みていた分を7割国がみるという方向性も打ち出しております。さらに、デジタル化の推進の中核を担うであろう職員の育成のために、研修や民間講座の受講料など、費用の7割などを特別交付税で措置するをいたしております。ですので、本市にとっての優位な人材の確保に向けて、こういった制度をしっかりと活用して、取り組んでいただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これはおっしゃるとおり、そういう県のいわゆる高度専門員等の設置に対する支援策等々もありますので、そういうものを鑑みながら、必要な事業についてはしっかりと対応して、よりデジタル化の推進にはあたっていきたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** ぜひですね、市長の施政方針の人材登用、研修の中身としっかりリンクする国の助成ですので、また県も働きかけをやっていきますので、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

また同じく施政方針には、女性の登用促進にも積極的取り組むということで、関係機関と連携して、次世代の女性リーダー養成に向けて、しっかり取り組んでいくんだというようなことも言われております。この点でも政府は昨年4月に、実は女性デジタル人材育成プランというのを取りまとめられておまして、就労に直結するデジタルスキルの習得や柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指し、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るとしております。市内における人材育成も進めていただきながら、併せて市役所内における女性デジタル人材の育成にも、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 女性職員の活躍推進を図るために、女性の視点や強みを組織として十分に生かし、政策形成過程や組織運営において、女性職員の能力が十分に発揮されるようデジタルスキルの向上を含む将来を見据えた人材育成や職場環境づくりに積極的に取り組む必要がございます。そのために、女性職員一人ひとりのライフステージに応じた、多様なキャリア形成支援体制を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** この点については、市長も積極的に推進をしていくという方向性で理解をいたしますので、見守っていきたいと思っておりますが、あと昨年の所信表明なのですが、市長が「自治体ポイント、地域通貨制度等によってマイナンバーカードを活用する機会を創出し、利便性の向上を図り、市民にデジタル社会のメリットを実感してもらえるように取り組む」とされておりますけれども、この点がいまだ見えていないような気がしますが、現在の検討状況と、そして併せて先月6日から引っ越しに伴う転出入の手続きをマイナンバーカードと個人向けサイト「マイナポータル」で簡略化する取組が本市でも始まっておりますが、その本市の現状とその周知の実態状況、そしてマイナンバーカードの発行状況についてお示しをください。

**○市長（下平晴行君）** 本市のマイナンバーカードの申請率と交付率でございまして、申請率が

今年の1月31日現在で77.91%でございます。交付率が2月19日現在で76.29%となっております。これは、申請率は月次、交付率は週次の報告のために締め日が異なっているということでございます。

それから、まず周知状況につきましては、市ホームページに子育てや介護などの手続きと併せて掲載しているところでございます。また、取組状況につきましては、2月27日現在でマイナポータルによる転入・転出等の申請は、今のところないところでございます。これから転入・転出の多い時期に入りますので、今後改めて周知してまいりたいというふうを考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 答弁漏れがあります。自治体ポイントと地域通貨制度等の検討状況はどうなのかということ。

○市民環境課長（留中政文君） お答えします。

自治体ポイントにつきましては、現在のところまだ取組はしてはいないところでございます。市民環境課では地域通貨というようなことで、「ひまわり券」等の事業もしておりますが、今後はそういうデジタル化も必要だろうというようなことで共有はしているところですが、現在はまだ取組はしてはいないところでございます。

○17番（小野広嗣君） 検討はしているんですね。

○市民環境課長（留中政文君） はい。検討はしております。

○17番（小野広嗣君） 今ありましたように、この自治体ポイント、地域通貨制度というのは、市長の所信表明でもありますので、しっかりと検討して進めていただければと思います。マイナンバーカードも今市長がおっしゃっていただいたように、飛躍的に増えておりまして、4人に3人は志布志市でも取得をされているということで、そこに向けて付加価値を付けて取り組んでいただければなというふうに思っております。転出入の時期でもありますので、今市長が申されたように、今回のマイナンバーカード、こういったものを利活用できる取組については、しっかりと周知徹底をしていただければと思っております。

あと本市では、志布志市公式LINEアカウントによる発信がなされておまして、トップページで「お友達になろう」と呼びかけているわけですが、現在登録者数はどれだけなのかということと、また市民生活に必要な情報を、プッシュ方式で今送っているわけですが、これはやはり双方向でやり取りができるということが大事だと思います。今後SNSをしっかりとやっていく上では、若者向けの情報発信あるいは観光対策での情報発信とか、こういったことも必要になってくるのではないかと思いますけれども、この点についてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 令和5年2月27日現在で6,983人となっております。

それとLINEについては、プッシュ型でタイムリーに市民の皆様のお手元に情報をお届けできるものとして、本市においても積極的な活用を進めているところでございます。市民との双方向での取組としては、道路の異常を通報する仕組みやアンケートによる意見聴取など、現在も稼働させております。今後につきましても、来年度の所管を広報担当からデジタル担当へと移し、

情報発信ツールとして、また市民の窓口ツールとして、より便利に活用していく方向で進めております。

それから、観光や若者といったSNS等の活用については、現在のところ、フェイスブック、YouTubeが各1アカウント、CTセールスに特化したインスタグラムにアカウントを開設されているところでございます。今後、デジタル化の進捗とともに、こういったSNS等の重要性が一層増すものと考えております。引き続きその活用について調査・研究しつつ、工夫しながら進めていく考えでございます。

それと先ほどの地域通貨で、私ちょっと勘違いをしておりましたけれども、これはいわゆるブロックチェーンでの対応の仕方ということで、市内での利用をする通貨の在り方でありますので、ここもマイナンバーカードを取得するのは、やはりメリットがあるといわゆる申請率も高くなってくると思いますので、その取組は進めていきたいと思うのですが、そういうことも含めて全体的にマイナンバーカードの活用の在り方を、やはり自治体としてしっかりと利活用の在り方も含めて取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

—————○—————  
午後0時00分 休憩  
午後1時00分 再開  
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○17番（小野広嗣君） それでは午前中に引き続きまして、午後からもよろしく願い申し上げます。

市長の施政方針でも少し触れられておりましたけれども、来庁不要の市役所ということも述べられておりました。しかし、一足飛びにそこまですぐ稼働にはならないと思いますし、私もこれまでの質問でそのことについては触れておりますが、そういった中で、まず来庁不要の市役所の手前の取組として、現在、市長も御存じかと思いますが、「書かない窓口」の取組が全国に広がりを見せ始めております。「書かない窓口」とは、住民が提示したマイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書に基づいて、職員が氏名や生年月日、そして個人情報などを確認して書類を作成し、最終的には御本人が署名をするだけと、そういった簡単な手続きになっております。デジタル庁は窓口で住民が「書かない・待たない・回らない」と、こういったワンストップ窓口が実現をすることで、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化の実現を目指しているところであります。この「書かない・待たない・回らない」という、こういったことで済む意義というのは大変大きいと思うんですね。そういった中で、導入に必要な費用の財源として、政府はデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用を促しております。そしてさらに既に導入済みの自治体の職員を、今後導入を目指す自治体に派遣してサポートする事業を、先月より既に始めており



ます。この夏頃には自治体の導入に必要なソフトウェアを提供する方針も示しておりますので、今全国的に広がりを見せている、この「書かない窓口」について、本市でもぜひ導入に向けて検討を進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 先ほどありましたとおり、国におきましても本取組を全国に広げるため、国が調達するガバメントクラウド上に、複数の事業者による窓口支援システムを展開し、各自治体に提供を行っていく、窓口DX SaaS（サース）のサービスを予定していることから、今後システム内容と本市の窓口の状況を踏まえながら、専門部会等で協議をして取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 市長の前向きな答弁をいただきましたので、今後速やかな対応をお願いしたいと思いますが、もう一点、今回の質問でどうしても市長と確認をし合っておきたいなという点がございます。行政サービスのデジタル化というふうにいいますと、俗に効率ばかりを追い求めて、不慣れな高齢者を置いてけぼりにしてしまうものという誤解が一部にあるんですね。しかし、このデジタル化の恩恵というのは、若い世代だけではなくて、むしろ高齢者や障がいのある方にこそ大きいものがあると思っております。国も、高齢者のデジタル機器の活用を応援する中で、スマートフォンなどに不慣れな人に操作を丁寧に教えるデジタル推進員の配置拡大を推進しておりまして、この1月末で、既に2万3,000人を超す推進員を任命をいたしております。これまでもこういったデジタルの推進については、何回となく質問をして述べてきておりますけれども、デジタル化を進めていく上での本来のゴールは、効率化で生み出された時間や財源を使って、住民一人ひとりに寄り添ったきめの細やかなサービスを実現すること、そしてその地域の魅力を一層輝かせることにこそ僕はあると思っております。その点について認識は一緒だろうと思っておりますけれども、お聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** デジタル化の推進により、市民サービスの向上はもとより、業務効率を上げ、職員の業務量を低減することによって、市民一人ひとりに寄り添ったサービスを提供する機会を増やすことにつながるものと考えております。

また、デジタル技術に不慣れな方々に対しましても、スマートフォン講座や出前講座によるサポート体制を図りつつ、今後も国や県の支援制度等を活用しながら、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる取組を推進してまいりたいというふうに考えております。また、高齢者同士あるいは関心のある方が気軽に相談できる体制の取組をしている事例等がございますので、そういうところを調査・研究して対応してまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 市長の答弁はすごく理解できる答弁でありました。ここに、NPO法人高齢社会をよくする女性の会の理事長、よくテレビにも出られていました樋口恵子さんの談話があるんですけど、「今までデジタル化には及び腰でしたが、コロナ禍でIT化の重要性を痛感し、当会としてもデジタルを積極的に受け入れる方針に転換しました」と言われています。「高齢になると体が思うように動かないこともあり、コミュニケーションの手段として習得していくことは大事です。そして、これからの高齢社会の主役は団塊の世代です。この世代は、従来の高齢者

世代と異なり、高等教育まで受けることができた人が多くて、社会参加への意欲も非常に高い人たちだ」と。だから、デジタル化の恩恵をどんどん図っていけるんですね。ですから、このDX、いわゆるデジタル化による変革の推進をやることによって、少子高齢化の中にあっても志布志市の活力をしっかりと維持できるという方向性で、そういった施策の展開を市長には期待して、次に移りたいと思います。

次に、買い物弱者対策について質問をいたします。

市長も施政方針で述べておられますけれども、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、高齢者人口が3,677万人に達し、その後も増加傾向は続いて、2040年に3,935万人となります。このときに私が長生きをしていたとしたら、ちょうど85歳のときが高齢化のピークを迎えるんですね。今回の施政方針を見ても、ごみ出し困難者対策のことも言われております。今回質問しております買い物弱者対策などをはじめとしていろいろありますけれども、高齢者にとっては、例えば電球一つ替えるにも困難な方々がいっぱいいらっしゃる。そこへ2025年問題なんですね。そういった状況を踏まえたときに、日常の買い物支援、こういったことも含めて、今、福祉計画の新たな策定に向けてアンケート調査等もされておりますけれども、このことに関して特化してということではありませんよ、ほかにも見守りであるとかいっぱいありますので、そういったアンケート調査をする中で内部で検討されていくと思いますが、今回買い物弱者ということで質問しておりますので、今の検討状況をもう一度お示してください。

**○市長（下平晴行君）** 私もコラムの中で、共同売店のことを掲載しております。そういう高齢者や障がい者など、立場や状況に応じた福祉サービスとしての支援と併せて、市民の誰もがスムーズに移動できる地域公共交通の体制の整備、移動困難者に対する支援策についての検討を行っているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 庁内においても、市長を中心にしっかりと検討はなさっているということですが、まず高齢者を取り巻くこの施策の展開においては、その地域において例えばごみ出し困難だとか見守りであるとか、いわゆる今申し上げている買い物困難であるとか、そういったことに対して、志布志市の市民がどういったことで悩んでいらっしゃるのか、行政にはどういった施策が求められているのか、このことについてはまずその現状を把握することが一番ですよ、把握しないと手が打てないわけですから。これがアンケート調査等でも把握はできますけれども、しっかりと出向いて行って面談で声を聞くとか、あらゆる方法を使って、この状況の把握に努めていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 現在、家族や民生委員を通じた移動手段を含む、様々な困りごとの相談があり、対応しているところでございますが、市役所に届いていない困りごとがまだまだ潜在しているというふうに考えております。そのようなことから、令和5年度から地域住民のニーズや生活課題を把握することを通じて、地域における共助の取組を活性化させる地域づくり事業や生活支援サービスの掘り起こしを行いながら、地域の高齢者の困りごととのマッチングを行う生活支援体制整備事業の拡充実施に取り組み、さらなる把握の強化に努めてまいりたいというふうに

考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 市長が今言われた本市の取組状況というのは、当然私も理解しております、その上で質問をさせていただいておりますけれども、しっかりとした状況把握ということが本当に大事だろうと、まさしく市長が言われるように2025年問題が2年後に控えておりますので、ぜひとも取組をしっかりとやっていただきたい。そういった中で、たくさん提案はできませんけど、例えば自治体によっては、スーパーなどの商業施設への送迎用のデマンド交通の整備を図っているところ、また自治体と介護施設とスーパーなどの商業施設が連携して、この送迎に加えて店内での買い物のサポートにより高齢者をしっかりと支えていくと、そのことによって高齢者が健康を取り戻していくという事業に取り組んでいるところもあります。様々工夫しておりますので、こういったことも参考にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 高齢者の買い物支援策の一つとして考えられますのが、今後、通所系介護サービス送迎の共同運行と地域ニーズに合った移動サービスを組み合わせた事業を展開している事例など、提案事業者の説明を受ける予定としているところでございます。先進事例を参考にするなど、本市に合った取組を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 今、市長に答弁いただきましたけれども、本市においてもそういった昨今の状況をしっかりと捉えて、手を打とうとされているということで十分理解をいたしております。あとですね、地域に応じた高齢者のいわゆるこの買い物支援の取組については、実は国によって、各省庁で補助金のスキーム等があるんですね。支援のスキームを持っているのが農水省、総務省、国交省あるいは厚労省、内閣府等なんですね。ここでその全てを述べることはできませんけれども、ヒアリングの際にも情報として少しお伝えしてありますので、せっかくある国の補助金を使って、しっかりと対応することが大事だと、いつも市長が言われていることですね。もらえる補助金はしっかりとらって施策を打っていくということが大事かと思いますが、こういった施策を展開する場合は、本市においては今後は総合政策課になるのか、司令塔としての役割はどかが担うのか、少し分かればお考えをお示しをください。

**○市長（下平晴行君）** 各省庁が行う支援策については、事業目的や性質に応じた取組となっております。それぞれに所管する各部署へ通知等がなされているところでありますが、各課横断的な支援策を講じる必要がある場合は、調整役である企画政策課のほうで各課と連携を図りながら効果的な施策が展開できるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 今、市長がそういうふうに答弁していただきましたので、同じ考え方なんだらうなというふうに思いますけれども、総合政策課に移っていきますけれども、今は企画政策課ということでありますので、企画政策課の課長の思いも聞かせてください。

**○企画政策課長（西 洋一君）** 企画政策課のほうでこの移動支援対策につきましては、チョイソコしぶしが公共交通の取組ということで、この公共交通の取組も一つの移動手段の確保策ということの一助となっているところでございます。それ以外の高齢者対策としての買い物支援であ

ったり、そういったもろもろの支援策については、調整役であります企画政策課が4月からは総合政策課になりますので、そちらのほうでしっかりと旗振りをしていきたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** あと市長、経済産業省は独自の補助金は持っていないのですけれども、地方自治体だけでこの買い物困難者対策は難しいということで、買物弱者応援マニュアルを作成して、民間事業者と地方自治体そして住民が総合連携できるための啓発をしっかりと行っております。そしてまた、地方公共団体における買物弱者支援関連制度一覧というものを毎年作っております。令和3年度は出ていますけど、うちはチョイソコしぶしがまだそこにはまっていないものですから、鹿児島県で19市ある中で16市が全部載っているんですけど、志布志市が載ってなくて、ちょっと残念だったんですけど、これは1年ずれているからだと思っておりますけれども、こういったところに各市町村が三つ、四つ事業を展開していますので、そういったものも参考にさせていただければと思います。いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これはおっしゃるとおり、いわゆる該当なしということでの報告で載っていなかったということでございますので、しっかりとそういう買物弱者支援制度の取組としては、対応してまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今もなさっているのは十分理解しているんですよ。ただ、この一覧に無かったというだけでですね、ちょっと残念だったものですかからお聞きしました。

あといろいろありますけれど、例えば国交省関連では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案が、この2月10日に閣議決定をされているんです。一部公共交通の再構築に関する仕組みが本当に大きく拡充をされております。あとA I オンデマンドやEVバス等の導入を通じたいわゆる交通分野におけるDX、GX（グリーントランスフォーメーション）も進んでおります。答弁は結構ですけれども、参考にさせていただければと思います。あと経済産業省も、現在、自動配送ロボットに関する自治体向け説明会を3月2日より開催しております。これは、いよいよ社会実装が本格化する段階となってまいりました。なぜかと言ったら、4月から改正道路交通法が施行になって規制が緩くなってくるんですね。そうした場合に、重要な役割を担う自治体の担当者に、この自動配送ロボットに関する理解をより深めていこうという目的で行っております。九州・沖縄ブロックは、もう3日後にこれが行われるものですか、申込み期限が迫っているということで、ヒアリングの際にこの件は情報提供しておきました。これはちゃんと申し込まれているのですか。

**○港湾商工課長（假屋真治君）** この九州・沖縄ブロックのウェブ説明会につきましては、港湾商工課のほうに参加して、情報収集するというところになっていましてございます。

**○17番（小野広嗣君）** よかったなと思っておりますけれども、これを先行してやった昨年12月に行われた状況が、この2月に動画と資料でアップされていますので、これもぜひ御覧になって、その概要だけでも市長にお伝えしていただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと市長は、今回の質問にあたってですが、農水省の食品アクセス（買い物弱者・買い物難民等）問題ポータルサイトをのぞかれたことはございますか。

○市長（下平晴行君） 見ていないところでございます。

○17番（小野広嗣君） のぞかれていないことは結構なのですが、ここでは、もうこの買い物弱者、買い物難民等に対する支援策が網羅されています。すごい量で出していただいています、ぜひ御覧になっていただきたいというふうに思いますが、農水省は買い物難民を「65歳以上の者で自宅の500m圏内に生鮮食料品販売店舗がない」ということ、また、「かつ自動車を保有しない者」として、この定義に該当する人は825万人いると公表しているんですね。そういった中で一つ一つの施策は申し上げませんが、例えば買い物の困難な方をサポートする仕組みでいうと、本市でもいっぱいありますよ、市によるサービス、さっき市長が言っていた民間のサービス、それぞれあるんです。その一覧について来庁者や居宅介護施設に情報提供もされています。そしてホームページにも掲載はされているんです。しかし、ホームページで言えば、トップページから数えて5回もクリックしなければたどり着けないんですよ。なかなか高齢者は大変になってくると。そこで、農水省はこのサービスを本当に必要とする高齢者等の方々に、せつかくあるその情報がしっかりと伝わるために、冊子であるとかパンフレットであるとか、そういったものをしっかり作って提供している自治体を紹介して、そういったことをやったほうがいいと促しているんですね。ぜひとも本市においても、多くの方々、高齢者、障がい者の方々にこういった情報を届けられるように、冊子やパンフレットにして提供するべきではないかなと思うものですから、質問をさせていただきました。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市民の皆さんが、ホームページ等で、例えば子育てというところをクリックするとそこが出てくるという、そういう誰が使っても、その求めているところにいくようなシステムがやはり大事ではないかなということで、内部でもそういう検討をしているところでございます。

市報1月号にも、市内の移動販売車等の情報を掲載しましたが、掲載内容を見て移動販売車の利用を始めた地域もあります。今後も市内でサービスを提供している事業者の情報、いわゆる不便を感じている方に届くように努めてまいりたいというふうに思います。それから、冊子とかパンフレットの件でございますが、このことについても内部で十分検討させていただいて、作成してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひ作成をしていただきたい、なぜかという一覧表等で見ていると、羅列されているだけなんです。パンフレットにすると、事業一つ一つをめぐって詳しく分かるじゃないですか。そうやって市民が理解をして自分で申し込むということが出来ますので、早急な取組を期待しておきたいと思います。

あと一般的に言われている買い物弱者問題の具体的な解決方法として、一つに、宅配、買い物代行、配食など、家まで商品を届けるシステムの構築があります。二つ目として、移動販売や買い物の場の開設など近くにお店をつくること。三つ目として、移動手段の提供により家から出か

けやすくする環境の整備、そして四つには、コミュニティの形成、五つ目が、基盤となる物流の改善・効率化を図ることが挙げられてはおります。今述べました具体的な解決方法については、本市においても今後さらに検討を加えていく必要があるかと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** この五つの点を今挙げていただきましたけれども、まず最大限にそのサービスが活用いただけるよう、関係機関も含めて周知を図ってまいりたい。他方で、買い物に関してどのような点で困っているのか、どの地域にどれくらいおられるのかといった状況の把握を行いながら、ニーズに対して不足するサービスの提供について考えてまいりたいと思っております。

**○17番（小野広嗣君）** ぜひ、そういった方向でお願いをしたいと思いますが、少し高齢ドライバーのことでお聞きをしたいと思いますが、高齢ドライバーの自動車事故が相次ぐ中で、本市においても運転免許証の自主返納に取り組んでおりますね。今月2日に、警察庁がまとめた昨年一年間に75歳以上の運転者が起こした死亡事故は379件で、過去最高、2年連続ワーストを更新しております。これは、市長も言われる団塊の世代が75歳になり始めているんですね。この75歳以上の免許人口が増えたのが要因の一つだと言われているわけですよ。そんな中で免許返納を考えていても、買い物や病院に行くことを考えたら、なかなか返納がしづらいという声があつて、それに対応する施策を市としては提供していかなければいけないというハードルがあるわけですよ。こちらについては、どのようにお考えなのかお示してください。

**○市長（下平晴行君）** 自主的に免許返納をされた高齢者への協力に対する支援策として、今までの実態に沿って支援額の見直しや支援内容の拡充を図っているところではありますが、この制度は高齢者の交通事故を減少させることを目的に、交通安全に寄与するものと考えておりますので、支援策の内容につきましては、経済の動向等を踏まえ、見極めてまいりたいと思いますが、様々な意見を聞きながら、支援内容を検証してまいりたい。また、その対応する高齢者についてもそれぞれの条件があるかと思っておりますので、そこ辺を見極めながら、対策を対応してまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** すぐに答えが出るとは思ってはおりませんけれども、そういった状況、2025年問題とかそういったものを含めて検討を加えていつていただきたいと思っております。

あともう一点、別の視点で伺いたいと思います。買い物弱者が増加することによって、どういった現象が起こるのかと。一つが、高齢者の外出頻度の低下による引きこもりの増加ですね。もう一つが、今の件と重なりますけど、商店までの距離が遠くなることによる転倒がある、そして事故のリスクが当然高まってくる。そして3点目として、食品摂取の多様性の低下による健康状態の悪化なんですね。こういった多くの課題があるものと考えられております。そういったことを踏まえた対策も今後は必要になってくるんだなというふうに、少し勉強をしながら考えたところでございますが、市長のほうでは、この点をどのように受け止めておられるのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今ありましたとおり、まずは動くことを止めてしまうと、より健康に対してはマイナスになるのではないかなと思いますので、そういう買い物に行く、そして代金を支払い、食材を購入して調理をしていくというのは、高齢者の外出意欲につながり、認知機能や身体機能の低下を防ぐ効果もあるというふうに考えております。可能な限り身の回りのことを自分で行うことができるように支援することで、より自立につながった生活につながるものと考えておりますので、そういう取り上げるとかではなくて、今ありましたとおり、食材を買うときの店との距離の問題等々もありますので、私もいわゆる共同売店というのをコラムで掲載しましたのは、例えば今地域コミュニティ協議会が設置されておりますが、そういう中での対応はできないのか、そしてそれも一つは、地域の皆さん重々分かっておられることでありますので、そのことが地域の活性化にもつながり、そして高齢者を守るということにもつながっていくのではないかなと思いますので、あらゆる対応を考えて、取組をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 市長も今そういった答弁でありますし、地域コミュニティ協議会についても先ほどの課題の解決の一つとしてありますので、検討を加えていただきたいと思いますと思います。いろいろ申し上げたわけですが、こういった課題は短兵急に解決するわけでもないし、進まないし、一朝一夕にいかないとは思うんですね。だけれども、せっかく本市が今把握した支援を必要とされる方々に対して、しっかりその支援をして、その方々をカバーできる、こういった在り方というのは本当に実際に求められているというふうに思うんですね。そういった意味では、この高齢者等の皆さんが住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らしていける、そういったまちづくりを市長においては、今後も引き続き進めていってほしいなと思って、今回質問をさせていただきました。

では、次へ移ります。2月10日の南日本新聞の記事に、鹿児島県内の自殺者、前年から43人増の316人と、全国で10番目とあったんですね。県の障害福祉課は、「新型コロナ禍が長引き、生活困窮者が増えたことが一因ではないか。また自殺対策の活動が十分できなかった影響も考えられるとみております」と言っています。国のほうも本年1月12日に集計した、昨年12月末の速報値を見ると2万1,584人と、前年より577人増となっているんですね。そういった中で本市の状況も大変気になったところでありまして。そこで、まず本市におけるこの5年ほどの自殺者数についてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 警察庁自殺統計に基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されている地域の自殺の基礎資料によると、過去5年間の自殺者数は令和3年は9人、令和2年は12人、令和元年は13人、平成30年は7人、平成29年は14人となっているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。本市は国の方針を令和元年5月に受けて、志布志市自殺対策計画を策定しております。目標値もそこで定めています。市長のコラムとか思いも載っています。5年前の市報しぶしを見ますと、それまでの5年間で41人ものかけがえのない命が失われていることから、心の不調のサインを見逃さないことや相談先を案内して注意を呼びかけて

くださっておりました。しかしそれ以降、令和3年までの5年間で見えていくと55人ほどになっていまして、14人ほど増えているんですね。これはまた、国よりも県、県よりも本市のほうが依然として自殺率の高い現状にある。これを市長としてどのように受け止めていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 自殺する方がどういう形でそういうふうになったのか、そこ辺の把握の仕方等々も含めて、そこに対応する部署の在り方等も含めて、先ほど教育長のほうでもお話がありましたけれども、そういう全体的に、全庁的にどういう体制づくりをしていけばいいのかですね、そこ辺も含めて内部でも十分協議をしまいたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 目標値を定めて、今後年間6人ぐらいで収めたいという、収めたいという言い方は失礼ですけども、そういう目標値を設定されているわけですので、そこに対してどういった施策を展開していけばそれを守れるのか、志布志市民の命を守れるのかということを考えていただきたいと思います。この3月は、自殺対策強化月間です。これまで私が提案させていただいた事業の中に、先ほど市長も少し答弁をされました、自殺の危険を示すサインに気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ見守ることを指すゲートキーパーへの取組があるわけですが、養成数の推移も目標値として定めています。その推移がその後どうなっているのか、市役所職員と市民向けに目標値を定めています。そこについてはどうなのかをお示しください。

○市長（下平晴行君） ゲートキーパーは、自殺の危険を示すサインに気付くことができ、また悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ見守るといった適正な対応ができる人のことをございます。令和4年度までに延べ3,107人を養成しております。今年度は中学校5校、市職員及び市内事業所の348人にゲートキーパー養成講座を実施したところでございます。

○17番（小野広嗣君） 令和4年度は348人ということをございました。これまでの流れから見ると、目標値を設定されていますけれども、それを目標を超える取組ができているなということで、このことに関しては理解をいたしたところであります。

あともう一点、これまで提案させていただいた事業に、冒頭の答弁で少し市長も触れられたと思いますが、携帯電話やパソコンで気軽にストレス度、落ち込み度を簡単にチェックできる「こころの体温計」というシステムがあるわけですが、この運用状況について、お示しをいただきたいと思ひます。

○市長（下平晴行君） 市民の延べアクセス数は令和元年度が5,344件、令和2年度が4,416件、令和3年度が5,413件、令和4年度が1月末現在で3,404件でありました。そのうち、うつ傾向が見られる割合が9%であります。「こころの体温計」は、インターネットにアクセスして、質問項目に回答することで自分の心のストレス度を確認することができます。うつ傾向の高い方には、相談を勧め、相談先を案内しているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 提案したときと同じように、しっかりとしたアクセスがあるなというふ



うに、数的には結構あるなということで、そういった事業をしっかりと展開されているということで理解をいたしました。

あと市長の施政方針で、「自殺対策計画の見直しを国の変更に伴いしっかりやっていくんだ」と、先ほども答弁をいただきました。今回国のほうでは誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してということで、新たなポイント4点を挙げています。これはヒアリングのときに申し上げておきましたのもう繰り返しません、そういったことを受けて、今後、これまで市が取り組んできたことも見直しながら、いいものはいいとして続けながらやっていかなかないといけないと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 国の自殺総合対策大綱及び鹿児島県自殺対策計画を確認し、地域の実情を踏まえ、実効性のある自殺対策計画を策定してまいります。

国の大綱のポイント1、子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化につきましては、命の大切さ、SOSの出し方などを学ぶゲートキーパー養成講座を中学生に対して継続実施してまいります。また高校生へも実施拡大してまいります。

ポイント2でございますが、女性に対する支援の強化につきましては、妊産婦への支援や女性の雇用支援、DV等の対策など、関係機関との連携を図り、取組を行ってまいります。

ポイント3でございますが、地域自殺対策の取組強化につきましては、志布志市自殺対策ネットワーク会議の構成員を拡大してまいります。

ポイント4でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策のさらなる推進・強化につきましては、孤独・孤立の対策や遺族支援などの実態を把握し、情報の発信や周知を行ってまいります。

**○17番（小野広嗣君）** 申し上げておきましたので、しっかりとした答弁が返ってきたかなと思っております。あとですね、本市も心の健康相談窓口として、相談窓口の一覧とかそういったものをホームページでもたくさん用意してございまして、そういったサイトとして「まもろうよ こころ」というサイトがあります。しかしですね、先ほど申し上げましたけど、残念ながらその窓口にストレートにたどり着けないんですよ、4回クリックしていかないと。本市にとってのかけがえのない大切な命に関する情報なんですね。ですから、本市のトップページにこの件に関しては、例えば志布志市の命の支援サイトなどとして、すぐに必要な支援にたどり着けるようにしていただきたいと、これは強く申し上げたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これは、このことだけでなく、あらゆることで市民の皆さんが、その求めていることへの対応を市に相談できる体制づくりというのは大事なことであると思しますので、そのように内部でしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今回の質問の趣旨というか、うつ病や不安障害というこの心の病というのは、実は日本人の5人に1人が生涯のうちに経験するとされているんですね。誰もがかかり得る病気でもあります。そういったこともあって、厚生労働省は、そうした精神的な不調を抱える人々を支える心のサポーター養成のモデル事業に2021年度から実は取り組んでおります。このサ

ポーターは、メンタルヘルスなどの正しい知識を持ち、地域や職場で悩む人にできる範囲で手助けするのが役割となっております。座学と実習を交えた約2時間の研修プログラムを受けることで、サポーターとして認定をされ、受講料は無料となっております。研修では、うつ病など心の病気に関する知識や対応を学ぶことができます。例えば、「心の不調に気付く」「声をかける」「話を聴く」「サポート手段を伝える・勧める」という四つのステップを踏んで、相手に寄り添っていく方法を学ぶことになっております。誰にも相談できず、一人で悩みを抱えこんでしまうケースも多いと思いますけれども、相手の意思を尊重した上で、自治体の窓口につないでいくという役割も担っております。厚労省は本年度実施自治体をさらに増やす方針で、2024年度からは全国展開を図ります。そして2033年度までに100万人の育成を目標に取り組むと言っております。本市もぜひですね、研修プログラムの講師を招請して講習会等を開いていただいて、この心のサポーターを養成していただけたらと思っておりますけれども、市長いかがお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 現在、志布志市はゲートキーパーを養成しているところであります。このサポーター等は正しい知識と理解に基づき、家族や同僚など身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う人のことであり、本市においても必要な存在と考えております。現在は、厚労省が全国でモデル事業として養成を行っているところであります。令和5年度には自殺対策計画の見直しを行いますので、具体的な内容を確認し、心のサポーター養成につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 市長から前向きな答弁をいただきました。令和6年度から全国展開をされますので、今のうちからすぐにも、地域に広げることができるような体制づくりを取っていただければなと思っております。

では、次の児童虐待に入りたいと思います。

この件に関しては、これまでも何回となく質問をしております。4年前も下平市長と和田前教育長に質問をいたしております。既に御存じかと思っておりますけれども、この通告をして以降、今月2日に警察庁は、昨年一年間で全国の警察が摘発した児童虐待事件は、過去最多の2,181件であったと直近のデータは発表しているんです。そして、冒頭に申し上げました鹿児島県内の状況から見ても、本市の状況が大変気になって、今回質問をいたしているところであります。まず本市の児童虐待の現状について、下平市政になってからの通告・相談対応件数、虐待の認定数、併せて虐待の相談内容について、まずお聞かせをください。

**○市長（下平晴行君）** 相談があった件数についてお答えをしたいと思います。

平成30年度の相談件数は6件で、うち虐待として県に報告したのが5件であり、虐待の種類は身体的虐待が1件、ネグレクトが1件、心理的虐待が3件でありました。令和元年度の相談件数は5件で、うち虐待として県に報告したのが5件であり、虐待の種類は身体的虐待が2件、ネグレクトが3件でありました。令和2年度の相談件数は8件で、うち虐待として県に報告したのが8件であり、虐待の種類は身体的虐待が5件、ネグレクトが2件、心理的虐待が1件でありました。令和3年度の相談件数は4件で、うち虐待として県に報告したのが1件であり、虐待の種類

は身体的虐待でありました。令和4年度の現在までの相談件数は6件であり、虐待の種類は身体的虐待が2件、ネグレクトが2件、心理的虐待が2件でありました。

相談の内容は、市民からのものとしましては、「子供の泣き声がする」というものなど、保育施設からのものとしましては、「子供にあざがある」というものなど様々でありました。

なお、件数を申し上げたケース以外に、市ではなく、児童相談所に直接相談を行われるケースも多くあります。その際は、児童相談所から市に情報提供を受けることや、児童相談所が行う家庭訪問調査に同行することもあります。

**○17番（小野広嗣君）** ただいま数字的なものであるとか内容についてお示しいただきましたので、それぞれの事案に一つ一つ質問はいたしませんけれども、適切な対応がされているんだろうというふうに理解をいたしております。俗にこの児童虐待と言えば、すぐにイメージするのが親から子供へのしつけと称した体罰などがこれまでであったわけですが、この件は、令和元年児童福祉法等改正法の成立に伴って、してはならないことが定められて、それ以降本市の行政、教育委員会もしっかりとこの周知はしていただいております。また、昨年12月10日には、親が子を戒めることを認める民法の懲戒権を削除して、体罰の禁止を明確化する改正案が成立しております。さらに新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランも12月に策定され、市町村の体制強化も盛り込まれておりますので、この改正案やプラン成立以降の行政、教育委員会では、それぞれそのことをどのように受け止めてその周知徹底を図られてきているのかお示しをください。これは市長、教育長ともどもにお願いをいたします。

**○市長（下平晴行君）** 令和4年の児童福祉法改正については、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うために、こども家庭センターの設置に努めることや、様々な事業の拡充を行うということが示されていると理解をしているところであります。また、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランについては、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるために、プランが策定されております。

本市としましては、このような国の動きを受けて、以前から議論を行っている志布志市子育て支援センターと志布志市子育て世代包括支援センターの一体化を行い、こども家庭センター設置に向けてさらに議論を深めながら、児童虐待防止対策を強化していくことを市民に対して情報発信を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** 教育委員会の対応についてお答えいたします。

まず、児童・生徒に対しましては、虐待について児童・生徒の発達の段階に応じて、全校集会や人権講話などで指導や説明を行っております。また、学級活動の時間を使いまして、担任が子供たちにそれらの話をすることもございます。保護者に対しましては、PTAの会合や家庭教育学級などで児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律などの両法律の理解を求める指導や説明を行ってきております。

一方で、学校運営協議会や学校が発行しております学校だよりなどにおきましても、この児童虐待に関する捉え方等について啓発を図っているところでございます。

○17番（小野広嗣君） それぞれ答弁をいただきました。今後、法律が変わったり、プランが変わったりしますので、しっかりと市民に対して新しい情報をお届けするということを努めていただきたいと思います。この虐待を受けたと思われる子供を発見した場合に、速やかにこれは「市又は児童相談所に通告しなければならない」と法で定められております。厚労省の児童虐待防止ポスターやリーフレットを見ても、「あなたの一本の電話で子供を救おう、親子を救おう」とうたっておりますし、「189（いちはやく）」という、既に皆さん御存じだと思いますが、覚えやすい番号もございます。国は、意識啓発を図ることを目的として、毎年標語を募集しているんです。令和4年度の最優秀作品はこうです。「もしかして？ためらわないで！189（いちはやく）」でした。このことは、本市の11月の市報でも紹介をしていただいております。この標語の「もしかして？」ということ、虐待ということだけではなくて、虐待かもしれないという状態であっても、通報することが必要であるということ、を指しているんだらうと思うんですね。しかし、市や児童相談所に通報することがその子にとって最善なのか、あるいは家庭を壊すことになりはしないのか、いろんなハレーションを起こさないか心配して、そういう不安の声もあるんですね。また、通告者が特定されるような情報を漏らすことは、いわゆる守秘義務として守られなければならないわけですが、そのことも不安がられるという中で、やはり通報をためらう人への後押しのためには、通報後の対応について広く市民に知ってもらい、安心していただくことも必要なのではないかと考えております。通報を受けた後、どのようにその子と家庭に必要な支援がなされているのか。虐待通告を受けた後の流れについて、市長部局のほうにお聞かせを願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 市が相談を受けた際は、通報をしていただいた方から分かる範囲で詳細な情報を教えていただきます。その際には、通報していただいた方の匿名性を守ることを伝えているところであります。その後、頂いた情報を整理した上で、関係する機関と情報共有を行い、対応を協議しております。また、関係する保育園などからも聞き取り等を行うなど、状況に応じて児童相談所や関係機関とともに、該当児童の保護者宅へ訪問を行い、事案の聞き取りや指導を行っておりますので、このように対応している旨を、ホームページ等を通じて周知してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 市民においては、今お聞きした流れとか、市と児童相談所の違い、例えば児童相談所は一時保護や立ち入り調査などの権限を持っていますけれども、市にはそういったものはありませんね。そういったことも含めて、御存じのない方もありますので、丁寧な周知をお願いしたいと思います。

あと虐待事案には、子供の世話をしないネグレクト、あるいは子供の面前で行われる夫婦げんかなどの面前DVが、子供の脳に悪影響を及ぼすということが指摘されて虐待が知られるようになって、先ほども市長から答弁していただきましたけれども、本市でも心理的虐待通報件数がしっかりございますね。ここについての周知徹底はなされているのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） 児童虐待防止月間である11月に市報を通じて虐待の種類、現状などをお

知らせしているところであります。その際に、子供の面前で配偶者や他の家族に暴力をふるうことも心理的虐待に該当することは承知しておりますが、県内の虐待の件数として心理的虐待の割合が一番高い現状でありますので、今後さらに周知を続けてまいりたいというふうに考えております。

**○教育長（福田裕生君）** 学校内のことについてお示しいたします。

学校の教職員は、子供と接する時間が長く、日々の変化に気付きやすいことから、虐待を発見しやすい立場にあると考えております。朝の健康観察であるとか学校生活全般の中で、子供たちの体の傷やあざなどはないかどうか、また表情やしぐさなどに変化はないかなど、いわゆる身体的シグナルと心理的シグナルを注意深く見ることを日常化しているところでございます。一方で、担任だけではなく学校の養護教諭をはじめ、全職員での相談しやすい体制づくりであるとか、教職員間の情報の共有、対応の共通化といったことも大事にしながら、取組を進めております。

**○17番（小野広嗣君）** しっかり対応をなされているということで、教育現場も理解をいたしました。あとヒアリングで少しお示しした点は、幾らか省かせていただきたいと思いますが、厚労省は昨年12月27日に、児童虐待防止に関する指針を策定しておりますね。この指針は世界平和統一家庭連合、旧統一教会をめぐる問題を受けて、自治体向けに策定されたわけですがけれども、信者の親を持つ宗教二世への児童虐待を防止をするのが狙いで、その中には、例えば他の宗教団体が輸血を含め、子供に必要な医療を受けさせないことも虐待にあたる明記しているんですね。そして宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&Aも出しているわけで、このことを当局はどう受け止めているのかというのをぜひお聞きしたい。これは市長部局、教育委員会ともどもにお答えいただければと思います。

**○市長（下平晴行君）** 宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&Aにつきましては、確認しております。現在のところこの件につきまして、幅広く市民へ周知を行ってはおりませんが、今後ホームページを通じて、周知を図っていきたいというふうに考えております。

また、このような状況にある子供につきまして、市に対して相談がありましたら、発出されたQ&Aを踏まえながら、子供のことを第一に考えて、適切な対応を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** 学校におきましては、この宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&Aを、教職員には既に示しているところでございます。その中であって、児童・生徒でこういったような内容で虐待を受けているような状況がないのかどうかの観察も含めて、高い感度で子供たちを見守り、相談等があった場合には速やかに教育委員会に報告をいただいて、関係課へつなぐなどの対応をしていくような準備はしているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** これまでにない状況が生まれておりますので、しっかりとした対応をまた周知をお願いをしたいと思います。

あと、いわゆる命を守る最後の砦ということでいくと、児童相談体制の充実だと思うんですね。この児童相談というのは、その性質から専門性が求められて、職員であれば誰でも対応できると

いったものでもないと思うんですね。本市もしっかりと取り組んでいただいていますけれども、国も市町村の専門性の強化ということで、総括支援員や子ども家庭支援員などの専門性の向上や新たに創設される子ども家庭福祉の認定した資格の取得、これは名称は「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」というのですが、こういったことが進むよう支援するとしております。今のそういった状況の中であって、本市の今後の取組と現状についてお示しをください。

**○市長（下平晴行君）** 現在、児童虐待につきましては、福祉課は児童福祉係長が、保健課は健康支援係長が主に対応しております。その他に子育てに関する相談につきましては、子育て支援センターに5名、子育て世代包括支援センターに3名の兼務を含む5名を配置しておりますが、そのうち保健師が2名、保育士が5名、助産師が1名であります。また、各地区担当保健師が10名おり、それぞれの地区において相談等を受けているところでございます。

これからですが、現在、子育て支援センターと子育て世代包括支援センターの一体化を行い、こども家庭センターの設置を進めていく協議を行っているところでございます。設置にあたって、センター長をはじめ、総括支援員、保健師等、子ども家庭支援員、虐待対応専門員、心理担当職員などの専門的な職員の配置につきましても、今後協議・検討をしていきたいというふうに考えております。

それから組織再編を検討する中で、福祉課児童福祉係と保健課健康支援係を一つのグループとする協議も行っているところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** 教育委員会におきましては、学校教育課に生徒指導の担当指導主事を配置しております。この指導主事におきましては、国や県の専門的な研修を定期的に受講するなど、その専門性を高めているところでございます。一方で、本年度から学校教育課に会計年度任用職員ではありますが、学校教育専門員という新たな職を設け、専門の職員を配置をしております。それぞれの学校に出向いて、児童・生徒の観察指導業務の支援にあたらせております。

今後につきましては、さらに専門的な知見を有する、例えば国家資格である公認心理士の有資格者であるとか、精神保健福祉士といったようなより専門的な資格を有した職員の配置も含めて、考えていく必要があるかと思えます。スクールソーシャルワーカーの中には、今申し上げました精神保健福祉士の資格者が1人は配置されております。

**○17番（小野広嗣君）** 今の現状とか今後の取組については理解をいたしました。

あともう一、二点ですが、昨年12月の定例会において、こども家庭庁を見据えた施策について一般質問した中で、大阪府箕面市が教育委員会に子供関連施策を一元化して、これまで断絶していた教育と福祉の世界が子供をキーに子育て支援と母子保健の融合が進んで、情報を過去分から蓄積して変化を追跡できる「子ども成長見守りシステム」を構築していることを紹介いただきましたが、その場で聞き流されたのか、その後、市長部局も教育委員会も、そういった先進事例を学ばれていないことがヒアリングの場で分かりました。本市で導入できるかどうかは別としても、しっかりと調査・研究することぐらいは必要だったのではないかと思いますけれども、その点についてと、あとほかにも同じような取組を行っているところはございます。例えば札幌市で

は、子育てに関する情報を一括管理して、役所が閉庁している休日や夜間などの急を要する通報でも、必要な情報を迅速に共有し、対応しております。またAIを活用して、虐待につながるリスクを分析する機能もあり、蓄積されたデータを繰り返し分析し、虐待の未然防止や早期発見につながる取組が行われております。このことは、いわゆる縦割り行政を打破して、子供や子育てに関わる複数の部署で情報を迅速に共有するシステムが導入できているわけですね。これは本当に意義が大きいなと思いますが、ぜひこういったことを参考にさせていただきたいと思いますが、市長、教育長いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 先ほどもちょっと話をしましたが、組織再編を検討する中で、福祉課児童福祉係と保健課健康支援係を一つのグループとする協議も行っております。議員から紹介いただいた先進的事例も踏まえ、教育委員会との連携も考慮しつつ、市民にとってすぐ対応ができるような、そういうより良い組織になるように、これからも協議を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** 子供の成長を経年的にしっかりと見守り、それを横断的に情報を共有して対応していくことは非常に重要なことかと思っております。他の都道府県市町の先進的な事例につきましては、今、議員に御指摘をいただいたように、しっかりと情報研究をしながら、本市に合った対応がどのような形でできるのかといったことを、検討させていただきたいと思っております。何よりも子供の命を守っていくことが最重要課題でありますので、そのためにどういったことが重要になってくるのか、例えばデジタルを生かしたものはどういったことができるのかとか、人的要員をどのように増やしていけばいいのかとか、そういったことも含めて、多方面から今後も研究を進めながら、対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

**○17番（小野広嗣君）** それぞれ理解できる答弁でありましたが、もう一点ありました、市長、大事なポイント、この項の最後の質問として終えたいのですが、前回のこの児童虐待の質問で、東京都は暴言やしつけという範囲内で行動を起こしたときに、それを取り締まる条例を提案して、先駆けてやっているということを御紹介しました。それに対して、本市も児童虐待事案を生み出さないために、市長の言われる「先手管理」という観点からも、そういった条例等もつくって対応していただきたいと求めております。その際市長は、「そういう条例をつくることで、児童虐待が減っていくということであれば、しっかりと対応してまいりたいと考えている」と答弁されております。市長は一昨年3月にも、「子供を虐待から守るために」という市長コラムも書かれております。この東京都の子供への虐待防止に関する条例の制定以降、全国各地でこの条例の制定が増えておりますので、本市もしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでありますでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 平成31年の3月議会において、児童虐待が減るのであれば条例につきましても検討する旨お答えしたところでございます。その後も本市においても、残念ながら児童虐待の事案は発生しているところであります。また、市や児童相談所が受け付ける事案につきましては、様々な内容であり、複雑化しているところであります。

このような現状を踏まえ、まずは児童虐待の未然防止が必要であるというふうに思われますので、児童相談所、警察などの様々な関係機関との連携をより強化し、児童虐待防止に向けた周知をさらに進めるとともに、虐待事案が発生した場合は、迅速に対応できる体制を整えることを行ってまいりたいと思います。その中で、条例制定につきましても先進事例等を参考にしながら、協議・検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** ぜひですね、この児童虐待については、実は市長はコラムを2回にわたって書かれているんですね。ここにも持ってきておりますけれども、書かれた本人を前にしていますので、この件については、ことのほか市長の思いも強いと思いますので、ぜひとも条例の制定に向けた前向きな取組を期待しておきたいと思います。

最後の質問に入ります。これは教育長のほうで御答弁をお願いしたいと思いますが、今本市でも中学校は現在5校でありまして、生徒数にもよりますけれども、共通して各学校にある部活もあれば、そうでない場合もありますね。それぞれの学校に等しく部活がない現状の中で、生徒数の減少等もあって、自分の就学する中学校に希望する部活がない場合も往々にしたあるわけで、当然多様なニーズに対応するというのはなかなか難しいんですけれども、現状を教育委員会としては、どのように受け止めていらっしゃるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

**○教育長（福田裕生君）** 生徒数の減少などによって、やりたい部活動がなくなってしまうたり、人数が揃わないことで、試合に出られないといった状況に直面している子供たちがいることは事実でございます。本市におきましては、本来就学予定の中学校に加入したい部活動がない場合は、就学先を変更することも可能となっております。教育委員会としましては、部活動の地域移行について議論する中で、生徒にとって望ましい持続可能な部活動環境の構築について、幅広い視点から検討をじっくりと進めていく必要があるかと思っております。

令和5年度、来年度に向けて、部活動を理由として就学先の変更を希望している生徒の数が新1年生で12人、新2年生でいますと5人、新3年で4人、計21人というふうな数字が出ております。

**○17番（小野広嗣君）** 教育委員会としても学校当局と共有しながら、しっかりこのことを、すぐに解決できる問題でもないし、「ここへ行きたい」と言えばそれは認めていらっしゃるわけですので、自己責任ということにつながってくる、親が送迎をするとか出てきますけれどもね。分かりました。

平成29年に学校教育法で制度化された部活動指導員の導入とか配置、こういったことがあると思うのですが、本市の状況をお聞きしたことがないものですから、お示しをいただければと思います。

**○教育長（福田裕生君）** 本市におきましては、令和2年度より部活動指導員の配置をしております。令和4年度は、3名の部活動指導員を配置しております。配置につきましては、各学校からの希望調査を実施いたしまして配置をしているところです。ちなみに、令和3年度でいますと弓道に一人、それからテニス、サッカーにそれぞれ一人ずつということの状況になっておりま



す。

なお、令和5年度につきましては、7人を配置できるように予算で計上させていただいているところがございます。これも各学校から希望を募りまして、この数字でお願いをしようと考えておりますが、ただ、今後問題になってくるであろうと思うのは、協力してくださる指導者を確保できるかどうかといったところが、また大きな課題にもなっておりますので、幅広く情報を収集しながら丁寧に説明をし、お願いをしてまいりたいと思っております。

○17番（小野広嗣君） 学校の指導者以外に、別に部活動指導員という形で入れていくと、また先生との触れ合いとは違う刺激があったりして、喜ばれているという声を聞いたりする場合もございますので、ぜひとも現状では、これを手厚くしていただければと思っております。地域移行が求められる背景の一つ、これは教育長が一番御存じなわけですがけれども、教員の長時間労働が深刻化していて、働き方改革を進めていかなければいけないというものも背景の一つであるわけですね。それでも部活動を全廃したとしても、全部閉じたとしても、それでも教員の先生たちの労働力というのは「すごい」と言われていますね。これでもまだ改善されないと、そのくらい多いんですね。子供の通常の授業に加えて、学力向上への取組であるとか、あるいは子供からの相談、いじめ問題、登校拒否の問題とか様々な問題を抱え、それに加えて部活ですから、大変な状況にあるなという府に思うのですが、そこらについてはどのような声を受け止めていらっしゃるでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 部活動の指導におきましては、教師の献身的な勤務によって支えられております。また、このことが長時間勤務の要因となっていることもあります。指導経験がない教員には過重な負担となっているのも、一方で事実であります。本市におきましても、週休日の部活動指導により、超過勤務時間が多くなっている傾向がございます。部活動指導員を配置した学校では、導入当初は前年度に比べて、月平均18時間ほど超過勤務時間の削減につながったというデータも出ているところがございます。部活動における教師の負担軽減を図ることは非常に重要でありますけれども、たとえ地域移行となった場合におきましても、指導を希望する教員には兼職兼業の許可を得て、指導に従事することが可能になってくるといったような説明もしながら、持続可能な部活動と、一方で非常に大きな問題となっております教師の職務の在り方については、十分にその削減ができるものがあるのかどうかも含めて、じっくりと見ていかなければならない大きな課題だというふうに捉えております。

○17番（小野広嗣君） 先ほど市長も申し上げられたのですがけれども、冒頭申し上げたように、部活動にはスポーツや文化を通じて、子供たちの健やかな成長を促すという役割、側面がありますね。部活動を維持するために、段階的に地域移行するという政府の方針も分からないではないんですよ。だけれども、受皿がまだ難しい、様々ですよ、適切な民間団体や外部指導者を見つけることだって大変だと、そういう中で進めていかなければいけない。その検討をしっかりと今後やっていくということで、そういう推進委員会もつくるということでしたので理解をいたしました。教育委員会としても、本市の地域の力をお借りするということも必要でしょうし、それぞれの地

域の中にも専門的な能力を持った方もいらっしゃると思いますので、そういった力も借りていただきたい。だからそういった学校や地域の実情を踏まえて、このことは進めていくことが重要だと思っています。いずれにしても、現場の課題は何なのか、どういう支援が必要なのか、そういったことをあくまでも先ほども述べていただいたように、子供たちのためにという視点で進めていっていただきたい、丁寧にやっていっていただきたいと思いますが、答弁を求めておきたいと思います。

**○教育長（福田裕生君）** 部活動の地域移行というこの大きな課題は、子供たちの自主的な多様な学びの場であった部活動の教育的な意義を継承・発展させながら、将来にわたって子供たちがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会を、いかに大人である私たちが作り上げていくかということでございます。子供の減少によって活動が難しくなる部活動もございます。だからこそ、私たちは地域の方々のいろいろな声も聞きながら、またいろいろな方々の力も借りながら、より持続可能な、もっと言いますと志布志市ならではのと言いますか、志布志市だからこそできるような形というものをしっかりと作り上げていくことが大事だと思っております。そういった意味におきましては、拙速になることなく、いろんな立場の方々の意見をしっかりと拾い上げながら、積み上げてまいることが非常に重要なことだと思っておりますし、一方で、子供たち自身の声も拾い上げながら、子供たちがどういうふうな部活動を望んでいるのか、そういったことも大事にしていきたいなと考えております。

**○17番（小野広嗣君）** よく分かりました。先ほどの児童虐待の質問に少し戻りますけど、これは答弁を求めるわけではありません。実はヒアリングのときにもお示しはしたのですが、「いちはやく」ということで、映画「189」というのがあるんですね。一昨年12月ですから、一年ちょっと前に公開された日本の映画です。児童相談所の虐待対応ダイヤル「189」に助けを求める小さな命を救うため、奔走する児童福祉士や弁護士の姿がそこでは描かれてあります。実際にあった事件から着想を得たオリジナル脚本で描かれております。新人児童福祉士の「この子を助けたい」という奮闘をリアルに描いた人間ドラマであります。助けを求める子供たちとその現場で働く人々の現実に触れて、これは涙なしには見られません。子供が虐待を受けているのに、父親の前では泣きながら自分で傷つけたと言うんですよ。もう涙ですよ。「これを観られた方いますか」とヒアリングのときに聞いたら、誰もいませんでした。それがどうのこうのではありませんけれども、ここでアマゾンでレンタルで今観れますので、Netflixではまだ入っていませんでしたけど、アマゾンで入っていて、それで僕もレンタルで観させていただきました。ぜひとも児童虐待という社会問題に対して、少しでも関心を持っていただきたいという思いから作られた映画でもあります。児童虐待に対応する職員の皆さんはもとより、多くの方にこういったものを見ていただいて、その現実を知っていただければなというふうに思いますので、御紹介をさせていただきました。志布志市の子供の命を本当に守りぬくためにも、市長、教育長にも全力でまた働きかけていっていただきたいことを要請して質問を終わります。

**○議長（平野栄作君）** 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後 2 時 19 分 休憩

午後 2 時 29 分 再開

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、1 番、永田梓さんの一般質問を許可します。

○1 番（永田 梓さん） こんにちは。永田梓です。市議会議員になり 1 年が経過しました。市民の皆様からの質問や御相談にお時間をいただくことが多く、勉強の日々となっております。残りの 3 年間、市民に寄り添い、より良い志布志市となるようさらに勉強を重ねてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問のほうに移らせていただきます。環境行政について質問させていただきます。施政方針で、「市民のごみ出しの機会の充実を図るため、自治会回収日及び市営駐車場集合収集日以外にも、資源ごみを出すことができる環境の整備に向けた検討を行ってまいります」とありましたが、現時点での進行状況を伺います。

○市長（下平晴行君） 永田議員の御質問にお答えいたします。

これまで市民のごみ出しの機会を増やすため、現行の収集日以外でも資源ごみを出すことができる施設の設置を検討してまいりました。設置の条件としては、地域住民への影響はもとより、回収車両の出入り、保管車庫、倉庫、フェンス囲いなどの条件を満たしているかなどの検討や、候補地の土地所有者やそおりサイクルセンターとの協議、回収施設設置に係る事業員の積算をしてまいりましたが、適切な場所がなかったことから事業開始に至っていないところでございます。現在も候補地について調整中であり、市民のごみ出しの機会の充実を図れるよう検討しているところでございます。

○1 番（永田 梓さん） いろいろな場所を検討されたということですが、具体的にどこら辺が候補として挙がっているかというのをお示しできるでしょうか。

○市長（下平晴行君） どこら辺というか、市全体のですね、これは先ほど言いましたように、土地所有者それから周りの環境の問題、それからそこに住んでいらっしゃる方々、いろんな事情がございますので、そういうことを踏まえて、今回設置までということに至らなかったということでございます。

○1 番（永田 梓さん） では、循環センターでよろしかったですか、循環センターがもし完成した場合、現在行われている市営駐車場の集合収集は、現状のままで運営していく予定かどうなのかを教えてください。

○市長（下平晴行君） 現在、毎月第一・第三土曜日の午前 7 時から午後 1 時までの実施をしていますが、利用者が多く、実施日時も定着しているようであります。当面は継続していきたいと考えておりますが、状況により変更する場合は利用者数などの状況を見ながら、判断をしていき

たいというふうに考えております。

○1番(永田 梓さん) 状況を見て判断をしていくということですので、先月、私は市営駐車場のほうで回収を見ておりました。大体午前11時頃から午後1時の終わりまで見ていたのですが、午前11時過ぎあたりからごみを持ってくる方というのは、ほぼいらっしゃらないように見受けられました。その代わり、朝の6時台に持ってくる方というのはたくさんいらっしゃるようです。朝7時からの回収ですが、もしその循環センターができたらすけれども、現在の運営状況を変更するのも検討に入れて、回収の開始を午前6時台に前倒しすることというのは検討できないかお聞かせください。

○市長(下平晴行君) この場所に設置するときの要件としまして、市民の皆さんが仕事に行く前の朝7時から、そして昼休みと申しますか正午から午後1時までを設定したということですので、市民の皆さん方が今話がありましたように、午前11時以降は少ないということであれば、そのあたりも検討に入れながら対応してまいりたいというふうに思います。

また、循環センターについては、週に2回程度できたら取組をしていきたいというふうに考えておりますので、その時間の問題と回数、そのあたりは十分検討して、市民の皆さんが出しやすい対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○1番(永田 梓さん) では、その循環センターですが、市長はいつ頃完成を目指す予定でいらっしゃいますか。

○市長(下平晴行君) いつ頃と言われても、先ほど言いましたように、今候補地の選定、所有者や関係機関との協議、それから一番大事なのは、地域住民の説明及び事業費の積算など必要になります。現時点で開始時期をいつというところは言えないところでありますが、今、課長を含め、市民も協力していただけるような場所、それから面積も約2,000㎡から3,000㎡は必要だろうと考えておりますので、それと併せて先ほど言いました囲いですね、そういうのもありますので、そこも含めて今見つけて調整をしているということでございますので、時期については未定でございます。

○1番(永田 梓さん) 時期については未定ということですが、ぜひですね、市長の任期中、あと3年で形にさせていただきたいという希望があります。3年でどうか運営までできるようよろしくお願いします。

では、次の質問に移らせていただきます。市が一生懸命取組をされているリサイクル事業ですが、資源ごみを売却した収入が年間約2,000万円近くになると思います。その収益金を活用して、本市で誕生した赤ちゃんに一年間、希望する高齢者へ紙おむつの無料配布を検討できないか伺いたします。

○市長(下平晴行君) 本市は、市民の皆さん方にごみの分別をしていただいて、再資源化を図っておりますが、その売却益により毎年市への収入があるところであり、市民の皆様の御協力に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

令和3年度の売却益は約2,064万円でありました。その収入のうち資源ごみ分別報奨金として

700万円、残り約1,364万円をごみ収集運搬それから処理業務委託事業としてごみ処理費用に充てているところであります。

紙おむつにつきましては、現在出生届を提出される際に、包括連携協定を締結していますユニ・チャーム様の御提供で、紙おむつを1パックお渡ししているところであります。また、生後2か月の乳児を対象とした助産師、母子保健推進員による訪問の際に、おむつ2枚、子育て応援グッズとして子育て支援情報と一緒におしりふきシート、赤ちゃんの玩具を配布している状況でございます。高齢者に対しては、介護保険特別会計事業において、市民税非課税世帯の要介護4または5の認定を受けた介護者に紙おむつなど介護用品購入に使用できる月額5,000円、年額にしますと6万円の介護用品券の支給を実施しているところであります。

資源ごみの売却益金の使途が決まっております、子育て支援や介護世帯の負担軽減につきましても以上のような支援を行っていることから、提案された支援については、現状のところ考えてはいないところでございます。

**○1番（永田 梓さん）** 私がなぜ「紙おむつを」と言ったのかといいますと、市長も先ほどおっしゃられていましたが、市はユニ・チャームと包括連携し、世界初で使用済み紙おむつの再資源化に取り組んでいますね。この事業が本格的に開始されれば、市が配布したおむつは、またリサイクルされて市民の手に届くわけです。自分たちのまちで作ったおむつを、また自分たちのまちで消費する。市長がいつも言われている「5R」そのものだと思うのですが、この考え方については、市長はどう思われますか。

**○市長（下平晴行君）** これは当然なことだというふうに思っておりますので、先ほどありましたように「5R」の考え方、これをしっかり受け入れていただいて、ごみのいわゆる回収にもしっかりとしていくように、取組をしまいたいというふうに考えております。

**○1番（永田 梓さん）** しっかり取組をされていくという答弁をいただきましたが、ゼロカーボンシティの実現と子育て支援、高齢者福祉、この幅広い方に、より市のリサイクル事業を理解していただき、協力していただくためには、この事業で得た収益を何に使っているかというのは、非常に重要になると思います。お隣の大崎町は、このリサイクルの収益を学生の奨学金に充てています。何に使うかで、分別するときの気持ちというのが全く違うと思います。ごみから手を放すときに、「何でこんなに分別が厳しいの?」「面倒くさい」と思うのと、「分別すれば、赤ちゃんやおじいちゃん、おばあちゃんたちのおむつに変わる」と思って手を放すのと、どちらが気持ちがいいか考えたときに、やはり赤ちゃんのため、じいちゃん、ばあちゃんのためというほうが、リサイクルに理解が得られると思います。市長がいつも言うように、燃やしてしまえばそれまでですが、分別することで分かりやすいサービスが返ってくるということは、リサイクルへの意識が変わると思いますが、市長はいかがお考えですか。

**○市長（下平晴行君）** 議員がおっしゃるそのことについては、すごく理解するわけですが、財源等々も含めて、やはりその活用の仕方、いわゆる投資の仕方ですね、それはそれぞれの市町であっていいのではないかなというふうに思うのですが、そういう今年については2,000万

円ですけど、通常は一千四、五百万円ぐらいしかないわけでありますので、それは本当におっしゃるとおり、活用の仕方によっては違うだろうというふうに思っておりますので、市としては、今のようないわゆる売却益の使い方については、そういう取組をしているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 市内を回って、いろんな方とお話をさせていただくと、やはり焼却炉を希望する声というのはすごく多く聞きます。そのときに、「今、資源ごみは皆さんが洗ってくださるから、汚いプラスチックよりも高く買い取られて、これだけの収益になりますよ」と説明すると、市民の皆さんがびっくりされます。収益について知らない方が非常に多いと思われませんが、収益について、市民の方へどのような周知がされているのか伺います。

○市長（下平晴行君） 環境保全促進事業につきましては、市衛生自治会へ補助し、各単位衛生自治会へ資源ごみ分別報奨金をして交付をしているところであります。また、ごみ収集運搬処理業務委託事業は、ごみ収集運搬のほか資源ごみの中間処理、生ごみ、草木たい肥化处理、リサイクル処理など、適正なごみ処理や再資源化に要する経費であります。この事業によりごみの減量化・再資源化を図り、生活環境の保全に努めているところでございます。

○1番（永田 梓さん） すみません、今の質問はですね、市民へどのような周知がされていますかということだったのですが、どのような方法で周知がされていますか。もう一度お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 市民へは、市報や環境学習会を通じて周知をしているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 市報や環境学習をされているということですが、では、リサイクル事業について、現在、市民はどれくらい理解していただけるという認識があるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平成11年から、ごみの分別を開始しているところであります。その際、市民説明会やごみ出しへの立会いなどを行い、市民へ周知してきておりますが、皆様には認識していただいていると考えております。また転入者には転入手続きの際に、ごみの出し方の説明を行っております。当初は、出したときに量ってもらっていたんですね。平成11年は13品目ですので、それぞれ量っていただいて、そして量ってもらったその数値によって、いわゆる支援をしていたということでありまして、それは2、3年続いたかなと思うのですが、そんなふうにして市民の皆さんが協力をしていただいたということでありまして、私は、今、市民の皆さんが先ほどありましたように、焼却炉がないとどうこうというような、私は逆にですね、いつも話をしているのですが、先ほど言いましたように2030年の問題、2050年の問題、そしてSDGsの取組、やはりこれをしっかりと、逆に言うと市民の皆さんに伝えていくことが大事じゃないかなと思うんですね。燃やせばそれで終わりでありまして、資源のない国、日本、そして九州、鹿児島、志布志ということでありまして、そのことをしっかりと市民の皆さんにも「5R」も含めてお願いして、一緒になって取り組んでいただければというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） SDGsを伝えるというのは非常に大切だと思うのですが、環境学習など一度聞いただけはなかなか大人でも理解が難しいと思いますので、SNSを活用するなど、

市民の方に対して、なぜ分別が必要で、そのことで自分たちにどのようなメリットがあるのかということをもっと有効なアピールの仕方を継続的に行っていただきたいと思います。市単位で16年連続1位は自慢できることだと思います。残念ながら、マイナス面ばかりが目立っているように思います。また、SDGsを意識されている方が増え、地方でもネットを活用して様々な仕事ができるようになってきました。志布志市の取組は、そのような方からすれば非常に興味深い取組であり、見学したいと私にも話が来るようになりました。昨日、主催させていただいた会議があったのですが、志布志市を見学された方が「きれいなまちですね、引っ越そうかな」というお話もいただきました。リサイクル事業をアピールすることで、移住者も誘致できると思いますが、そのためにはもっと市民が自信を持って、「志布志市のリサイクル事業はいいよ」と言えるように、PRと目に見える還元が必要なのかなと思います。このPRについて今後どのようにされていくのか、考えをお願いいたします。

**○市長（下平晴行君）** これはおっしゃるとおり、やはり情報提供をしっかりとしていく、私のところにもいろいろな匿名とか名前を書いて、いろんな不満等も来るわけですけど、そのことはやはり、情報提供がしっかりとされていないということからではないかなと思いますので、そういう情報提供をしっかりとしていくことと、今ありましたようにリサイクルの再資源化に取り組むことはどういうことなのか、将来子供たちが生きていく中で、私はそのテーマに「美しい地球を子どもたちへ」と入れているんですね。ですからそういうことも含めて、今後どうしていくのかということ踏まえて、一緒に取組の体制づくりをしていけばいいというふうに思いますので、そのPRの仕方をおっしゃったように、先ほどもありましたように、パンフレットとか冊子とかそういうものをしっかりと作っていくことと、ホームページ等で、例えばごみ出しといったときにどこにつながっていくのか、そこをすぐ対応ができるような仕組みづくりも今後はしていきますけれども、そういうことが大事ではないかなというふうに思っております。

**○1番（永田 梓さん）** よく分かりました。赤ちゃんの紙おむつ一年間の無料配布については、また改めて別で質問させていただきます。

次ですね、おむつの回収ボックスなのですが、施政方針のほうに「希望する自治会のみ配布する」とありましたが、その理由と設置するための費用はどこが負担するのかを伺います。

**○市長（下平晴行君）** 現在74自治会で使用済み紙おむつのモデル回収をしておりますが、自治会の事情により設置する場所がなかったり、対象者がいなかったりすることを想定して、モデル地区の自治会にアンケートを実施し、希望するところに設置しているところでございます。今回希望しなかった自治会でも、今後希望があれば設置してまいりたい。現在は、いわゆるモデル地区ということでの取組でありますので、理解をしていただきたいというふうに思います。

**○市民環境課長（留中政文君）** 今の議員お尋ねのその費用はどこから出ているのかということでしたが、現在モデル地区に設置をしております紙おむつの回収ボックスにつきましては、国の補助事業がございまして、国の補助事業を活用して購入をさせていただきまして、市のほうで設置をしているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 国の補助事業で設置をしているということですが、今後希望される自治会の方にも、その国の補助金で対応をしていくということによろしいでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 今、国の補助事業で購入している分は、数が限りがあり、モデル地区ぐらいの数で補助事業をいただいておりますので、今後、令和5年度の当初予算にも計上しておりますが、市内全域ということについては、令和5年度の予算で購入していきたいというふうに思っております。

○1番（永田 梓さん） その希望する自治会の方に説明をして回るというふうに伺っているのですが、その説明については、今後、市民環境課の職員のみで対応されていく予定でしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 今のモデル地区につきましては、自治会の説明会等々をさせてもらって説明しておりました。今後、市内全域に拡大するときには、こういった形で市民に周知をお願いしていけばいいのかというのも検討中でございますが、そういった説明会も含めていろいろな形で説明会を希望されるときは、こちらから行って説明をして、中にはもうチラシ等いいということもあるかもしれませんので、そういったところも含めて現在検討しているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 市民環境課の皆さんはお仕事をたくさん抱えているのは、もう重々分かっていますので、4、5名での対応になるかと思えます。もし、対応できないという場合があるときには、ほかの課からお手伝い等も検討されて市民へ十分な説明がされるようお願いしておきたいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。小・中学生が入学時に購入した制服は、成長期にある中で次第に着用が厳しくなり、新たに制服を購入しなければならない場合というのが多々あると思います。卒業等などにより着用しなくなった制服の譲渡ができる場を、市のほうで提供する取組というのを検討できないのか伺います。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

成長期にある小・中学生が制服を買い替える必要性が出てくることは十分考えられることであります。着用ができなくなった制服を譲渡する仕組みづくりができれば、小・中学生のいる世帯の負担軽減だけでなく、資源の有効活用、ごみの減量化につながると考えられます。この取組は環境負荷の少ない循環社会を目指す「5R」の一つである「リユース（何回も利用する）」になりますので、制服に限らずリユースができる仕組みづくりについて、循環センターの中での取組をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○教育長（福田裕生君） 現在、志布志市内の各小・中学校における制服譲渡につきましては、保護者から寄贈いただいたものを保健室等で保管し、緊急時に使用する学校がございます。また、PTAが主体となり、不要になった制服を卒業生から預かり、バザーで提供したり、希望者に譲ったりするなど、それぞれの学校が実情に合わせた対応を行っております。

教育委員会としましては、各学校のこのような工夫された取組を市民に広く情報提供したり、紹介したりするとともに、制服に限らず、不要になったものが他の方にとって必要な場合がある



この理解も進めながら、今後、環境教育の視点から様々な学用品についても、リユースの必要性和その具体策について、PTAや地域そして子供たちと一緒に、検討をお願いしたいと考えております。

○1番(永田 梓さん) 循環センターが完成したら、そちらで対応を検討してくださるということで、非常にありがたいと思います。私自身、中学1年生の双子の息子がいるのですが、小学生の時にブレザーを1回、ズボンが2回、体操服とポロシャツ、シューズはもう覚えていないほど買い替えました。双子でサイズも一緒なので、全て2枚ずつあります。仲がいいおうちの子が性別が違うなどして、なかなかお下がりをもたらす人もあげる人もいなく、捨ててしまうことが多かったです。もし男女共通の制服であれば、もっと譲れる方もいたのかもしれませんが、中学生ともなると、3年生の受験を迎える頃には、1年生で購入した制服はおそらくもう着られない場合が多いので、買い替えをしなければならなくなってきました。3年間という使用期間も短く、誰か使ってくれるなら使ってほしい、誰か譲ってくれるなら譲ってほしいという思いの方は非常に多いと思います。先ほど市長もおっしゃられたリユース、リサイクルそしてSDGsの1の「貧困をなくそう」や12の「つくる責任つかう責任」などにも該当する取組だと思っておりますので、積極的に検討していただければと思います。

次に、2の動物愛護に移らせていただきたいと思っております。野良猫を捕獲し、不妊・去勢手術を行い、元の場所に戻す(TNR)活動をされているボランティアの方々から、「市からの助成は非常にありがたい。でも年間5匹分はあまりに少ない」との声が上がっています。助成金額の増額と限度額の撤廃を検討できないか伺いたします。

○市長(下平晴行君) お答えいたします。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の助成につきましては、令和3年10月から事業を開始し、年間で一団体原則5匹の制限を設けているところでありますが、今後の申請状況を見ながら、予算の見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番(永田 梓さん) 今後の状況を見ながら予算の見直しを検討していただけるということで、非常に希望の見える回答だと思っております。

では、早速次の2番に移らせていただきますが、市内で犬・猫の多頭飼育崩壊がもしも確認された場合、市としてどのような対応・対策を行うのか伺います。

○市長(下平晴行君) 多頭飼育崩壊は一般的には無秩序にペットが増え、飼い主が適正に飼育できない、飼育できる数を超えた場合、結果、経済的にも破綻し、ペットの飼育ができなくなる状況をいいますが、そのような相談があった場合は、現地を確認し、その原因を把握しなければならないと考えているところでございます。また、多頭飼育は、飼い主のいない猫が対象となる市の補助事業には該当しませんので、まずは動物基金を活用して、不妊・去勢手術を行い、不幸な猫をこれ以上増やさないことが大事であります。そのための支援をしっかりとしてまいりたいというふうに考えております。

○1番(永田 梓さん) 動物基金を活用して対応していくということですが、動物基金の協力

病院が現在近くても始良市加治木町です。誰が捕獲や運搬を基本的にするようになるでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、支援していただける団体、TNRと先ほどありましたけれども、そのような団体と協力しながら行いたいというふうに考えているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 協力団体をお願いをしながらということですが、先日実際多頭飼育の可能性のあるおうちがあり、市に相談が来たと思います。その際、市は相談を受けても、市の助成で対応ができないとのことで、比較的安くで手術をしてくれる病院を紹介されたと思います。私もその現場のお宅を見に行きましたが、お話を伺うと介護をされていて、とても家を空けられないとのことで連れていけないとのことでした。なので、現在もボランティア団体さんが手助けをしてくださっているところです。民間のボランティアさんからすれば、「助けてくださいと言った市民の手を突き放すようなふうに感じた」という御意見をいただいています。この件は様々な考え方ができると思いますが、今後同じようなことが発生した場合の解決策をお互い考えていかなければならないと思っています。そこで確認ですが、こういった多頭飼育崩壊に近いお宅、またはその家庭の事情で運搬もできないというおうちがあった場合、市のほうで運搬というのはいできないものか確認させてください。

○市長（下平晴行君） 多頭飼育は、動物愛護、公衆衛生の観点から問題と捉えることが多いところですが、その背景には、生活困窮など飼い主の社会福祉に係る問題が潜んでいる事例もありますので、必要に応じて関係機関と連携して、個別のケースに合った対応を行ってまいりたい。先ほどありましたように、行政とTNRとの連携ですね。私もこのことについては、いろいろ御相談を受けているところでありますけれども、このTNR団体との連携がどの程度できるのかというのは、地元の獣医の先生方もいらっしゃるというようなことで、以前からいろんな課題等、大変な状況だったということをお聞きしておりますので、そこ辺をクリアするようなことができないのかどうかですね、そこは内部で十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） 私も実際動物基金を活用してTNR活動を行ってみましたが、確かに協力病院が遠いこともあり、実際手出しというのが少なからず発生しています。そしてどれだけTNRに連れていっても、新しい猫がどこからかやって来て、切りがない状態になっています。1回に連れていける頭数も5頭から6頭なので、1グループ手術が完了するには数回運搬しなければなりません。ボランティア団体さんたちが各自それぞれお仕事しながら、今抱えている猫たちで手いっぱいになっています。市役所の中にも動物が好きな方というのはいらっしゃると思いますので、「運搬だけならボランティアでもしてもいいよ」という人が、もしかしたらいるかもしれません。そのような声も、市の職員さんたちにかけていただけることはできないでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことは、市の職員がどうこうということではなくて、市民全体で関わりを持っていくことになろうかというふうに思いますので、そのことがどういう形で、いわゆる基金を設置している病院まで運んでいけるのか、市が支援できる体制がどこまでできるのか、

ここは十分協議していかなければいけないというふうに、私もそこは大変悩んでいるところでありまして、どうやったらこのことが解決できるのかなというのは、日々考えているところでありますので、そういう先進事例等がないのかですね、そこも十分調査・研究をして対応してまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） ぜひですね、ボランティアさんに全て任せるのではなく、お互い協力し合いながら、解決方法を一緒に検討させていただきたいと思います。

それでは、三つ目の質問に移ります。本市は現在1,578頭の犬の登録がありますが、市民とペットの憩いの場として、ドッグランの設置を検討できないか伺います。

○市長（下平晴行君） 本市にも多くの愛犬家がいらっしゃり、公園等で散歩をする姿をよく見かけるところであります。ドッグランを設置することで、人と犬が互いに気持ちよく利用できるレクリエーション空間ができ、飼い主同士のコミュニケーションが図れることが考えられるところではありますが、そのためには、やはり民設民営の設置が望ましいのではないかというふうに思っているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 民営の設置が望ましいということですが、私のほうには、しおかぜ公園などの犬のリードなしの散歩の苦情というのが数件届いていますが、市役所のほうにはそのような苦情は届いているのでしょうか。

○生涯学習課長（江川一正君） 市役所のほうにも、そういった放し飼いの苦情は届いております。随時そういう御報告をいただいたときには、担当者のほうで現地に赴きまして、飼い主の方と協議を行い、指導を行っているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 現地に行かれて、直接その飼い主さんとお話をされているということですので、ちょっと「なぜ減らないのかな」というふうに思いますが、減らないということは、ほかの解決策を考えなければならないと思います。この件に関して、ほかの対策というのを執行部のほうで検討というのはされているのでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） ドッグランのほかの場所というか、公園等、多くの市民の方が集って、中にはやはり犬を好きな方もいらっしゃいますけど、犬が苦手な方もやはりいらっしゃいますので、そういったところも考慮していかないといけないのかなというのは思っております。具体的にどこということにはちょっと言えませんけれども、市内の施設で実際は指定管理等で運営はまた別なところでしょうけれども、そういったところをもし活用できるのであれば、そういった方からの提案というので、対応できる可能性もあるのかなというのは、ちょっと考えてはいるところでございます。

○1番（永田 梓さん） 解決策の方法として、ほかの場所に何か検討もできるということでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、内部ではいろいろ話をしているところでありますので、その対応については、しっかりと協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） ではですね、現在コロナ禍でペットの飼育頭数というのは増加してい

るとメディア等でも放送されています。フェリーさんふらわあ内、また高速の道路の一角、宮崎県内の道の駅にもドッグランが整備されている場所があります。動物と一緒に出かけする方が非常に多いから、このような施設が増えているのだと思います。志布志市は、犬といつでも行ける場所というのがありません。新しい道路が開通し、「本当に近くなった。思ったより志布志市は遠くなかったよ」と他県の方からも声をいただきます。観光の面からも広いドッグランを整備することで、志布志市への滞在時間を長くすること、また志布志市に来るリピーターになっていただくことが可能かと思えます。「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を実現するため、また人間と動物が共に生きていける社会の実現のため、動物が苦手な方、または動物が好きな方、どちらの方にとっても住みよい、住みやすいまちにするために、ドッグランの建設というのは市でできなくても、民間を誘致するという形で検討はしていただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、民営民設という取組が一番いいのかなと思っておりますので、例えば、大崎町の施設についても民間事業者が設置をして、そこを利活用していただいているということで、私も確認をしておりますけれども、そういう事業者が設置していただくような取組ができないのか、そこに若干の支援とかという連携を深めた中での取組体制ができないのか、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） ぜひ前向きに、どんな方法ができるのか検討をしていただけたらと思います。

三つ目の道の駅松山についての質問に移らせていただきます。道の駅は、松山地域の地元の方々にとって非常に発展が望まれている施設であります。あと3年程度で現在の指定管理契約が終了する中、次の指定管理について、指定管理の分散もしくはテナントとして、ほかの事業者へ貸し出す等を検討に入れ、準備を進めていくことは可能かどうか伺います。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

やっちくふるさと村の指定管理施設の分散と一部テナントの導入についてであります。市では11月と3月に志布志市農業振興対策協議会を開催し、やっちくふるさと村の活性化も議論したところでございます。しかしながら、今回の審議では明確な結論に至らず、今後、検討委員会を設置して議論していくという結果になったところであります。御提案の件も含め、施設の在り方と活性化につきまして、この検討委員会の中で議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） 次の指定管理契約まで約3年間あるわけですが、現在、残念ながら市民の方ですら「閉店しているんじゃないの」というふうに言われます。この残りの3年間で、市のほうで何かできることというのは検討できないでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、令和7年度までの指定管理という協定を結んでいるところでありますので、そのことがどういう形でできるのか、これも基本的には3年という協定を結んでおりますから、これは契約と一緒にですので、それに入り込むというのはな

かなか難しいのかなというふうには思っておりますが、そのことの実行ができるのかできないのかですね、ここはちょっと協定の中での実行ですので、今のところの答えとしては、そういう回答しかできないところでございます。

○1番（永田 梓さん） ではですね、その検討委員会を設置するとのことですが、メンバーはどのような方がいらっしゃるのかなと思います。またその中に、女性や観光業に関する知識のある方はいらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 検討委員会委員のメンバーは、今誰々をとというのは決めてはいないところですが、幅広く意見を聞けるような、そういう方々を検討委員としてお願いをしてみたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） まだ決まっていないということですので、新しい道路が完成し、より流動人口が増えることが予想される中、どうやったら道の駅松山に人が来てくれるのか、ぜひ女性の目線と、そして観光目線からの意見もしっかり取り入れたいと思います。

次の質問に移ります。道の駅松山の活用について、私から幾つか提案させていただきます。多目的広場にオートキャンプ場を整備し、施設の一部をシェアキッチンとして開放する考えはないかを伺いたいと思いますが、シェアキッチンについて少し説明をさせてください。お料理などが好きで店舗を持ちたいという方がたくさんいらっしゃると思いますが、いきなり店舗を持つのはハイリスクのため、なかなか開業までは至らないという方や、店舗を持つほどではないけれど、一日だけカフェなどをしてみたいという方、様々な方からの相談を耳にします。壁になるのが、保健所の許可が通る調理場です。調理場を確保するためにアパートを契約している方もいらっしゃいます。気軽に挑戦できる環境があれば、いつか商店街に開業したいなどつながる可能性もあるかと思えます。先ほどのテナントとしての貸出しもそうですが、道の駅松山の一部施設を誰でも使用できる場所として開放することで、日替わりで経営者の変わる店舗ができます。このようなシェアキッチンやオートキャンプ場のような使い方というのは、今後になると思いますが、検討していただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど議員からも提案がありましたように、シェアキッチンとは、一つの厨房機器を複数の飲食店でシェアしながら利用し、料理を提供することができる施設ということですので、そこ辺も含めたオートキャンプ場とシェアキッチンとの実行がどういうことになるのか、先ほど言いましたように、この件も含めて検討委員会の中で指定管理期間更新に間に合うように、しっかりと対応をしてみたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） 地元の方は、本当にこの道の駅松山を中心にたくさんの方が来てくれることを非常に望んでいます。場所としては少し行きにくいところかもしれませんが、ぜひ新しい箱物を造ることを考える前に、今ある場所をどうにか活性化していただけるように検討委員会のほうでよく考えていただけたらと思います。移住・定住のまず一歩として、「行ってみたいまち」を実現するために、3年先の見通しを立てながら今できることに取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平野栄作君） 以上で、永田梓さんの一般質問を終わります。

次に、3番、稲付洋平君の一般質問を許可します。

○3番（稲付洋平君） 改めまして、こんにちは。本日おそらく最後の質問になるかと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、早速、質問のほうに入らせていただきます。まず施政方針について伺いたします。私も市議会議員になって2年目を迎えました。この一年間は本当に短く感じました。多くの市民の皆様から相談を受け、多岐にわたって話をしてまいりました。議員としての責任の大きさと、市民から議員への期待度の大きさを痛感した一年間でした。そこで、今回新年度を迎えるにあたり、施政方針が示されましたので、私も議員としてそして市民の代弁者として、何点か質問をしてまいりたいと思います。

まず最初に、今回の施政方針の中に、「市民が主体となったまちづくりを推進する」、「市民目線の初心を忘れることなく」とありますが、市長はこの市民の意見、声をどのように収集し、聞いているのか。そして、これをどのように施策に組み込んでいるのか伺いたします。

○市長（下平晴行君） 稲付議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度の施政方針にある「市民が主役のまちづくり」や「市民目線」は、平成30年2月の市長就任以降、一貫して言い続けているところでございます。市民の皆様からの負託を受け、市政運営を担わせていただいていることから、市民の皆様のお心に応えられるよう、市民の声をしっかりと市政に反映される市民目線に立った市政運営を図ることにより、市民が主役のまちづくりを実現したいと考えているところでございます。

市民の声をどのように反映させていくかということにつきましては、現場に出向いて、現場の声、市民の声をしっかりと聞く現場主義を基本とし、計画策定時におきましては、アンケート調査の実施、外部委員会やまちづくり委員会の開催、パブリックコメントの実施など、様々な形で市民の声を聴取しており、市民の皆様それぞれの立場で多様な意見があるところでございますが、その声をしっかりと受け止め、市民の皆様にとって真に必要な施策とは何かということを検討し、施策への反映や見直し、改善を図っていく必要があるというふうと考えているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 市長の市民との接し方や方向性の決め方について、ある程度は理解をいたしました。議会には先月21日に上程され、説明を受けましたが、ビル購入のことが15日の新聞で報道されておりました。新聞報道では具体的な名前はなく、本庁近くのビル購入に5,050万円とありましたので、市民の方から「この内容についての説明をしてくれ」という電話を受けました。私も市民の方に回答をしなければなりませんので、配布された議案を見たり、先輩議員や関係者からいろいろな経緯などを教えてもらったところです。また、市民の皆様からは、ほかにも「いろいろ揉めてかなりの予算を使って、有明庁舎からやっ和本庁移転したかと思ったら、すぐにまた大きなお金を使うことは納得できない」という御意見もありました。次に、「庁舎が狭い

というのは当たり前で、狭いところに移転したのだから、有明庁舎には空きスペースもあり、本庁でも水道課の移転も計画されている。本庁内で見直すべきである」、次に伺ったのは、私が、基金条例も提案されていると説明したところ、「現庁舎もいずれかは老朽化が進むから、新しい庁舎建設のための基金だったら必要なことだね」という御意見をいただきました。このように多くの意見をいただくことは初めてのことで、驚くと同時に、市民の皆さんが市政に関心があるからこそ、このような意見を述べたのだと思うところです。

そこで伺いますが、市長は、今述べました市民の皆さんの意見をどのように受け止めになったかお伺いいたします。

**○市長（下平晴行君）** 一人でも多くの方が市政に関心を持ち、様々な御意見をいただくことが志布志市の新しい未来を切り開き、市民の皆様と共に取り組むまちづくりを行う上で、大変重要なことだと認識しているところであります。

議員御指摘の今回の提案につきましては、志布志市庁舎等の在り方検討委員会での提言を踏まえたものであり、その趣旨については、2期目の所信表明や施政方針、志布志市第2次総合振興計画後期基本計画における施策の方向性にも明記したものでございます。まず、中期的な視点では、本庁機能を集約する場合は、市民サービスの低下を招かず、市民の利便性に支障がないことを確認し、志布志庁舎周辺の民間施設等を必要最小限の経費で整備することにより、利活用を図ることとの提言を踏まえ、組織機構再編に伴うひばりビル購入事業を提案することとし、長期的な視点では、新庁舎の建設及び現庁舎の大規模改修を目的とした基金を早期に設置し、当該基金への積立てを開始することにより、将来世代への負担の軽減を図ることとの提言を踏まえ、志布志市庁舎整備事業基金条例及び当該基金への積立金を提案するものでございます。

このことにつきましては、これまでの一般質問等においても、一貫した趣旨で答弁を行ってきており、様々な協議を重ね、具体的な見通しが立ったことから今回の提案に至ったものでございます。

**○3番（稲付洋平君）** 今の市長答弁をケーブルテレビやインターネット中継で見ている市民の皆さんが、どのように受け取るかは様々かと思いますが、市民の皆様からいただく御意見につきましては、今後もこの場で質問していきたいと思っております。

私は、一年前までは市役所の職員という立場でしたが、今は市議会議員としてこの場に立っております。一口にまちづくりと言いましても、範囲が広く、残念ながらまだ内容がなかなか理解できていません。しかし、この志布志市のまちづくりは、市民の意見が反映されるように、市長を含む執行部と議会が議論しながら進めるものと思っております。市長は、今どのような考えをお持ちでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 私のまちづくりに対する考え方も議員と同じでございます。市民の代表である市長と市議会はよく車の両輪に例えられますが、市長は執行機関として、市議会は執行機関のチェック機能を有する議決機関として対等の立場にあり、お互いに尊重し、議論し、協力し合って、市政発展のために、より良いまちづくりのために、それぞれの立場で役割や職責を果た

していく必要があると考えているところでございます。

**○3番（稲付洋平君）** 今、市長が言われました市議会は執行機関のチェック機能を有する議決機関としての対等の立場、車の両輪に例えるということではありますが、私の正直な気持ちを申し上げますと、やはり執行機関と議会が共に進んでいないのではないかと感じております。今後も市民の皆様の意見、自分の意見をしっかりとこの場で発言していきたいと思っております。

先日、本市のホームページをチェックしたところ、2月13日に更新された新着情報の中で、「今後の児童数の減少に関する動画を作成しました」とありました。内容を確認したところ、「動画や今後の児童数の推移を見て感じたこと、そして今後志布志市の将来を担う子供たちのより良い学校教育環境を考えていく上で、必要なことや御意見などあればお書きください」とアンケートに回答するようになっており、メッセージを6万文字も入力できる内容でした。多くの意見を求めることだと理解したところでしたが、冒頭にも述べましたが、市長は「市民が主体となったまちづくりを推進する」、「市民目線の初心を忘れることなく」と言われていますが、今述べたようなホームページの中で、このようなシステムを導入し、多くの意見を収集すべきと思いますが、市長の見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 議会と一緒に進んでいないような質問でありましたけれども、私はそれではなくて、各施策を推進するにあたりましては、様々な形で市民の声を聞く機会を設ける必要があるというふうに考えているために、そのような取組をしているところであります。現在、LINEを活用したプレゼント企画の中で、アンケート調査を実施するなど試験的に取り組むとともに、令和5年度からは、対象者を年齢層などの条件で絞り込むセグメント配信の強化に取り組むこととしております。市民の声を聞くための環境の整備を図っているところでございますが、他自治体の取組を参考にするなど、市民の声を聞くための取組を模索していきたいというふうに考えているところでございます。

**○3番（稲付洋平君）** 今後模索していきたいということでしたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。最後にちょっと質問したいと思っておりますが、今の答弁の中で、セグメント配信とありました。この内容について説明いただきたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** セグメント配信ということは、メール配信リストを居住地や購入履歴などの条件で絞り込み、対象となるユーザーに合わせた内容のメルマガや案内メールを送信するマーケティングの手法のことでございます。

**○3番（稲付洋平君）** 理解いたしました。今、説明いただいたように、市民の皆様にも分かりやすい内容説明を今後お願いいたします。また、先ほども冒頭で質問いたしました、ビル購入事業につきましては、議員の中にも市民の皆様の中にも、様々な意見があるようです。今後議論しながら市民の負託に応えるべき議員の立場で、しっかりと判断していきたいと考えております。この質問については、以上で終わります。

では、次の質問に移ります。エネルギー施策についてお伺いいたします。近隣自治体では、水力発電、風力発電などの自然を生かした再生可能エネルギーの導入に取り組んでおりますが、本



市への導入計画、検討はないのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 本市においては、国の温室効果ガスの削減目標以上の削減に取り組むために、昨年2月にゼロカーボンシティ宣言を行ったところでもあります。また、今年度は国の再エネ導入計画策定支援事業を活用し、再エネ導入計画の策定を実施したところです。計画策定の際に、本市の再エネポテンシャルの調査を行い、本市においては太陽光発電が最も適しているとの結果でありました。風力発電については、ポテンシャルとしてはあるものの、推定発電量が事業採算性の観点から導入は適さないとの結果でした。また以前、公共施設へのクーラー導入の際は、太陽光発電施設の設置が可能か調査したところではありますが、経費の問題、構造上の課題があり、見送った経緯がございます。そのようなことから、太陽光発電については、来年の当初予算で計上させていただいている公共施設の太陽光発電調査を行い、本市が適した導入方法を調査・検討してまいりたいと思います。

実は、私が議員のときに、再生可能エネルギー固定価格買取制度が導入されたのが平成24年7月なんですね。私は平成25年6月に「市の遊休地に太陽光発電の取組はできないのかどうか」というのを一般質問をしており、関心がありました。当時の買取価格は1kWh当たり40円プラス消費税であったわけです。現在は今のところは10円、2023年は9円50銭になるのではということ聞いております。また電力会社は抑制をかけておりますので、そういうことを考えると導入した後の問題、それから、そのために自家消費型での対応であれば、十分採算性は合うのかなとは思っているところでもあります。

○3番（稲付洋平君） 今、市長のほうから平成25年6月ですかね、そういったときにそういう事業内容と金額等を確認されたということで、分かりました。ただ、今後こういったものを導入することによって、本市の新たな産業ですね、そういった部分が生まれてくる可能性があるのではないかと思い、今回この質問をしております。今、市長の答弁の中にありましたが、国の再エネ導入計画策定支援事業について、経済産業省資源エネルギー庁、国の再生可能エネルギー事業支援施策として、主に四つのメニューがあります。本市の場合、太陽光が最も適しており、風力発電については事業採算性の観点から適さないとのことではありますが、この調査にあたっては、どのメニューを選択されたのかをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 来年度行う予定としている事業は、環境省の地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業の中で、公共施設への太陽光発電導入調査に取り組む予定としているところでございます。

○3番（稲付洋平君） この新エネルギーに対する事業については、様々な事業が準備されておりますが、その中で、再生可能エネルギーを農業水利施設などへの電力供給や災害時の非常電源に活用できる農村整備事業（地域資源利活用施設整備事業）がありますが、市長は御存じでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、承知をしております。農村地域における地域資源を利活用して、農業生産の補完などを行うための施設の整備を行う事業というふうに認識をしているところでござ

ざいます。

**○3番（稲付洋平君）** この事業は、水利施設や地域活性化施設等への電力供給を停電時でも可能とします。災害時に地域の非常用電源として活用できる発電施設の新設、更新等の整備及び調査・事業計画の策定を支援するものです。事業の対象者としては、都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体などとなっております。事業対象となる再生可能エネルギーの種類につきましては、本市も取り組もうとしている太陽光発電、そのほかに風力発電、中小水力発電、バイオマス発電などとなっております。私は、この志布志市で太陽光発電以外にも新エネルギーをつくることはできないかと考えますが、市長、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 地域資源利活用施設整備事業については、採択要件等の課題がありますが、調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。太陽光発電以外については、バイオマス発電としてメタン発酵ガス、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、廃棄物その他バイオマスなどに関心がありますので、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

**○3番（稲付洋平君）** 今、市長のほうからバイオマス発電と新エネルギーについて答弁いただきました。これはあくまでも私の提案なのですが、新エネルギーとして中小水力発電を提案をしたいと考えております。本市には、改良区や地域の皆様、市が管理する大型水路が幾つかございます。例として、志布志有明インターチェンジ付近にあります水路をイメージしていただきたいと思えます。この大型水路は一部コンクリート製でございますが、ほぼ昔の形のままの土水路です。勾配は緩くても大きな水路断面を有しており、安定した流量が確保されております。通水時期は2月下旬から6月程度となっております。このように太陽光発電以外にも、可能性を秘めた水路があります。この水路については、野井倉土地改良区が管理している水路であり、先日この場にいらっしゃいます丸山理事長と協議をしたところでございました。今後、本市の新エネルギー計画に取り入れ、市と改良区との新たな財源確保として、新しい産業として、前向きに取り入れていくべきかと思えますが、市長の御意見をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 中小水力発電については、出力1万kWから3万kW以下となるようであります。農業用水の利活用については、小水力発電1,000kW以下の施設になるのではないかとこのように思うところありますので、小水力発電について議員発言の取組については、他事業者からも相談があるところありますので、課題が多々あるようでありますので、厳しいのではないかとこのように考えておりますが、調査・研究はしてまいりたいというふうに考えております。

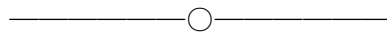
**○3番（稲付洋平君）** 調査・研究していきたいという答弁をいただきましたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。仮に調査をして、十分な費用対効果が得られないことも考えられるかもしれませんが、本市が新しいエネルギーの最先端となることで、日本が注目する志布志市となるのではないかと私は考えております。以前、都城市の河川敷に多くの鯉のぼりが立ち並んでいる風景を見ました。そこには出店もありません。出店もない中に、河川敷に人が多く集まっております。この風景を志布志市でもつukれないのかと思っております。今後、東九州自動車

道が完成し、多くの車両が志布志市内を通過していくことが予想されますが、「ただの通過点で終わらないようにするにはどうすればよいか」と常に考えております。水力発電、観光資源を持ち合わせた新しい形に、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。市長の御意見をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） それぞれの市町の取組で、大変良いことだというふうに思います。参考にしてストロー現象にならないように、皆さんで知恵を出して、より一層の活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） この新エネルギーが持つ可能性というものは、無限大だと私は考えております。ぜひ本市もこの事業を最大限に調査し、計画としてもらえれば、きっとこの志布志市がさらに発展していくことが予想されると、私はそう思っております。また、今後検討していただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（平野栄作君） 以上で、稲付洋平君の一般質問を終わります。



○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時44分 延会

## 令和5年第1回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和5年3月7日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

青 山 浩 二

隈 元 香穂子

八 代 誠

小 園 義 行

南 利 尋

栞 山 晋 司

小 辻 一 海

福 重 彰 史

鶴 迫 京 子

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 補 佐 高 野 利 彦
生涯学習課長 江 川 一 正	危 機 管 理 監 萩 原 政 彦



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と西江園明君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○7番（青山浩二君） 改めまして、こんにちは。会派、真政志の会、青山でございます。今回の私の一般質問は、本庁舎移転計画、この一本に絞っての質問となります。市長の思いや考え方を主に聞いていきたいと思っておりますので、市長におかれましては、素直に本音を語っていただきたいと思っております。それでは早速通告に従い、質問していきたいと思っております。

私はこれまで、この庁舎移転計画については、幾度となく庁舎の在り方について質問をしてまいりました。また、庁舎内の職員配置についても提案をしてまいりました。本来ならば庁舎の将来像について、市長とは建設的な議論をしたいというのが本音ではありましたが、今回このような形の質問になること自体、私自身残念でなりません。もっと夢と希望に満ち溢れた政策論争を市長と展開したかったと、そのことをまずもって冒頭にお伝えしておきたいと思っております。

そこでまず、お聞きいたします。私の前回の本庁舎移転計画関連の一般質問において、市長は「現段階において、将来的に大規模改修となるのか、新庁舎を建設するのか、判断材料が揃っておりませんので、具体的に申すことはできないところではございますが、いずれにしてもその際には市民の皆様に参加していただき、意見を聞く機会を設ける必要があると考えている」と、このように答弁しております。まず、このときの答弁、市長は覚えておられますでしょうか。そして、今もこの気持ちに変わりはないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

今回、民間ビルの購入につきましては、関連する予算を提案させていただいておりますが、本庁機能の集約に関しまして、庁舎等の在り方検討委員会から中期的な視点で、「本庁機能を集約する場合は、市民サービスの低下を招かず、市民の利便性に支障がないことを確認し、志布志庁舎周辺の民間施設等を必要最小限の経費で整備することにより、利活用を図ること」との提言を受けましたところ。その提言を踏まえまして、本庁機能の集約にあたって、利活用可能な施設等について検討していたところ、民間ビルの利活用について相談があったことから、組織機構再編と並行して利活用の可能性について協議を行ってまいりました。組織機構再編協議では、限られた職員数で効果的な行政を推進していくために、本庁機能の集約が必要であることから、施設を

購入し、庁舎、また、駐車場としての利活用も図ることを目的として、施設購入が必要であると判断し、今回の提案に至ったところであります。大規模改修や新庁舎の建設につきましては、今議会において基金の造成を提案させていただいておりますが、長期的な庁舎の在り方につきましては、今後市民の皆様の御意見を伺いながら計画等を作成し、議論を進めてまいりたいと考えております。

このことにつきましては、令和4年6月議会の青山議員の一般質問で、大規模改修や新庁舎の建設につきましては、先ほど議員からありましたとおり、これは長期的な質問であります。今回は、中期的な視点での取組であります。勘違いされているのか、分かって言われているのか、理解に苦しむところではありますが、このことはしっかりと議事録に掲載をされております。また、昨日の稲付議員とのやり取りの中でありましたとおり、市民の代表である市長と市議会をよく車の両輪に例えられますが、市長は執行機関として、市議会は執行機関のチェック機能を有する議決機関として対等な立場にあり、お互いに尊重し、議論し、協力し合って市政発展のため、より良いまちづくりのために、それぞれの立場で役割や職責を果たしていく必要があると考えているところであるというふうに述べたところであります。

**○7番（青山浩二君）** 今、市長が答弁されました「分かっていて質問しているのか」というところになるんですけれども、分かって質問しております。長期的な計画のときには、そのような方向性をもって取り組んでいくというふうに理解をしております。ただですね、今回中期的な計画であっても、今回のように事が大きく変わるかもしれない、そういうときには、私は市民に参画していただき、意見を聞く機会を設ける必要があるのではないかと、そう思っております。そういう視点に立つと、今回の提案の仕方は「間違っている」と私は自信を持って言いたいと思います。今回、本庁舎関連の予算が二つ、条例が一つ、提案されておりますが、その答弁と市長の気持ちと相反する提案の方法だとしか受け取れません。基金造成については、私は基本的には賛成の立場でありますので、確認だけになりますので、これについては後ほど触れたいと思います。ただ、5,050万円もの予算をつぎ込んだ民間ビル購入については、事前に市民そして議会への説明や相談もないまま、いきなり議案として上程されたわけでありまして、このことに私は残念な気持ちを隠せません。市長が常日頃おっしゃっております「市民目線」でもありませんし、議会軽視と取られてもおかしくないような案件であると私は思っております。本来なら、将来的にわたる長期的な構想をしっかりと示して、そしてその流れの中の一部である今回の民間ビル購入の提案というのが、常識的な提案の方法ではないでしょうか。事前の説明もないまま、いきなりの提案に不安感と不信感でいっぱいあります。市長、なぜこのような不親切で誠実さに欠けるような手法を用いたのか、説明を求めます。

**○市長（下平晴行君）** 先ほども言いましたように、議員がおっしゃっているのは、長期的視点で質問されておりますよね。私は、これは中期的視点なんです。それは御存じでしょう、なぜそこが理解できないのか。先ほど言いましたように、6月議会の私とのやり取りの中で、あなたが「任期中にぜひそのことをやり遂げてほしい」と言われているんです。そして、私が最後に答え

たのが、先ほど言いましたように、「大規模改修あるいは新たに庁舎を新設する場合には、しっかりと市民の声を聞いて対応していく」と、それはそれなんです。その中期的については、庁舎等の在り方検討委員会というのは市民の代表ですよ、それを言われたじゃないですか、反対の立場で、「ちゃんと検討委員会を設置して、対応してください」と。それで私どもは在り方検討委員会を設置して、今まで対応してきたところですよ。何か考え方がですね、分かっていると言われるというのを、はっきり答えられましたから、分かって答えるというのは、私が先ほど言いましたように、「執行機関と議決機関がお互いに協力し合って」というのをわざと言ったのはそこなんです。何でそこを足を引っ張るんですか。市民の声をちゃんと聞いていますよ。

○7番（青山浩二君） 長期的な視点のときは、そういうやり方を取ってくださるといふ答弁でしたよね。でも、中期的にこういうことが大きく変わるときも、そういう手法を取ったほうがよかつたんじゃないですかという質問なんです。

○市長（下平晴行君） だったら、そのように言ってください。

[7番（青山浩二君）「言いましたよ」と呼ぶ]

言っていないじゃないですか。これは在り方検討委員会で、中期的視点で、近隣の民間の施設を活用して業務に支障がないように、効率的かつ効果的に対応していくという、これが市民の声なんです。

○7番（青山浩二君） ちょっと繰り返しになりますけれども、私はさっきの質問のときに言っていますからね。「今回のように、事が大きく変わるかもしれないときには、市民に参画していただき、意見を聞く機会を設ける必要があるのではないのでしょうか」と、「これがたとえ中期的な計画であったとしても」ということで質問したところです。

○市長（下平晴行君） それは、青山議員の考え方で質問されているわけですよ。私は、在り方検討委員会を尊重して、その中で答弁をいたしております。私の考え方では、市民の声をしっかりと聞いて対応したということでの答弁をしているところでありましてけれども、そこ辺の行き違いがあるかどうか分かりませんが、私はやはり丁寧にこの検討委員会の皆さんの提言を尊重して、進めているということでございます。

○7番（青山浩二君） 私はですね、中期的な計画だったとしても、今回のように事が大きく変わるときは、そういう手法を取っていただきたかったというような趣旨の質問でございました。私は「市民にも議会にも親切丁寧に説明を繰り返しながら、この庁舎移転計画を進めていくのが王道だ」と以前も申しましたが、今でもそう思っております。私が市長ならそうします。なぜかという、庁舎というものは市民の皆様の財産だからです。だからそうしないといけないと思っております。個人が家を建てるときは、家族で相談しながら建てます。それと同じ考え方に立って考えていただきたいというふうに思っております。説明を繰り返せば、賛否が分かれることでしょう。そして、市民の皆様のお理解をいただくには、相当な時間も労力もかかることでしょう。それは、一見遠回りのように感じるかもしれませんが、結果的には、それが一番の近道ではないでしょうか。そして、それは市長への信頼にもつながるのではないのでしょうか。市長、な



ぜそういう考えにはならなかったのか、説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、検討委員会からの提言を受けて、協議の上、提案をさせていただいたというふうに思っております。そして組織機構再編や敷地の利活用を含めて早い段階で購入し、そして利活用につなげていくことが市の発展につながるものと考えております。早期取得に向けての今回提案させていただいたところでございます。

○7番（青山浩二君） 分かりました。まだまだ冒頭部分ではございますが、もう核心に迫りたいと思います。市長、今回のこの民間ビル購入の提案は、あまりにも強引なやり方だと私は思っております。どうか一回立ち止まって、私たち議会や市民の皆さんも交えながら、十分に議論していただきたい。そして、本当に志布志市にとってこのビルが必要なものなのか考え直していただきたい。そういうことを繰り返さないと、本当に市民の理解は簡単には得られないというふうに思っております。どうでしょうか市長、一回立ち止まって提案を取り下げて、新たに説明の場を設ける、そういう考えにはなりませんか。

○市長（下平晴行君） 現在、人口減少や厳しい財政状況の中において、現状のサービスの維持・向上のためにも、本庁機能の集約は欠かせないものであるというふうに認識をしております。組織の再編と併せて早期に実施する必要があると考えておりますので、取組を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○7番（青山浩二君） 気持ちは変わらないということで理解をいたしました。仕方ありません。何回も同じ質問を投げかけても答弁は変わらないと思いますので、もうこれ以上は言いません。ただ、私たち地方議会の役割は、地方公共団体の意思を決定する機能、それから執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙で選ばれた首長と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適切な運営を実現することとされております。私たち20人は、それぞれの立場でそれぞれの考えの下、これまでもそしてこれからもチェック機能の役割を果たさなければなりません。来週には予算委員会があります。様々な賛否が飛び交うことは容易に想像できます。この案件のみならず、全ての議案に対して、私たち20人は真剣に受け止めて、そのチェック機能を十分に発揮していきたいと思っておりますので、執行部の皆さんもそれなりの覚悟を持って、臨んでいただきたいというふうに思っております。

それでは、少し細かい部分に入っていきたいと思っております。前回私が一般質問した中で、「将来的な全体構想は考えているのですか」という問いかけに、繰り返しになりますが、市長は「新庁舎の建設や大規模改修については、今のところ具体的な構想はないところである」と答弁されております。これが昨年の6月定例会のことでした。あれから約9か月経つところでございます。現在において全体的な将来構想は描いているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在では、長期的な庁舎整備等のビジョンはないところであります。

○7番（青山浩二君） 9か月経つけど、将来的な全体構想はまだ出来上がっていないということですね。やはりですね、市長が思い描く全体構想がないまま、こういう関連議案が小出しに出される。おそらくこれからもそういったことが続いた場合、気が付いたときには、庁舎移転計画

が完成形に近づいてしまう、こういうことにもなりかねません。ですので、今後においては、まずは中期的、長期的にかかわらず、全体構想をしっかりと描いてから親切丁寧に説明を繰り返し、その中の一部一部をその時々段階的に上程していく、こういった手順を踏んでいただきたいと今後は思いますが、市長はいかがお考えですか。

○市長（下平晴行君） 長期的な新庁舎の建設等の計画につきましては、現段階ではまだ方向性が定まっておきませんが、今後、現庁舎の利活用や庁舎の新設等の必要性について議論を行いながら、最終的な庁舎のビジョンを作成する必要があるというふうに考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） そういうときには、親切丁寧に市民あるいは議会にしっかりと説明をしてくださるといふ理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○7番（青山浩二君） 分かりました。それではですね、庁舎等の在り方検討委員会、先ほどから市長がよくおっしゃられていますけれども、この方々は令和3年11月の会議を最後に、その年の12月をもって、その効力を失っているというふうに理解をしております。今回の民間ビル購入の提案は、どんな方々が、どんな会議を経て、いつの時点で決まったのかお示しいただきたいと思います。少なくとも昨年6月の時点では、何も決まっていなかったということでしたので、それ以降のことだと思います。この9か月間、何があったのか時系列に細かく示してください。

○市長（下平晴行君） 民間ビル購入につきましては、昨年7月に不動産会社から市の施設としての活用についての相談があり、現地確認を行いながら、庁舎や子育て関連施設、サテライトオフィスなど様々な活用方法を検討してまいりましたが、組織機構再編協議において、本庁機能の集約を進めていく方向で議論が進んだことを踏まえて、庁舎として活用することで進めていくとしたところでございます。組織機構再編につきましては、昨年5月に全課長による組織機構再編プロジェクトチームを立ち上げ、部門ごとの分科会を33回、課単位での個別協議を11回実施しながら、協議内容を取りまとめ、本年1月のプロジェクトチーム会議において、今後の組織機構再編案と民間ビルの購入についての方向性を議論し、最終的には、1月30日に開催した行財政改革推進本部会議において決定したところでございます。

○7番（青山浩二君） 様々な会議、協議を経て今年の1月30日に最終決定したということですね。ではですね、この民間ビルについては、市のほうから持ち主に「売ってください」という話を持っていったのか。あるいはビルの持ち主様から、市に「買いませんか」という話があったのか、どちらなのかお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） このことについては、不動産業者を通じて相談があったところでございます。

○7番（青山浩二君） 確認です、すみません。ビルの持ち主側のほうから市に「買いませんか」という話があったということですか。

○市長（下平晴行君） これは不動産業者が中間に入って、不動産業者から話があったというこ

とでございます。

○7番（青山浩二君） 分かりました。これについては確認のみですので、理解をいたしました。

いずれにしても、私が今回言いたいことの一つは、在り方検討委員会の提言の中に、本庁機能全体の移転、これは中期的な視点になるわけでございますが、「大規模な増築、別館建設等の新たな庁舎整備は行わず、志布志庁舎、松山庁舎、有明庁舎を有効に活用すること」と提言されております。私は、今回の民間ビル購入の提案については、別館建設に十分当てはまると思っておりますので、この提言を反故にしていると感じております。市長はいかがお考えですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

庁舎等の在り方検討委員会からは、中期的な視点で六つの提言をいただいております、組織機構再編におきましても提言で示された項目を柱としながら、本庁機能の集約や組織の再編、分庁方式の導入、組織の配置等について協議を進めてきたところであり、提言には、「本庁機能集約する場合は、市民サービスの低下を招かず、市民の利便性に支障がないことを確認し、志布志庁舎周辺の民間施設等を必要最小限の経費で整備することにより利活用を図ること」とあり、本庁機能集約と併せて、民間施設を庁舎機能として活用することを提案していただいたところでございます。今回の提言でございます、既存の民間施設の利活用であるというふうに考えているところでもあります。

○7番（青山浩二君） そういう見方もあると思いますけれども、私の質問は、「別館建設に当てはまるのではないですか」という質問でございました。市長は、今回の民間ビル購入が仮に可決となった場合、改築工事をして新しく庁舎として利活用を図っていくという考えであると思えますけれども、これは別館建設に当てはまると思っていないのですか。

○市長（下平晴行君） 別館建設というのは、新設というような解釈に取られるのではないかなというふうに思いますので、これはあくまでも既存の施設を活用していくという捉え方でございます。

○7番（青山浩二君） 考え方がそもそも私と市長では違っていますので、市長においては、今回の民間ビルは別館建設に当てはまらないよという答弁ですね。私は別館建設に十分当てはまると思っておりますので、ここについては、それぞれ考え方の違いということで、もう理解するしかないと思います。それから、また先ほど市長の答弁にもありました「本庁機能を集約する場合は、市民サービスの低下を招かず、市民の利便性に支障がないことを確認し、志布志庁舎周辺の民間施設等を必要最小限の経費で整備することにより、利活用を図ること」とされております。今回の民間ビル購入は、この必要最小限の経費で抑えられるとされているのですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、新たな施設を建設することに比べまして、既存の施設を購入し、改修することで費用を抑えられるというふうに考えているところでもあります。また、購入施設には駐車場等も含めた敷地も広く、周辺の地価と比べても安価で購入できると考えておりますので、改修費用等を考慮しても最低限の経費で抑えられるものと考えているところでもあります。また、庁舎の活用だけではなく、駐車場等の敷地は商店街などの来客者用として、

またイベント開催等様々な利活用が可能であります。購入によるその他の効果も期待できるというふうに考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） それでは、市長の考えている必要最小限の経費というのは、幾らぐらいを想定しているのですか。

○市長（下平晴行君） 当初予算に購入費用と合わせて調査設計の予算を計上しているところでございます。調査設計を行い、詳細な改修費用等につきましては、さらに実施設計を行った上で算定することになりますので、現時点で経費を見込むことはできませんが、利活用できるものは極力利用することで、改修費用等の低減に努めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） それではまだ、今の段階では幾らぐらいかかるのか分からないよという理解でいいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○7番（青山浩二君） 私の考えですが、短期計画のときにかかった経費約1億4,000万円、このときももめにもめましたから、この金額を超えることは絶対に許されないとそう思っております。そしてできることなら1億円を超えることも許されない、億を超えたらアウトだなというふうに思っております。今回、購入と調査設計のみで5,050万円。どう考えても改築、備品整備、引っ越し費用、それらを考えると数億円程度かかるのではないかなというふうに思っております。これらを含めても、市長の考えている必要最小限の経費幾らぐらいになると見込んでいるのかというところを聞きたいと思いますが、まだそれは分からないということでしたので、市長の考える必要最小限の経費というのはどれぐらいを想定しているのか、そこを再度聞きたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 今回の調査設計業務で概算は見えるというふうに思っておりますので、その調査設計で見たものでどこまで改築をしていけばいいのかですね、それはおっしゃるとおり億も幾らもかけてやるということは考えておりませんので、その範囲内で、施設が今4階あるわけですね、1階はそのまま使います。2階をちょっと手を入れないといけないのかなと、3階、4階は使い方によっては事務所としては扱わなくてもいいようなことになりますので、そこ辺を網羅した中で、調査設計の出た中で大体見えるわけでありまして、その中で実施設計をしてまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 私はですね、1億円ということでラインを引いたほうがいいのかと思っております。これはもう私の考えです。今回5,050万円ですので、残り5,000万円弱これで収まるのかなというふうに思っておりますが、市長はこの中で収めるお気持ちがあるのですか、それともまだ1億5,000万円ぐらいまでは出してもいいんだよというような考えがあるのか、市長のその最低限のラインですね、そこをお聞きしているのですけれども、どうですか。

○市長（下平晴行君） それを言ってしまうと、また「言ったじゃないか」ということになりますので、金額は本当にちょっと言えません。ただ、おっしゃるように、投資経費がかからないように、もちろん部屋の改築の仕方にもやり方によっては経費がかかると思っておりますので、そこをしっかりと網羅して取組をしていきたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 本当に今回調査してみないと、幾らかかるのか今は誰も分からないと思います。そういう物件なんです。購入して調査をして設計をしてみたら、改築費に数億円かかることになりましたから、今度はこれを認めてくださいということにもなりかねません。このビル購入の先には、そういう危険性があるわけなんです。そうなったら本当に問題です。そういう最悪のケースも視野に入れながら、計画を進めていかなければならないと思いますが、そうなったらどうするんですか。数億円かかることになった場合でも、その改築費用は議会に提案するのですか。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、調査設計を踏まえて次の段階で実施設計の予算を提案し、実施設計を受けて改修費用を積算することになります。実施設計終了後には、改修等の予算を提案させていただきたいと考えておりますが、先ほど言いましたように、実施設計の中でどの程度改修に要する額なのかが分かりますので、そのいわゆる使える範囲内で対応してまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 購入の先にどんな結果が待っているかも分からないような計画性が全くないビル購入には、私は賛成することはできません。そもそもそういう予算の使い方では、市民の皆さんは納得いかないと思いますし、その分を基金に積み増しをして、将来の庁舎建設か大規模改修に備えるべきだと思っております。そのほうが将来世代の負担軽減にもつながるんです。そう思いませんか。

○市長（下平晴行君） 民間施設を活用するにあたりまして、調査設計等を行った上で詳細な改修等費用を積算していく必要があります。現段階での見積りは困難でありますので、今回は公有財産購入と調査設計業務の予算を提案させていただいたところでありまして、また、今回提案させていただいている庁舎整備事業基金につきましては、長期的な段階での庁舎建設や、先ほどありました大規模改修等を行うために積み立てるもので、組織機構再編等に伴う整備は別として実施していく必要があるというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） それでは次にいきます。提言の一つに、「地震・津波等の大規模災害に備え、救助活動や災害復旧活動の拠点としてのそれぞれの庁舎の機能が維持されるよう対策を講じること」とも提言されております。当然、購入予定ビルは庁舎になった場合、有事の際の何らかの拠点にならなければなりません。そこで、少しお示しいただきたいのですが、南海トラフ巨大地震が起こった場合、志布志庁舎付近の想定される津波の高さ、そしてこの志布志庁舎の1階部分の標高、また購入予定ビルの1階部分の標高、そして駐車場の一番低い箇所の標高、これをお示しください。

○市長（下平晴行君） 南海トラフ地震・津波による最大津波想定高は6.41mとなっております。志布志庁舎1階の標高は10.5m、民間ビルの1階では8m、駐車場の一番低いところで5mとなっているところであります。

○7番（青山浩二君） この購入予定ビル自体は津波浸水区域に入らないという理解でいいですか。今の答弁でいくと津波の高さが6.41m、それから駐車場の一番低い箇所はもう5mというこ

とで、大津波が来た場合は駐車場はもう浸かるわけですね。でもこの購入予定ビルの1階部分は大丈夫だよという理解でいいのですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。想定高が6.41mでございますので、ここは8mということでもありますので、そのとおりであります。

○7番（青山浩二君） ちょっと確認させてください。私が市の総合防災マップで確認したところ、今回購入予定ビルが浸水区域に入っているんですよ。インターネットで調べたんですけども、これになります。これは私は間違ったサイトを見たんですかね、確認できますか。市の総合防災マップです。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

私のほうでは今回の取得用地施設等につきまして、南海トラフにおける地震・津波の影響はどのようなかというところを確認させていただいたところでした。今、議員お持ちの資料がちょっと私のほうでは分かりませんが、私どものほうで持っております内閣府が2012年、平成24年に出された巨大地震モデル検討会の津波高、浸水高等の資料及び県の津波災害警戒区域に、令和3年3月26日に本市はイエローゾーンとして指定をされております。その資料等によりまして、建物等のせき上げ高、いわゆる津波が当たった場合のせき上げ高も考慮した形で、通常で10mごとにメッシュが切られているのですが、その高さをもって判断し、今市長がお答えしましたけれども、建物のある部分は8mでございます。ただ、一段下の南側の位置になりますけれども、駐車場の一部につきましては低い土地がございますので、その部分については浸水の可能性があるというふうに思っているところでございます。

○7番（青山浩二君） すみません、これをちょっと確認していただいただけませんか。市の総合防災マップです。

○議長（平野栄作君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午前10時40分 休憩

午前10時42分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○危機管理監（萩原政彦君） 議員お持ちの市の防災マップの地図、レイヤーで重ねられた、津波浸水区域を重ねた画像データになります。その画像データを今私どもの持っている津波浸水区域と重ねた地図になりますが、データの重なる画像が少し弱い部分もありまして、広く重なってしまっている部分があります。ただ、私どもは市民の皆様には避難していただくために、少しでも浸水区域が広いものであるというところでは、今そのGISデータは有効であるというふうに思っています。ただ、先ほどお答えしましたとおり、今回の土地の建物のある部分については、標高は8mであるというふうに認識しているところでございます。

○7番（青山浩二君） 購入予定ビルの1階の部分は、大丈夫であろうということですね。ただ、

駐車場ですね、想定される津波の高さよりも低いところにありますよね。もうこの時点でアウトですよ。そもそもこの志布志庁舎ですらぎりぎりなのに、それより低いところに庁舎整備を予定するという発想自体が、私は理解できません。災害復旧活動の拠点として機能を果たすことができないだけでなく、そこで働く職員の皆さん、それから来庁されているかもしれない市民の皆さん、命の危険性があるわけでありまして。そういう観点から見ても、私はこのビル購入には賛成することはできないわけですが、市長、このことについてはしっかりと考えられましたか。

○市長（下平晴行君） 建物につきましては、津波浸水区域外となっておりますので、職員や市民の皆さんの生命に即座に危険が及ぶとは考えておりませんが、有事の際には、高台等への避難行動が必要であるというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） それでは、まだお聞きしたいと思います。まず危機管理監にお聞きします。危機管理の専門的な立場からお聞きします。近い将来、起こり得る可能性が非常に高い南海トラフ巨大地震からなる大津波を想定した場合、今言った津波のことですね、それを想定した場合、この民間ビルは庁舎として適しているかいないか、お答えできますか。

○危機管理監（萩原政彦君） 災害が発生した場合、本市で最大でいいますと議員御質問の南海トラフ地震・津波を想定しておりますが、その際には庁舎の4階に総務課がありますけれども、そこが災害対策本部になるわけです。あと各支所におきましては、今オンラインで会議を行っている初動訓練というも行っております。災害時の今回のその庁舎において、災害対策をそこでやるということは考えてはいないところです。なお、場合によって、文化会館並びに小中学校等に津波の避難をされる方がいるわけです。その際には、文化会館での対策本部等の検討も行いますが、ほかの関係機関、防災機関からの応援・救命救助等、関係機関が参集する場所としては、別な場所を検討することも必要だというふうに思っているところです。

○7番（青山浩二君） 危機管理監、私の質問はですね、このビルがこういう大津波を想定した場合、庁舎として適しているのかいないのか、どうお考えですかという質問です。

○危機管理監（萩原政彦君） 庁舎としてという御質問ですが、危機管理上の防災対策を行う上では、別の場所で行うべきだというふうには思っておりません。

○7番（青山浩二君） すみません、ちょっと理解に苦しむ答弁でした。もう一回お聞きしますね。大津波を想定した場合、そういう有事の際、この民間ビルが庁舎として適しているのかいないのか、そこをお聞きしております。

○危機管理監（萩原政彦君） 建物を庁舎として見た場合、適しているかどうかということでお答えしますと、別の場所がいいというふうに思っているところです。

○7番（青山浩二君） 今の危機管理監の答弁が素直な感想ではないかなというふうに思っております。それではもう一つ聞きます。このビルが庁舎となったと仮定して、有事の際、そこで働いておられる職員の皆さん、それから来庁されているかもしれない市民の皆さん、100%助けることができると考えておられますか。

○市長（下平晴行君） この質問は、住んでいる市民の皆さんにとっては、大変失礼な質問では

ないかなというふうに思います。現在、そうでなくてもそこにみんな生活されているわけですよ。それをそういう質問で、議長、いいんですかね。私は聞いていて、すごく心配したところであり  
ます。

○7番（青山浩二君） それでは、申し訳ございません、質問を変えます。市長にお聞きします。先ほどの危機管理監の質問と同じです。南海トラフ巨大地震からなる大津波を想定した場合、この民間ビルは庁舎として適しているのかいないのか、これにお答えできますか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど言いましたように、危険区域の標高高が6.41mということで、ここは8mでありますので、私は大丈夫だというふうに理解をしているところでございます。

○7番（青山浩二君） 市長は、ここは大丈夫だよということによろしいですね。危機管理監の答弁は別のほうがいいのではないかというような答弁でしたので、私は危機管理監の答弁のほうが、本当に素直な気持ちではないのかなというふうに思っております。本当にどう考えても無理があるのかなと考えております。

それでは、次に移ります。先日全員協議会で説明をしていただいた組織機構再編についてお伺いします。これについては、細かいところまで聞いてしまうと切りがありませんので、細かいところはお聞きいたしません。大きな視野での市長の考えを聞きたいと思います。まず、この組織機構再編ですが、大胆な志布志庁舎への機能の集約であるなというふうに思ったのが、私の第一印象でありました。ただ、有明地域の方々、松山地域の方々がこの再編図を見たらどう感じるでしょうか。少なくとも私は愕然といたしましたし、失望感でいっぱいであります。まず、市長お聞きします。前回全協で説明いただいたこの再編図ですね、これはいつからこのような形になるのですか。

○市長（下平晴行君） これは、全体的な組織機構再編については、令和6年度に実施をしたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） あくまでも今回のビル購入が前提というような形でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○7番（青山浩二君） ということは、ビル購入が実現できなかった場合、再編計画は再考しなければならないというふうに感じておりますが、そういう理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） これは購入できなかった場合のことではありますが、それでもやはり組織機構再編はしていかなければいけない。これは一つは、やはり人口減少に伴って職員の数も減ってきているわけでありますので、業務の効率化それから市民ニーズに対応するためには、グループ制も導入しておりますので、そういう観点からしっかりと組織再編をしていきたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 例えばビル購入がかなわない、実現できなかったとしても、この形には何らかの方法、手法を用いて集約を持っていくよという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。



○7番（青山浩二君） 分かりました。それでは、この再編計画を在り方検討委員会の提言と照らし合わせながら質問していきたいと思います。「大規模な増築、別館建設等の新たな庁舎整備は行わず、志布志庁舎、松山庁舎、有明庁舎を有効に活用すること。ただし、これらの庁舎で十分な市民サービスの提供が担保されることを条件とする」ということを提言しております。この再編計画が行われたとすれば、「有明庁舎、松山庁舎を有効に活用すること」という部分と相反する計画になると思いますが、いかがお考えですか。

○市長（下平晴行君） 本庁機能の集約に伴い、有明庁舎や松山庁舎のスペースが空くこととなりますが、今後、庁舎等利活用検討委員会や市民の皆様のご意見等も拝聴しながら、新たな利活用等にも検討してまいりますし、今でも名前は申し上げませんが、ある事業者等がどうかということも話が来ておりますので、全体的には先ほど言いましたような利活用等についての検討をしていくということでございます。

○7番（青山浩二君） それでは、この再編が行われたとして、「十分な市民サービスの提供が担保されることを条件とする」という提言の部分になると思いますが、担保できると自信を持って言えますか。

○市長（下平晴行君） 本庁機能集約後も市民環境課等の窓口機能は残していく考え方でありますので、市民サービス、市民ニーズの低下を招かないように、対応をしっかりとってまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 私ならですね、現庁舎を有効活用するために、この市長の目指す再編図と照らし合わせながらいろいろ考えたんですけども、教育委員会を有明庁舎に持っていきます。これは前から言っております。もちろん、志布志庁舎には分室を残します。そしてその空いたスペースを活用しながら機能の集約機能を図りますが、そういう考えにはならなかったんでしょうか。これなら市民サービス提供の担保、それから現庁舎の有効活用、そういう観点から十分に検討、検証する価値があったと思うのですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 教育委員会は市長部局との連携を考えますと、本庁と近い場所にあるべきだと、望ましいというふうに考えておりますので、今のような機構再編で進めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） あくまでもこの再編計画、これに向かって突き進んでいくよという理解でよろしいですね。

[何言か呼ぶ者あり]

はい。この再編計画でいくと、一つの例を挙げると、有明庁舎と松山庁舎からは教育委員会の分室がなくなっています。これまで教育委員会の用事、用件で有明庁舎と松山庁舎で済んでいたことが、志布志庁舎まで行かないと済ますことができないというふうに私は理解をしております。こういう理解でよろしいんですか。

○市長（下平晴行君） 教育分室の業務につきましては、業務の集約を行うとともに必要な事務につきましては総務市民課等に担当窓口を設けるなど、引き続き対応できる体制にしてまいりた

いと、そして今までの分室の在り方を検討した結果、この対応で十分市民の皆さんのニーズに応えることができるということでの取組でございます。

○7番（青山浩二君） その窓口は残しますよということですよ。それは、この再編計画に書かれていますか。

○総務課長（小山錠二君） この組織図の中には、詳細な担当までは詳しくは載っていませんが、今市長が言われたような総務市民部の中に教育部門の市長部局にいく部分もございますけれども、その部分の担当を置くということということにしております。

○7番（青山浩二君） 示されていないんですよ、これには。載っていないですよ。今A3のこの再編図において、教育部門が有明庁舎と松山庁舎に残りますよということは示していないですよ。

○総務課長（小山錠二君） この組織図の中の有明支所でございますと、総務市民課そして地域振興グループの中におきましては、具体的にここの詳細の中には載せていませんけれども、担当の部署についてはそこに置くということにしております。

○7番（青山浩二君） だから、これに示されていないんですよ。だからこういう質問が出てくるんです。こういうところから見ても、本当に不親切だなというふうに思っております。そう取られてもおかしくないと思います。しっかりと窓口部門を残すのであれば、教育担当というふうに書いていただければ、こういう質問は出ないと思うんですけども、いかがですか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、令和6年度の組織機構再編でありますので、今おっしゃったように具体的なことは載せておりません。令和5年度の体制、いわゆる企画政策課を総合政策課そしてコミュニティ推進課、そういうことをしっかりと載せた上で、令和6年度については新たにしっかりと説明していくということで、そのことと今議員がおっしゃった「丁寧ではないじゃないか」ということの要因はそこにありますので、御理解していただきたいと思っております。

○7番（青山浩二君） 分かりました。窓口部門は残すということで理解をいたしました。ぜひお願いします。

それでは次に、「本庁機能を集約する場合は、市民サービスの低下を招かず、市民の利便性に支障がないことを確認し、志布志庁舎周辺の民間施設等を最小限の経費で整備することにより、利活用を図ること」という部分の提言になりますが、市民サービスの低下を招かないように、利便性に支障がないことを確認してねということを提言されております。ちょっとお聞きいたします。ここについてはしっかりと確認されているのですか。

○市長（下平晴行君） 組織機構再編にあたりましては、組織機構再編プロジェクトチームや分野ごとの分科会等を開催しながら、庁舎等の在り方検討委員会からの提言や市民サービスの向上、業務の効率化を踏まえた組織の在り方につきまして議論をしてきたところでございます。その議論を取りまとめた上で、本庁機能集約に向けた組織機構の内容を作成したものであり、本庁機能集約にあたっては、市民からの窓口対応につきましては支所においてもできる体制とし、利便性

に支障がないようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） しっかりと確認したよという答弁で捉えてよろしいですね。

[何言か呼ぶ者あり]

はい、分かりました。それでは、組織再編のところ、最後に一点だけ、この確認だけになります。再編計画が完了したとした場合、職員数はどのように変わっていくのか示していただきたいと思います。現在の3庁舎のそれぞれの職員数、それから再編後における今の段階で想定される3庁舎のそれぞれの職員数をお示してください。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

令和4年度の庁舎に在籍する職員と会計年度任用職員を含めると志布志庁舎では現在187名、有明庁舎では227名、松山庁舎では38名の職員数となっております。再編後におきましては、単純にこの現状の職員数で移転を仮定とするならば、志布志庁舎では122名の増としまして309名となります。有明庁舎におきましては133名減の94名となります。松山庁舎では4名減の34名となるところであります。

○7番（青山浩二君） 分かりました。これについては確認だけですので、理解したところでございます。

それでは、次に移ります。最後に、志布志市庁舎整備事業基金条例について質問していきたいと思っております。私は冒頭にも申しましたが、庁舎整備事業基金は将来世代の負担軽減の観点からも、以前から早期設置に向けて訴えてきたところでございます。市長が、これに早期に着手してくれることについては素直に感謝をしております。そこでまずお聞きいたしますが、これは新たに基金を設置するという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 今回の志布志市庁舎整備事業基金条例につきましては、議員からありましたとおり、将来的に必要となる庁舎建設又は大規模改修等の財源とするため、新たに基金を設置するというところでございます。

○7番（青山浩二君） それでは、この基金の予定している積立額ですね、それからどれくらいの期間積み立てるのか、そこをお示してください。

○市長（下平晴行君） 近年、新庁舎を建設した又は建設しようとしている県内各市を参考にしますと、積立金額は20億円から30億円程度必要になるのではないかと考えているところであります。しかしながら、今後の社会経済情勢の変化等により、目標金額及び積立金額は変動するものと考えております。したがって、積立期間は今後20年程度を要するのではないかとというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） それではちょっと確認させてください。条例の第5条で「この基金は庁舎の整備事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」となっております。庁舎の整備事業以外には使わないよという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 設置目的に沿った活用のみを考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） ということは改修工事、これに限れば現庁舎の志布志庁舎、松山庁舎、

有明庁舎そして有明別館、この四つの庁舎以外には活用しないということによろしいですか。

○市長（下平晴行君）　そうです。庁舎の整備にのみ活用したいと考えております。また、現庁舎の改修の場合は、大規模改修に限り活用することを考えているところでございます。

○7番（青山浩二君）　もう一つ確認させてください。今回仮に民間ビル購入が可決となった場合、改修等に係る経費ですね、これにはこの庁舎整備事業基金は使わないという理解でいいですか。

○市長（下平晴行君）　そのとおりでございますが、庁舎整備事業基金は活用せず、今ある施設整備事業基金を活用してまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君）　この庁舎整備事業基金については、確認のみですので理解いたしました。将来の庁舎整備のためにしっかりと積み立てをして、将来に備えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

今回も庁舎移転計画について質問してまいりました。私は今回の提案に至っては、到底納得のいくものではございません。それは多くの同僚議員の皆さんも同じ気持ちであろうと感じております。それから、市民の方とも話をする機会が数回ありましたが、誰一人として民間ビル購入に賛成する方はいませんでした。「市長の市民目線はどこに行ってしまったんだろう」と、そう思わざるを得ません。本当に残念な気持ちでいっぱいです。市長、5年前の1期目当選したときの初心に戻ってください。あ那时的市長なら、こんな強引な手法は用いなかったと思います。よく考えてみてください。本当に市民の皆様のことを考えるのであれば、おのずと答えは出てくると思います。今回の民間ビル購入の提案、取り下げただけじゃありませんか。一旦、提案したものを取り下げるという決断は、相当な勇気と覚悟が必要かもしれませんが、市民の皆さんはしっかりと見ておられます。市長に対して、信頼度が増すとともに拍手喝采ではないでしょうか。今回の私の質問を受けて、市長が良識ある判断をしてくださることを期待して、最後に答弁を求めます。

○市長（下平晴行君）　私はやはり現状、人口減少、少子高齢化、そういうことも踏まえまして業務の効率化、市民のニーズにどう対応できるかということは喫緊の課題でございますので、機構再編をしっかりとやって、市民のニーズに応じてまいりたいと考えておりますので、この組織機構再編についてはしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

〔7番（青山浩二君）「終わります」と呼ぶ〕

○議長（平野栄作君）　以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

○  
午前11時09分　休憩

午前11時18分　再開

○議長（平野栄作君）　会議を再開いたします。

次に、4番、隈元香穂子さんの一般質問を許可します。

○4番（隈元香穂子さん） 改めまして、こんにちは。隈元香穂子です。12月議会で産婦人科のオンライン診療相談、閉院した産婦人科医療を利用した対面診療について質問をさせていただいたところですが、今回施政方針の中に緊急医療体制についての言及はあったものの、産婦人科医療についての見解は見当たりませんでした。緊急医療体制はもちろん重要なものと考えますし、県内一の医療過疎地としては、この先小児科についても考えてはいかなければならない事態になると思うところですが、現在特化すべきは産婦人科医療だというたくさんの声を受け、再度令和5年度産婦人科医療についての取組、位置づけについてお尋ねいたします。12月議会での市長と私のやり取りを後援会発行の活動報告、カホコ通信に掲載し相当数の市民の皆様にお届けしたのですが、中でも産婦人科のオンライン診療と閉院した産婦人科医院を活用して、対面診療を検討していただきたいという提案に対して、年齢を問わず多くの市民の皆様から当然「ぜひお願いしたい」と、「何とか頑張ってください」との声を多く頂戴いたしました。私のほうでも医師派遣、対面診療が可能なのか否か、開院されている医療機関などあちこちにお声かけをし、また御相談していくにあたり、まずこの問題は、市が先頭に立って働きかけていくべき案件にほかならないという結論に達しましたので、御報告いたします。市長、これが産婦人科医療に対する現在のまさしく市民の声です。市民熱望の案件であることに間違いはありません。まずこの状況を受け入れていただきたいと思います。いかかですか。

○市長（下平晴行君） 隈元議員の御質問にお答えいたします。

本市には、産科を除く診療科が確保できておりますが、産科医療については鹿屋市など市外の産科医療機関を受診している状況であります。現在、大隅4市5町保健医療推進協議会において、産科医師確保への取組を実施するとともに、曾於地域医療確保対策協議会において、曾於医師会立病院の在り方を含め、曾於地域に不足している診療科などについて、令和5年度より協議を進めていくこととしているところでございます。

前回の質問後の進捗状況といたしまして、産婦人科のオンライン診療相談については、オンライン診療対応可能な鹿児島県内と宮崎県内の病院の把握を行ったところであります。産科医療につきましても、令和5年1月より出産・子育て応援交付金事業の面談時に、妊婦・出産におけるアンケートを実施したところ、約7割の方が「市内に産婦人科があれば利用したい」と回答されております。安心して子供を産み育てるために、産科医療は必要だというふうに考えております。しかし、産科医療の課題として、出生率低下に伴い、出産数が減少していることで経営は難しく、出生における新生児や母体の緊急対応のリスクから、産科医を選択する医学生、研修医の減少などが関係し、産婦人科の開業には様々な課題があると認識しております。まずは、大隅4市5町の広域医療に取り組んでいただける医師の確保が第一と考えているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） オンライン対応についての宮崎県、鹿児島県におけるその対応していただけたところの把握、検討はしていただけているということで認識しました。12月議会での一般質問で、市長の回答はこうでした。「市内の閉院されている産婦人科医院の活用につきましては、所有者から相談があった際には、市としてどのような支援ができるのか検討をしていき

いというふうに考えている」、このようにおっしゃいました。この件につきましては、現在までにこの所有者から相談がなかったということは明らかです。したがって、12月定例会に係る行政報告の検討事項にも、その点については挙げておりません。再度申し上げますが、所有者は現在既に御勇退をされ、あくまでも閉院した施設の提供に理解を示しておられるだけでございます。所有者が「ここを何とかしてください」とおっしゃっているのではありません。「この施設が市民の皆様のお役に立つのであれば、使ってくださいっていいですよ」とそういうスタンスであることを御理解ください。生き生きと暮らせるまちにしたいという市長の思いと、市民の思いは等しいものです。施政方針でも述べていらっしゃるように、「住んでみたいまち、住んでよかったまち」を構築するためにも、安心して結婚できる環境の整備だけではなく、安心して生み育てられる環境の整備にも目を向けていただきたい。この志布志市は県内一の医療過疎地にあるのです。市長の思いである「住んでみたいまち、住んでよかったまち」はこのままでいいわけがありません。そこで、大隅4市5町保健医療推進協議会において、市長はどういった要望をし、御意見をされていらっしゃるのかお示してください。

**○市長（下平晴行君）** 大隅地域産科医師確保支援事業で、産科医を確保した民間医療機関に対し補助金を交付するもので、平成28年度から平成30年度まで1産科医療機関で利用があったところであります。平成31年度からは交付はございませんが、現在、補助金が一人につき年間500万円となっておりますが、金額の見直しを提案し、協議をしていく段階でございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** その年間500万円に対しては、「全然足りないのではないですか」ということで、私も担当課のほうに御意見をさせていただいたところでした。施政方針では、「母子保健の推進についても、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、支援の充実を実施する。妊娠・出産・子育て期に寄り添った支援に取り組む」とありますが、全くそのとおり、しっかり取り組んでいただかないと現状のままでは何をもって安心なのか、どれを指して充実なのか全く分かりませんし、市民側から見て全く見えないものが、行政側にとつたらまるであるように受け止められている、そんな気もしてなりません。もちろん妊娠・出産に限らず、女性が一生を通して必要とする産婦人科医療です。やり方によっては、市独自の取組としても十分検討できるのではないかと考えるところです。現在、松山町にある山下クリニックですが、クリニック設立時のお話をお聞きしましたところ、旧松山町時代に現院長が「松山に開院したい」との意思を受け、現地施設を無償譲渡され、開院に至ったということでした。同じように志布志市で産婦人科を開業したいという先生が現れた場合、市としても何らかの協力、独自に支援金などの援助は見込まれるのでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、本市単独でなく、大隅4市5町保健医療推進協議会や曾於地域医療確保対策協議会など、地域全体を含めた協議をし、支援内容を検討してまいります。また、今ありましたとおり、そういう支援としての在り方、これは他の事例等もしっかり確認をして参考にしながら、支援ができるところはしっかりと支援して対応してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） ではここで、その他の自治体の例を幾つか御紹介いたします。

宮城県栗原市では、分娩を取り扱う産婦人科と小児科の開院を促そうということで、その開設費用の一部を助成する事業を今年の1月からスタートいたしました。産婦人科へ最大1億7,000万円、小児科には1億2,000万円の支援額になります。支援の対象となる経費は、土地、建物、医療機器の購入費や賃借料などで、土地取得費は両科とも2,000万円、それ以外は産婦人科が1億5,000万円、小児科が1億円を上限にいずれも半額を市が補助するということです。もちろん10年以上開業する見込みがある医師や医療法人であること、産婦人科か小児科の専門医認定を受けていることなどの条件はありますが、この佐藤市長は「市民が安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進することを目的として、開業に結び付くように制度の周知を進めていきたい」と話されていますので、おそらく開院を希望する医師や医療法人をはじめ、広範囲に向けて発信していかれるのだらうと思われます。

ほかにも鳥取県北栄町では、北栄町民間診療所新規開設継承支援金基金条例を独自に制定し、医療確保に取り組んでおり、現在、県中部医師会など具体的な助成制度や周辺地域で、医療機関の開業を希望する医師がないか相談中だそうです。「ここに住んで、地域医療に尽力していただけるのならば、なるべく意に添うようにしたい」というコメントからも分かるように、町民の不安を解消したいという手嶋町長の真摯な思いが伝わります。

市民が望む案件であることは間違いないということは、先ほど市長がその7割の方がそうおっしゃったということで、しっかり認識していらっしゃるということです。大隅4市5町保健医療推進協議会の中の検討協議を今後も継続していきながら、全国の医療過疎地域がこぞって打ち出してくる政策に遅れをとることのないようにしていただきたいのですが、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについてはおっしゃるとおり、私も産婦人科それから小児科、これは本当に大切な医療機関だというふうに認識をしているところであります。私も公約の中に、「安心して暮らせるまちづくりへ」ということで妊娠・出産等々を掲げているわけではありますが、それにはやはり出産をこのまちで、あるいは今は鹿屋市とか都城市というところに行かないとできないわけでありまますので、今議員がおっしゃるように、私もそのことは重々「何とかできんのかな」とは思っておりますが、先ほどありましたように、開業を希望する医師がいらっしゃった場合には、やはり4市5町も含めて、市でしっかり支援できることは支援して、今のような事例等も参考にしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 医療についてもデジタルトランスフォーメーション、すなわちデジタル改革の時代です。山形県酒田市が検討しているオンライン診療システムは、医療機器を搭載した車が地域に出向くことで、病院に行かなくても医療を受けられる医療MaaS（マース）というもので、医療側から出向くことで受診を促すことが可能になり、これは産婦人科に限らずに重症化の防止や予防医療、それから健康増進につながるものとなるでしょう。ほかにも移動困難な高齢患者などを巡回し、医療機関にいる医師が車内の患者をオンラインで診察するモバイルク

リニック、いわゆる走るクリニック。これを始めたのは、同じ九州の長崎県五島市、それと今実証実験を始めているのが熊本県八代市です。取組は様々ですが、いずれも市長をトップにプロジェクトチームを設置し、大いに協議がなされ、前に進んでいるようです。オンライン診療相談、対面診療の併用、新規産婦人科医院の開設支援、SNSやホームページでの働きかけ、まだまだ方法はありそうですが、市長、市独自のチームを組んでやってみようと、これを立ち上げてみようというお気持ちがありますでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはコロナ禍の影響でリモートでも対応できる、そういう今までは考えられないことが、病院の医師と患者との対応ができるようになったということは、大変前に進んだなというふうに思っておりますので、そのデジタル化と含めてそういうふうなことができないのかどうかですね、これは先ほどからありますように、そういう先進地事例を確認しながら、できることはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） こういった先進事例を御紹介して何が言いたいのかといいますと、全国の医療過疎地が本当に今たくさんあるわけで、産婦人科にとどまらず、足りないものを補う、市民に必要なものをしっかりと持ってくる、積極性をもって医療確保に乗り出している状況を御理解いただきたい。まさにそういった思いであるということです。首長はじめ、行政がまず一番に守るべき市民の命に直結する医療の問題、産婦人科のオンライン診療や対面診療、願わくば分娩を伴う産婦人科の開業を促す計画を含んだ状態で、ぜひとも産婦人科診療の扉を必ず開いていただきたい。どうか御再考の上、また真剣な取組をお願いいたします。最後をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 令和6年度になります。組織機構再編の中で福祉課と保健課、これと一緒に、ゆりかごから亡くなるまでの間をしっかりと支援できるような取組も考えておりますので、今おっしゃったようなことも含めて、市民の安全・安心を含めて、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」につなげるように、取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 来年度の取組を希望いたします。本当によろしくをお願いいたします。

次にまいります。先月5日に、志布志駅ぽっぽマルシェと道の駅くしまで開催されましたよかむんマルシェ、その両方を楽しもうと銘打ったつながるマルシェが開催されました。また、当日は会場でお会いいたしました。市長も参加され、楽しまれたことと思います。志布志商店街の節分イベント「鬼フェス」も行われ、多くの市民の皆様、近隣地域の皆様、たくさんの人出となり、久しぶりのにぎわい、まちの力、まちの活気を感じることができました。人が集まる場所には笑顔があります。周知・宣伝にもしっかりと力を入れてくださった結果、今回のマルシェでは若者ばかりでなく、集われている方々の年齢層を見たときに、「マルシェち何やろかい」と思われていた方々にも少しずつ浸透していつているんだなと感じるところがありました。マルシェとは、フランス語で市場という意味ですが、まさにそれぞれが体感することで、その意味を知るという大変有意義な催しになったのではないかと感じたところです。ここにきて新型コロナウイルス感染症対策のマスク着用についても、政府がこの13日から屋内・屋外に問わず、個人の判断



に委ねるとの方針を決定し、5月には感染症分類も2類相当から5類相当へ移行する決定がなされたタイミングで、本市のお釈迦まつりも3年ぶりの本格開催となり、市民、関係各位とも大きな期待を寄せているのではないかと思います。

では、志布志港の利用と地域活性化促進について、市長のお考えを幾つかお尋ねいたします。志布志港には、若浜地区に観光船バース又は耐震バースと言われる港湾施設があります。花火大会がしおかぜ公園での開催となる以前、また規模縮小で行われた昨年と、その会場として活用されてきた場所になります。以下、観光船バースと申し上げますが、この観光船バースは県の管理下で、平成16年完成後、19年が経過しています。この完成から現在までの間、本市を主体にした観光船バースの利用状況はどういったものであったかお示してください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

若浜地区旅客船埠頭、通称観光船バースにて近年行われたイベントとしましては、昨年10月に開催された志布志みなとまつりや、同年11月のクルーズ船につぼん丸の寄港セレモニーが行われたところでございます。その他海上自衛隊の掃海艇、海上保安庁の巡視船の一般公開や大隅曾於地区消防組合の潜水救助訓練などが行われたところであります。また、本施設が志布志港における防災拠点であることから、国土交通省や鹿児島県の防災訓練場所として利用されているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） クルーズ船などの接岸はどのくらいあったのでしょうか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） クルーズ船の寄港の回数でございますけれども、先ほど1回につぼん丸が着いたと、それ以前ですけれども平成21年ににつぼん丸、それから平成26年にばしふいっくびいなすということで、合計3回寄港している状況でございます。

○4番（隈元香穂子さん） 3回ということですね。自衛艦の寄港や一般公開などについては、幾度となく活用されてきたことは承知をしておりますが、クルーズ船の寄港については、コロナ禍以前もそう活発に誘致されてきたようには感じられなかったところです。大型客船クルーズ船の寄港は、多かれ少なかれ、必ずや本市に経済的相乗効果をもたらしてくれるものです。昨日の野村議員からの質問に対する答弁で、昨年10月でしたか11月でしたか、「につぼん丸の寄港やみなとまつりの開催で利活用はしている」とおっしゃっていましたが、そういったものは非常に単発的なもので、活発な活用とは言えないと感じたところです。観光船バースの名前に観光とあるように、港を愛でる環境を含め、海と観光を結び付ける条件としては、最もふさわしい場所であるにもかかわらず、やはりどうしてもこの場所が県の管理下だということからか、市側からするとこの一帯についてはどうも遠巻きに眺めているだけの印象が否めないところです。

それでは、現在の様子や県の管理状況について、把握していらっしゃるようでしたらお示してください。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 観光船バースのほうの確認も現地を見ております。それから議員からもお問い合わせがありまして、ベンチとか、それから台風等での被害とか、ここを含めて若浜の公園等も含めてフェンスが倒れたり、いろいろ崩れている状況でございます。それからイ

ンターロッキングですか、地面ですね、あの辺も少し傷んでいるということも確認しているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 家が近いものですから、やはりしょっちゅう港湾には出かけます。犬の散歩ですとか、自分もちよっとふらっと出ていることがありますけれども、本当に長い間放置されている状態です、パネルにしてきましたが、議員の皆様はモニターで御覧ください。これがですね、ウッドデッキ場所の座面になります。もう本当にぼろぼろの状態です。あとはベンチ、港側、ダグリ岬を向いたほうはもうボロボロのまま、投げ出されたような状態の椅子があります。いくら県の管理下だとはいえ、やはり志布志市にあるものですから、一般の皆さんからしたら、「ああ、志布志の港は汚い」と「何てことだ」という声がやはり上がるわけです。このように、台風14号の被害でございますが、ベンチはぼろぼろに破壊されているし、コーンは立っていますけど、工事全然始まらないと、それをちょっと危惧いたしましてお尋ねいたしました。補修についての予算は県のほうは出ているということです。「どのように進めるか協議した上で工事には入ります」ということでした。やはり随分期間が開いておりますので、やはり市のほうからも、これは状況を確認したり、連携をしながら整備していく必要があるのではないかなと感じたところなんです。実際こういった観光船バースに、今のようなデッキスペースがあるということ知らない市民の方もたくさんいらっしゃいます。私も、見てはおりましたけれども、実際あそこに立ち入ると相当広いスペースでもったいないと感じる場所でした。港を楽しむ場所には、本当に最高の場所だと思います。市長はもちろん御存じの場所だとは思いますが、今言ったように県の管理下だとはいえ、志布志市に設置されているのですから、県と連携を取りながら、この環境を何かしら活用はできないかとちょっと考えてみるような、もっと利用していくお考えはないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 所有者である鹿児島県に対しては、その都度早期の修繕を申し入れているところでございますが、例えば清掃の費用についても市は相当負担しております。そういう観点で、これは県の施設ということで、どこまで立ち入れるのか、そこ辺は難しいことなのですが、これも県の施設ということでの対応でありますので、おっしゃったように、市が中に入り込めばということのを誰でもそういうふうにするかと思いますが、なかなか県の対応としては難しいというところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） それが何だか連携が取れていないような感じがするわけです。催促をするなりしていただければどうなのかなと、実際この公園のテニスコートがある場所が、本当に傷んでおまして、私も担当課にも申しあげましたが、なかなか進みませんでした。それでも県議の先生に一言言ったら、次の日にはしっかりときれいになっていると、また何かそういった現象も不思議なことなのですが、やはり現実としてはちょっと催促も必要ではないかなと思うところです。「志布志市には立派な港があるんですよ」と言っても、クローズアップされるのは、主に新若浜地区や外港地区のような港湾施設であって、昨日もおっしゃいましたが、市民の日常とは少し距離があります。まさにあそこが距離のない場所になると思うのですが、街中に港や漁

港を持ってそれで身近な存在であるにもかかわらず、港らしい潮の香りや海風の心地良さをイメージするには、なかなかあの状況では難しいかなと考えるところでした。昨日市長が、「港からも志布志市の活性化を図る」とおっしゃいましたが、市長の感覚、個人的な意見で結構です、食料供給基地やその他新若浜地区、しおかぜ公園以外で、港を持つ自治体として活性化につながるアイデアをお持ちでしたらお答えください。

○市長（下平晴行君） このことについては、今回みなと振興室というのを設けます。そのことで、港の利活用を図っていくということでございます。私は、いつも話をしているのですが、やはり先人たちが苦勞して造ってくれた港、そして歴史的な文化財等々、これをしっかり後世に引き継いでいかないといけないし、それを利活用していくということでも保護活用、活用することで保護されるということでもありますので、そのことについては、本当に真剣に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） それでは、みなと振興室ができるということで、大いに期待しているという明るい前向きな回答と捉えてよろしいですね。これも昨日、市長がおっしゃいましたが、「港を利活用した観光振興及び水産振興も効率的でかつ効果的に促進していくための志布志港湾振興計画の策定」、これは仮称だと言われました。

そこで、この観光船バースを生かせる方法の一つとして、志布志市の特産品、魚や加工品、農作物、一次産業を中心に多彩な物品を販売することのできるイベント、例えば分かりやすく私も仮称を使わせていただきますが、志布志港マルシェですとか志布志軽トラ港市ですとか、そういった大きな催しを提案するところです。本市には海釣り公園もなければ、港の駅、海の駅というようなものもありません。海のない近隣地域の皆様から見た本市の印象はというと、「志布志に行けば新鮮な魚介類が手に入るし、きれいな海がある」と、そういった感覚です。ボルベリアダグリに勤務していた頃に遡れば、宴会やイベントで都城市、曾於市に営業に行きますと、海のない地域を回ると新鮮でおいしい魚料理で宴会ができるのであれば、ぜひ喜んで利用したいと、一般単価よりも通常単価よりも高い金額で設定して利用していただいております。また、「海の見えるところで結婚式を挙げたい」という声は思いのほか多く、天候に左右されるリスクはあっても、ガーデンウェディングを希望される方は本当に多くいらっしゃいました。私が肌で感じたことなのですが、海のない地域にお住まいの皆様の中には、私たちが想像する以上に、海そのものに大きな魅力を感じていらっしゃる方が多いように感じます。市長もダグリの支配人時代、そういった生の声を聞いてこられたと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） それは本当におっしゃるとおりであります。海がない、例えば都城市の市長も会う機会が結構あるんですけども、「志布志市が本当にこの都城志布志道路によってより近くなった」と、それで私は冗談みたいに言うんですけど、「都城市の方たちは志布志の港に来て魚をただで持って帰って、志布志市民は逆に言うと買い物に行くのではないですかね」みたいな話もしているところではありますが、それぐらい港がない市町については、魅力のあるところだというふうに理解をしているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） しっかり理解されていてうれしいと思います。当たり前のように海があったり、当たり前のように山があったり、その環境にいて気づかないことは、ほかの地域の方からすると、とても魅力的であったりするというわけです。施政方針にもありましたが「観光入込客の増加を図るために、特産品のPRと販路拡大については、観光特産品協会及び東京駐在所との連携を強化し、首都圏や近隣県における認知度向上を図る」といった面でも、こういった催しは大いに意義のあることだと考えます。本市の一次産業を前面に押し出し、近隣自治体からも出店をお願いするなどして、日本の三大朝市と言われる佐賀県の呼子朝市、石川県の輪島の朝市、千葉県の勝浦朝市、海産物の魅力を大いに発信する、そういったメジャーな催しへと成長させるくらい目標を立てて取り組んでいただきたいと思います。高規格道路の開通で、流入人口が増えたと喜んでばかりではられません。道は一方通行ではないのですから、同時に流出人口も相当数増えているわけです。まちの魅力づくりがいかに大切か、市長も十分考えていらっしゃることでしょうが、港の活用方法として若浜地区観光船バースー帯について、市長の何かお考えがほかにあるようでしたら教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市における志布志港周辺を活用した代表的なイベントとしましては、先ほど答弁しましたとおり、若浜地区旅客船埠頭、通称観光船バースー帯において、志布志みなとまつり、花火大会等々を開催しているところであります。また、今年度は新たな取組として、しおかぜ公園周辺を特設会場とした国内最高峰の自転車ロードレース大会「第1回JBCF志布志クリテリウム」を開催したところでございます。

議員御質問の港周辺で本市の特色を生かした催しといたしましては、平成27年まで志布志漁協が主催し開催しておりました「ハモ祭り」を最後に、開催はしていないところでありますが、港周辺の施設において、海上自衛隊の掃海艇や海上保安庁の巡視船が入港した際に行う一般公開や、志布志市観光特産品協会と連携した港見学会の受け入れ、各種スポーツ団体による大会や合宿の誘致を行うなど、関連団体の主体的な取組を通じて、志布志港周辺を活用した交流促進を図っているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） しおかぜ公園とかのあちらのほうではなく、これは観光船バースー帯についてお尋ねしたところでして、やはりみなとまつりですとかそういったことは単発的なものでありまして、以前のハモ祭り、こういったものをまた新たに始めていく、またそれをもっと大きく港の一带でやるということ、観光船バースー帯を使ってやるという定期的なものを希望しているわけです。市民感情としては、「このままで志布志市は大丈夫だろうか」、「人口減少に何か手を打っているのだろうか」、そういったもろもろ心配の声も常に聞こえてまいります。港、海、人の接点として官民一体となってやるとおっしゃいましたが、具体的には何も見えてまいります。市民は目に見える活性化事業を求めています。一般質問でも多くの同僚議員から、あそこをこうすればいいのではないかと、ああすればいいのではないかと、そういった多くの提案がされますが、それこそが、目に見えるまちの活性化を望む市民の声だと考えるところです。ぽっぽマルシェが徐々に周知されてきて喜ばしい限りですが、やはり港、漁港、海を持つ志布志市らしい、

なおかつ周辺地域から多くの集客を見込める港を中心としたこの活性化事業を、ぜひ志布志湾振興計画に加えていただきたい、そう思うところです。高齢化や後継者問題で厳しい現状にある一次産業ではありますが、春夏秋冬、季節ごとに年に四回でももちろん月に一回でも、市、JA、漁協、商工観光団体や各種企業、事業所、もちろん個人の出店希望も募り、それぞれに協力を求め、本市だけでなく南九州の一大イベントへと成長させていくぐらいの取組をお願いしたいところです。特に夏などは、ここにですね、入り江があるんですけども、ちょうどデッキの下のところ波のない入り江がございます。こういったところを活用して手作りのボート競技ですとか、カヌー競技ですとか、そういったものを行えば、応援する市民、参加するチーム仲間、大いに楽しめるイベントになるのではと考えます。実は、以前担当課とお話をさせていただいたときに、「ここでボート競技を開催しようとしたことがあった」とお聞きしました。「おお、すごい」と感嘆したところですが、天候不順で開催こそされなかったようですが、そういったチャレンジ精神は本当に万歳です。こうしたチャレンジ精神は本当に大切にしていきたいところです。アイデアを持った皆さんがいらっしゃるということ、それだけでも本当にうれしい思いでした。市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 実は、私が教育委員会にいるときに、ドラゴンボートを購入して今おっしゃった入り江のところを活用した競技大会を開こうということで、2艇ほど購入した記憶がございます。おっしゃるようにそういう地域、港のその周辺を利活用した大会等ができれば、そのことで観光とつながっていくのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（平野栄作君） ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

○  
午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開  
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○4番（隈元香穂子さん） 午後からもよろしく願いいたします。

午前中の最後に、市長がドラゴンボートの競技をしようとした話をお伺いしました。そういった発想をお持ちの市長には、非常に親近感を持つものでございます。ウッドデッキ部分はこちらになります。このウッドデッキ部分に対して、これは行って御覧になれば分かりますが、思ったより広いスペースで、公衆トイレ横のこの車止めの部分がございます。鍵は県が持っているわけですが、「開けたことがない」というお話でした。この車止めの部分を外せば、キッチンカーですとか軽トラあたりは、もう普通に中に入っていきます。特にこの場所を限定してお話ししているわけではありませんし、ここを御紹介しているからといって、そこに焦点を合わせているわけでもないのですが、例えばですが、周辺一帯広い駐車場もありますし、幾つかの水産関係事業所の方にもお話をお聞きしましたが、「そういった催しで港が活気づくことを望んでいる」とお

っしかったです。中には「県知事のところに掛け合いに行きました」とおっしゃる方もいらっしゃいました。先ほども申し上げましたが、「港湾」と言えば日常から少し距離を感じますが、「みなと」と表現すれば話は生活に密着したものと捉えることができます。まちの活性化は市が主導して盛り上げなければ、民間に丸投げをしてもなかなか形になりづらいものがあります。そこで、市長は、どのようにこういったことをお考えでしょうか。

**○港湾商工課長（假屋眞治君）** 今のお話ですけれども、志布志港の交流促進や地域活性化についてということで、それと今言われたとおり、港湾を「みなと」と呼ぶことで非常に近くなると、そして私どもも、みなと振興室ができるという中において、今、「みなとオアシス」に向けて、令和5年度に認定をしていただくようにに向けて準備を進めているところでございます。ということになりますと、当然港湾の関係者それからここでイベントをされる方々、いろいろな方がいますので、例えば商工会のほうが進んで、みなとまつり、港湾というのもみなとオアシスになりますと港湾地域とその背後地も入りますので、例えばこの前の自転車レースそれから合宿、それからぼっぼマルシェも含めてですね、いろいろなにぎわいが出てきます。当然今度は、みなとオアシスを認定するにあたっては、それなりの協議会をつくってまいりますので、そういう中でそういうのいろいろやりたいという御意見があればそこで出していただいて、みんなでそれをどうやったらできるのかというのを協議してやっていければいいなというふうに今考えているところでございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** 今ですね、みんなで考えていけばどういうふうになるかということでしたが、以前市が主導してうまくいかなかった場合に、「市の責任を問われるから、旗振り役は勘弁してほしいんだ」という声もちょっと伺ったところなんです。こういうお話を聞きましたが、それはどういうことなのか、また教えてください。

**○港湾商工課長（假屋眞治君）** 今、市のほうでイベントをやっているものにつきましてもかなりありまして、当然市が関わらないということではなくて、いろいろな協議ができて、例えばみなとまつりの方は商工会が事務局をします。それからお釈迦まつりは観光特産品協会がします。それからやちくまつりについても事務局があってやっていくということで、地元の方々、関係者がやる気を持ってやっていくと、そこに同じ形で、黒子といいますか一緒になって、市役所は何もしないということではなくて関わっていくということでございます。これは、ちょっといい例ではないかもしれませんが、前は有明地域のほうでふるさとまつりがございました。その中でJAのほうでやっていたのですが、なかなかできないということで、今のところやめている事例もございます。ということで、継続していくにはやはりそういう皆さんが一緒になっていこうという機運がないとなかなか難しいだろうというのがあります。

それと、これは皆さんどこも人口減少ということがあったり、スタッフが減っております。その中でこれだけのものを年間やっていくわけですから、その中で精査をしながら、やるもの、やらないものというものを判断しながらやっていかないといけないというふうに思っております。一番いいのは、その関係者が盛り上がって、そしてアイデアを出してもらって市も一緒にやりま

しょうという形のほうが、継続するのではないかなというふうに考えているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 関係者からまず盛り上げてもらって、市が後で入っていくということでもよろしいですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今、先ほど県知事に話をされた方もいらっしゃると言われました。そういう方がやりたいという意向があれば、そういう関係者が市役所のほうにも声を届けていただければ、一緒に考えていくということでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 理解いたしました。

市が主導してうまくいかなかった場合は、旗振りとはいう、先ほどは申し上げましたけれども、実際市長は、官民一体となってやるということを目標にされていらっしゃいますので、中心になる方が主導を取っていただいて、そこには十分なサポートをしていくということでもよろしいですね。

[何言か呼ぶ者あり]

はい、こういった施設もあることですから、そういったお話があったとき、もちろんうまくいった場合は称賛もされるわけですから、旗振りをされたけど、自分たちは結局続かなかったとか、そういった不満の声もあるでしょうし、予想されて実際主体的に市民の方が先にしていただくのが理想と、それは一理ありますし、私もそう思います。そこでもうまくいった場合は、みんなと一緒に称賛されていきます。でもこの官民一体のやり方というのは、これからもしっかりと進めていっていただきたいと思うところです。こういった施設も県のものだからというのではなくて、やはりせっかく志布志市、しかもまちの中心部にありますから、利用できるものはうまく利用して、海のない地域、近隣の地域広くは観光の目玉となるように、潮の香りを楽しみながら、多くの皆様に楽しんでいただけるイベントを開催し、その港町志布志をアピールしていくことで、志布志市の良さはなお一層広がっていくのではないかと、そういった努力をしていただきたいと思うところです。私が幼い頃は、この港湾地帯というのは一体砂浜でして、きれいな海でした。歳がばれますけれども、貝を掘って、それで波を追いかけて遊んでおりました。志布志市で海と言えばダグリ一帯を指すものではなく、やはりこういった身近にも海があると港はひらがなで書く「みなと」漢字で書く「港」とそれぞれに役割、思い、皆さんの感じ方は違うでしょうが、しっかりと活用させていただきたいと思います。これは新型コロナウイルス感染症が2類から5類に引き下げられますので、人々は行き先を探していらっしゃると思います。体と心を自然に委ねたいという方もいらっしゃるでしょう。開放感を求めたいという方もいらっしゃいますし、またコミュニティに参加したい方もいらっしゃいます。そういった個々の思いを受け止められる場所を素早く提供するために、志布志湾振興計画の目玉として実施されていくことを強く希望いたします。では、最後に市長、お願いいたします。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、官民一体となってまちづくりを進めていかなければならないというふうに思っております。先ほど課長のほうでもありましたとおり、民間やその関係団体と一緒にあって、その一緒にあってやる民間・関係団体が主役となって取り組んで

いく。それに市も一緒になって支援ができるものはしっかり支援しながら取組をして、観光の目玉として取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） では、港湾についてはここまででございます。

次に、保育園の保護者や保育士の負担軽減のための制度、紙おむつやおしりふきの定額サービス手ぶら登園について質問いたします。全国的な問題として保育施設につきましては、現在までにかつてより課題であった待機児童問題に対応するべく、保育所の開業、拡充と行われてきた経緯があるわけですが、昨今出生数の減少、少子化に伴い、待機児童問題が解消に向かうにあたって、定員を下回る心配のある施設も出てきています。待機児童問題が解消に向かうにあたって、これは園児獲得のための多種多様なサービスを取り入れていくという現状なのですが、そういった施設では客観的に見ると、いろいろなサービスは考えてはいらっしゃると思いますが、この手ぶら登園については市内全体で子育て支援の一環として執り行うことも可能ではないかと考えるところでは。このサービスの中に、おむつを施設で用意して、保護者が手ぶらで送迎できるサービス手ぶら登園というのがあるのですが、この手ぶら登園、市長は御存じでしたでしょうか。

○市長（下平晴行君） この手ぶら登園につきましては、担当者から聞いて内容を知ったところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 保育施設を利用する未満児の場合、ほとんどの子供たちがおむつを必要としますので、保護者が登園時、一枚一枚に名前を書いて、決まった枚数を用意し登園しているのですが、子供の体調によっては持参したおむつでは数が足りずに、ほかの園児分から借りる、もしくは園に常備してあるものを使い、次回登園時借りた分を返却するという手間が生まれています。保育士にとっても大勢の園児のおむつの管理、足りているかどうか確認する作業が必要になっております。2019年頃から大手衛生用品メーカーやベンチャー企業などで始められ、広まっていったこのシステム、後ほど詳しく申し述べますが、この手ぶら登園の大きな目的は、そういった保護者と保育士、双方の負担を減らそうということが目的になります。私も本市のおむつのリサイクル事業を通じて、手ぶら登園を知ることになりましたが、子育て支援事業としては、実によくできたものだと感心したところです。他自治体とは違い、おむつのリサイクル事業に取り組む本市では、各施設に紙おむつ回収ボックスを設置すれば、使用済みのおむつを効率よく回収することもできますし、保護者にも保育士にもいわば「Win-Win」の状態、SDGsへとつながります。すなわち直接使用する場所から処分する場所へとスムーズに届けられるというわけです。市長、おむつの手ぶら登園とリサイクル事業を一つにつないでいく、そして支援していく、これについてはどのように思われますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 手ぶら登園を市内全ての保育施設で実施することにより、保育士が紙おむつを個別管理することなく、誰にでも使用できるということで、業務負担の軽減につながることで、保護者が紙おむつに名前を記載しないことや、保護者への経済的な支援とメリットがあることは理解しております。しかし一方では、手ぶら登園を市内全ての保育施設で実施するにあたり、幾つかの懸案事項が考えられます。例えば、契約して使用する紙おむつの種類が、普段



使用している紙おむつと違うことで、手ぶら登園を希望しない保護者がいることも考えられるため、希望しない保護者への対応や保育施設で使用する紙おむつの種類を全て準備することになりますので、市内で紙おむつを販売している業者への影響があるのではないかとということ、また保育施設を利用せずに、自宅で子育てをしている世帯との公平性などが考えられるところであります。

さらに、広域入所で他自治体の保育施設に通っている園児もいますので、その園児たちは利用できないということも考えられます。基本的には手ぶら登園を実施するかどうかは、各保育施設との協議が必要だというふうに考えておりますので、今後、各保育施設の施設長が集まる保育事業者等連絡協議会において、紙おむつ利用の現状等について聞き取りや意見交換等を行い、施政方針でも述べておりましたが、子育て支援の新たな支援策の展開も含めて、協議・検討してまいります。その一つとして、手ぶら登園の実施と経費の補助についても、調査・研究を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** 市長が懸念される事項を幾つか挙げていただきましたが、この種類の違い、こういったことは後ほどお話しいたします。公平性に至っては、公平性を重視されるならば、今志布志の市民の中のおむつを使っている方全員に支給すればいいことであると思えます。また、他地域に通っている方に限っては、これは市の事業ですから、市の保育所に限れば済むというのを、今聞いて感じたところです。このおむつとおしりふきの使い放題、おむつだけでも構わないのですが、料金形態はサブスクリプションになっております。基本的には保護者と事業所、それから施設と事業所、自治体と事業所、いずれかで契約することになりますが、私が提案したいのは、市長が理解されているように、もちろん自治体と事業所、これにほかならないということです。現在、西光こども園の数の方が、このサブスクを利用されているようですが、この方々は、保護者と事業所の契約で利用しているようです。さらに今回若草会でも施設と事業所との契約で検討をされているとのことですが、やはりあそこの保育施設は保護者が負担する、こちらの保育所では保育所そのものが事業所と契約するというふうにはばらつきを見せるのではなくて、市が全体一律で支援していくことはできないかなと思うところです。本市におきましては、0歳から2歳までのおむつを必要とするいわゆる未満児が、昨年12月末で395名登園しています。3歳以上児と違い未満児を預ける保護者には、保育料が課せられておりますので、消耗品であるおむつの費用が抑えられるこの分の支援はとても大きいものだと考えます。自治体によっては保育施設に限らず、先ほど市長が公平性とおっしゃいましたが、おむつそのものを全体の0歳から2歳までに支給して無償化している、そういった自治体もあるわけです。少しでも大きく家計の負担を軽減し、生み育てやすい環境を整えてあげたい。それが私の思いでもあります。国も異次元の少子化対策を打ち出すと言っております。いかがでしょうか、市長の支援策として検討されるとはおっしゃいましたが、これまで御存じでなかったわけですから、ここは含まれていなかったと思えます。これからの支援策の中に、検討の中に含まれていくことを望んでおりますが、今申し上げたようなことをどう考えられるか教えてください。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたように、それぞれの課題がありますので、そのことがクリアできれば対応してまいりたいというふうに考えております。

基本はやはり、公平性、公正というのが基本であると思いますので、そこ辺を加味しながら取り組むことができるのであれば、そのように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 市長が何度もおっしゃいます公平性をまず念頭に置きますと、市内全体の0歳児から2歳児を対象にというのがふさわしいかもしれないなど今感じるところです。それがまさに公平だと思います。

兵庫県高砂市内の0歳児から2歳児240名を対象に、全ての園の保護者がこのおむつのサブスク、無料試行実験に参加したところのアンケートでは、想像はつきますが97%の保護者が「子供と向き合う時間が増えた」として、試行に「満足」と答えています。仕事を終え、家事をし、翌日の準備をする、そこに協力的なパートナーがいたとしても、0歳児から2歳児の育児はまだまだ母親でなければこなせないことがたくさんあります。たったおむつに名前を書く、忘れ物のないように登園させる、簡単なことかもしれませんが、こういった契約形態にしても、既に全国では2,890か所で採用されております。本市の保育施設に通う約395名、もしくは全体0歳児から2歳児全ての市民のおむつを必要とする子供たちに利用してもらいたい、そう考えます。保護者である母親や父親が、毎日の暮らしの中で気持ちにゆとりを持って子供と向き合うことは、子供の健やかな成長にとって大変大切なこととなります。少子化、出生率の低下の原因に「育児は大変だ」「お金がかかる」「心に余裕が持てない」と、そういった理由が挙げられていますから、負担の軽減に向けて最大限に支援していただきたいものです。市長は、今回の施政方針に、「子育て支援の充実」を挙げておられます。「新たな支援策の展開を含め、協議・検討をする」といつも言っていますが、この手ぶら登園についても、ぜひ俎上にのせていただきたいと思うところです。

ここまでは、保護者側の観点から申し上げましたが、一方で保育士のほうからはどうかと申しますと、とにかく常に多忙です。特に複数の0歳児を担当しているときは、けがをさせないように目を離せないのですが、おむつ替えはほかの子から離れたところで行うために、その間、ほかの保育士、園長もしくは管理職の皆さんが代わりに見守りをしていると、そういった現状も届けられております。おむつを仕分ける手間、貸し借りの管理が必要なくなるということは、「多忙さの緩和につながるということは間違いないです」と、大変前向きな答えを試行に対して答えてくださっております。「汚れたおむつを取り替えてあげたい」という保育士の思いは、本当にありがたいものです。それでも中には持たせたおむつが足りない、それから減りが早い、「おむつの替えすぎではないですか」と、そういった声を寄せられる保護者の方もいらっしゃるわけです。いつも清潔に保ってあげたい保育士の思いが、金銭的な負担を考える保護者に余計なことだと受け止められる、こんな悲しいことはないと思います。私もそうですが、市長もお孫さんがいらっしゃると思います。保育園でおしりがただれてぐずぐず言っているんじゃないかと、そう思うだけでいたたまれない思いになります。そういったふうに保育士からの観点からも、もちろん0歳児

から2歳児、そのおむつを必要とする子供からの観点から言っても、ここは本当に必要なことだと感じるわけです。市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 保育士の働き方の関係、それから母親の労働時間、子育てに対する時間、そういうそれぞれの役割で、男性からすると女性の役割、労力時間というのは相当あるということで、新聞等にも掲載しておりました。それを解消することもできるということではありますが、これは子育て支援ということで、全体的にどういう形での子育て支援ができるのか、そこ辺も含めて内部で協議をして取組ができるものであれば取り組んでまいりたいし、精査をさせていただきたいというふうに思います。

○4番（隈元香穂子さん） 保育士の観点から申し上げますが、やはり保育士が心に余裕をもって子供と接するということは、ひいては子育て支援に通じるものでございますので、そこは御理解いただきたいということです。今、保育士側から申し上げましたのは、後ほど申し上げますけれども、これは片方から、保護者からの観点だけを伝えていくと、後々トラブルになりかねないので、保育士のほうもこういったふうにメリットがありますと利点をお伝えしているわけです。紙おむつ使い放題の手ぶら登園は、県内では既に枕崎市が施行しているわけですが、先ほどおっしゃったように、いろんなトラブルの声もお聞きいたしました。担当課にお尋ねしたお話の中に、市が取り入れたおむつメーカーの商品が、どうもうちの子には合わない、市長が先ほどそうおっしゃいました。確かに皮膚の弱い、肌の弱い子供たちはそれでは合わないという子供も出てくるでしょう。だから、たくさんメーカーがあるわけで、選べるということになっておりますが、この手ぶら登園を施行している業者そのものもたくさんございますので、別にそこに偏って全てをと、供給していただきたいと言っているわけではないわけです。それで、「市が取り入れたおむつメーカーがうちは合わないんです」とかいう話になったとき、「おむつではなくて現金をください」とそういったお母さんたちもいらっしゃるということでした。そういったばらつきが起きないように、おむつは違うものでも構いません。それでも「お金をください」というのはちょっとお話が違ってきます。ですので、手ぶら登園が保護者側からだけの利点ではない、金銭的なことだけではないんですよということを、最初にしっかりとお伝えしていただく、これは日頃から子供たちに全力に向き合ってくださいという保育士の皆さんの仕事の軽減につながっていると、まず最初のうちに理解を得る。手ぶら登園の目的が保護者側からだけ、金銭的なものだけ、子供のことだけではなく、やはり全体的なところを捉えて、先ほど危惧していらっしゃると申し述べられたものが、クリアになるように進めることは十分可能だと思います。保護者の金銭的な負担の軽減、保育士の仕事量の軽減、どちらも見据えた上でスタートする。これは手ぶら登園を支援していく過程については、何度も申し上げますが、不協和音の元凶を取り除く、事前に回避する、足並みを揃えるためにも大変大切なことだと思います。ぜひ市の子育て支援事業の一環として、公平性を求めるなら全体の子供たち、それでなければ手始めにでも保育所に通う0歳児から2歳児の子供たちへの支援、十分に考えていただきたいところです。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、保護者からだけの支援ではなくて、保育士の働き方改革も含めてということですので、先ほど言いましたように、子育て支援の全体的な支援の中で、どういう形でその支援ができるのか、そこを内部で十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 先ほどの産婦人科のこともそうですけれども、医療過疎地の自治体がこぞって一生懸命デジタル化に取り組んだり、前に進んでいくという状況の中で、こういった子育て支援のやり方も多種多様にわたっておりますので、まず足元から何からしたらいいのか、本当に市長もお困りのことだと思いますが、他自治体のやり方を常に察知しながら、十分検討して行って、検討だけでなく、いつまでにはどうしましょうみたいな、できれば結論、そこに持っていくまでの過程がスムーズにいきますようお願いして、質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、隈元香穂子さんの一般質問を終わります。

次に、9番、八代誠君の一般質問を許可します。

○9番（八代 誠君） 改めまして、皆さんこんにちは。真政志の会、八代誠です。ロシアがウクライナに侵攻して一年以上が経過しました。泣きながら子供が歩く姿という、そういう画像が目に焼きついて、最近頭から離れないというような状況です。ちょうど似たような年齢の孫がおりますので、本当に苦しいなというふうに考えています。平和な世の中になってくれることを心から願っております。

それでは早速質問通告書に従い、一問一答により質問してまいります。まず港湾行政について質問いたします。志布志港は、昭和44年に重要港湾の指定を受け、長い時間をかけて着実に整備され続け、平成23年には、九州で唯一国際バルク戦略港湾穀物選定を受けました。さらに昨年9月には、国際コンテナターミナルの岸壁が80m延伸され、岸壁延長が360mとなり、船舶の2隻同時接岸が可能となり、船舶の沖待ちの解消、荷役作業の効率化が図られております。そこで、現状はどのような状況であるのか、直近の数字で構いませんので、志布志港全体の貨物取扱量をお示してください。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

志布志港における令和3年のコンテナ取扱量は、約11万TEUとなったところであります。原木の輸出量といたしましても、令和4年は約40万㎡と13年連続日本一の取扱量となったところでございます。また、フェリー貨物も含めた志布志港全体の貨物取扱量といたしましては、約916万tと好調な取扱量となっているところであります。これは港や道路等のインフラ整備や、民間企業の設備投資により、志布志港を取り巻く物流機能の強化が図られているとの効果であるというふうに認識をしているところでございます。

○9番（八代 誠君） 先ほど隈元議員のほうからもありました。私はここで今回港湾行政について、市民が本当に親しめるような港なのかなという観点で質問をしてまいります。隈元議員は距離感を感じるというように表現をされました。本当にこの志布志港が発展してはいますが、先ほどから言いますように、市民が本当に親しめるような港なのかな、そういうふうに感じ

ています。市長の答弁にもありましたように、港関連の用語というものが非常に難しい、なじめない。TEUって何なんだろう。また木材の輸出についても答弁がありました。日本で伐採された木材がどこの国に行っているのか、何に使われているのか、いっぱい積まれていますけど、そういう状況については、なかなか自分たちははっきり分かっていない。だから、市民が本当にこんなに大きな港があることを分かっていない。国会議員からは、「この志布志港がこの南九州地域の中心地になるんだよ」というふうにいつも聞くのですが、なかなか議員でありながらも、「この志布志港はどんな働きをしているのだろうか」というふうにいつも感じています。そういったことで、まずこのTEUというのはどういうことなのか、そして木材の輸出先はどこなのか、輸出先の割合とか用途はどんなものなのか、さらに木材以外の輸出品にはどんなものがあるのか、また、主な輸出先はどこなのか。そういったところが分かればお示し願います。

**○市長（下平晴行君）** まず、TEUとはということでございますが、海上コンテナの個数を表す単位のことです。輸出入に使用される海上コンテナは国際的に統一された構造となっており、20ft（フィート）及び40ftのコンテナが一般的に多く使用されているところであります。TEUとは、一つのコンテナを20ftで換算した値であり、20ftコンテナ1本で1TEU、40ftコンテナ1本で2TEUとなっているところでございます。これは長さ高さであるのですが、20ftでは高さが2,591mmと長さが6,058mmということでございます。40ftは高さは一緒であります。長さがその倍ということで12,192mmということでございます。

原木はどこに輸出されるかということでございますが、原木輸出のうち9割が中国に輸出されております。中国では型枠や梱包材、パレットと呼ばれる物流に使用する荷物を載せるための荷役台、高級棺桶、フェンス材として利用されているというふうになっております。

令和3年度のどこの品目は何かあるかということでございますが、令和3年での志布志港から輸出された原木以外の品目実績としては、輸出用容器やゴム製品といったものが多く輸出されており、輸送用容器は中国へ、ゴム製品は韓国へ輸出されていると港湾管理者である鹿児島県に伺っているところでございます。

現在、産直港湾の認定を目指すべく鹿児島県を事務局とした志布志港農林水産物・食品輸出促進協議会において、輸出促進計画の策定や輸出促進に必要となる多目的上屋の改修といった施設整備に係る事業の検討が進んでおり、今年度中の認定を目指すべく協議が行われているところでございます。

**○9番（八代 誠君）** よく分かりました。昨年9月の定例会において、野村議員が農林水産物及び食品の輸出について質問しております。市長は、「ハード面では、国際物流ターミナルの岸壁延伸部の供用や東九州自動車道、都城志布志道路など道路交通網の整備が進み、ソフト面では、小口混載貨物輸出の物流体系が整い、令和4年5月からは温度管理を要しない一般貨物が、そしてさらに8月末からは冷凍貨物の輸出が開始されました」という答弁をされております。また、国や県と連携し、今市長の答弁にもありましたように、「産直港湾の指定を目指し、農林水産物及び食品の輸出拠点となるべく取組を進めている」と。また一方、課題として、「港湾施設とし

での冷凍・冷蔵保存庫の貯蔵施設がないため、新若松地区の国際コンテナターミナル内に既存する多目的上屋を改修し、農林水産物及び食品輸出に必要となる冷凍・冷蔵機能の追加を検討を進めるとの鹿児島県からの回答を得ている」と、そういうふうに答弁をされています。そこで質問になるのですが、このSOLASゲート内の上屋改修について、計画書なども含めて進展はありそうなのですかということであります。ここについては、鹿児島県が管理者であります。示せる範囲で構いません、お示しください。また、産直港湾の指定を目指すなど、農林水産物及び食品の輸出拠点となる取組とは具体的にどんな取組なのかお示し願いたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 現在、産直港湾の認定を目指すべく鹿児島県を事務局とした志布志港農林水産物・食品輸出促進協議会において、輸出促進計画の策定や輸出促進に必要となる多目的上屋の改修といった施設整備に関する事業の検討が進んでおります。今年度中の認定を目指すべく協議が行われているところでございます。また、農林水産物・食品の輸出拠点を目指すべく産直港湾の認定に向けた協議や、志布志港の利活用を促進するため、国内で開催された展示会や商談会、セミナー等へ参加し、志布志港の航路サービスや助成制度の紹介などPR活動を行っているところであります。また、荷主や商社等を訪問し、同じく志布志港のPR活動を行い、利活用促進を図ることで輸出拠点を目指しているところでございます。また先ほどの冷凍・冷蔵庫等については、民間のほうで設置をしているというふうに伺ったところでございます。

**○9番（八代 誠君）** よく分かりました。

次に移ります。志布志港港湾計画の改定について伺います。平成29年度に行われた港湾計画の一部変更箇所としては、概ね1番目に若浜中央5号岸壁及び若浜南1号・2号岸壁を物資補給岸壁に変更するという。2番目に既定計画にある港湾関連用地に新規岸壁となる新若浜埠頭3号岸壁、ここは水深16mになるように整備をし、トウモロコシを集約する計画となっています。ということで、私も今回志布志港の質問をするにあたって、いろんな資料を引っ張り出して勉強させていただきましたが、今言った若浜中央5号岸壁は「どこやっつよ」というところから入っていったところでした。ですから、本当に先ほどもお話ししましたように、市民とはかけ離れている世界だなというふうに考えています。またこういったハードの整備とこういう資料を見たときに、「ポイントとして大型船を活用した効率的なバルク貨物輸送の実現を図るため、必要となる係留施設、水域施設等の計画を変更する。将来の維持管理・更新等に係るコストの縮減などを図るため、埠頭再編を行う」とあります。数年前になりますが、よく「パナマックス」という言葉を耳にいたしました。パナマ運河が拡張整備されたことにより、さらに大型船の運航が可能になったわけです。事業を着手してから6年が経過しておりますが、少しずつこの整備が見える形になってきたのかなというふうに感じてはいます。このように志布志港港湾計画の改定や変更等により、港の機能が高まることは非常にいいことだというふうには感じております。現在、港湾計画の改定に関する議論がされているとお聞きしておりますが、現在の志布志港港湾計画改定の進捗状況を教えていただきたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** 志布志港港湾計画については、港湾管理者である鹿児島県が所管してお

ります。令和5年度より港湾計画の改定に向けた長期構想検討委員会に着手すると鹿児島県より伺っているところでございます。これに先立ち、港湾利用者の直近のニーズ等を踏まえた志布志港の中長期的ビジョンを検討し、長期構想検討委員会につなげていくための勉強会を開催しております。ここでは、現状の志布志港における課題や問題点、予防等についての意見交換が行われ、挙げられた意見につきましては、長期構想検討委員会においてさらなる議論・審議が行われることとなっております。

志布志市からは、令和4年9月議会においても答弁しましたとおり、フェリーターミナル移転先での緑地整備やトラックドライバーが駐車、休憩及び食事ができ、市民も利用可能な施設が必要であることを提案しているところでございます。

○9番（八代 誠君）　そこでなのですが、今議会の全員協議会では、組織機構再編についてその内容説明がありました。港湾商工課においてはみなと振興室を設置し、みなと振興係と企業立地推進係が置かれます。みなと振興係の主な業務として、志布志港の振興並びに物流促進、2番目に港湾の情報収集及び情報発信、3番目にその他の港湾振興と、大きな柱が三つ掲げてありました。このみなと振興係が4月1日から設置されるわけなのですが、みなと振興係の業務としての港湾計画改定にも記述がありました。志布志市として港湾商工課に新設されるみなと振興係はどんな形でこの港湾計画改定に携わっていくのか、考え方をお示しください。

○市長（下平晴行君）　立地している企業の経済活動が行いやすく、また、市民の方々も親しみやすい港づくりを進めるため、港を抱える地元自治体として港の利活用方策や港に求める機能などを提案し、実現に向けた協議を行ってまいります。

○9番（八代 誠君）　そこで、次の質問に移るわけなのですが、みなとオアシス認定について質問いたします。新設されるみなと振興係の業務としてみなとオアシス認定にもチャレンジしたいという旨の記述がございました。このみなとオアシスの制度を活用して、どのような志布志港を目指していかれるのか、市長の率直な考え方をお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君）　先ほど、みなと振興係の中でも話をしました。いわゆる中期ビジョンに関する取組、それから港湾管理者である鹿児島県と提案して共同調査・研究をしていきたいということも含めて、それから中期ビジョンということでの考え方では、国・県・市の行政機関、志布志市商工会、森林組合等々の港湾事業者が参加するような取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○9番（八代 誠君）　今市長のほうからあったのですが、このみなと振興係がみなとオアシス認定に向けて県に提案をしていくと、鹿児島県に提案をしていける立場に、このことをチャレンジすればそういう立場になれるということでは理解をすればいいですか。提案ができるということですね、ですから志布志市の意向を反映させることができる仕組みづくりに、このみなとオアシスというのはなっていくんだよということでは理解すればいいですか。

○市長（下平晴行君）　これはビジョンとしての取組で、国・県のほうにもそういう市の考え方を取り組めるような協議会と申しますか、協議と申しますか、そういう形でのお願いをしてまい

りたいというふうに考えております。

○9番（八代 誠君） 先ほど隈元議員の質問の中にもありましたように、県の施設だから、国の施設だからという、これまでなかなか話がかみ合わなかったんですね。ですから、こういったものに取り組んでいくことで、少しでもそうやって提案ができていければすばらしいことだなというふうに思って、今お聞きしたところでした。このみなとオアシスとは、そもそもどんな制度なのか、また私も一応調べてはみました。市民の方々にも理解を深めていただくためにも、このみなとオアシス制度というものがどんなものなのか、その概要について分かりやすく説明をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） みなとオアシスとは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加型による地域振興の取組が継続的に行われる施設や地区として、国土交通省港湾局が認定するものでございます。みなとオアシスとして認定を受ける施設は、交流、休憩、情報提供、災害時支援物販、飲食等を提供する施設により構成されております。各地のみなとオアシスでは、これらの認定施設を活用して、地域住民、観光客、クルーズ旅客等が交流するイベントの開催や来訪者の休憩する場所を提供しています。また、地域の観光や交通に関する情報提供や地域の物産品の販売なども行っているというところでございます。

○9番（八代 誠君） 先ほど、私は全員協議会で組織機構再編の話があったということでお話をさせていただきましたが、総務課長のほうからでしたかね、港湾商工課長だったかな、ここの部分でこういうふうに言われているんですよ。「令和6年4月から、自動車運転業務に上限規制が適用されることも関連しているんですよ」というふうにお話をされて、「ああ、これって志布志市で日々港を仕事場にしておられる大型トラックの運転手さんや観光客の方々、もちろん志布志市民の皆さんが憩えるような施設ができていくのかな」というふうに、私自身は単純ですから、そういうふうに想像したところでした。また市長は令和4年4月24日に、「2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにする」ということで、志布志市ゼロカーボンシティ宣言をされております。こういったゼロカーボンシティ宣言があって、令和4年12月20日には、志布志港港湾脱炭素化推進協議会というようなものも立ち上がって、その会議が開催されております。そしてまた今回示されたみなとオアシス認定。具体的な構想については、これからになっていくのかなというふうに思っておりますが、「みなと」を核としたまちづくりを推進するため、みなとオアシスの機能及び施設等について、これからということなのかもしれませんが、地理的な範囲とか進め方、期間、本市の認定に向けての考え方、こういったものについてお示しをお願いします。

○市長（下平晴行君） 現在、行政として調査・研究中であります。人流・交流を創出し、観光や交通に関する情報提供機能を有する施設として、フェリーさんふらわあの旅客ターミナル、若浜地区の旅客船埠頭、通称観光船バース、しおかぜ公園、志布志市多目的イベント広場、志布志市総合観光案内所、志布志鉄道記念公園などを想定しております。令和5年度の認定を目指して、今進めているところでございます。



○9番（八代 誠君） 令和5年度中に認定を目指すということで、なかなかですね、進展してこなかったと先ほどから言っておりますように、市民に親しまれる港湾整備というのが、少しずつ好転していくのかなというふうに考えます。今回、この質問をするにあたって、自分なりに2回、3回でしたかね、港をちょっとあちこち回って見たところでした。漁協がある場所が本港地区で、その隣にあるのが外港地区となります。その外港地区にある第一突堤はトレーラーをはじめ、大型車が多く、民間人の立入りは無理だなというふうに感じました。同じく外港地区の第二突堤は、皆さんよく分かると思いますが木材が山積みで入り口には規制がしてあって立入り禁止の状態でした。また、臨港道路2号というような呼び方をするみたいなのですが、本港地区から前川に架かる橋までの間になるんですが、ワシントンヤシが生えておりましてかなり成長、成長という表現がいいのか大きく高くなっています。管理が非常に大変なのではないかなというふうに感じました。そこで、志布志市は港湾商工課管轄で、市民が親しむ港づくり推進事業を展開しています。事業費については、ここ2か年ほど600万円程度ということでありましたが、何と令和5年度の当初予算書では事業費が1,000万円に、400万円ほど増えているということでもちょっとびっくりしたところなのですが、この数字については、かごしま国体のうちのサッカー成年男子の競技が志布志市で開催されるからという理由で、今年度だけの措置なのか、どうなんだろうというふうに考えたところでした。

整理します。ワシントンヤシの管理等について、これまで港湾管理者である鹿児島県と協議された実績とかあるのですか。それと、先ほどお話ししました港湾商工課が管轄している市民が親しむ港づくり推進事業、予算が600万円から1,000万円になっております。国体があるからということで一過性のものなのか、それともこれって志布志市が努力して鹿児島県と協議して、さらに400万円を勝ち取ったものなのか、そこら辺についてお示してください。

○市長（下平晴行君） 今回の予算については、600万円が1,000万円になったということですが、これは議員御承知のとおり、県の予算枠が少ないために、いわゆる管理ができていなかったということで、今回1,000万円の予算を計上したということでございます。飛散物の回収等については、港湾管理者である鹿児島県と共同して対応すべく、現在鹿児島県と協議を行って取り組んでいただいております。

また、市民が親しむ港づくり推進事業の予算については、今まで以上に、先ほど言いましたように志布志港の景観の維持に資するため、港湾管理者である鹿児島県と協議を踏まえ、増額したものでございます。国体を踏まえた一過性の予算措置ではありません。

○9番（八代 誠君） 鹿児島県のほうが600万円から、努力によって400万円増加していただいたという理解でいいですか。もう一回、そこをお願いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） これまで600万円ということで事業展開をしておりました。それは県からの繰入金を入れていました。それを今回やはり臨港道路を含め、なかなか手が届かないということで協議を県としまして、今回400万円増額をいただいて1,000万円ちょっと範囲を広げたり、ちょっと手を広げていくということでございます。それで一過性ではないというこ

ろでございます。

○9番（八代 誠君） 課長、ワシントンヤシもできますか、これ。

○港湾商工課長（假屋真治君） これについては、県と協議をしていきたいと思います。

○9番（八代 誠君） よろしく申し上げます。最後に、このみなとオアシスにですね、市が計画するみなとオアシスですよ。市民が憩えるというか、海釣りのできるスペースの確保についても、ぜひ検討していただきたいなと考えています。市長は、先ほど都城市長と、「魚は都城んしは持っていきやっどん、志布志んしは都城に買い物にいとよな」というような話をされましたが、私も今回港を回ってみたら、車が15台程度だったと思うんですけど、半分が宮崎ナンバーなんですよ。ちっちゃなお子さんを連れて来られておりました。ところが観光船バースです。あそこについては船が着くわけですので、転落防止策がないんですよ。釣りがどうこうということではなくて、安全な場所で釣りができるスペースというのは、非常にもうこれまでも何人か議員がこのことについては質問しておりましたので、これまでの流れでいきますと、「鹿児島県の管理だからと志布志市はですね」というような答弁であったわけなのですが、こういうみなとオアシス認定、先ほども確認しましたように、中期ビジョンというものもあるのかもしれませんが、ぜひですね、市民が憩える、親しめる、そして県外の方も来ていただいて釣りが楽しめるような、そういったスペースというものをぜひ確保していただきたいなというふうに考えています。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことは、私もいろんな方々から聞いているところでございますが、中長期ビジョンに関する勉強会等において、港湾管理者である鹿児島県に提案をして、そして共同で調査・研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○9番（八代 誠君） 志布志市民をはじめ、志布志港を訪れる市外の方々も含めて、みんなが親しめる、また憩いを求めてこの志布志港に来ていただけるような志布志市のみなとオアシス認定というか、構想をしていただきたいなというふうに思います。認定を令和5年度内に目指していくということでもあります。いろんなものが施設もできていくのかな、どこら辺にどんなものができていくんだろう、私はこれ見てわくわくしたところでした。「ああ、ちっとはよかなっどね」というふうに感じたところです。ですので、これ以上期待を裏切らないでくださいね、市長。答弁をもう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、令和5年度の認定を目指して一生懸命取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○9番（八代 誠君） 港についてはよろしく申し上げます。本当に何回も言うように、決して市民が親しめないような港ではないんだということで質問をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の防災行政について質問いたします。まず、私が住んでいる有明町伊崎田は、いわゆる中山間地域であります。中山間地域というのを定義を調べてみたのですが、中山間地域とは、中間農業地域と山間農業地域を組み合わせた地域を指すということでした。ただ、もっと読

んでいくと、この中山間地域と言われる地域、日本の面積の7割を占めていると。しかしそこに住んでいる人たちは、日本の人口の7分の1ということで、人口密度は極めて小さい地域になるというふうに書いてありました。つまり、私たちが住んでいる中山間地域というのは、過疎地域なんだなというのを改めて認識したところです。現在、この中山間地域を形成している集落機能は極端に低下しています。そういった状況を踏まえての質問になります。志布志市内には約30年あるいは40年前くらいになると思いますが、県営シラス対策事業や特殊農地保全対策事業などの公共事業が数多く展開され、様々な地域に様々な種類の用水施設や排水施設が設置されました。特に最近では令和元年そして令和2年の梅雨時期でした。いずれも7月上旬、数日間にわたり猛烈な雨が降ったところです。また、去年は超大型と言われた台風14号が襲来いたしました。本市を流れる2級河川、自分の記憶では氾濫寸前だったというふうに記憶しています。そういった中で、県営事業で設置された用排水施設が被害を受けました。最近やっと過去の被害により被災した施設の復旧工事が完了しつつあります。当局ではもう完了したというふうに思っておられるのかもしれませんが、これが山の中に入ると、小断面の立て坑をはじめとして、「ちんがらなっちよる」というのが自分の感覚です。管理されていない耕作地をはじめ、管理されていない山林がどの段階で被災したのかも明らかでない、破壊され放置された用排水施設が、実際本当今存在しているというふうに感じています。こういった中山間地域における公共事業により設置された用排水施設の維持及び管理について、志布志市としての基本的な考え方をお示してください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

市内には、県営シラス対策事業や農地保全整備事業などにより、山腹に流末排水と呼ばれる施設を多数造成しております。これらは受益地である水田や畑の排水施設となりますので、受益者の方々や改良区、水利組合などが管理することになります。なお、本市では農家だけではなく、非農家（自治会やPTAなど）とともに、農地や農業用施設を保全していただくよう多面的機能支払交付金事業を推進しており、事業取組の際は、再度、地区内施設を点検していただき、流末排水についても保全施設とするようお願いしております。また、排水路は昭和40年代から平成元年頃までに造成されております。その当時とは地形が大きく異なって、その管理には苦慮されておられますので、これらの団体での対応が困難である場合には、そのような状況を見ながら対応しているところでございます。

○9番（八代 誠君） 議員で、私だけではないと思います。梅雨時期に大雨が降る、台風が襲来すると多数の問い合わせ、問い合わせというよりもほぼ怒られているというような状態の問い合わせが寄せられます。今の市長の答弁を総括すると、「受益者の対応が困難である場合は相談してくださいね」と、「やれることはやりますよ」ということなのですが、その被害がどの程度であれば、志布志市として対応が可能なのかなというふうに考えます。「受益者が本当はせんないかん」のであるけれども、相談をしてくださいねと。どの程度であれば志布志市として対応が可能なのか、その程度というか分かればお示してください。

○市長（下平晴行君） 通常管理につきましては、倒木や土砂流出による埋塞など、人力での対

応が困難であるときでございます。また、異常気象による水路の損壊等につきましては、市で災害復旧事業として対応しているところでございます。

○9番（八代 誠君） 本当に令和元年、令和2年、何回ともなく当局にお願いに行きました。本当に一生懸命やっていたいただいて、普通ではない、途方もない数の災害箇所に対して対応していただいたところですよ。本当に感謝いたしております。私が懸念しているのは、日常管理が不備のために、豪雨や大型台風襲来時に被害が拡大しているのではないかなということです。日常管理については、受益者の高齢化や現時点での土地改良区の能力だけでは、非常に困難だと思います。まずは市に、当局にお願いに行くと、「受益者で何とかならんですか。改良区に相談してください。」と、受益者で何とかならんから自分たちに相談が来ます。改良区に行くと、もう人ごとです。「金がありません。」というふうに言われます。「どこに相談すればよかとよ」というような現状なわけです。ですので、日常管理についても受益者の高齢化、それから土地改良区の能力だけでは困難であると思います。先ほど市長はちょっと多面的というようなことも言われたのですが、当局の取組、考え方についてお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、私も日常管理がしっかりしておけば災害自体が大きくならなないと、これはおっしゃるとおりだというふうに思っております。そのようなことで、他の事業はないかということですが、耕作放棄地も含めた地区内の土地利用を地域住民、農家、非農家、自治会などで決定し、その中で農業用施設を保全する事業として、最適土地利用総合事業があるところであります。県内では、枕崎市の組織が本事業を活用し、耕作放棄地に蜜源作物を栽培しているところでもありますので、本市でもそのような可能性があるのかできるのか、調査してまいりたいというふうに考えております。

○9番（八代 誠君） ということで、私も事前の聞き取りのときに、こういう事業がありますよということで話を伺ったところでした。資料の中と、あと去年の10月だったか11月だったか、国会議員の先生にお話をいただいて、鹿屋のJA鹿児島きもつきのほうで農林水産省の職員の方々が来られて、今、志布志市が取り組んでいます地域コミュニティ協議会の傘の中に取り込めないですかねというような事業の話がありました。詳しく勉強をしていないので、ちゃんとした形で皆さんにはお伝えしにくいかと思いますが、どうもそういう組織の中に、事務職員が雇えるみたいなものがあるんですよ。事務職員を雇うといってもそんな半端な数字ではないんです、200万円前後使って、うちは地域コミュニティがありますけど、そういう最適土地利用総合事業については、事務員さんも雇えますよみたいなのが出てきているんです。私の見方ではですよ、ちゃんとそこを担保できるような証拠はないのですが、どうも見ていくとそういうふうに見えるのですが、これまで多面的機能支払交付金事業というのは、会長さんがおられて会計さんがおられて、それこそ補助金の大きいところは、年俸10万円とか20万円とかそういうのがあるのかもしれませんが、小さな組織、年間100万円前後の交付しか頂けないところというのは、会長さんでさえも2万円、3万円、会計さんでも2万円、3万円というような、どちらかという一生懸命取り組もうとする方たちがほぼボランティアになっている分を、こういった農村RMOでも何

かそういう話を聞いたところでしたし、耕地林務水産課の課長から頂いた資料にも、「そういったことなのかな」というふうに思ったところなんですけど、今後ここについてはちゃんと勉強していこうかなというふうに考えています。農林水産省の課長のお話でしたので、今取り組んでおられる地域コミュニティの傘の中に、これを入れてやっていきたいというようなお話があったところでしたので、もう少し私も勉強はしていきます。耕地林務水産課長、そういった形で共にこれを調査・研究していかれませんか。

○市長（下平晴行君） 私もちょっと調べてみたんですね。そしたら事業が二つありまして、農地等活用推進事業と低コスト土地利用支援事業というのがありました。この農地等活用推進事業というのは、簡易な整備それから農業ハウス簡易トイレ等の整備。低コスト土地利用支援事業については、これは粗放的農地利用事業ということであります。刈り払い、電気柵等の条件整備、そして先ほどありました蜜源作物、緑肥作物等の種苗費、省力化機械の購入費、それから粗放的利用のための実証、計画的な植林、こういうのがあります。そういうことで本事業については、耕作放棄地を含む一定区間を地域ぐるみ、先ほど協議会と言われたのはこのことではないのかなと思って、地域ぐるみでの話し合いにより、営農すべき農地と粗放的用農地に区分し、これを保全するために必要な支援、道路・水路などの整備、省力機械の導入などを行うものであるようでございます。したがって、今後の耕作放棄地利用を検討し、実現する事業になります。当該する地区で、そういうことであれば相談をしていただければというような取組でしてまいりたいというふうに考えております。

○9番（八代 誠君） 多分この農林水産省も多面的機能支払交付金事業については、もうちょっとこういう組織ができてちょっと時間が経って、課題が見えてきたところなのかなというふうに思っているんです。その課題をクリアさせるために新たな手をちょっと打ってきたのかなと。私の耳が確かであれば、今市長が言われたのは理解が違って、志布志市が取り組んでいる校区ごとの地域コミュニティの傘の中にこういったグループを作っていただいたら、さらにその地域に今市長が言われるように耕作放棄地とかがなくなっていくんですね。ですから多面的機能支払交付金事業自体もなかなか増えていかないし、どっちかと言ったら、減っていくほうになっているのかなというふうに、自分としては理解したところでしたので、ぜひですね、次から次へとこういうふうに補助的かというと、かゆいところに手を差し伸べるような制度ができているというふうに感じておりますので、ぜひ私たちも勉強していきますので、使い勝手のいい補助制度をどんどん利用していきたいなど、こういう事業を活用して一緒に取り組んでいきませんかという提言です。もう一回、市長お願いします。

○市長（下平晴行君） あらゆる事業を活用した、そしてできるだけ負担のないような取組をしてまいりたいというふうに考えておりますので、一緒になって話し合いながら取組をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○9番（八代 誠君） はい、よろしく申し上げます。

それでは、最後の質問に移ります。本市の単独補助事業である総務課所管の宅地災害復旧作業

支援事業補助金、令和元年及び令和2年の梅雨時期の豪雨災害に伴って創設された補助事業であります。複数の議員がこの議場で「何とかありませんか。市の単独補助事業をつくってくださいよ」とお願いしたら、すぐこういった補助事業に対応していただきました。本当にありがたかったなというふうに思っています。ただ、さらに議員は欲張りですから、「これじゃ足りませんよ」と、「隣の曾於市なんかはすごい補助制度をやっていますがね」ということで、令和4年7月から建設課が所管する法面防災事業補助金制度が開始されました。本当に両方とも素晴らしい事業だなというふうには思っていますが、まだまだ私としては物足りない、課題が多いなというふうに感じております。まず、この二つの補助金制度の概要と直近の実績についてお示してください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

まず、宅地災害復旧作業支援事業補助金につきましては、市が指定する自然災害により、市内に居住を有し、被災した宅地・家屋に居住している者へ、経費の3分の2以内かつ30万円を上限に復旧作業に係る経費の一部を支援しております。ただし、賃貸借契約に基づく借地や借家は除いているところでございます。

次に、法面防災事業補助金についてであります。崖下・崖上などの斜面の法面災害を防止又は復旧を目的に、昨年7月から新たに創設し、法面工事に係る費用の2分の1以内かつ100万円を上限額として、個人が行う事前の土地の防災対策、災害発生後の宅地や隣接する土地の崩壊を防ぐための費用を補助する復旧支援に努めているところでございます。

○9番（八代 誠君） 今回、質問するにあたって、この事業のマネジメントシートをのぞいたんですけど、自分の探し方が悪いというよりも、事業名が宅地災害復旧作業支援事業補助金等についても、災害対策事業の大きくくりの中の一項目になっておりましたので、そういうシートを見つけることができなかつたところでした。ここで、少し気になったのですが、建設課が所管する法面防災事業補助金制度について、令和4年度補正予算において計上されたんですけど、令和5年度の当初予算額というのが、少し減ったのではないかなというふうな気がしています。予算額を減額したその主な要因とは何なのか、お示してください。

○建設課長（鮎川勝彦君） この補助事業は、先ほどからある令和4年7月から創設されて、本年度の実績といたしましては、4件の申請があり320万8,000円の補助を行っているところでございます。その実績に基づきまして、令和4年度は800万円の予算でございましたが、本年度が320万円程度でございましたので、実績に基づいて減額して500万円の予算を計上しているところでございます。

○9番（八代 誠君） ちなみに、この二つの事業というのは重複して利用はできるのですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 総務課所管の補助事業は、災害が起こった後の土砂撤去等の事業で、それはそれで、法面防災につきましては、災害を未然に防ぐところでございますので、その総務課の補助を使った後、また法面が崩壊しそうであれば、法面防災事業の補助金を使えるということで、重複して使えるところでございます。

○9番（八代 誠君） 私が今回お願いしたいのは、総務課所管の宅地災害復旧作業支援事業補

助金、先ほど市長から御説明がありましたように、補助率が3分の2で限度額が30万円ということです。建設課が所管する法面防災事業補助金については、補助率が2分の1で上限が100万円ということです。令和元年の大雨で相談を受けたところがあります。そこについては、土砂を撤去するだけで多分200万円から300万円くらい要した、そこは極端なのかもしれませんが、そういったところもあります。まして今、燃油価格等あるいはいろんな品物が値上がりをしていく、多分人件費も上がっていく、10年前の例えば10万円でできる仕事と今の10万円でできる仕事、量的なものが大分違うと思うんですね。市長、課長はちょっとお答えできないかもしれませんが、事前打合せでこういうことをお話していないので、公共事業でも最近燃油あるいはいろんな資材等が値上がりをしています。例えば、ロシアがウクライナ侵攻をする以前の設計価格が仮に1,000万円だとしたときに、今であれば、1,000万円では済みませんよね。どの程度変わっていくのですか。たまに電気代が「160%になったよ、170%になったよ」とかいう話を聞いたりするのですが、1,000万円ではまず済みませんよね。2年前の1,000万円で事業ができた分が、現在いろんなものの価格が高騰しています。1,100万円とか1,200万円ぐらいするのではないですか。数字としてはそうなのですが、それはちょっとお答えできないよというのわかりますけど、高いですよ、かなり、少々ではないですよ。そこだけお願いします。

**○建設課長（鮎川勝彦君）** ウクライナ侵攻の影響もあるところでございますが、現在、燃料、鉄、人件費等々はかなり高騰している状況でございます。

**○9番（八代 誠君）** この総務課の宅地災害復旧作業支援事業補助金、現行補助率が3分の2の30万円が限度額なんですよね。3分の2の30万円といっても、仮に50万円かかったとします。今の現時点の単価というかそういう形で。そこには消費税も乗っかっているし、業者さんの利益の部分の経費というのも、多分15%とか20%とか乗っかっていると思います。先ほどお話ししましたように直接工事費という部分が値上がりしていると、5年前30万円で済んでいたものが、「それ以上かかっとらせんですかね」という話なんですよね、私が言いたいのは。だから、そういう補助金の限度額というのがいつまでも同じ額というのは、市長、ちょっとどうなのかなというふうに思っています。

もう端的に言います。総務課が所管している宅地災害復旧作業支援事業補助金を現行の30万円から50万円ぐらいに引き上げられませんか。また、建設課が所管する法面防災事業補助金、現行の補助率2分の1ではなくて3分の2ぐらいにして、上限額を100万円から200万円程度に検討はできませんかということです。市長、お願いします。

**○市長（下平晴行君）** この宅地災害復旧作業支援事業については、ちょうど私が議員のときに一般質問をして、いわゆる農地災害等はあるのに、家に入ってきたときには何も支援がないということで、どこか先進地があつて、それでお願いしたところでもあります。そういうことから、3分の1ということでの対応なのですが、そのいわゆる機械借上げから予算の使い方ですね、執行の在り方も前からすると大分変わってきて使いやすくなっているんですけども、そこ辺の今おっしゃったような物価高騰等の関係で影響があるとすれば、そこはしっかりとまた内部で協議

をして、こちらの法面防災事業補助金についても、これはなぜ補助をしたかと申しますと、ここから出て行ってしまってもう帰って来られないのではないかとということで、支援をしていこうという考え方でございます。そういうことを考えると、やはり今そういう事業費が膨らむ、いわゆる自己負担が増えていくようであれば、そこ辺の検討とかはしていかなければいけないのかなというふうには思っているところでございます。

○9番（八代 誠君） 私も、この総務課が所管していただいている宅地災害復旧作業支援事業補助金、すぐに対応していただきました。そしてまた建設課が所管する部分については、本当びっくりしたというか、「こういう制度をつくりましたよ」ということでしたので、担当課のほうに「よかんできたいな」という話をしたら、市長がやはり志布志市にせっかく住んでおられる方が、こんな危険なところは嫌だといって志布志市外へ、そういったことがないようにということで創設されたというふうに伺っております。のであれば、検討していただくということなのですが、現行が2分の1、200万円かかったときに100万円、ちょっとですね、200万円もかけて自分の裏山をちょっとやろうかなというふうにはなかなかですね、余裕のある方じゃないと取り組めないのかなというふうに考えます。これが3分の2だったら、「3分の2か」というふうになりはしないですかね、市長。ですから、すぐ答えをくださいということではないですよ、もう新年度の予算がありますので、物価高騰やら人の気持ちを考えたときに、大きなこの法面防災事業補助金ですよ、2分の1ではなくて3分の2になるような検討をしていかないと、だから逆に令和4年は補正をして予算を組んだけれども、なかなか実施が見られないと、減額ですよ、市長の肝いりの事業が。ちょっとどうなのかなというふうに思います。今後のことについて市長、お願いいたします。

○市長（下平晴行君） おっしゃることは重々、十分分かるところでありますが、補助金の支援の在り方というのは、ほかの事業等々の絡みがございますので、そこは内部で十分に協議して、おっしゃることは十分分かっておりますので、その辺も含めた協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○9番（八代 誠君） 終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

○  
午後2時35分 休憩

午後2時44分 再開  
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。今、ちょうど議会があるとちょうど国会も開かれているんですね。その中で、敵基地攻撃能力だと、いわゆる憲法から見たときに



どうだろうと、そんな議論が堂々で行われております。私たち公務員、天皇（摂政）及び国務大臣、その他の公務員は、憲法尊重、擁護の義務を課せられています。99条ですね。そうしたときに、私は「この方たちは日本国憲法を何と思っているのだろう」という思いがあります。「憲法の一番大事なものは何ですか」と仮に私に問われたときに、私は一番大事な条文は、憲法第13条でございます。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」というふうにうたわれております。ここに、生きている私たちの命と自由、最高の価値を持っているということでもあります。なぜ私がこのことを、いつも住民の皆さんから相談を受けるときに、最初に話をするのは、その方の要求に基づいて、憲法の条文をお話をさせていただいてから相談に乗ります。この13条は、目的を定めている。この国は何のためにあるのか、何のために政治家は仕事をするのか、それは国民の命、自由、幸せを実現をするためであります。国民のために国が働く、それが憲法だという思いがあるからであります。この憲法は、その目的をしっかりと達成するためにいろんな仕組みをつくりました。徹底的に戦争をしないということ、国民を主権者として心の自由、表現する自由、みんなで集まったり、好きな仕事を選び、好きな人と結婚する自由、そして生存権、そうしたもろもろのことを歴史上人類が勝ち取ってきた大事な権利がここに凝縮されているという思いがあるからであります。その権利を奪わせないために、憲法を最高法規として定めて、徹底的に権力者を縛るといいますかね、縛りをかけました立憲主義であります。そうした立場をよく理解した上で、国会議員の皆さん、官僚の皆さんもあつてほしいものだなと、そう思います。私もその一公務民の一人であります。ここにおられるみんな全ての方が憲法を尊重する、その義務が課せられている。その立場でやり取りをしたいというふうに思います。今回6項目ほど通告をしておりました。皆さん方もその立場で、住民の立場に立ってどうなのかという立場からの議論をしたいと思いますので、ぜひその立場からお互いに議論をしていきたいと、そういうふうに思います。

まず、会計年度任用職員制度についてということでお伺いをします。国が会計年度任用職員制度の導入等に向けて、事務処理マニュアルというのを出してあります。住民の生活を支える自治体の業務は、正規の常勤職員によって自治体が直接執行すべきものです。総務省が今言いましたこのマニュアルで何て書いてあるかと、「公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべきである」というふうに総務省自らがしております。ところが一方で、自治体には総務省からのこれまでの長い間で、総人件費削減・定員管理計画が押し付けられて、正規職員は1980年代の320万人から、2020年には270万人、これはいろんな数字が若干あるでしょう、約50万人ほど削減をされております。その代わりに非正規職員、これまでは臨時職員、嘱託職員と言っておりましたが、会計年度任用職員制度ということになっておりました。実際に2020年度には69万人、会計年度任用職員はそのうちの62万人というのがいろんなところが出している統計、これは若干数字は違いますよ、大差ありません。そこで、本市における会計年度任用職員制度が始まって今3年目です。私自身はこの方たちの待遇改善や任用の在り方を絶え

ず見てきました。3年目に入りましたので、それまでよく内容が分かりませんでしたけど、少しやり取りを昨年もさせていただいたりしています。

そこでお聞きします。本市における会計年度任用職員の皆さんに対する当局の認識をどのように捉えておられるのか。併せて、現状の人数、そして会計年度任用職員の方々の賃金、これはどうか年収でお示しをお願いしたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 小園議員の御質問にお答えいたします。

公務の運営につきましては、組織として最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現することにより、厳しい財政状況にあっても住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要であります。

本市の会計年度任用職員につきましては、職員とほぼ同数の方が66種類の職で、様々な分野で活躍されており、現状において本市行政の重要な担い手となっていただいているところでございます。

**○総務課長（小山錠二君）** 会計年度任用職員の人数ですけれども、令和5年2月現在におきましては、現在で市長部局から教育委員会、農業委員会、水道課まで含めて332人いるところでございます。そして平均的な賃金額としましては、職種や勤務年数により異なりますけれども、人数の一番多い一般事務補助の令和5年度の報酬の年額が約144万円となるところでございます。それに加えまして、6月、12月期の期末手当16万円を含めると、年収合計が165万円となるところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、市長のほうから「我がまちの行政を執行していくにあたって、欠かせない存在である」という答弁がありました。言葉は若干違いますけどね、そういうことですよ。ぜひ私は、この方たちが会計年度任用職員ですので、一年一年更新ですよ。行政というのは継続性が求められますので、ある職種によっては1年より2年、3年より5年長くしていただく、そういうものが必要な職種というのがありますね。その中で、例えば図書館の司書、司書補、学校図書館の司書、司書補の方、そして消費生活相談員、そういった方々、ほかにもまだいっぱいありますよ。そういった方々は、毎年一年一年でやるよりかは継続してやったほうが、行政サービスとしても低下をしないという、そんな思いがあるんですね。ところが、その採用の在り方についても少し心配があります。毎年公募によってやるということですのでね。その前に、今課長のほうから全ての会計年度任用職員の年収が約165万円ということでありました。ちなみに、私は市議会議員として年間約450万円ほど頂いております。実際、仕事は365日、24時間、公務員ですのでそういう思いで私はしております。でも、実際によく考えていただくと、この会計年度任用職員の方たちは165万円、多いとはあまり思わないですね。これは志布志市の市民所得からしても、大分低いです、これ。ぜひここについては、市長が考えてフルタイムにするかパートという言葉は悪いですけど、そういうものにするかという点では、市長がどうそのことを受け止めて、考えてやるのかということにかかってきます。そういった意味からしたときに、大切な人たちだとそういう認識があれば、ここについてはやはりこの条例でできるわけで、少し考えてい

ただけませんか、市長、そういった認識はありますか。

○市長（下平晴行君） 会計年度任用職員の募集採用にあたっては、地方公務員法第13条の平等取扱いの原則を踏まえ、年齢や性別に関わることなく均等な機会を与える必要があるとされておりますことから、原則、ハローワークを通じて募集を行い、面接等による選考を行っているところでございます。会計年度任用職員は公募を行うことが法律上必須ではありませんが、会計年度任用職員の採用にあたっては、できる限り広く募集を行うなど適切な募集を行った上で、任期ごとに客観的な能力実証を行う必要があるため、毎年募集選考を行うものでございます。

○19番（小園義行君） そういうことですね。ちょっと私の質問と若干違いますが、いいですよ。この任用の在り方が、毎年毎年という非常に働いておられる方々からしたら、不安定ですよ。やりがいは持っておられると。市長のほうも大切な方たちだと、本人の働き方としても大変やりがいを持ってやっておられるにもかかわらず、毎年不安なときが12月、どこかその近辺から始まるんですね。だから、この再度の任用については本人の継続の意思確認の上で、公募によらず、勤務実績に基づく能力実証によって任用とすべきだというふうに私は思うんです。先ほども言いました継続性の問題とか含めてですよ。ここについては、市長いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、採用にあたっては、できるだけ広く募集を行うということでの取組をしているところでありますが、先ほども言いましたように、能力実証を行う必要があるために、毎年募集選考を行っているということで、能力実証ということも含めて採用しているということでございます。

○19番（小園義行君） そういうやり方をしている。でも実際はやはり毎年そういうものがないと公募に応じなかったということで、アウトになるケースがあるわけですね。消費生活相談員そして図書館の司書補、学校図書館の司書、そうした各種相談業務にあたる職員ね。そして特別支援学級の支援員、この方たちも経験をして積み上げていってずっとこうしていく。これは非常に大事な私は仕事をしていただいている。もちろん一般の行政事務のその方たちが悪いとかそういうことではないですからね、間違わないでください。そういったときに、今能力実証による任用とすべきではないかということをお聞きしたんです。市長のほうもそういう方向性を基本的には考えているけど、やはり公募でやるということだからということですよ。ぜひここは3年目の壁と、国が3年目のそこでやったものですから、非常に苦労されて、その壁がなくなっていく、今年でそうですよね。ぜひ、ここについては本人の継続の意思確認の上で、公募によらず勤務実績に基づく能力実証による任用とすべきと、基本的にはそういう考え方を基本にしているという、そういう理解でいいですか、市長。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） よく分かりました。私は会計年度任用議員ではありません。任期があるからですよ。やはりね、4年間は必死でやろうと思うんですよ。これが会計年度任用議員なんて、そういうのができたらね、真面目にやれないような気もする。でも実際議員としてなったら一生懸命やる、これは職員の方も一緒だと思います。ぜひね、今市長がそういう立場だとい

うことでよく分かりました。

そこで、先ほど年収のこともお聞きしましたが、ここに期末手当が出るようになりました。でも勤勉手当がないわけですね。ぜひ国の期間業務職員、ここには勤勉手当が支給されている状況ですね。ぜひこの方たちにも、期末手当以外の勤勉手当も支給できるようにしたらどうですかという、そこを僕は先ほど年収の関係で申し上げたんですけど、そこについては考え方ですよ、これは市長がそうやったらできるわけで、ぜひいかがですか。

**○市長（下平晴行君）** 会計年度任用職員への勤勉手当の支給につきましては、地方自治法によりパートタイムは支給できないこととされており、フルタイムについては総務省からの通知により支給しないことを基本とすることとされ、その支給については、期末手当の定着状況等を踏まえた上での今後の検討課題とされてきたところです。その後の検討の結果、パートタイムの会計年度任用職員に、勤勉手当の支給を可能とする規定を整備する地方自治法の一部改正法律案が、令和5年3月3日に閣議決定され、現在開会中の国会での審議を経て、令和6年度から支給可能となる見込みでございます。フルタイムの会計年度任用職員につきましても、今回の地方自治法の改正に併せて通知が改められ、支給できるようになる見込みでございます。法律案が成立しましたら、勤勉手当の支給について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、国会でその議案が通るかどうかわかりませんが、そこが議決されたらやるという立場でしたので、ぜひここについてはですね、私たちの生活を支えてくださっている方、住民の側から見たときは、あの方は正規で、この方は会計年度任用職員とは分かりませんよね。その方たちの仕事というのは本当に大事な仕事をしていただいているという、私たち住民の側から見たときも、やはり「この方たちの処遇をきちんとしてよ」という声を上げなければいけないと私自身思って、たまたまうちのパートナーは公務員でしたので、こういう話をすると、「小園さんは我が家の奥さんが公務員やっで、そやんこつ言うたっどが」とこういうのをよく言われました。そういうことではなくて、当時臨時職員、嘱託職員であったとしても、きちんと行政の仕事をしていただいている正規の方と同じなんですよね、住民から見たときはね。やはりそういう意味で、ぜひ今市長のほうからありましたように、この勤勉手当についても、早速ですね、国会で議決した後には、早めに提案していただいて、そういう立場でやっていただきたいと、そういう答弁がありましたのでよく分かりました。人は財産ですよ、本当にここにおられる皆さんも財産ですけど、住民から見たら、一人ひとりが財産なんです。そういう立場でぜひやっていただきたい。そのことが確認をできましたので、次にいきたいと思います。

次は、住宅政策についてということでお願いをします。今議会に松山地域の単独者住宅、正式名称は駅跡地住宅とかね、そういう状況ですけど、単身者または単独者住宅の件があって、提案理由の中で危ない状況があると、安全の保障が難しくなっているとそういうことがありました。ここで、合併してから私自身も少し不勉強でしたけど、有明・松山地域そして志布志地域の市営住宅については、古くなったところは空き家政策が取られていて、共同住宅で4軒あるうちの一つ入居されていると、なかなかそこに対しての対応が難しい状況がある。この空き家政策をして

いるこの市営住宅の現状と、今後の考え方をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

老朽化した市営住宅から安全・安心な住宅への移転を目的として、市営住宅等老朽化対策移転事業を平成28年度から実施しており、移転した際に移転料及び協力費の支払いを行っております。老朽化移転対象の住宅の入居者に対しましては、説明会や戸別訪問を行い、高齢者も多いことから、公営住宅の1階が空いた場合、優先的に案内を行っているところでございます。

○19番（小園義行君） 現状とすると、それぞれ松山・有明・志布志の各地域において、この空き家政策の市営住宅が存在しているという理解でいいのですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） 志布志地域の住宅で若浜住宅があそこにありますね。私もよく新聞の配達とかいろんなところを回るものですから、4棟あるうちで一緒に共同ですので、一つ入っているとなかなか壊すというわけにはいかない。そういったときに考え方としては、今後それは市長、この空き家政策をずっと続けるというわけにもいきませんよね。松山地域の単独者住宅は安全の確保が少し難しい状況だから、そこに行ってお話をし、同意を得た上で出ていただくということになったわけですが、今後そこと同じような考え方をしていくということによろしいですか。

○市長（下平晴行君） いわゆる政策空き家というのが、若浜住宅や松波住宅などの老朽化している住宅で、入居させない空き家ということでございますので、そのところには、入居は遠慮していただくというようなことでございます。

○19番（小園義行君） だから、現在入っておられる方々含めて、若浜のあそこを見ても危ない状況ですよ。だからそういったときに、松山地域の単独住宅を同じように、そこに住んでおられる人とよく話をし、同意の上で新しく移ってもらう。そのときに国や県の住宅、それは民間が借り上げたりしているのかもしれませんが、そういったところに現在入居されている人たちと対面で話をし、同意を得られたら、その一つの市営住宅のそこを、全員ここに入れていただく、そうすると自治会の崩壊というふうにならないんですよ。あっちに一人、こっちに一人だったら、つくってきたものがそのままそこで自治会として、また機能するという考え方を持っているんですけど、ぜひ、現在入居されている人たちに対してのそういう対応の仕方としては、そういうことも一つの考え方ではないかなと思うものですから、今質問をしています。市長、いかがですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 今、老朽化にお住まいの方々には説明会等を行って、また戸別で訪問させて状況を聞いたりして、別の市営住宅の低いところであれば移転してくださるとか、そういったことをお聞きして、先ほど市長が申しましたように、1階等が空いたときには、優先的に案内をしているところでございますが、高齢であったり、移転する体力がなかったりということで、なかなかその移転が進んでいないところでございます。

○19番（小園義行君） 今課長のほうからありましたように、ぜひその方たちはそこに本当は住みたいけれども、40年、50年なると劣化しますね。そのときに家賃を頂いている以上、責任が行

政としてはあるから、きちんと安全なところに移っていただきたいと、そういう思いから今回松山地域の単独住宅はそうされたんですね。ぜひそういう住民に寄り添うという立場から、今課長がおっしゃったようなそういう対応が必要ではないかと思います。考え方としては、市長も一緒ですよ、そういうやり方をしていきたいとおっしゃっているのですが、どうですか

○市長（下平晴行君） はい、同じ考え方でございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、入っておられる方々は、本来はそこにずっといて、交流のある自治会をきちんと維持しながら進んでいきたいと思っておられると思いますので、そういうばらばらになるのではなくて、一つの自治会として、再度、そこで生活ができるようにやっていただきたいと、そういう立場だということでしたのでよく分かりました。

その二つ目です。私もこの住宅の入居、そういったものに対していろんな相談を受けます。この前も市営住宅の入居の件でちょっと相談がありました。そのときに、これまでこの県営住宅に入居されている方々が、退去するときの個人負担が非常に大きい。このことでなかなか出るに出られないと、今度は入るときそのことを言うと「いや小園さん、そこにはちょっと入りがならんて」こうなるわけですね。そういったものを解決するために、これまでも県議会議員の方とか、私は共産党議員なので、県と交渉をするときそういったこともやりましたが、なかなかそれが改善の方向にないものですから、全ての市町村でこれを県に上げるとか、そういうことがあつたらどうだろうと思う。なぜそれを言うかということ、市営住宅に入っている人は、それはなくなりましたね、国の政策と同じように。県だけ残っているものですから、非常にここ、志布志市内の県営住宅見てください。見事に空いていますよ。入れないんですよ、結果ね、出るときのことが。ここに対して県にぜひそこは見直しをしてくれと、これは首長として同じ市民ですから、県営住宅に入る人も志布志市の市民、市営住宅に入られる人も志布志市の市民、同じ志布志市の市民なんですよ。そこについては、やはり県がそれを見直しをしていただけるように首長として声を上げる、要請をしていただけませんかこちらはお願いをしているんです。それについては、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 県営住宅の退去時の個人負担については、畳やふすまなどの張替え費用のほかに入居者の手入れ等管理不足による修繕などが発生し、高額になったケースがあるようでございます。県営住宅を所管している住宅政策課へ、要望を行っていきたくと考えているところではありますが、これはやはり先ほどからありますように、曾於市、大崎町、志布志市で構成する曾於地域土木事業連絡会において、退去時の費用の負担軽減を図るように、他市町と連携を取って要請をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 今初めて聞きました。そういった協議会みたいなものがあるんですね。ぜひこれは、本当に同じ志布志市の市民が県営住宅に入るか、市営住宅に入るかで出るときに大変な思いをされる。市営住宅はなかなか空かないですよ。県営住宅はたくさん空いています。ぜひね、今おっしゃったように、県のほうにこのことの見直しをしていただけるように、曾於市、大崎町と一緒にしてもいいではないですか、ぜひ、今そういう対応をするということでしたの

で、これについてはお願いをします。ぜひ、そうしてください。

次に、国保についてお願いをします。これまで先の議会も県国保財政安定化基金のことについて質問をし、今協議中というところで答弁終わっていますね。県は、「その後の対応がどうだったんだろう」という思いがあって聞いています。その後の財政安定化基金の県の財政部会ですか、そこについてどういった状況になっているのかというのが分かれば教えていただけますか。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

県国保財政安定化基金については、令和4年4月1日施行の国民健康保険法改正に伴い、国保事業費納付金の著しい上昇抑制など、安定的な国保財政の運営の確保を図るために必要であると認められる場合に、決算剰余金について財政調整事業分として積み立てた額の範囲内を取り崩し、県の国民健康保険特別会計に繰り入れることができる財政調整機能が付与されております。この財政安定化基金の活用につきましては、県平均の一人当たり納付金額の対前年度伸び率が10%を超える場合に活用する運用となっておりますが、再協議がなされ、各市町村に対し、県が意見照会を行い、内容を取りまとめた結果、県から今後の運用方針については、令和5年度に提案する予定となっております。

今回、令和5年度国保事業費納付金におきまして、仮算定から本算定における国保事業費納付金総額が約5億円の増額であったことから、市町村の予算編成や税率改正に大きな影響を及ぼすものと判断し、県が財政安定化基金から増額分約5億円の取り崩しを行い、国保事業費納付金の上昇抑制に活用している状況でございます。

**○19番（小園義行君）** 今、市長がおっしゃったとおりに、これは県のホームページに出ています。今おっしゃったとおりですよ。それで、一つだけちょっと確認をさせてください。南さつま市が昨年11月に県のその財政部会に要請をして、やはりちょっと意向確認のアンケートを実施されたんです。今、市長がおっしゃったとおりですね。それで2月の月上旬にそれが取りまとめられて終わっていますので、来年度いわゆる令和5年度のそこできちんと伝えて、どうやるのかということになっているということでもあります。本市にも基金の運用について、県から意向確認があったんですか。なかったらいいですよ。あって、どういうふうに答えられたのか、それだけ教えてください。

**○保健課長（川上桂一郎君）** お答えいたします。

今議員御質問の協議についてのアンケートがございました。本市としましては、今後の国保財政等も勘案した結果、継続協議という回答はしておりますが、やはり今回5億円の基金の活用というのも実際あるというところから、この基準の関係を課内で協議をして、もう一度その辺は精査をしていきたいというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** 今課長がおっしゃったような回答だったんですね。そこで、ぜひ私は、ここの大隅地域だと東串良町がその財政部会のメンバーに入っているので、「志布志市の考えはこうだからさって、ちゃんとあんたはあそこに行ったときにこう言ってくれよ」って、そういう機会を設けられるのかなという思いがちょっとあったんです。今回、南さつま市が11月にアンケ

一トを取ったらどうだみたいところがあって、ここに至っているということで、市としても、さっきのような答弁だというふうにありました。今市長が答弁されたように5億円ですよ、いわゆる10%を超えているとかそういうことではなくて、仮算定よりも本算定をしたら5億円ぐらい大きくなっちゃったから、税率引上げをするわけにはいかないということで基金を取り崩してあるという、私たちも県にもお願いをいっぱいしましたけれども、現実にそうなったんですよ。うちの今年度のあれを見ると、約2,000万円ぐらい納付金を抑えられていますよね。この5億円の内訳ですよ、志布志市の国保会計にどういった充当がされたんだろうと、そこが分かっていたら教えていただけますか。

○保健課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

今回、この基金の5億円の活用ということで、本市におきましては、対前年度比で201万円程度減額となったところでございます。

○19番（小園義行君） 私がここで、あくまでも試算ですよ、資料として当局ではなくて県のほうから頂きました。志布志市は本年度の本算定の結果が10億5,197万5,335円で、今回この5億円を取り崩したそれで1,090万5,353円充当してあるというような試算ですね、大体それぐらい。ありがたいことだと思うんですよ。税率の引上げを抑えるために、国の基金を運営者ですので基金を入れてくれたと、これは非常にありがたいことで、基金は何のためにあるのかといたらそのように使うためにあるわけで、今回県の基金を、本来だと納付金が10%伸びないとしなよと言ったのを置いといて、県がしてくれたと。これは非常にありがたいことだ。ぜひですね、やはりこれは声を上げないとこんなふうにならないと思うんですよ。そこについて、今課長のほうからあったとおりですので、また、委員会等で詳しくありますので、その中でやりたいというふうに思います。よく分かりました。こういうふうに、県もそれぞれ自治体にこれだけやってねということで上納する。納付金をするとき、自治体のことを若干考えてもらったんだと、それはそう思いました。ぜひそういった意味で、今後も県にもやはり要求すべきはちゃんとしたほうが良いという思いがあってしております。ぜひここについては、そういうことで皆さんの声が上がっていく、そして私たちも一生懸命やりましたけれども、その結果がここに反映されているということで、国保が大きく引き上げられるとかそういうことにならずに済んだという、そういう理解ですよ。課長、具体的にはいかがですか。

○保健課長（川上桂一郎君） 今回のこの基金活用は、本市の国保財政におきましては、非常に良かったというふうに考えておりますので、今後この基金におきましてもですし、国保の財政の安定というのをですね、もう一度、いろいろ今後の財政状況等も勘案した形で協議を考えていきたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） ぜひ、この国保の運営というのは、もう本当にいっぱいところだと思うんですよ。当局の担当のところは大変な苦勞されているというふうに思います。そういった意味で、本来だとこれは国がちゃんとやれば良いんですけどね、なかなかそういう状況がないものだからですよ、国がやっとしたのは、全国からの声を受けて未就学児の均等割を2分の



1 負担すると、ここはよく頑張ってくれました。本来なら全部やったらいいのと思うんですけど、そこで、次に移ります。

この子供の均等割、独自の軽減を図る考えはないかという、これまでも市長といろいろやってきました。「なかなかそういうふうにやっていいのかどうか。」という市長のほうからの答弁でしたね、これまでもね。そこについて、やはり私は通告に何て書こうかなど、未就学児と書こうとしたのですが、ちょっと待ってよと。これは少子化対策の観点からもどうしてもこれは必要だなという思いがあって、均等割独自軽減という表現をしたのですが、国が統計を出しました。80万人を切っているという結果ですね。やはりこれは、おぎゃあって産まれてきた子供にも税金をかけると、そんなの考えたら国保に加入されている人は、やはり子供を産むということはすごい勇気がいると思うんですよ。そういった視点からも、ぜひ未就学児のその二百何十万円、あと全体で18歳以下としたときに幾らなのかという、そういう試算があればですけど、せめて未就学児、そして18歳未満の子供の負担軽減を全額したとしたら幾らになるか。通告をしておきましたので、それをお示してください。

○税務課長（濱田 茂君） お答えいたします。

まず未就学児に対する独自軽減した場合でございますけれども、未就学児の均等割の総額が347万3,052円で、そのうち2分の1は法定分でございますので、独自の助成分2分の1は173万6,526円、これは令和4年度の実績から数字は出しております。高校生以下、18歳以下を軽減した場合でございますけれども、均等割の総額としましては1,531万1,700円で、未就学児分を除いた市独自助成分の金額としましては1,357万5,174円という試算を出しております。

○19番（小園義行君） 今、税務課長から答弁があったとおりで、この金額でやれるというわけですね。ぜひこの国保は国民皆保険と言いながら、均等割というのがあるのはこの国保だけなんです。本当に子供がたくさんいる家庭は、もう大変な状況というのが表れています。所得もそんなに高くないのに、均等割があるがゆえに負荷限度額に到達してしまうようなね、そういうことがあるから、この金額としたら未就学児のそれだけだったら、約173万円で済むと思うんですよ、今おっしゃるように。そして高校生以下だと、その分を引いたところで1,357万円、これで均等割が全部市の独自対策としてやれるということで、ここにうちの一般会計からでも繰り入れてやるという、そこに市長、思いが至りませんか。こういうのがなくなると、国保に入っている方々も、結果、子供の出生率、そういったものに影響が大きくあると思うんですよ。市長、そこら辺はいかがですか。

○市長（下平晴行君） 国民健康保険の均等割保険税については、全ての世帯員が等しく給付を受ける権利があり、子供を含めた被保険者の人数に応じて一定の御負担をいただく必要があるものと考えております。さらに、先ほど申し上げた国保の財政状況等も踏まえ、今後もこれまで同様、子供の均等割保険税の軽減制度の拡充や拡大について、国に引き続き働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長、厚生労働省が国保財政の法定外繰入れの区分というので、こうい

うふうに出しているんです。決算補填等目的の法定外繰入れというのと、決算補填等目的以外の法定外繰入れ、分類を二つに分けているんですね。国の基準をいじるのは駄目だよと、実際に保険料の減免額に充てるためとか、こういったものについては大丈夫だという法定減免、これをうたっているんですよ。それで、市長はこれをやるとペナルティがかかったりいろいろするから。でもペナルティを市長が頑張っただけでそれをやるのにやっているから、「おまえのところは財政が裕福にあるからペナルティかけるよ」なんて、そのこと自体がおかしい。今国会でやっていますよね。いわゆるその所得制限を撤廃するかしらないかって。「愚か者め」と言ったあの方がこの前質問しました。見ていましたけど、「本当に反省があったのかな」とはちょっと私は思いましたけど、実際国も求めて、二つに分けているんですよ、基準を下げろとかそういうことではないです。そこで、繰入れをしたときに、これまでも国会とかいろんなところでやっていますが、こんなふうに言われています。これは厚生労働省が保険局長、2015年4月17日の衆議院厚生労働委員会で、当時の保険局長がこういうふうにおっしゃっています。「一般会計からの繰入れをどうするかということにつきましては、それぞれの自治体で御判断をいただく。これを制度によって禁止するというふうなことは考えていない」というふうに厚生労働省の保険局長が答弁しているんです。そこのまちで判断してと、そのことでペナルティをかける場合とかけない場合という二つに法定外繰入れをね、市長、そういうふうにしてはいるんですよ。ぜひね、これは市長の権限において金額全部やったとしても1,357万円ですよ。これがあれば、志布志市は国保の均等割をなくしていける。住みたいまち、行ってみたいまち、それになりませんか。住んでよかったまちって、少子化対策としてもこれは絶対必要だと私は思います。この均等割というのがあるのは、国保だけです。ぜひそこは市長、何かよく考えていただいて決断していただだけませんか。それが下平市長のいわゆる「市民目線」と、そして「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」そういうことをしたときに、この1,357万円があつてペナルティはかけられませんよ。国のこれでいけばですよ。だからぜひ均等割があるのはそれだけで、協会けんぽだと半分になるんですよ、これがなくなると、大体協会けんぽ並みのそういうものになっていくというのが、私が勉強した中で思っていることです。あとは首長の判断一つなんですよ。そこを市長、独自に均等割について考えませんか。

○市長（下平晴行君） ほかの補助等々も含めて考えていかなければいけないのではないかなというふうに思いますが、県の国保運営方針に地方単独の保険税軽減は決算補填等目的の法定外繰入額として赤字とみなされることから、解消に向けた取組に係る財政健全化計画を策定し、計画的な取組を進めていく必要が生じると、いわゆるペナルティは課されるということでございますので、この件については、十分協議をしなければならないのではないかなというふうに思うところでございます。

○19番（小園義行君） これを少しやると時間がいっぱいかかりますので、基本は国民健康保険法第77条、地方税法第717条に基づく減免、この減免新生だといわゆるうちは保険税ですよ、税と料は違うから、この国民健康保険法と地方税法と分けてはいますが、減免等に充てるための

これについては、条例減免だからそれについては、決算で赤字が出たからそれを補填するための目的以外の法定外繰入れ、ここをどうするのかというところで分けていますので、そこはまたよくしてください。ぜひね、ここについてはほかの税でも均等割、子供が生まれて次のそこから、ちゃんと税金をかけられるというのはまずないわけで、国保しかないですよ。ぜひ、そこについては、よく内部でまた議論してください。ここについては、また市長、今後議論をしたいと思います。ここでしますのでね、水面下でやることはありませんので、ぜひこのことについては、当局の中でよく検討してください。時間の関係で、国保についてはこれぐらいで終わります。

次に、教育行政です。施政方針で、「学校の在り方を考えていきたい」ということで述べておられますね、今年の施政方針ですよ。そして、ちなみに一年前の令和4年3月議会でも、所信表明についてということで、私自身が3月議会でやっています。2年連続でこれが来ているものですから、一年前は「市立小・中学校21校のうち、国が示す適正規模校はなく、過小規模校が増加することが見込まれる。保護者や地域と共に小・中学校の在り方を検討していく」と述べられております。そのときの答弁も覚えております。今回は、6年したらたくさん児童が減っていく、そういうことでどうあるべきかという在り方を保護者、地域の方とやっていく、その思いはどこにあるんだろうと、もう一回それを聞かせてください。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

本市の児童数につきましては、6年後におっしゃるように約25%、424人減少することが見込まれております。今後の学校の在り方について学校、保護者、地域の皆様と一緒に考えていかなければならない時期に来ていると認識をしているところでございます。

まずは教育委員会が中心となって、この現状を積極的に情報発信し、保護者や地域の皆様と情報共有した上で、率直な意見・感想をいただき、子供たちにとってどのような教育環境が望ましいか、地域に合った学校の在り方などを市民と共に考えてまいりたいというところで取組をしているところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** 教育委員会におきましては、児童数の減少等に関する情報を教育委員及び市長と共有し、今後の方針等について総合教育会議等で協議を行っております。本年度は児童減少の影響を中学校よりも早く受ける市内全ての小学校のPTA役員や校長、教頭等に対しまして、児童・生徒数の今後の推移の見込みについて説明を行ったところであります。また、本年に入ってから、小学校の全ての保護者に対して、児童減少に関する動画及び資料を見ていただいた上で、アンケートを実施しております。今後は、このアンケート結果等を学校運営協議会等でお示しし、まずは、これからの社会を担う子供たちにとって、望ましい教育環境はどうあればよいのかなど、保護者や地域の方がどのようにお考えをお持ちなのかを丁寧にお聞きしながら、進めてまいりたいと考えております。

**○19番（小園義行君）** このまま受け取るとそうなんだけど、市長のここの中に、「少ない学校はあまりよくないよ」とか、そういうことがひょっとしたらあるのではないかという、ちょっとこれは推測ですのね、大変失礼かもしれませんが、そう思ったものですから。そこで、過去に

志布志市は四浦小学校、八野小学校を廃止しましたね。休校、廃止という形をとって、存続してまたやりました、2校です。このことに対して、この問題を保護者の方々とやる時には、検証して共に考えていく。あそこの四浦地区そして八野地区は、学校を廃止したけどどうだったんだろうと、そこも市長、やはり考えてやられたほうがいいなという思いがあります。なぜなら、うちの孫は曾於市の菅牟田小学校で、全校生徒14人の学校ですくすくと本当に育っています。そのうち3人がうちの孫です。あと3年したらもう一人入ります。そういうのを考えたときに、少ないから駄目という、それは当然教育長もそんなことは考えておられるとは思いませんよ。ぜひ検証の上でこれをやっていただきたい。なぜなら、給食センターの民間委託のやり方を見ると、やはり「市民と共に考えていく」というふうに述べておられますけど、あのやり方だと運営審議会が一番最後に来ている。先に教育総合会議とかもそこで進んだ上で、給食センターの運営をどうするのかという、それが一番最後の11月に開かれて出てきましたよね。そういうのを見ると、やはり少し心配をします。そういった意味でこの学校の在り方というのは、地域において果たす役割というのは非常に大事ですので、学校がそれぞれの地域で果たす役割、それはあくまでも子供が主人公でないと駄目だという思いがあるんですよ。ぜひ市長、こういった小学校を廃止し、そこを受けて検証し、やはりこうだというそれをやっていくべきだと思います。そして手順に従って、教育に関する地方教育行政法、そこから逸脱しない立場でこのことについては取り組んでいくと、そこをちょっとお聞きをしておきたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、おっしゃるとおり、廃止した地域の在り方等々も含めて考えていかなければいけないというふうに思っております。このことは学校をなくすということではなくて、小規模校にも標準的な学校にも、それぞれ一長一短あると思いますので、まずは保護者や地域の方がどのようにお考えなのかお聞きする必要があるというふうに考えております。大事なことは、今後6年間で急激に子供の数が減少することが見込まれておりますので、この事実をしっかりと保護者や地域の方にお伝えすることが、大切なことではないかというふうに考えております。

**○教育長（福田裕生君）** 今、市長からも話がありましたとおり、教育委員会といたしましても、まったく同じように考えております。学校といいますのは、それぞれの学校が創立してからの歴史、伝統それから地域の特性等が十分にあっての今がございますので、単に人数かれこれということではなくて、そこの学校の良さをさらに伸ばしていくとか、子供たちにとってその環境が将来にわたってどうであるのかといったようなことも、幅広い視点から意見を伺いながら、より良い在り方について整理していくことが非常に重要なことだと思っております。

**○19番（小園義行君）** それぞれ市長、教育長も思いは同じだと思っております。そこで、今特認校スクールタクシー廃止反対署名ということで、ここに思いがあって当局にもお届けしました。これをお父さん、お母さんたちがされます。この内容はここでいちいち読みませんが、農村部の学校に残してほしいとその思いが込められているというふうに思います。特認校制度というのは、それが始まったときその目的は何だったかという、そこの学校をなくさないというのが始

まりで、最初はなかなか人も集まらなかったけど、今たくさん来ている。その学校を地域からなくさないという思いで始まって、今そういうことです。このスクールタクシーの廃止をしますよと、時間をかけてという意味ですね。こういったものが出るということ自体がやはり市長、住民に説明が足りないというふうに思うんですよね。もっとその当局が考えている思いをしっかりと伝える、それが大事だと思うのですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） スクールタクシーの廃止については、児童減少により転出元となる市街地の学校の学級編制に影響が出ているところであります。児童減少が進む中で現状を維持することが難しくなっていること、また特認校の児童のみが公費で送迎があることについて、保護者間で不公平感があったことにより、見直しを行ったところがございます。学校の在り方とスクールタクシーの廃止については、別の問題として捉えていただきたいというふうに思っております。

○19番（小園義行君） ぜひ市長、そういう財政上の問題とかいろいろあるでしょう、タクシー運転手の確保の問題とか、それは今の状況を見るとよく分かります。でも、きちんとまだ当局の思いが届いていないというね、本当に学校をなくすとか、そういうことではありませんということと併せて、充実してくださいというのがありますので、そこを何回もいろいろ意見交換するなりですね、やっていくとそういう立場ですよ、市長。教育長も同じですよ。そこについては、もうそういうものありきではないということで理解していいですか。

○市長（下平晴行君） そのような考え方で、基本的には転出元の学校の減少と併せて、やはり均衡を図っていかなければいけないという考え方でございますので、そのような考え方で取組をしてみたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 教育長も同じ思いだということでもいいですか。

○教育長（福田裕生君） 全く同じ考えでございます。

○19番（小園義行君） ぜひこの学校の在り方については、先ほど言いました四浦小学校、八野小学校を廃止したことの検証ですね、そこについてはきちんとした上で、6年後にはこんなに少なくなっていくと、そういうときに廃止したところでの検証結果はこうだったと、そういうことも含めて情報提供できるように、ぜひ市長、これはお願いをしておきたいと思います。考え方をお聞きしました。

次にいきます。インボイス制度ということで、国は3月31日までにやれということです。実際は9月30日まで、そこまでいいよということに変わってきています。この10月からそれが仮に始まるとしたときに、水道事業、農業集落排水事業、学校給食へ食材を納めておられる、そういった方々へどれぐらい影響がある、どういう影響があるというふうにつかんでおられるのか、そこについてお示しをください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

水道事業につきましては、令和4年12月にインボイス登録を申請し、登録番号を交付されております。農業集落排水事業につきましては、令和5年4月より公営企業会計へ移行し、4月以降に登録申請を行う必要があります。インボイス導入にあたり、消費税申告事務や適格請求書等の

保存における事務負担は増えるところであります。併せてインボイスの発行については、基幹システムにより消費税額明細書の発行を対象者分を一括して発行することができるものの、水道事業においては交付申請数が数百件単位あるものと見込んでおり、事務負担は増えるものと考えております。

水道事業における取引は、基本的には消費税課税事業者と行っておりますが、一部個人や団体、自治会等との委託業務取引があります。インボイス制度が開始されることにより、仮払消費税を段階的にはございですが、消費税確定申告時における仕入税額控除として算入できなくなるため、最終的に消費税納税額として約4万円の負担増となることを見込まれます。

また、農業集落排水事業における取引は、現在取引を行っている事業者が課税事業者のみであるため、インボイス制度による影響はあまりないものと考えております。

**○教育長（福田裕生君）** 現在、学校給食センターへの物資納入業者は、県学校給食会をはじめ、31社あります。一部の物資納入業者を除き登録業者のほとんどが課税事業者であり、確認をいたしましたところ、「既にインボイス登録を行った」または「これから登録を行うこととしている」ということでありましたので、現時点におきましては、給食食材の購入に関しては影響はないものと考えております。

**○19番（小園義行君）** 今それぞれあまり影響はないよということでしたけど、仮に水道事業としても、その課税業者の方が免税業者とやるときに発生するわけですよ。給食だってそうですよ。ここで学校給食会がやる、そうなるのであれば、ここで地元の食材とかそういうものをやったとしたときには、何らかの影響がやはりあると、そういう思いがあるんですよ。だからぜひね、国が今慌てているというふうには私は思いませんけど、3年そして6年の猶予期間を設けて、6年後には撤廃するということになって、6年後からはもう完全にそのインボイスのそれになっていく。そうしたときに、問題は3年、6年先送りするだけの状況であって、これは本当に志布志市の免税業者の方たちに対する影響は大きなものがあると思います。前にシルバー人材センターのことでやりましたね。そしてね、よく考えるなどと思って、シルバー人材センターを通さない形での会員さんと発注者がやって、シルバー人材センターは安泰だけど、ここはそういうのが上がっていくという住民負担ですよ。消費税というのは、消費税法で事業者が納めるとなっているんですよ。そういうものをこっちに回したり、そんなのはおかしいでしょうということを、やはりね、全国で今これをやめてちょうだいと、後の事務処理だとかそういうのが大変になるということがいっぱい言われて、だからこの3年、6年のそういう緩和措置を設けるとかいうふうには国がやっているわけです。ぜひね、これはいろんな職種に関わってきます、免税業者の方にね。だから消費税は最初は3,000万円だったじゃないですか。それが1,000万円になって、今回もう取っ払うよというようなことですよ。全ての職種に影響があるから、私はこれは考えてほしいなと。これはやはり一番最初、冒頭に言いましたね、憲法の問題からしたときも、「これは問題だね」と私は正直思います。誰のために国はあるんですかと考えたら、そこの地域まるごとなくしていくようなね、そういった税の在り方で果たしていいのでしょうか。今この物価が上がって大

変なときに、消費税を5%に仮に下げたら、複数税率ではなくなるからインボイスなんていうのはなくなるんですよ、これ。そういったことを踏まえて、国がいろんなことをやるときには、よくそれを吟味し、検証した上で、住民にとって不利益があるとしたときは、防波堤になって声を上げてほしい。それが私が思うことです。だからぜひ市長のほうも影響がないとは言えませんよね。必ずここについては、国に対してきちんと声を上げてほしい。「もうこれやめろ」というような声が一番いいなどは、私は思いますけど、市長も何らかの形でこれを対応しないと、住民の方たちにもきちんとこれが届いているかという、まだ届いていない部分もいっぱいあります。牛を飼っている人、JAとの関係がある人、特例があるけれども、そういったところにもいっぱい影響があるから、全ての職種にこれは影響がある。このインボイスは私は中止をしろという、それを声高に志布志市行政としても、住民に被害が及ぶからやめてくれというぐらいいいと思うんですけど、市長いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、全ての職種に影響があるということは事実であります。ただ、そういうインボイス制度ということ国が導入しているわけでありまして、その中で緩和措置等もあります。そこをどういう形で国に届けられるのか、市長会ではちょっと駄目だということでございましたので、根拠が何なのかというようなこともありましたので、今後、そこについては機会があればほかの形で、このインボイス制度についてのお願いと申しますか、そこはしていきたいというふうには思っております。

**○19番（小園義行君）** その市長会にて根拠を示せという、我がまちの住民に被害が及ぶ、それだけです。根拠はね。基本そうですよ。これは始まったら私は仕事を辞めます、業者を辞めます、こういうことがいっぱい出てくると私は思います。そういった意味で、この消費税というのはあくまでも益税ではないのだから、きちんと消費税は預かり金でしょうという刷り込みがうまかったんですよ、国がね。そうじゃないんですからね。そこはよく分かった上で、我がまちの住民を守るためにこれはやめてくれと、これが首長の立場だというふうに思います。それはそれでいいでしょう、今市長がね、何らかの形で努力するということでしたので、よく分かりました。ここについては、インボイス、適格請求書等保存方式、本当にやめていかないと、後々しまったということになりかねないという思いがありますので、ぜひ、ここについてはよくまた検証した上で対応してください。

次に最後です。地域コミュニティについてということをお願いをしました。令和6年度から全ての校区、そこに地域コミュニティ協議会が設立したいということで、総会なり設立に向けての現状はどうですか。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

地域で生活し、活動する多くの方が知恵を出し合い、助け合い、まちづくりに参加し、地域活性化に取り組む共生・協働・自立のまちづくりを目指し、その活動の中心組織として、令和6年3月までに、市内全域で地域コミュニティ協議会が設立されるように、現在設置に向けた話し合い等に入り込んで支援し、既に立ち上がった協議会については、その活動を支援しているところ

でございます。地域コミュニティ協議会による地域活動には、自治会未加入者にも参画をしていただき、活動により生まれるつながりによって、地域で誰をも取り残されることがないように、活動をきっかけに自治会への加入が進むよう、各協議会には未加入者にも活動の情報が伝わるような活動の周知方法について支援しているところでございます。

一方で市としては、一番小さな基礎的なコミュニティである自治会が、そこに住まわれている方々の親睦や防犯・防災、景観の維持といった大変重要な役割を担っていただいていることを十分に認識しており、引き続き自治体への加入推進をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** 現在、校区公民館と地域コミュニティ協議会がそれぞれ活動しておりますけれども、組織の形態が異なっても地域に居住する方々が安全・安心な生活を送れるよう、館長や会長を組織の中心とし、日々御尽力をいただいている状況にございます。今後も、地域と行政がそれぞれの知識と経験を生かし、熟議を重ねて協働することが、誰一人取り残さない地域コミュニティの実現につながっていくと考え、市が目指す共生・協働・自立のまちづくりの推進のために、関係機関との連携を密に図ってまいりたいと考えております。

**○企画政策課長（西 洋一君）** 地域コミュニティ協議会の設立状況の詳細について、補足して説明をさせていただきます。

地域コミュニティ協議会につきましては、市内で令和3年度に当初3地区をモデル地区として設立をしております。令和4年度に5地区が設立、それから令和5年度に設立予定が6地区となっております。最終年度の令和6年度におきましては3地区が設立準備を行いまして、最終的には17の地域コミュニティ協議会設立される予定となっているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今から始まるどころ、もう始まっているところ、いろいろありますね。そうしたときに、行政的にいうと生涯学習課、そして企画政策課、連携してこの一年間というのは非常に覚悟が必要だと思うんですよ。それぞれ「誰一人として取り残さない」という中で、生涯学習課、校区公民館、一方地域コミュニティ協議会でも進んでいるところ、企画政策課とのそういった連携がとても大事だという、そこで一つ教えてください。志布志市の自治会未加入の世帯はどれくらいあるのですか。

**○企画政策課長（西 洋一君）** 毎年9月1日現在で、自治会の加入状況を把握しておりまして、令和4年9月1日現在、全世帯数1万5,328世帯のうち加入世帯が9,810世帯、未加入世帯が5,518世帯、加入率につきましては64%となっているところでございます。

**○19番（小園義行君）** この数が、非常に当局が難儀をされるというふうに思うんですね。これまで自治会には住んでおられるけれど、そこに未加入の方、そこに住民同士の感情というのがありますね、いろんなものが。それを越えたところでコミュニティ協議会ですので、ぜひこれは生涯学習課も企画政策課のほうも、非常に覚悟を持って取り組まないと難しいねという、ちょっとそういう思いがある。その中で一つだけ、ごみ出しの在り方という、これは前にも少しやったんですけど、自治会のごみのここに「未加入の方は捨ててはいけません」とありますよね。あれを



どういふふうに解消していくか、加入世帯が64%で、約5,500世帯が未加入、そこでうちの自治会は入っていないけど衛生自治会に入らせてということで、ごみのそういうものがうちほうまくできているんですよ。それができなくて、住民との感情の中で「おまえたがそげん言ったちじ、おいげえんにこげなごみほうっせさせんじね」とそういう仮に自治会があったとしたときに、それを解決するにはその自治会だけでは難しいでしょう。やはりね、これは市長が自ら出向いていて、「こういうことだから協力していただけませんか」というぐらいの覚悟が私は必要だと思うんですよ。その自治会にお願いするのではなくて、行政が自らそこに出向いてそういう問題が発生しているのであれば行って話をし、やらないと、これまでは加入している数によって、掛ける幾らでした。住んでいる人全部で今度は予算がいきますのでね。そこについてのごみ出しのこの一点だけが、ひとつ一番気がかりだなと、そこについての対応はどう考えておられますか。

**○市長（下平晴行君）** これはおっしゃるとおり、自治会に入っていない、いわゆる未加入者のごみ出しの問題ですが、これはその自治会それぞれであります。私はやはり自治会の会員でいろいろな経費を出しておられるわけでありますので、その中で例えば衛生管理費みたいなのを月別に頂いて、どうぞ未加入者の方も入れてくださいみたいな、そういう取組もしている自治会もありますので、お願いとすればそういうことになろうかというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** 今、うちの自治会を例に言いましたね。うちも50幾つあるんですけど、その中の何世帯が「ちょっとごめんさい」ということで「いいですよ」と言って、全部衛生自治会費を頂いて、衛生自治会に加入をしてもらってちゃんとごみを出している。だからぜひそういった問題が発生していて、うまくいかない事例って、実は相談も受けていますけど、そういったときに私たち議員がそこに出向くなんていうのは、全然これは解決にも何もならないと思うんですよ。地域コミュニティ協議会を立ち上げて、「誰一人取り残さない」というその立場で志布志市が臨むのであれば、そういった問題については行政自ら出向いて、その共通理解を含めて、感情的な問題も含めて、解決のために努力をする、そういう覚悟が必要だと思うんです。もし、それでも難しいのであれば、そういった方たちはここに捨ててくださいというのを、行政のほうで何かごみ出しのそれを作ってやるとか、いろんなことを考えないと不法投棄とかそういうことはされないとは思いますが、何らかの形でしないと、この問題はずっと地域コミュニティ協議会が抱えていかないといけないすごく難儀な問題だなと。そのためにも、ごみステーションに、「自治会未加入の方は駄目です。警察に通報します」あの看板はやはり早く撤去した上で、そういった努力をし、撤去していくというふうにしないと、助長していますよね、それ、反していますよ。そこらについては、やはり当局として努力をしていただきたいと思います。市長その二ついかがですか。

**○市長（下平晴行君）** これは先ほど言いましたように、自治会の中で、一方ではそういう対応をしていく。やり方によっては未加入者を増やすようなことになるというふうに思いますので、その未加入者の方が、やはり加入していただくようなその自治会の取組、在り方、そして先ほどありましたように、協議会というのは市と対等ですので、公民館と違っていたところはそこが大

きな違いでございますので、協議会の中でその対応をしていただく、それについて市として支援策を何かできないのか。そこ辺も含めて、あらゆる角度から未加入者の方を減らしていく取組をしてみたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長、今のその答弁とても大事な答弁だと思います。ぜひ覚悟を持ってそういうふうにやっていただいて、「誰一人取り残さない」とそういう思いで、そのことと向き合わないと、やはり対峙したりこういうのではいけないわけで、そういう立場がね、今市長の覚悟をお伺いしましたので、ぜひ地域コミュニティ協議会を全地区立ち上げて、いい形で進んでいくというそこを、今の市長の答弁で覚悟をお伺いしましたので、この件については終わります。

今回、6項目ほどやりました。ぜひ今の状況で物価高、大変な状況です。そしてウクライナの問題では、まだロシアがこれからやっていくでしょう。でも私たちは、ここのまちで粛々と生活をしていかなければいけない。そういうことがありますので、行政としてもやはり憲法を暮らしに生かすことと、憲法尊重、擁護の義務が課せられている私たちですので、憲法が求めているものに、国・県・市・自治体そして家庭まで、憲法が求めているものに近づけていく努力をしたら、とてもいい国になると思います。そういったすばらしい憲法だというふうに私は思います。ぜひその立場で一緒になって、これからも議員としても取り組んでいきたいし、一住民として当局とも協力しながらやっていきたい、そのことを述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後4時12分 延会

## 令和5年第1回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和5年3月8日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

南 利 尋

栢 山 晋 司

小 辻 一 海

福 重 彰 史

鶴 迫 京 子

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 補 佐 高 野 利 彦
生涯学習課長 江 川 一 正	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と西江園明君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、5番、南利尋君の一般質問を許可します。

○5番（南 利尋君） こんにちは、南利尋でございます。

林道整備について伺います。伐採作業が終了した林道で、施設の破損が多く見受けられます。徹底した維持管理を図るべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

市内至るところの山林で伐採が進み、大型トラックで伐採した立木を運搬しており、舗装にクラックが入ったり、剥がれている箇所を確認しております。林道の補修ですが、伐採業者に瑕疵がある場合は、伐採業者に指導しているところであります。通常、大型トラックが通行したために、舗装が破損した場合は、伐採業者に補修の依頼はしておりませんが、林道の使用方法が著しく適正を欠いたために生じた損傷については、伐採業者の責任において原形復旧する旨の確約書を提出していただいております。舗装を傷めないように鉄板を敷く等の対策をお願いする場合があります。

今後も市内の至るところで伐採が進むと思われますので、伐採後の林道が破損していないかのパトロールを実施し、伐採業者の瑕疵により林道施設の破損が確認できた場合は、早急な復旧をお願いしていかねばならないというふうに考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 中山間地域では、多くの箇所で森林伐採作業が行われております。作業終了後、地域住民の方々から補修の要望を受けることが多くあります。先日、市長も馬庭林道、八野林道の視察に行かれましたが、どのような感想を持たれましたか。

○市長（下平晴行君） 確かに先ほど言ったように舗装が剥がれたり、あるいは側溝が傷んだりというふうなところは見受けられたところであります。

○5番（南 利尋君） ですよ。昨年6月に同じ質問をさせていただきました。そのときの答弁も、先ほど答弁をいただいたように「伐採業者に瑕疵がある場合は、業者に指導している。林道の使用方法が著しく適正を欠いたため生じた損傷については、その使用者に対して原形復旧をさせ、損害賠償を求めると通知している」と同じようにはありました。今までに伐採業者に対して、原形復旧させたり、損害賠償を求めたりした事案がありますか。あれば、お示し

ください。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） 現在のところでは、そういったものをお願いをしたということは確認をしておりません。実際のところは、そういう状況には至ってはいないというところでございます。

○5番（南 利尋君） 先ほどの市長の答弁でありましたが、伐採計画書の中に確約書がありますよね。確約書の遵守事項には、「③伐採にあたっては、森林の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等、各種災害を誘発することのないよう十分考慮して行います。④伐採搬出に市道又は法定外公共物、農道・林道等を反復して利用する場合は道路使用許可を取り、万が一破損した場合は原形復旧を行います。伐採中に伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。」とあります。今、担当課長の答弁にもありましたが、「今までそういうことを求めたことがない」ということですよ。確約書というものがあるわけですよ。確約書があって、そういうものを求めたことがない。でも、市長は先ほど八野林道、馬庭林道の視察に行かれて、大変な状況になっているなということを感じられたわけですよ。私も、この伐採作業が行われた後の現場に、何回も呼ばれて行くわけですが、確約書の遵守事項が守られていない箇所が多く点在するのは、これは市のほうでも把握しているのではないですか。見解をお伺いします。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） おっしゃられたように、林道につきましては、先ほど市長も答弁しましたけれども、八野林道、馬庭林道の現場に行って確認をしております。ただ、それが一定の業者が通行したことによって破損したかどうかというのは、確認ができていないところでございます。それと先ほど、そういった要請をしていないということを答弁しましたけれども、昨年において、山林から土砂が若干流出をしたということの相談がありまして、その伐採をした業者に対しまして、土砂の流出保全というところの依頼をしたという実績が1件ございます。

○5番（南 利尋君） いろいろ伐採現場が増えれば増えるほど、私も補修工事の要望を受けて、多くのいろんなところに呼ばれるわけですね。私事を言うてはいけなはいとは思いますが、私の田んぼもですね、伐採業者が埋め戻しもせず、そのまま現場を去った状態の中で、崖崩れが発生して石や巨木がそのまま崩れてきまして、耕作放棄地になっている状況もあるわけです。私の柳井谷集落でも、そういういろんな箇所が多く見受けられるわけです。そこで今回、令和5年度一般会計当初予算案で、森林経営管理事業に6,026万5,000円が計上されています。財源には3,300万円の一般財源が充てられております。工事請負費に林道八野線舗装補修工事として500万円が計上されております。私は、あの現場に3回行きました。市長も視察されておりますよね。地元の方々には、はっきりとどこの事業者がU字溝を破損させたり、コンクリートを傷めたりしたと言われております。今日の質問を行う前に、新たに5人の方に再確認をしてみました。私も2年ぐらい前にそこの現場に呼ばれたわけですが、そのときも担当の方に一緒に行っていて、そのときも地元の方が、どの事業者が傷めて、その事業者が作業に入ってからこのU字溝は潰れ

たんだということをはっきり言われるですね。そういうはっきりと、地元の方がうそをつかれるわけではないと思うんですね。担当職員にもはっきりと、どの事業者が壊していったという状況があるわけですよ。こういう事案こそ一般財源を使わずに、地元の方が言われる事業者に対して、原形復旧を求めるべきだと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） そのことは、先ほど課長が申しましたとおり、どの事業者がしたのか、これは1社ではないというふうに思うんですね。おそらく伐採をするのは、複数の業者が入ってくるというふうに思っておりますので、その確認ができなかったということではないかというふうに思っております。そこ辺は、先ほど言いましたように、しっかりとその現状が分かった場合には、ちゃんと補修をお願いするということでございますので、おっしゃるように、今後についてはしっかりとそのことを関係課が対応するように、指示をしてみたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） さっきの答弁でもあったように、道路自体は、例えば伐採業者が入ったとしても、ほかの軽トラが通ったり、普通車が通ったりするわけですから、そこを100%その業者が傷めたということは、それは分からないわけですよ。だけど、重機を入れてそこで回転したりした場面で、U字溝をその現場に入った業者が潰したということは、はっきり分かるわけではないですか。それを地元の方が見ていらっしゃるわけですよ。そういうものも現場へ担当課に行っていただいて、はっきりと地元の方々も「あそこの業者がやったんだよ。」ということを言われているわけですよ。そういう具体的に分かる事例は、しっかりと今までも対応すべきだったのではないかとということをお伺いしておりますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） それはもうおっしゃるとおりであるというふうに思います。その現場の確認をしてこなかったのか、そこはちょっと分かりませんが、そこ辺は課長のほうにも答弁をさせます。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） 実際に私どもも担当者レベルで、現場を確認に行きました。側溝が割れているということもございましたので確認に行きましたけれども、確かに確認できた限りでは1か所側溝が押し出されているというような形になっておりまして、そこについては、応急的に路面部分にコンクリートを充填して、補修をしているというような状況が見受けられました。私どもが確認をした中で、その1か所のみではあったのですけれども、そういうところが複数箇所あるとすれば、また現場のほうで地元の方々も立ち会いをいただいた上で、確認をさせていただくという方法も取っていきたいというふうには考えております。

○5番（南 利尋君） 今までも、いろんな箇所ですそういう箇所が確認されるわけですよ。伐採現場が増えれば増えるほど、さっき市長も答弁されましたが、所管課だけでは現場確認作業が十分に行き届かないのは間違いないと思うんですね。そこで、このままでは間違いなく財源を増やさなければならなくなります。そうならないためにも、本市独自の取組を行うべきだと考えます。そこで提案ですが、巡視員を置いたらどうかと思います。伐採計画書の遵守事項②に、「地元町内会長及び隣接者に伐採の内容を事前に説明して、伐採を行います」とあります。自治会長

に事前説明があるわけですから、自治会長が一番現状を把握できます。伐採作業開始から作業終了までに破損した箇所を発見したら、所管課に報告してもらえれば責任の所在がはっきりするのではないかと考えます。伐採業者に私道や農道を傷められた方から、「個人的に業者に原形復旧を頼んでもやってもらえなかった」という相談を受けたこともあります。所管課がしっかりとした指導を行っていけば、そういうトラブルもなくなるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） それは一つの案として、内部でも十分検討してまいりたいというふうに思いますが、ただ、その巡視員という立場になったときの今度は補償というか支払い等々も含めてありますので、十分内部で検討していきたいというふうに思います。

○5番（南 利尋君） ほとんどの自治会長は1年交代になるわけですね。その中で、例えば所管課に伐採計画書が提出されるわけですね。提出されたら自治会長に連絡を取り、巡視していただくということであれば、そんな別に大したことはなく、地元ですからはっきりと現場が分かるわけですね。

「ここからここまでが伐採があるんだな」ということを認識していただいて、その中から地元住民の方から、「自治会長、あそこがちょっと傷んでいるんだけど、ちょっと見てくれないか」ということの提案があれば、業者とその場でも話ができますし、自治会長が所管課に対して、「ここがちょっと傷んだんだけど、ちょっと確認してくれないか」というような、最初から業者に請求するわけではなくて、そこを確認したときに、「ここはもともと傷んでましたね」とか、そういうふうないろんな協議ができるわけですよ。だから、地元でないといけない部分というのがいっぱいあるわけですね。例えば、毎回巡視員手当みたいなのを支給するみたいな感じになると思いますが、そういう巡視していただくのであればですね。そういう中でも、その集落に毎年伐採作業があるわけではないですよ、年に1回あるか2回あるか、また数年に1回あるかというわけですから、そういうときに、現場が1か所あったときだけを巡視員手当というものを支給するような感じであれば、協力金ですよ、「見回っていただきましたから、ありがとうございます」みたいな、そういう気持ちの手当てがあっていけば、今でも伐採が行われているわけですから、今でも傷められている林道があるかもしれないわけです。そういうことを考えますと、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の観点からも、早急に検討するべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今、コミュニティ協議会ができ、八野地区のほうも3月中にできるということですので、今話があったようなことが、協議会の中での対応もできるのではないかなというふうに思っていますので、そこは十分に協議してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、安心・安全な林道の維持管理を図りながら、予算軽減につながる取組を強く要請します。

観光振興について伺います。ダグリ岬ベイサイド構想に対して、どのようなランドデザインが策定されたのかお伺いします。



○市長（下平晴行君） 本市は令和3年度に第2次志布志市観光振興計画を策定し、観光施設の機能充実と資源の磨き上げによる価値向上を図り、魅力ある観光地を目指すためのアクションプランの一つとして、ダグリ岬ベイサイド構想を掲げ、多様化する観光や旅行スタイルの変化に柔軟に対応したダグリ岬一帯のエリア整備を推進していこうと取組を進めているところであります。

本市にいたしましても、整備構想については明確にする必要があると考えていることから、現在民間企業から様々な御意見を伺うなど、調査・研究を行っているところであります。そのようなことから、今後も引き続きダグリ岬一帯の魅力ある資源を最大限に活用したエリア整備ができるよう、民間資本の導入を基本方針に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 全体的なベイサイド構想が立ち上がった状況の中で、昨年3月定例会で、「国道沿いにある廃墟にアスベストが含まれている可能性があるのなら、市民の安心・安全を守るためにも、早急にアスベスト含有調査を行うべきではないか」と質問したところ、「アスベストが含まれているか立ち入り調査はできないか、所有者と協議をしていく」との答弁がありましたが、アスベスト含有調査は行われたのでしょうか。お伺いします。

○市長（下平晴行君） これは聞き取り調査においては、所有者の方で調査を行った結果、アスベストはないとの結果が出たと所有者からお伺いしているところでございます。

○5番（南 利尋君） 伺ったということは、ないということをはっきり、それでよろしいんですね。

○市長（下平晴行君） ないということでございますので、ないというふうに判断をしたところでございます。

○5番（南 利尋君） であれば、大分質問が省略されます。私は、新たに国際の森周辺からダグリ岬周辺までを利活用したベイサイド構想が立ち上がった今こそ、廃墟周辺の購入を検討すべきだと考えます。ベイサイド構想の地形からみると、廃墟地点が重点拠点になるのではないのでしょうか。全体的なイメージを考えたときに、あそこの廃墟の地点が一番重要ポイントになると思いますが、市長の見解はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これまで廃墟地の所有者と港湾商工課で協議を行っておりましたが、所有者からは現状の変更は考えておらず、建物を解体するにも相当な費用がかかるため、手が出せない状況であること、購入希望者がいれば売却も検討するとの考えを伺ったところでございます。

また令和3年2月には、廃墟地と隣地の山林を購入されたという方が港湾商工課を訪れたため、所有者に確認の上、連絡先をおつなぎした経緯もありましたが、進捗はなかったということでございます。これは所有者との交渉でございます。その後、改めて聞き取りを行ったところ、所有者にて何らかの事業を計画しておられたということではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現在は進展がないといったところであります。市としては、引き続き所有者等と接触して、景観改善に向けて交渉を続けてまいりたいと考えておりますので、市が購入していくという考え方は全くございません。

○5番(南 利尋君) 今、購入の考えは全くないということをはっきり答弁されましたが、例えば、その民間が全く手を付けずに、あのままの状態でベイサイド構想というのは進んでいくのですか。

○市長(下平晴行君) これは、先ほど話をしましたように、所有者の方の考え方で対応してほしいというお願いをしているわけでありますので、今のところ、あの区域まで入れたという考え方は持っていないところであります

○5番(南 利尋君) これからどんどんそのベイサイド構想が現実的なものになっていくということが想定されますが、この廃墟がある限り、誰もが、もうみんなが言うんですね、「あそこの廃墟をどうにかしてくれ、どうにかしてくれ」と、観光で訪れた方も、「あれは大変だよ」というような話をされるわけですよ。だから、今所有者の感覚の中での、考え方の中でのということがありましたが、はっきりといろんなところを行政のほうで購入しますよね。三角地も購入する、いろんな何を購入するという場面があるわけではないですか。だけど、前に概算で示された金額は、アスベストが入っているということの解体工事で3億円以上かかるということの概算が出たわけですよ。だけど、アスベストが入っていないということではですね、億はかからないですよ、あのコンクリートを解体するにあたってはですね。特殊工事があれば3億円かかるということは、もうそれは誰でも分かる特別な解体ですから。入っていないということが分かれば、例えばあそこを「市が買い取ります」ということで、市民の方々にいろいろ説明したときに、ほとんどの方は「何であそこを買い取るんだ」と言う方はいらっしやいませんよ。特に、ダグリ岬周辺に愛着をもっていろいろ訪れる方は、あそこを一番大変な思いをされているわけですから、そこを「市が買い取ります」で反対するような方は、私は言い過ぎかもしれませんが、いらっしやらないと思います。であれば、ぜひ所有者とその購入に向けた協議をしていただけませんか。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 購入ということになると、いろいろ大変なことになるのではないかとこのように思っておりますが、ただ、これはダグリ岬ベイサイドパーク構想においては、先ほどからありますように、ダグリ岬一帯のエリア観光地等を整備していくということで、観光地としての景観保全は必要不可欠だと、これはおっしゃるとおりでございます。しかし、夏井地区の国道沿いの廃墟につきましては、以前の定例会においても答弁させていただいておりますが、基本的には自分の土地、建物については自己管理をしていただくということでございます。そのことを基に先ほど言いましたように、今後も所有者等と接触を図って、景観の改善に向けて交渉を続けてまいりたいというふうに考えております。

○5番(南 利尋君) 所有者も誰か使う人がいれば、それなりに譲りますよという感覚のそういう話があるわけですから、だったら市のほうでしっかり買い取ってやれば、市民の方々も望まれることですから、望まないものを買収することとはちょっと違うと思うので、ぜひそういう廃墟の地点の購入に向けた取組を期待しております。いろいろ志布志市もダグリ岬周辺も魅力的な景観なのですが、日本は島国なわけですから、全国に海はあるわけですね。隣接する串間

市にもあります。大崎町にもあります。鹿屋市、垂水市、日南市、みんな海沿いにある自治体なわけですね。だから、本当ににぎわいを創出するベイサイド構想を実現するためには、ほかにはない志布志オンリーワン観光拠点をつくりあげなければならないと考えます。行政の取り組む事業の多くは、国や県の示した枠組みの中で取り組まなければならないことが多くあります。しかし、観光事業に関しては、自治体のセンスが問われるわけですね。これからはコロナ禍も落ち着いて、インバウンドも視野に入れたグローバルな情報収集が必要不可欠だと考えます。そのためには国内外問わず、魅力的な観光地に出向き、実際に体感するような調査・研究が重要だと考えます。ほかにはない観光拠点をつくるためにも、私は、本市の次世代を担う職員の方々にプロジェクトチームを作ってもらって取り組むべきだと考えます。例えば最近、市内の瀬渡し船がみんな廃業しましたよね。いろいろありまして、全部廃業をしました。昨日も出ていました都城市の人がただで魚を獲っていくみたいなのがありました。今都城市の方は、志布志市からただで魚を獲っていかないんです。分かりやすく言うと、志布志市には来ないんです。瀬渡し船がなくなって、みんな近隣の自治体の海で魚釣りをされているということ、何人かの魚釣りのマニアの方々がおっしゃってました。例えばそこで、釣り客をもう一回戻すために、夏井漁港に海釣り公園を造ろうと思えば、そういう魚釣りに長けた方が担当になれば、一番分かるわけですよ。私は海釣りとかあまり経験がないので、私が担当になった場合は、全くマニュアルどおりの海釣り公園しかできないわけですよ。一番分かりやすいのが、皆さんも御存じの「釣りバカ日誌」ってありますよね。あのハマちゃんという人はですね、会社の仕事は微妙なのですが、魚釣りに関してはもう社長よりもそれ以上に半端じゃない知識と経験があるわけですね。だから、若い職員の方々の中で、魚釣りが得意で、いろんなそういう手法を知っていますよみたいなことがあれば、海釣り公園にはそういう方に手を挙げていただいて、いろんな釣り場に行っていただいて、視察していただく、現実に釣っていただくということですよ。例えば、前も東議員がよく「国際の森の麓を造成して、高千穂牧場のような施設を誘致してはどうか」みたいな、そういうことを提案されておりましたが、あれも牛を飼っていない人が担当になっても、意外と牛の飼いが分からないので、乳の絞り方も分からないという場面があるわけですね。だったら、そういう牛を飼った経験のある、実家が牛を飼っています、乳牛飼っていますみたいな職員の方がいらっしゃれば、そういう方がしっかりと親に習ったりしながら勉強できるわけですよ。だから、「全庁を挙げて取り組む」ということを市長がよく言われますが、例えば海釣り公園を作るんだったら、今で言えば耕地林務水産課が関わりますよね。例えば、高千穂牧場みたいなのを造るのであれば、農政畜産課が関わりますよね。ログハウスを造るんだったら、建設課が関わったりとか、ドッグラン設備を造るんだったら、糞尿処理で市民環境課が関わってくると思うんですよ。だから、全庁挙げてということはそういうことなので、ここにいらっしゃる方々には失礼かもしれませんが、もう少しで定年ということになれば、実際視察に行かれてもなかなかそれを実現するまでには、大変失礼な話だとは思いますが、20代、30代、40代のそういう何かの部門に長けたような職員の方々を集めたプロジェクトチームを作っていけば、ほかにはないそういう観光拠点

ができるのではないかと考えますが、どうでしょうか、市長。

○市長（下平晴行君） 国民宿舎ボルベリアダグリとかダグリ岬遊園地等々を生かした、民間からの柔軟なアイデアで設計から建設、経営までしっかり対応できる施設の開発が望ましいと思っておりますので、その中で、観光地として全体的にどういう形であるのかを生かしていけるのかということで取組をしていく考え方であります。

○5番（南 利尋君） 例えば新しいまちづくりに対しても、こういうメンバーでということプロジェクトチームを作られたわけですね。だから観光に対しては、遊び心とかそういうのも必要なわけではないですか。もちろん予算関係も必要なわけですけど、例えばの話、担当課長と私が「スイーツをどこかに食べに行きましょう」と言ったって、なかなか「和菓子のほうがよかったよね」という話になるわけじゃないですか。だから、そういうときには若者の方々が、「このスイーツを志布志市に持ってくれば、志布志のイメージ、そういう特産品をブレンドしていけば、すごいものができるよね」みたいな発想も出てくるわけですね。だから、今の市長の答弁も分かるのですが、そのプロジェクトチームの中に、次世代を担うそういう何かの部門に長けた方に対して手を挙げていただいて、そのベイサイド構想のプロジェクトチームに入りますみたいな、そういうプロジェクトチームの在り方もいいのではないですかねという提案なんですけど。

○市長（下平晴行君） 提案ですので、そこ辺は十分内部でも協議しながら、プロジェクトが必要なのか、今のところは先ほど言いましたように、民間企業の考え方の取組をしていきたいということでもありますので、そのプロジェクトのほうも内部では協議していきたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、前向きな検討をよろしくお願いします。

ダグリ岬周辺を魅力ある観光拠点として整備するためにも、徹底した環境保全に取り組むべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えします。

ダグリ岬周辺の景観整備につきましては、過去答弁させていただいているとおり、ダグリ岬公園周辺整備基本計画に基づき、整備を進めてきたところであります。まずは、ダグリ岬海水浴場周辺の危険廃屋等の撤去並びに整備を優先的に行ってきました。また、令和3年度に策定いたしました第2次志布志市観光振興計画に基づいたダグリ岬ベイサイドパーク構想において、ダグリ岬一帯のエリアを観光地として整備していくためには、観光地としての景観保全は必要不可欠であるというふうに考えております。しかしながら、夏井地区国道沿いの廃墟につきましては、以前の定例会においても答弁させていただいたとおりでございます。そういうことで、今後も景観改善に向けて取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 何回もダグリ岬周辺の環境保全については質問させていただいておりますが、なかなか改善されていないように私は感じております。新たに購入した三角地には、多くの不法投棄が見られますが、市長は現状を御存じですか。

○市長（下平晴行君） 現状は、その中身は見ておりませんが、今回おっしゃるよう取得した

三角地につきましては、今後魅力的な観光地にするためにもそういう樹木等の伐採を含めて、景観整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） この三角地の購入目的の説明は、民間に譲渡し事業を行ってもらうという趣旨だったと思いますが、現状の土地に購入意欲のある方が来られたとしたら、多分今の現状を見るとがっかりされるのではないかと、私は危惧しております。空き缶、缶ビール、弁当、いろんなものが捨ててあって、雑木も生えていて、実際に事業をしようというイメージが湧かない状態になっているわけですね。雑木で海も見えませんが、何も周りの景観が見えない三角地になっているわけですよ。せっかく購入したわけですから、民間にすばらしい事業を展開していただくということを考えて購入したわけですから、早急にあそこの伐採を取り組んでいただけませんか。

○市長（下平晴行君） そのような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、早急に対応していただきたいと思います。

4月からボルベリアダグリの指定管理者が替わり、リニューアルオープンします。当初予算で国民宿舎特別会計から改修事業に2,014万4,000円の予算が計上され、景観整備事業に110万円計上されています。多額の予算をかけてリニューアルオープンするわけですから、利用者が感動するようなリニューアルオープンにしなければならないと考えます。敷地内樹木伐採業務委託に110万円計上されておりますが、どこからどこまで敷地内なのかをお示してください。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今回指定管理にお願いしております範囲ですけれども、遊園地があります入口付近のところから上り坂、それから国民宿舎が建っている敷地内というのが指定管理の範囲になっているところがございます。それから既存の森がありますが、展望台の辺りの維持管理についてもお願いするところがございます。

○5番（南 利尋君） ということは、遊園地からの上がっていく場所ということは、左側斜面も入っているということですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 上り坂の道路につきましては、シュロの木とかソテツとかありますけれども、その道路の範囲につきましては指定管理の範囲です。法面の下については、直営の部分の範囲になるというところがございます。

○5番（南 利尋君） 前も「ボルベリアダグリに上がっていく左斜面を伐採してください」ということの質問をさせていただきましたが、「伐採に取り組んでいきます」という旨の答弁が一年以上前であったわけですね。現状のままなんですね。ボルベリアダグリがにぎわっていた頃は、当たり前のようにあそこの保全管理は行き届いていたわけですよ。指定管理者がどんどん替わるということになってから、一切あそこの斜面のところには伐採とかそういう除草作業が入っていないんですね。今回指定管理者が替わり、リニューアルオープンするわけですから、今こそしっかりとあそこの斜面の伐採、除草作業に取り組んで、入っていく瞬間「すごい景観が変わったよね」と思われるような、そういう伐採作業に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これはもう本当に初歩的なことでありますので、しっかりとその作業をしていくと。これは直営のときには、そういう清掃、伐採をする職員を1人は雇用していたという背景もありますので、そこはおっしゃるとおり、しっかり対応していくべきだというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、その斜面を含めたダグリ岬周辺の徹底した保安全管理に取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

稼ぐ観光の一環として、道の駅整備事業に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 昨今、新型コロナウイルス感染症による影響も回復の兆しが見え始め、経済活動も徐々に活性化しつつあるところであります。本市においては、東九州自動車道や都城志布志道路の開通による効果もあり、遠方から訪れる観光客も増えてきている状況でございます。

これらの観光客を取り込み、経済効果を生み出すための道の駅のような経済活動の拠点整備については、将来的には必要性を感じているところでありますが、これまでも答弁してきたとおり、施設運営に対する費用対効果や財源等のための投資効果についても調査・研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 何回も「物産館を整備すべきでは」という質問をさせていただきましたが、前回、「私見ではあるが、志布志インターから港へ向かう通り沿いに必要ではないかと思う。物産館ではなく、道の駅は必要だと思っている」との市長の私見を答弁していただいたんですけど、今回から物産館ではなく、道の駅整備事業の提案として質問させていただきます。以前も、「大原にあるパチンコ屋の空き店舗を活用して、物産館を整備すべきではないか」と提案してまいりましたが、空き店舗が解体されました。何人かの方々から、5、6人はいらっしゃったと思うのですが、「やっとなら物産館ができるんだね、ありがとうね」と言われたんですね。「関係ないですよ」ということではっきり断っておきましたので、私が議会で道の駅整備事業の提案を行うようになってから、多くの市民の方々に「道の駅整備事業を実現させてくれ」という要望を聞くようになったんです。以前は、中山間地域の方や大原地区のそういう方々が多かったのですが、今はもう事業者の方も市街地の方も、本当にみんなから要望を聞くようになったんですね。よく「何人から聞いたか」ということを市長から聞かれるために、もう100人以上は聞きましたよ。もう200人を超えるかもしれません。本当に多くの方から、私はそういう方々から本当に聞いているんですね。だから、市長も道の駅の必要性を認識されているわけですから、多くの市民の要望である道の駅整備事業を経済効果とかそういういろんな観点からの考え方もあるでしょうが、必要性を感じていらっしゃるわけですから取り組むべきではないですか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、私も私見ではありましたが、「必要ではないか」というふうにお答えをして、もし設置するとなるとどの辺がいいのかということでも、個人的には考えているところでありますが、このことについてはやはりJAをはじめ、商工会や特産品協会など多くの会員事業者を有する団体と連携した支援事業であるところでありますので、

道の駅を整備するためには、これらの関係団体とも十分に協議を行い、運営の基盤を構築することが必要になってくるのではないかと考えております。そのようなことから、道の駅の新たな建設については、これまで答弁させていただいており、財源の確保や行政コストの削減、近隣で営業をされる既存飲食店や商業店舗の皆様への御理解、さらには関係団体等と連携し、相乗効果を生み出すことができるか等、様々な観点から協議をして、検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） いろんな観点から考えていくべきだと私も思います。例えば2月26日に、「第1回JBCF志布志クリテリウム」が開催されました。宿泊施設とフェリーさんふらわあは多くの利用者があったようですが、特産品を販売したり、飲食を提供している市内業者の方々に伺ったところ、あまり影響はなかったということをお伺いしております。例えばアピアで働いていらっしゃる方とかいらっしゃるわけですね。そういう方々に「どうでしたか」という話をすると、「あまり何も関係なかったですよ」みたいなことを言われた方が3人いらっしゃいましたので、何人かということには私は言いませんので、3人いらっしゃいました。このクリテリウムが開催されたことにより、経済効果をどのように捉えていらっしゃるかをお伺いします。

○港湾商工課長（假屋真治君） 2月26日にしおかぜ公園のほうで開催されまして、そのときに参加された方にアンケート調査を取っております。ただ、数字的なものとしての集計はまだできていないところでございます。しかしながら、会場では観光特産品協会のほうが特産品の販売をしております。それについてもお土産として買われる方がいらっしゃいました。それから、参加した選手・役員が約300名いらっしゃいまして、当然市内からお弁当が120個以上は注文されると、これは目に見えないですが、そういうのもありました。それからそれだけの方が泊まっていられちゃいますので、それも前日の鹿屋、肝付のほうの大会と合わせて、続けて二日でしたので、その関係でさっき言われました宿泊、それから、朝は私どもも6時半集合でしたので、そのときから7時はもう試走が始まっております。ですから、食事を取るにしてもなかなか開いていないということで、近くのコンビニのおにぎりや弁当を大分たくさん買われたような状況でございます。そして表彰式が終わったのが午後3時半ぐらいでしたので、そのまま遠くからもお見えになっておりますので、フェリーさんふらわあに乗って帰っていかれました。ということで、様々なことで第1回目ですので、なかなか情報がいついていないという点もありましたけれども、それなりの経済効果があるのではなかろうかというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） それなりの経済効果があったということの認識なわけですね。今、答弁していただきました、コンビニとかそういうところは早くからやっているような場面があったと。例えば特産品協会が港湾通りでいろいろ販売されているわけじゃないですか、アピアの中ですらですね。あの辺も本当は品切れにならなければいけないようなのが理想なわけではないですか。そういう特産品を置いているわけですから。だからその辺の近隣の方が、全然なかったということではないと思うんですけど、期待したほどではなかったような感覚は持たれているということをお感じのわけですね。それと、今は第1回のクリテリウムなのですが、例えば歴史のまちづくり

事業で、麓地区を訪れる方が増加したとの説明を聞くことがありますが、昨今、麓地区を訪れた方々は山城跡を散策した後、どのような場所に立ち寄り、どのような経済活動を行っているのか把握されておりますか。見解をお伺いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） その辺についての聞き取りはまだしておりませんので、当然ガイドがいたりしますから、その辺は観光特産品協会なりで調査をしていかないといけないというふうに思っております。

○5番（南 利尋君） 今、稼ぐ観光事業ということを本市は取り組んでいるわけですね。ということであれば、ここにこの事業をやって、この人の流れはどういうふうにできているかということもしっかり把握するべきだと思うんですよ。ただ、ものをつくって来てもらったと。現実的にそれは最悪の事態を考えれば、トイレに寄って帰って、日南市の飢肥に行っておび天買って、それで自宅に帰りましたという可能性もあるわけではないですか。だから、ちゃんとその事業に対して経済波及効果を生み出すためには、そういう人の流れ的なものを、例えば市長が「新しいまちづくりの市道香月線は、人の流れが変わっていくことを期待しております」という答弁をされたことがあります。その何かができることによって、人の流れが変わっていくということをイメージすることを、しっかりと把握することが必要ではないかと思いますが、その辺の取組に対してはどうなのでしょう。

○市長（下平晴行君） 観光ガイドの話も、私も十分聞いております。特に土曜、日曜日は多いという県外からも来ていただいているということでもありますので、やはり市の全体のいわゆるパンフレットですか、そういうのも置いてありますけれども、ちょっと今ありましたとおり、そういう流れの中で志布志市のいろんなところの案内も含めて、情報提供していくべきだというふうに考えております。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 補足して説明申し上げます。

令和2年からコロナ禍ということで、大分入込客数が減ってございました。以前は大体志布志市のほうで88万人ぐらいの入込客数があるということで、そういう統計はずっと取ってございました。その後、コロナ禍となりましてから令和2年が31万人、そして令和3年が45万人、それから令和4年が1月から12月で48万6,000人、こういう統計は取っております。その方々がどこに寄ったかということも十分把握をしていかないといけないと思っております。そしてまた、今後は令和8年度に向けては、観光振興計画にもKPIを設けているのですが、まずは90万人を中間目標として達成して行って、そういう麓地区に行ったりした方とかいろんな方、またそして、先ほどの自転車レースなんかを併せて人が来ていただいて、1回目でしたのでその会場周辺、駐車場の関係もありました、その方々と併せて今度は別のイベントを組み合わせるという方法もございますので、そういうことはいろいろ研究していきたいというふうには思っています。

○5番（南 利尋君） 今答弁いただきましたので、そういう取組も必要だと私も答弁どおりに思っているところであります。今、市内事業者の方々に「歴まち事業や各種イベントで本市を訪れる方が増えていますが、何か影響がありますか」と言うと、「あまり変わらない」と言われる



んです。今課長が答弁していただいたコロナ禍ももちろん影響していると思いますよ。これからどんどん回復して、新しいベイスайд構想が立ち上がって盛り上がると思うんです。ただ、現状に鑑みると新たな事業やイベントに取り組んでも、大きな経済波及効果は発生していないのではないかと私は考えます。現状を打破するには、経済活動の拠点が必要なわけですね。そのためにも、本市を訪れる方々や市民の経済活動を促す道の駅整備事業は必要だと思うんです。串間市の事例を見ても波及効果、前回も言いましたが「ぶりプリ井ぶり」というのを出したら、それを道の駅では売り切れるから、「どこに食べに行ったらいいですか」と言ったら、「近くの大乃屋にあります、何にあります、どこにあります」って、道の駅で紹介されるわけですよ。道の駅ができたことによって、「ぶりプリ井ぶり」が宮崎県の県民総選挙でナンバーワンになったわけですね。だから、道の駅ができたことによって、そういう波及効果はいろんなものが期待されるわけですね。特産品協会とか商工会とかいろんな方々としっかりと協議をしていただいて、スピードあるですね、そういう道の駅の整備事業に取り組んでいただきたいと考えますが、もう一回見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほども答弁しましたように、あらゆる関係団体との協議、連携等を取って検討していくということで考えております。おっしゃるように、道の駅は一つの情報発信の拠点にもなるというふうに思っておりますので、そういう考え方を持ちながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、稼ぐ観光の一環として道の駅整備事業に取り組んでいただくことを要望します。

環境行政について伺います。SDGsの観点からも、埋立て処分場の在り方を検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

現在の埋立て処分場である清掃センターは、平成2年に建設され、平成16年に満杯になるころでありましたが、平成11年からごみの分別を開始したことで、埋立てごみが減量化され、延命化が図られているところでございます。そのため、今ある資源を長く使うという考えの下、引き続きごみの減量化及び再資源化に取り組み、SDGsにある「持続可能な社会」を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、ごみの処分方法は、以前より技術改新が行われ、いろいろな方法があります。新しい技術等で再資源化できる施設もあるようでございますので、引き続き調査・研究をしてまいりたいと思います。

○5番（南 利尋君） これまでも幾つかの観点から質問させていただいておりますが、埋立て処分を行うということは、環境破壊にもつながります。所管課の方々も本当に一生懸命苦労されて、調査・研究を重ねていらっしゃるということもお伺いしております。今も答弁にありましたが、「以前よりも埋立てごみは減少し、処分場の延命化が図られている」と言われますが、現在の処分の在り方だと、間違いなく数十年後には新たに埋立て処分場を整備しなければならなくな

ります。本市で出る一般ごみは、家庭からの一般ごみのほかに、港湾から出る一般ごみもあります。港湾事業の規模が拡大すればするほど、今以上の港湾関係からの一般ごみは増えると考えられます。これからはSDGsの観点からも、埋立てをせずに処分していくということを検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 港からの一般廃棄物ということですが、この一般廃棄物については市の責務で処分することになっておりますが、市で処分できなかった場合のごみについては、国・県と協議をして対応してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 要は、人口減少で一般ごみが減るかもしれませんが、その港湾関係のごみが増えるということは間違いのないわけですよ。今もいろいろ苦慮されているということもお伺いしておりますが、そういう状況もあるわけですね。先日、5人の若者たちとごみ出しについて激論する場面がありまして、1人の若者に、「串間市にあるバイオマス発電と焼却炉は何が違うんですか」と聞かれたんですね。私も勉強不足でちょっとは答えましたが、即答で詳しくは説明できなかったわけですね。今でも勉強中なのですが、何がどう違うかということのをいろいろ調べてみますと、バイオマスには3種類ありまして、「廃棄物系バイオマス」、廃棄物として発生している有機物、家畜の排泄物、食品廃棄物、廃棄された紙、現場から発生する木材、製材所などで出る残材などということですね。2番目が、「未利用バイオマス」、資源利用されずに廃棄される有機物ということ。3番目が「資源作物」、資源利用を主目的に栽培されている有機物とありました。その燃やす燃料の違いや焼却方法の違いにより、発電方法がまた3種類ありまして、「直接燃焼方式」、廃棄物を直接燃焼し蒸気タービンを回し、電気を発生させる。燃料は木材チップと可燃ごみ、精製した廃油など。可燃ごみはバイオマス発電の燃料になるわけですね。「熱分解ガス方式」では廃棄物を加熱し、その際に発生したガスでタービンで電気をつくる。燃料は木くずや間伐材、工場から出る食品廃棄物。3番目に「生物化学的ガス化方式」というのは、廃棄物を発酵してメタンガスを発生させ、タービンを回して電気をつくる。この燃料は生ゴミ、家畜の糞尿、下水の汚泥などですね。生ごみはバイオマス発電の原材になるわけですね。バイオマス発電のメリットは、廃棄物を利用してエネルギーにすることから、廃棄物を削減し循環型社会の形成に寄与するとされています。ということは、現在埋立て処分されている一般ごみのほとんどは、バイオマスの燃料として使えるということなんですよ。国においては、バイオマス日本総合戦略が2002年に閣議決定されております。2009年にバイオマス活用推進基本法が制定されております。SDGsの観点からも、環境破壊につながるような埋立て処分はやめて、国の推奨するバイオマス発電事業を検討するべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 一昨日ですかね、稲付議員からもその再生可能エネルギーの質問があったところで、私はバイオマス発電が今後必要だと、取り組んでいきたいというような話をしたところ。まさにおっしゃるとおりで、今までは南議員も「焼却炉を」とおっしゃっていたのがバイオマス発電ということでは、本当にそのとおりだというふうに思っておりますので、今月もまた研修に行かせていただきますので、そこはしっかりと、今三つの関わりをもつ燃料となるも

の、これは本当におっしゃるとおり、あらゆるものが利活用できるということでもありますので、そのことは実際分かっておりますので、そのことを再度調査・研究して対応してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 国も推奨しているわけですから、そういう事業に対しても、いろんな補助金とかそういう交付金なんかは現状ではあると思うんです。そして今高齢者のそういうごみ出し問題も、バイオマス燃料としてのそういう分別をしていけば、簡素化できる可能性も出てくるわけです。そういうことに対してもいろんな意味で、そのバイオマス発電を検討するということによって、ごみ出しの在り方、また環境破壊につながる埋立ての在り方も、市長が言われる「ごみゼロ」というまちを目指すことに対しての取組になると私も考えております。令和5年度一般会計当初予算案に新規事業として、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業に1,149万5,000円の予算が計上されております。このバイオマス発電も太陽光発電も再生エネルギー事業ですよ。であれば、今回は太陽光発電に対しての調査・研究の予算が調査計画支援事業ということですが、これからはそういうバイオマス発電に対しての支援事業の在り方も、しっかりと取り組んでいくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） その予算については、公共施設での太陽光発電の活用がどういう形でできるのかということでの調査費でございますので、今おっしゃるように、バイオマス発電の利活用がどういう形で、国の補助金等々もあるようでありますので、しっかり調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、今本当に高齢化社会によって、高齢者のごみ出しとかいろんな時間のタイムスケジュールで、なかなかごみ出しの困難な方、また昨日もありました地域コミュニティ協議会を推進している中で、加入者と未加入者のごみ出しの在り方というものもですね、いろんな問題になっているわけですよ。ごみを出す場所、ごみを出す時間というものも、このごみに対しては本市ではいろいろな課題があるわけですから、そういうバイオマスを取り入れた簡素化したごみ出しの在り方も検討していけば、その未加入世帯と加入世帯のいろんな問題解消も実現していくと思いますので、ぜひ循環型社会の形成を推進するためにも、環境破壊につながる埋立て処分は早急にやめて、バイオマス発電事業のスピードある検討を要望します。

近隣自治体と連携を図り、新たなごみ処理の在り方に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

一般廃棄物を他市町村で処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号の規定に基づき、当該市町村に通知することとなっております。通常は通知する前に協議を行います。その時点で様々な事情により、廃棄物の受け入れを断られるケースがほとんどでございます。特に焼却処分につきましては、近隣自治体に確認しましたところ、焼却する処分量に余裕がないため、ごみの減量化に取り組んでおり、仮に少量であったとしても、他市町村のごみの受け入れは厳しいのが現状であります。そのため、さらなるごみの減量化や埋立てごみの再資

源化を図るなどして、「美しい地球を子どもたちに」を基本に取り組んでまいりたいというふう  
に考えているところでございます。

**○5番（南 利尋君）** 私は以前からごみ出しに対しては、マスクやティッシュなどの一般ごみ  
は処分の在り方を検討すべきではないかということを質問させていただきましたが、何度も言い  
ますが、一日も早く環境破壊につながる埋立て処分はやめるべきだと思っております。近隣自治  
体もカーボンニュートラルのそういうものに対して取り組んでいるわけですから、そんながんが  
ん二酸化炭素を出すようなそういう自治体は実際にはないわけです。だから、近隣自治体と連携  
を図って、焼却できる一般ごみを処分していただくような取組も行うべきではないかと考えます。  
近隣自治体で可燃ごみとして焼却処分しているものを全てお願いできれば、どうしても埋め立て  
なければならないものというのは、もう激減するわけです。例えば、割れたガラスというのは一  
般ごみになりますよね、今埋め立てられているわけですよね。いろいろ調べてみますと、原料に  
なるわけですよね、道路のアスファルトの原料になったりするわけですよ。あれもSDGsの観  
点からは、埋めてはいけないものじゃないですか。だけど、ガラスも埋めないような状況にして  
いけば、ほとんどのものがなくなってしまうという、市長の目指す「ごみゼロ」になっていくわ  
けですね。そう考えますと、期間を限定し、バイオマスを調査・研究に取り組んでいただいて実  
現する状況になるような場面までは、そういう近隣自治体をお願いしていくことも大事ではない  
かなということを私は考えるわけです。担当課の方々にいろいろお伺いすると、「鹿屋市にい  
ろいろお願いした場面が過去にもあったんだけど、なかなか受け入れてもらえないことができない  
状況でした」ということをお伺いしたことがあります。本当に担当課の方々はいろんなごみ出し  
のことで御苦労されているというのが分かります。私が考えるのは、例えば有明地域、大崎町の  
そういう可燃ゴミですね、そういうものは鹿屋市にお願いすると、松山地域のごみは曾於市にお  
願いしていくと、志布志町の可燃ごみは都城市にお願いしていくというような三つに分散してい  
けば、全部志布志市のものを広域の鹿屋最終処分場で受け取ってくださいということではなくて、  
そういう三つの近隣自治体をお願いしていくようなことであれば、そういう大きな容量、大きな  
枠というのは必要ではないのではないかなと思うんです。本市は、リサイクルはリサイクルでし  
っかり分けているわけですから、それ以外のものを、マスク、ティッシュ、そういうものに対し  
ては近隣自治体に3か所に分けてお願いしていくというような状況であれば、例えばいろんな観  
光事業に関しても、移住・定住に関しても、医療関係に関しても、その近隣自治体との連携があ  
るわけではないですか。だから、「SDGsの取組に対してこういう御理解をしていただけませ  
んか」と、「長く迷惑はかけません」と、「また何か志布志市でできるようなことがありましたら、  
また相談に乗りますよ」といったようなですね、そういう建設的な相談も必要ではないかと  
考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど他市町の受け入れ状況の話をしたところでありますが、基本的  
には先ほど言いましたように、埋立てごみを再資源化して、ごみをゼロにしていこうという考え  
方です。そして、そのためには先ほど言われたバイオマス発電等々をしていかなければいけ

ないわけではありますが、焼却しなければいけないごみというのはもうほとんど、今のところはありますけど、ほとんどないと。何かが例えば港から出たときに処分してもらえないとか、そういうものは確かに出てきてお願いしたということでもありますので、それ以外のことについては、やはり市の中で対応していかなくてはいけないと、他市町にお願いするというのではなくてです、市民にお願いしていく。焼却炉を使わない形での対応をしていくというふうな考え方でございますので、その港のごみがどういう形で今後活用、バイオマス発電等を取り入れていけば、それも解決できるのではないかなというふうには思っております。

○5番（南 利尋君） 今の埋立てをいろいろ検討していくという場面があるわけですから、例えば、志布志市のごみというのは、私は思うのですが、近隣自治体にもいろいろ聞いてみますと、ほかの自治体は、生ごみと可燃ごみが混ざって焼却施設で焼却されているわけですね。志布志市は、生ごみとそういう一般ごみを分けて出すわけですから、その生ごみと一般ごみが混ざっていると燃料費がかかるということなんです。近隣自治体での現状ですよ、志布志市がどうのこうのということではなくて。その燃やす温度を上げるために燃料費を余計使わなくてはいけないと、生ごみが入っているそういう焼却炉はですね。だけど、志布志市の近隣自治体で扱っている可燃ごみと言われるものは、志布志市においてはからっからのごみなんです。だから、志布志市のティッシュやマスク、そういう古布もリサイクルでやっていますが、いっぱい集めて最終処分はどうするかと思ったら、業者に買ってもらっているわけではないですか。ペットボトルとかは収益がありますけど、古布はお願いしますから買ってくださいという話ですよ、リサイクルしても。そういうものも近隣自治体は一般ごみの中ですね。志布志市のごみというのは良質なんです、何でも。空き缶でもペットボトルでも、みんなマナーがよくて洗って出しているわけですから。そういう意味でも、近隣自治体も焼却炉で害を出すようなそういう取組はしていないわけですよ、みんなSDGsに取り組んだ焼却をしているわけですから。ぜひそういう近隣自治体に、良質な志布志市のそういう一般ごみをどうぞみみたいなことも、私は言えるのではないかなと思って提案しておりますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 基本的には先ほど言いました（仮称）循環センターを設置して、取組をしていくということでもありますので、そちらのほうにあらゆるものは持ち込みをして、リユースできるものはしっかりと使っていただく。昨日も学生服の問題もありましたけれども、そういうあらゆるものがリユースできるような取組をしてまいりますので、それと併せてどういう形で資源化していけるのか、いくのか等も含めて、取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、前向きな検討をよろしくお願いします。終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

○  
午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、2番、栢山晋司君の一般質問を許可します。

○2番（栢山晋司君） 改めまして、皆様こんにちは。会派、志みらいの栢山晋司でございます。議員職を務めさせていただき一年が経ちました。今後も誠心誠意、自分の責務に取り組んでまいりたいと思います。よろしく申し上げます。そして、私の髪も大分伸びてまいりました。しかし、これまで続けてきましたヘアドネーションの長さまで、まだまだちょっと足りないのです、これからもこの髪の長さとともにお付き合いいただいて、御理解いただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。今回、創業支援について、学校でのマスク対応についてそして子育て支援についての3項目の質問をさせていただきます。通告書に基づきまして順次質問をさせていただきます。

それでは1番目、創業支援について質問をさせていただきます。新年度の創業支援について考えをお伺いしたいと思います。12月の議会で質問させていただきました創業支援についてですが、今回の3月議会でも内容が変わって、議案のほうが上がってきているようです。令和5年度の施策として非常に期待をしているところであります。前回、この施策につきましては、「開業も」と答弁がございました。そして私のほうからは、支援を受けることができるタイミングや期間についての御質問もさせていただきましたが、本日はその後12月議会、答弁を得て、市長の思いや考えがどのようなものになったのかをお伺いしたいと思います。ですが、考えをお伺いする際、令和5年度の施策を計画される間に根拠となる情報とかも必要になってきたのではないかなと思います。市長が常々市民の声を反映させたいと、市民の声をしっかりと受けたいという思いはあるかと思えます。今回の議案が上がるまでに市民の声を確認し、根拠として反映されるようなこともあったのかということも併せて、市長の思いと市民の声の確認についてお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 栢山議員の御質問にお答えいたします。

新年度における創業支援施策は、商工業開業支援事業を新たに創設し、実施するところであり、これまでの新たに創業する方に対して、創業者等応援支援事業で支援しておりましたが、新年度からは創業者に限らず、既に事業を営んでおられる方が新たな事業を開始する場合に、広く活用できるよう商工業開業支援事業を創設したところでございます。市内で開業する際の店舗の改修費や設備の導入費の3分の2を補助するもので、補助金の上限額は100万円を基本とし、商店街モデル地区は50万円を上乗せし、150万円としているところであります。

補助対象者の要件としては、市内で新たに恒常的な事業所等を設置し、開業する方で、中小企業者で市税の滞納がないこと、個人の場合は市内に住所があること、商工会による経営相談を受け、事業計画を作成し、推薦を得ていることなどがあり、全て満たす場合に補助対象となります。新たな事業の内容の周知を図りながら新規開業を考えている方々に、活用いただけるよう努めて

まいります。

○2番（栢山晋司君） お気持ちと新しい内容について御説明をいただきました。もう一つ、市民の声の確認についてお伺いしたいと思うんですけれども、今回、この議案をつくるにあたって、どのような方々と申しますか、どのような意見があったのか、確認をされたのかというのがあれば、お伺いしたいのですけれども、可能でしょうか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 昨年12月に議員のほうから創業についての意見等を伺いました。その後、私どもにつきましては、財務課のほうから当初予算編成方針の説明がございます。その後、私どもも当然12月からは当初予算を編成していくわけですけれども、商工業の補助事業につきましては、店舗リフォームとかいろいろ含めて商工会のほうと打合せをして、そういう中でどういう意見があったのかとかいうことを担当者レベルで詰めてまいりまして、その結果を受けて予算要求をしていくという中で、課内査定、財務課査定、市長査定を踏まえながら、今までの反省点やらこれからの方針、時代が変わりますのでそこを踏まえてやっているところでございます。その中で、この創業だけについて何か意見があったかという、直接的にはないところでございます。ただ、議員のほうからは、質問の中でこういう事例があったよとかいうことはお聞きしているところでございます。

○2番（栢山晋司君） ありがとうございます。市民の声につきまして、私のほうも施策に対して、例えば対象であったとか対象ではなかったとか、知っていたとか知らなかったとか、様々なパターンと属性の方々にお話を伺ってまいりました。そのお伺いする中で、ちょっとお言葉というか、お話の中で多かったお言葉が「知らない」「知らなかった」「事業を起こしてから知った」「商店街のでしょ」というようなお声がちょっと多かったという印象があります。私はこの施策に関しては、非常にすばらしいものだと思っていますし、私は商店街の生まれ、育ちですので、そういった方々とのお付き合いもある中、本当にありがたい制度だなというふうに思っております。ですが、どれだけすばらしい制度、施策であっても、知らなければその方々にとってはないのと同じだというふうに私は認識しております。そこでお伺いしたいのが、今回の開業支援ということになるんでしょうか、どのように広報、周知を行い、市内外の事業者又は未来の創業者に対して、この施策を届けるお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 商工業開業支援事業を活用することで、より多くの方に志布志市内で新たな事業を開業していただきたいというふうに思って、設定をしたところでございます。そのためにも市報しぶしや市のホームページへ掲載し、相談先であろう商工会や金融機関、さらには移住・交流支援センターなどにも補助事業の内容を説明し、相談があった際には、御案内いただけるよう周知をしてまいりました。

今後は、店舗を借りる際に補助金を紹介してもらえるように、市内の不動産業者等々にも周知をしていきたいというふうに考えております。

○2番（栢山晋司君） 今、詳しくお伺いしました。確かにホームページ等々に載っているのも私も確認しております。なかなかたどりつかないなという印象も同時にあります。今回、今市長

の発言でありました、店舗を借りる際の不動産業者さんなどでも周知の取組をしていただけるといふに、私も今認識をしました。非常にすばらしいというか、確かに借り手というのは不動産屋さんを通されることも多いでしょうから、非常にありがたい取組だなというふうに思います。併せまして、例えば創業支援の場合ですと、出てきたのが事業者登録、税務署さんでございます。例えばこの税務署さんのほうでも、そういった取組がありますよというような周知をお願いできるような形というのは、御依頼はできないものなのか、お伺いさせてください。

○市長（下平晴行君） あらゆる媒体でそういう情報提供をしていただけるようなところには、率先してお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（栢山晋司君） あらゆる媒体でということと理解しました。現在、お店を開かれる方のパターンというかタイプでございますけれども、例えば自宅を活用してお店を開けられる方もいらっしゃると思います、自宅改修のパターンですね。場合によっては非常に小さい、例えばプレハブ等、コンテナ等を使ったような小さい店舗で事業を始めて、軌道に乗りそうだなというタイミングで大型機材を入れたりとか、店舗を移ったりとかというテスト運営から本開業スタイルになられる方も多くいらっしゃるかと思います。そういった方々にも平等にこのすばらしい施策が届くように、その取組の「ここを見てください」とか「お知らせしました」ではなくて、お互いに必要だと思えます。取りにいくほうも一所懸命取りにいかないといけませんよね、もちろん伝える側も一所懸命伝えていかないといけませんけれども、先ほどいろいろと出ましたけれども、それ以外の周知方法、こういったことを計画しておりますという新たな方法があれば、教えていただきたいのですが、いかがでしょうか

○港湾商工課長（假屋眞治君） 具体的な、新たなものにはならないかもしれませんが、まずは今あることをちゃんと丁寧にやっていくということになります。早速もう市報4月号には載せるように準備をしております、当然、「事業着手前に申請をしてください」とか、ここが肝になってきますので、そういうことについてもほかの事業と併せてやっていきたいと思えます。

今は、当然ホームページがあったり、その中でまたLINEなんかを使っているの、LINEとかを登録しておけば、自動的にそれが届きますので、そういうのもできれば登録していただいて、こちら情報発信はしますけれども、さっき言われたように情報を取りに来てもらいたいということもお願いしたいと思えます。

○2番（栢山晋司君） 今のお答えの中に「事業開始前」というのがあります。前回もちょっと私の中ではポイントとしてお話をさせていただきましたけど、ここに関しては、「事業開始前にきちんと審査と申込みを終えてください」ということを、しっかりとお伝えいただきたいと強く思うところでありました。やはりお店を開いてしまってからのものであれば、これは補助金の性質上難しいというところは、今回勉強させていただいてある程度は理解をしたところではあります。ただ、理解はしましたが、ここの部分に関して正直諦めたというような部分では、なかなか自分の中でちょっと落ち着かないのかなとは思いますが、今回はここの部分に関しては理解していますので、「事業開始前に終わらせてくださいね」ということも、しっかりと届けていただきたい



と思います。そして今出ましたLINEですよね、非常に便利ですよ。先日のお話でも、登録者数の部分が少しありましたけれども、今回7,000人強というふうになって、昨年からの伸び率というのが若干1,000人ぐらい伸びたのかなと思います、伸び率が若干高くなくなってきたのかなというふうに感じます。約3万人のまちでの約7,000人ですので、非常に多い数字ではあるのかなという認識はしていますけれども、本当に素晴らしいと思うんですよ、それはなぜか、皆様の個人個人の携帯電話のほうにダイレクトで届くわけですよ、一番見ますもんね、僕は素晴らしいと思うんです。また、内容ですが、担当職員さんの努力というのをすごく感じます。見やすく、分かりやすく、そして丁寧に作り込んであると思います。本当に素晴らしいなと思います。このダイレクトに届く非常に有効な方法でございます。何でマイナンバーカードと同じくらい手厚く取組をしなかったのかなとか、なぜそのタイミングで例えばお知らせをすとかをしなかったのかなというのは、僕の中で疑問とか、もったいないなというような印象を受けているところであります。LINEの登録をしてれば、もちろん防災も含めた活用もできますし、同じように市民の方、皆様にとって必要な情報、市がお伝えしたい情報というのもダイレクトにお伝えすることができると思いますので、ここは私が勝手に考えた思いでございますので、答弁とかは求める部分ではありませんが、ぜひそういった取組のほうも一つの取組の中で2個、3個とですね、得になるという大変ですけども、効果が出るような取組のほうをいただければ、市民の方々に結果的にありがたいことになるのではないかなというふうに感じたところではありました。創業支援、開業支援につきましては、市長のお考えも確認しましたので、これで終わらせていただきたいと思います。

では次に、学校でのマスクの対応についてという部分でお伺いさせていただきたいと思います。政府の新型コロナ対策本部の決定を踏まえまして、マスクの着用の考え方の見直しについて、文部科学大臣からも記者会見の発言もありましたが、新年度からの学校生活におけるマスク対応は、どのような指導となるのかお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部のマスク着用の考え方を見直しにつきましては、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とされてきたところでございます。また、マスク着用の見直しの時期については、国民への周知期間や各事業者等への準備期間等に配慮し、令和5年3月13日から適用となり、3月12日まではこれまでどおり、屋内では原則着用、屋外では原則不要との考え方を継続することになっております。

一方、国としましては、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場合、場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨することとしております。市といたしましては、マスク着用の見直し後であっても、引き続き密閉、密集、密接の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指消毒、換気等の励行を市民に広く周知していきたいというふうに考えているところでございます。

○教育長（福田裕生君） 令和5年2月10日に、文部科学省から卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方についての通知がございました。4月1日以降の新学期におけるマスクの着用に関わる留意事項等については、改めてお知らせをするということも伺っております。市教育委員会といたしましては、文部科学省からの通知を踏まえ、新学期からのマスク着用の考え方について、各学校へ示す予定であります。

なお、基礎疾患があるなど、様々な事情により、感染不安を抱きマスクの着用を希望したり、また健康上の理由等によりマスクを着用できない児童・生徒もいたりすることなどから、一律にマスクの着脱を強いることがないよう指導しているところです。さらに、マスクの着用の有無による差別、偏見等がないよう、適切に指導することについても、これまで同様、指導を繰り返してまいりたいと考えております。

○2番（栢山晋司君） 今、御説明をいただきました一律に規制をするものではないと、「個人の判断」というお言葉もいただきました。現在、このマスク着用でございます。これは義務か努力義務か自由か、今「個々の判断」というようなお言葉もいただきましたけども、もう一度教育長、ここお願いできますか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

学校では、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、現在も感染症対策を継続しているところであります。学校におけるマスク着用は、義務ではありません。しかし、身体的距離が十分に確保できないなど、マスクの着用が必要な場面におきましては、着用を指導しております。先ほども申し上げましたが、様々な事情により、マスクを着用できない児童・生徒がいる場合もあることから、着用を強いることがないように指導をしております。

○2番（栢山晋司君） 御説明いただきました。なぜこの場でこういったことを聞くのか、なぜ2回も聞いたのか、これは担当課のほうは御理解されていると思います。ただ、細かい経緯については、あえて言いません。きちんと現場と情報の共有や意思疎通がなされているのであれば、この場でわざわざ確認することもなかったのかなというふうに私は思っております。この情報や発言がですね、しっかりとしていないと混乱するのは現場だと私は思っております。現場というのは学校と保護者、そして児童・生徒のことを私は指しております。学校と保護者との信頼関係が構築できていなければ、学校と児童との信頼関係にも大きく影響を及ぼすのではないかなというふうに考えます。良好な信頼関係が構築できれば、非常に素晴らしいことだなというふうに思いますし、学校運営をする上においても、円滑な運営ができるのではないかなというふうに思っております。この混乱によって、信頼関係が構築できなければ、結果的に一番被害といいますか、大変な思いをするのは児童・生徒ではないですか、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 今、議員御指摘のとおりでございます。教育委員会、学校そして教職員一人ひとり、そして子供たち、保護者そして地域の方々、伝えたい、共有したい情報がしっかりと同じでなければ、混乱を招きかねないということは重々思っておりますし、そういったこと

が起こらないように、今後も心引き締めてまいりたいと思います。

**○2番（栞山晋司君）** 先ほどありました3月12日までのマスク着用について、厚生労働省がこのように出されております。ホームページで確認ができます。そして3月13日から、マスク着用は個人の判断が基本となります。ただし、以下のような場合には気を付けましょうということで、御自身で感染を守るために着用することは効果的ですよというふうに、しっかりと厚生労働省のほうもこのように13日からの内容をはっきりと発表されておりますので、過度な物言いがつかないような取組をしっかりとされることを望んでおります。そして、これはマスク着用については、もともと健康面のことも含めまして、やはり大人のほうが決定した内容でございます。大人の決定に、社会の決定に、どうしても従わざるを得ないことが多い子供たちにとっては、非常に曖昧な表現で言われても、結局いいのか悪いのか、なかなか分からない部分だと思います。「自由だ」と「強いることはない」と、いいのか悪いのかな、そういう今度は空気感というので傷つけられることがないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。そして3月13日ですね、そしてまた政府から発表になる5月8日、結構この2点が非常に大きなターニングポイントになるのかなというふうに思っております。学校生活において、先ほど13日の話はありましたけれども、5月8日はどのような変化になるのか、想定があればお知らせください。

**○教育長（福田裕生君）** 現在のところ、具体的な想定はしておりません。文部科学省からこの後詳しい通知等があるというふうに感じておりますので、それらを受けた上で本市としての対応、そして各学校としての対応について指導をしております。いずれにいたしましても、科学的な根拠といったようなものは、私たち大人がしっかりと把握しておかなければならないわけですし、個人の判断に委ねるとしても、個人の判断をする場合に何を根拠にしてその判断に至るのかといったようなことは、学校におきましては、子供たちにも十分そのことを意味を知らせて判断をし、そして隣の子供と仲間と違う状況になったとしても、そこに偏見や差別といったようなことが生じないように、これは手厚く指導していく必要があると考えております。

**○2番（栞山晋司君）** 子供だけでなく保護者も含め、先生方も含めてですね、現場が混乱しないように、しっかりと情報の共有と確認をしていただけるものと信じて、2項目の質問を終わらせていただきます。

それでは、3項目の子育て支援についてお伺いしてまいります。本日3月8日は国際女性デーであります。内閣府男女参画局発表の2022年ジェンダーギャップ指数では、146か国中116位となっております。日本は、健康の分野では146か国中63位、経済では121位、政治では146か国中ジェンダーギャップでいうと139位だそうです。ただ、教育は前回92位であったとのことですが、今回は1位でございます。このジェンダークオリティを考える上でも、本日というのは非常に良い日かなというふうに思っております。たまたまではございましたけれども、ここの部分に非常に関わるのかなというふうに思います。父親の乳幼児指導の実施状況についてお伺いさせていただきたいと思います。その前に、この「父親」という表現について先に述べさせていただきたいことがあります。私なりに男女共同参画推進の理解もしているつもりであります。また、志布

志市ひとがともに輝くまちづくり条例も理解しているところでもあります。その上で今回はなじみのある表現として、「父親」または「いわゆる父親」という表現で質問を述べさせていただくことを御理解と御了承を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは質問をさせていただきます。本市の父親の乳幼児指導の実施状況をお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

子育て支援においては、母親だけでなく子供に関わる全ての方が携わることが重要だと考えております。本市では、妊娠・出産・育児に関する知識を習得し、安心して出産・育児ができることや、親同士のつながりを深め、地域で支え合う関係づくりを目的に、妊婦とその家族を対象としたパパママ教室を毎月実施しております。父親が積極的に育児に参加することは、子供の健やかな成長、発達にプラスになりますので、妊娠・出産・子育て期の父親の役割や子育てについて、女性活躍・男女共同参画の視点からも、母親と共に学んでいくことが必要だと思っております。現在、パパママ教室の父親の参加状況は3割程度と少ない状況でありますので、父親が参加しやすく興味のある内容となるよう、対象者のニーズを把握していきたいというふうに考えております。

誰もが安心して暮らし、個性や能力が発揮できる社会を形成していくためには、性別に関わらない平等な社会参画意識の醸成、浸透を図っていくことが大切であるというふうに考えているところでございます。

○議長（平野栄作君） ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

—————○—————  
午後0時00分 休憩  
午後1時00分 再開  
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○2番（栢山晋司君） 午後からもよろしくお願いいたします。

先ほどの市長の答弁、状況を理解いたしました。パパママ教室に関しましては、父親は3割の出席をいただいているということで、非常に市の取組の声も届いている部分もあるのかなというふうに思います。ホームページのほうからもパパママ教室については、ちょっと今日持ってきているんですけども、こういう形で回数、時期というのがしっかりと記載されておりますので、こういったところを御確認いただきながら、参加されているのかなというふうに思います。現在、いわゆる父親の育休ということが推進されておりますが、この父親側が、家庭で活躍することができる時間的な機会というのが用意されているというふうに考えます。この活躍というのは、家庭での日常生活における技術・知識を持って、家事や子育てに取り組むのではないかと私は理解しているのですが、市長、家庭での活躍に関して同じような認識でよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、この前の「日本女性、世界的に短い睡眠」というのがありましたけれども、やはり共稼ぎの中でも夫のほうは帰りが遅いとかですね、その関わり方がいわゆる短いというようなことでありますので、先ほど言いましたようにパパママ教室ですか、こういうことを手始めに、やはり共稼ぎである場合も含めて、よりその自分たちの役割ですか、お互いに二人の役割で子供を育てるんだということでの、そういう考え方をしっかり位置づけていけばいいのではないかなというふうには思っております。

○2番（栢山晋司君） では、質問を続けさせていただきます。それぞれの御家庭での役割を分担しながら、共に頑張っていくということではあるんですけども、この家庭での技術・子育て、特に乳幼児の育児につながる技術を身に付けることができる場というのは、本市ではどこにあるのかお尋ねいたします。

○保健課長（川上桂一郎君） 御質問のどういった場で入浴とかそういうことができるのかということですが、このパパママ教室で、やはりいろいろ赤ちゃんのモデルを触ったり、沐浴の練習をしたりとか、そういう場で父親に対して妊娠・出産・子育て期の役割というのを学習していただいているという状況でございます。

○2番（栢山晋司君） 内容について、教えていただきました。具体的にここでされていますよという施設、場所はいかがでしょうか。

○保健課長（川上桂一郎君） 場所におきましては、当初は、子育て支援センター「はぐくみランド」で実習しておりましたが、コロナ禍ということで、やはりスペースが広いところのほうが感染のリスクが少ないということから、今、志布志市の健康ふれあいプラザのほうで、実施しております。

○2番（栢山晋司君） では、現在健康ふれあいプラザのほうで対応いただいているということなんですけれども、市長、ちょっとお伺いしたいんですけれども、これは調査の訪問ではなくて、市長自らこの子育て支援センターを御利用したというようなことはありますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 使ったことはありません。

○2番（栢山晋司君） 実際にできた時期ですとか、様々な状況によってあるないは出てくるかなと思います。私も、子育て支援センター「はぐくみランド」のほうには大変お世話になりました。この子育て支援センターなんですけれども、子育てを学べる場であるということでは、私も認識しております。この子育て支援センター、現在は健康ふれあいプラザのほうで御指導いただいている。ここにいわゆる父親側がたくさん来ているな、多いなと感じることはありますでしょうか。

○保健課長（川上桂一郎君） 先ほど市長の答弁にもありましたように、そのパパママ教室に参加をされている父親が3割程度ということの状況でございますが、市としましては、母子手帳の交付時に、このパパママ教室とか様々な妊娠・出産・子育てに関する市で実施している事業等の御紹介をしております。パパママ教室で、やはり母親の少しでもそういった妊娠・出産のリスクを父親のほうの協力があることによって、2人で協力し合って妊娠・出産を迎えていただくとい

うことから、参加を促しているんですけど3割程度と。今、子育て応援交付金の事業を行って、直接、妊婦さんや産婦さん等と面談をしておりますので、やはり父親の育児休暇の制度の話とかもその場でするのではなくて、そういった教室に参加をしていただいて、そういった情報を提供していきたいというふうに考えております。

**○2番（栞山晋司君）** 非常に取組として前向きな、非常に素晴らしい取組を考えていらっしゃる、実際にしていらっしゃるということを確認できました。なぜこのような質問をさせていただいたかと申しますと、母体となる女性ですね、子供がおなかにできますと産婦人科等病院に行かれるかと思えます。そこでまず病院からのアドバイスや御指導などを受けることとなりますよね。これは出産10か月前もしくは8か月前というような時期かと思えます。そして体の変化を経験し出産を迎えるわけです。この間、いわゆる父親側、産まれてくる子供に対して、どれだけ学ぶ機会があるのかというところにちょっと注目しております。この学ぶ機会というのは、個々の家庭の独自のものではなく、施策として育児に対する学びのサポートが市として用意されているのかという部分になります。現在、パパママ教室のお話を伺いました。ただですね、パパママ教室に参加される方はいわゆる母親側が7割、父親側が3割ということで、その会場に行ったときに私も若干感じたというのもちょうと表現が難しいんですけども、子供を連れて非常に女性側が多いですね、子育て支援センターに行くと、「あっ、パパも来るんだ」というような表現だったりとかを受けることもあります。居づらいわけではないんですけど、「あっ、ちょっと空気が違うな」というようなことを、ちょっと感じる部分も正直ないわけではなかったです。ただ、非常にスタッフの皆さんには、ありがたいサポートをいただいたというのはしっかりとお伝えしておきます。この技術の部分ですね、育児に対する学び、例えばおむつ交換にしても、紙おむつだけではなくて布おむつもございます。ミルクも粉ミルク、母乳であっても例えば冷凍母乳で母乳を哺乳びんで与えたいという方もいらっしゃると思えます。着替えもなかなか難しいです、お風呂に入れるのも、なかなかこれも慣れないうちは非常に難しいです。そして少し育ってくると、今度は離乳食も出てきます。そういった学びを、いわゆる父親側が積極的に学べる環境というのがなかなか見受けられないのかなというふうに感じております。家庭での活躍ができる時間的な期間というのは、育休によって増えているのはあるかと思えます。ただ、この技術・知識を手に入れてかつ実行できなければ、母親側の負担、ここの軽減にはつながらないのかなというふうに感じております。本市にも、先ほど伺いましたパパママ教室だけではなくて、ママと御家族など、今回の令和5年度の施策のほうに上がっている分もありますけれども、母親に対するサポートというのが見受けられます。そして、このサポートであるがゆえに、母親に活躍いただく制度というような内容とも感じられる部分でもあります。その上で父親側が活躍することで、母親側の支えにつながるのではないかと強く感じているんですけども、市長、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 急に言われてもちょっと私も経験がないですから、何とっていいかわかりませんが、ただ、そういうパパママ教室と一緒に参加するのであれば、そういうことも可能かなと。一人では今あったように行きづらいとかですかね、そういう参加しやすい体制

づくりがどういう形がいいのかですね。ここは本当に検証していかなければいけないのではないかなというふうに思います。しかし、私どもの時代からすると、今の若い方たちは、一緒に夫婦で子育てをしているなというのは本当に感じます。ですからこのことを、先ほど30%、70%というようなことでありましたけれども、私から見れば、もう半分半分は一緒にやっているのではないかなという気はしているところです。

**○教育長（福田裕生君）** 子育てにつきましては、

男性とか女性とかそういった性にかかわらず、全ての大人たちが関わっていくことが非常に重要だと思っています。その意味におきましては、小学生、中学生の教育現場において、この育児、子供たちと触れ合うとか育てていくということの学びをさせることも重要です。たしか中学生の家庭科という教科の中では、育児に関する学習内容が組織されていたかと思いますので、こういった教科の内容に全ての子供たちにしっかりと関わらせることによって、将来大人になり、子供をもうけたときに、子供を育てていく大人としてどうあったらいいのかとかですね、そういうことの意識だとか関心だとか意欲を持たせておくことが、学校現場においても非常に強く求められていると思います。私自身35年以上前、子育てに少し関わったことがあります。今で言うパパママ教室に似たような会に、一度だけ出席したことがあります。男性は当時たった私一人です。その当時の気持ちで言いますと、やはり気恥ずかしさがあったんですね、なかなかその場に1時間近くいることに、気持ちが苦になったような経験もございますので、これから先においては、そういうことでない状況をいかにつくっていくかということ、できるだけ早いうちから、子供たちに経験させたり学ばせていくことが、非常に重要なことだと思っております。

**○2番（栞山晋司君）** 市長、教育長、共にお考え、お気持ちをお伺いすることができました。こちら鹿児島県のホームページのほうに記載してありました。男性の家事・育児参画応援読本というものになります。こちら家族のライフプラン表ということで、10年版とちょっと長いスパンのものがございます。そして、こちらには下のほうですね、それぞれの家事の役割を24時間で考えたときお互いにこういうふうにしてみませんかというようなことが書かれてあります。さらにこちらは支援制度の紹介であったり、タスク表ですね、こういったことが子育てには関わってきますよという表がございます。こういったものを県のものでしたらしっかりと御紹介いただきながら、活用できればなというふうに思っているのですが、この分担表を見たときに、ちょっと一瞬思ったことがあるんですね。育休を取れない御家庭があるかと思えます。なかなか取りづらいつころもあるかと思えます。そういった場合に例えば土曜日だとか、日曜日だとかいう場合だったら全然休めるよ、参加できるよといういわゆる父親側も、現状だと多いのではないかなというふうに考えます。ですので、子育て支援センターなどで学べる、今ですと健康ふれあいプラザ等で学べる日の中に、例えば日曜日いわゆる父親側の教室、父親と子供で集まってくださいという取組をしてはいかがかなというふうに考えております。その理由の一つとして、母親側が子供から手を離れるという、ちょっと自分の時間が取れるのではないかなというところも考えてお

ります。なので、そういったような取組を考えていただけないかなとは思っておりますが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これは、担当課のほうと一緒に、そういう母親が自分の時間を持つ時間を作っていくという、これは大切なことだというふうに思いますので、そういうことが可能であれば、土曜、日曜に開催するというのも今後協議をしてみたいというふうに思っております。

**○2番（栢山晋司君）** ここで、令和3年度厚生労働省全国ひとり親世帯等調査結果の概要というトップページの部分になります。この概要版と詳細版と2種類確認することができます。この中で、ひとり親世帯によるところ、令和3年度で言えば全体の37.4%、この4割近い子供が0歳から2歳のとき、つまり産後2年以内に母親が離婚を決意をしているというデータが上がっております。この子供が3歳から5歳になりますと、もう半分以上占めている数値になります。全体の6割を超えているこの数値に対して、産後クライシスの問題というのが出てきます。産後クライシスの問題に対して、御家庭での育児の参加の問題点というのが非常に多く上がっている部分であります。いわゆる母親側に家庭での仕事が集中してしまう、子育てが集中してしまうことで、この産後クライシスが起これるのではないかというふうに言われております。だからこそ父親が技術・知識・実行力を持って家庭の中でお互いに支え合う、共に支え合うという姿の実現のために、いわゆる父親側の子育てサポートの学びの場というのをぜひつくっていただきたいなど、増やしていただきたいというふうに考えております。父親の育児指導の機会を増やすことが母親の活躍、社会での活躍、ここも含めて促すことになるのではないかと考えていますが、市長の御見解をお願いいたします。

**○市長（下平晴行君）** これはそのとおりであるというふうに思います。例えば、朝起きて母親が育児をする、そして食事の準備を父親のほうでしていくとかですね、できる範囲内のことをしていくようにすれば、その時間が母親のほうに時間の余裕が出てくるということになるのかなというふうに思いますので、その辺の時間の割合、活用の仕方等が、今後は必要になってくるのではないかなというふうに思ったところであります。

**○2番（栢山晋司君）** 冒頭申し上げました志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例、この部分に関しては、男女参画の部分だけでなくジェンダーギャップの部分もしっかりと埋めていく、そして全人的にと申しましょうか、男性であろうが女性であろうが、どのような性であっても共に社会で輝くというですね、非常にすばらしい内容で作られた条例だと私は認識しております。そのことから、今回三つ目に質問として出させていただきましたことを、ぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**○議長（平野栄作君）** 以上で、栢山晋司君の一般質問を終わります。

次に、10番、小辻一海君の一般質問を許可します。

**○10番（小辻一海君）** 皆さん、改めましてこんにちは。小辻一海でございます。ただいま議長



の許可をいただきましたので、今回は3項目について通告に従い、順次質問してまいります。今回は項目が多いですので、早速、県の権限移譲についてお伺いしてみたいと思います。

地方分権の推進社会の今、「住民に身近な事務は、可能な限り身近な市町村において処理することが望ましい」という基本的な考え方の下、鹿児島県は地方分権の一環として、2017年7月に権限移譲プログラムを策定し、地方分権の担い手として、一律ではなく意欲を持つ市町村に対して、県からの権限移譲が始められました。令和4年4月時点でこの数は43市町村に対し、67法令、84項目、877の事務数で、この事務権限移譲の割合は移譲対象事務の61.5%が移譲されています。担当課にお聞きしたところ、本市においては事業数で38.7%、項目においては、県内の市平均で51.1%、志布志市は46.9%と県内市の平均よりはやや低いようであります。

そこで、合併から今までの権限移譲の推移についてお示しただけないでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 小辻議員の御質問にお答えいたします。

権限移譲につきましては、先ほどありましたように平成17年7月に鹿児島県において策定されました権限移譲プログラムに基づき、プログラム項目についての移譲希望や個別協議を行いながら、体制を整えた移譲を受けておりますが、本市では現在15項目において事務移譲を受けており、内訳といたしましては、平成19年度に新たに生じた土地の確認に関する事務1件の移譲を受けて以降、平成22年度以降に1件、平成23年度に1件、平成24年度に2件、平成25年度に2件、平成27年度に1件、平成28年度に3件、平成29年度に3件、平成31年度に1件の事務移譲を受けている状況でございます。

**○10番（小辻一海君）** 地方分権の中、市におきましては、行政運営の合理化・効率化を図るため、定員適正化計画を推進する一方、移譲事務においては、専門的職員の配置や職員の資質向上を図っていく必要があると考えますが、現在の権限移譲を受け入れている15項目、167事務数の大まかでいいですので、内容はどのようなものかお示しただけないでしょうか。

**○総務課長（小山錠二君）** 15項目の主なものにつきましては、特定非営利法人の設立認証届並びに農地転用の許可、県管理道路による維持管理、同じく路傍樹育成保全、それから浄化槽の設置の届、遊休農地の利用又は処分に係る計画の受理等、あとは栄養士・調理師の免許の交付、公共施設駐車場の適合証の交付の請求、あと生活保護の決定・実施、助産施設・母子生活支援施設の入所関係、児童扶養手当の認定・支給、障害児福祉手当の認定・特別障害者手当の認定等福祉手当の支給、生活困窮者の自立相談支援等、農事組合法人の設立・定款変更等の届等、土地改良区の設立・合併・解散に関すること、最後には一般旅券の発給の申請受理及び交付の事務というものがございます。

**○10番（小辻一海君）** 農地転用の許可も権限移譲されていますか。

**○総務課長（小山錠二君）** 申し訳ありません。今全ての項目を言われましたので、今の中の農地転用と浄化槽設置並びに農事組合法人の設立のこの3件については、現在、移譲を受けていないところでございます。

**○10番（小辻一海君）** さっき私は167事務数で、志布志市がやっているのを大まかに内容を説

明してと言ったところでした。権限移譲は県と市との基本的な役割分担の中で真に身近な事務で、市が行ったほうが効率性が高く、住民の利便性を向上させるとするならば、今後も積極的に権限移譲の受け入れに取り組んでいくべきと考えます。移譲事務については、受け入れている所管課の業務量などそれぞれ違うと思いますが、権限移譲事務を全体的に考えて、メリット・デメリットはどのようなものがあるかお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

移譲事務の主な内容といたしましては、パスポートの申請・交付や栄養士等の免許証の交付、土地改良区の設立、NPO法人の設立認証、県道維持補修などでございます。

移譲のメリットといたしましては、県の機関からより身近な市で受付や認可等が行えることになりまますので、市民の利便性向上や事務処理時間の短縮につながると思っております。デメリットにつきましては、業務により事務量の増大や事務の煩雑化も予想されるところであります。

○10番（小辻一海君） 先ほど権限移譲の推移を答弁していただいたところですが、今後県からの権限移譲が多くなってくると思われますが、これにより未経験の仕事や仕事量が増えることによる人員不足、さらに継続した事業がストップする可能性が予測されますが、このことから心配されるのが、職員定員適正化計画に基づき、職員に適した業務の合理化が図られているのか少し危惧しているところですが、そのあたりはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、市民の利便性等々がメリットとしてあるわけでありまますので、職員の対応については、今言ったようなメリット・デメリットがあるわけでありまますので、これからの体制づくりとしては、やはり市民のニーズ、市民の利便性、これが一番だろうと思いまますので、そこ辺の市の管理はしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） 権限移譲されるこれからの事務や権限については当然市の判断、責任で執行されていくべきであります。定員適正化計画を策定し、職員数を削減している現状の中で、移譲事務による事務量の増加や未経験の仕事など専門的知識を必要とする事務もあり、その人材を確保することや多岐にわたってそのノウハウを積んでいく職員研修や県機関への派遣など、職員のスキルアップ等が必要ではないかと思いまますが、受け入れる課では、人員不足と併せて業務が複雑になり、多忙となっているとお聞きしています。権限移譲に対応するためには、人員のしっかりとした配置が必要なのではないかと思いまますが、移譲事務の増加に応じたしっかりとした職員体制と専門的な研修等の人材育成については、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

事務移譲の中には多くの業務量が予想されるものがございまますが、市民サービスの向上につながる業務につきましては、移譲に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

職員体制につきましては、まずは業務集約等による事務の効率化や職員間の協力体制を構築しながら、対応を検討してまいりたいというふうに考えているところです。その上で必要となれば増員も行いながら、しっかりと対応できるような体制を整えていきたいというふうに考えております。また、事務によりましては経験や知識が必要なものもございまますが、移譲を受ける際に県

から事務内容の引継ぎをしっかりと行うとともに、実務研修等へ積極的に参加し、県とも連携しながら、職員の技術的能力の習得に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○10番（小辻一海君）** これからの権限移譲事務は職員が人員不足と合わせて業務が複雑になり、多忙となってきますので、組織機構再編やしっかりとした職員体制の見直しを進めていただき、働きやすい風通しのよい職場づくりに努めていただくことをお願いし、権限移譲の取組について、少し具体的に2点ほどお聞きしてまいります。

移譲については、本市は県内の全体平均よりやや低いようではありますが、確かに受け入れが進展しないのは、先ほど答弁でいただいたメリット・デメリットなどいろいろな実情があると思います。そこで、県は令和4年度に18項目の権限移譲を重点に進める方針で、本市はそのうちの農地転用許可等の事務、浄化槽設置等の届出受理・維持管理指導の事務移譲を受け入れられていませんが、権限移譲をされていない理由をお聞かせいただけないでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

農業委員会事務局が所管しております農地法に基づく農地転用許可業務に係る県内市町村の令和4年度時点での権限移譲の状況につきましては、43市町村のうち28市町村が移譲済みとなっているようでございます。19市にあっては14市が移譲済みであり、本市を含む5市が権限移譲を受けていない状況でございますが、それぞれの自治体や農業委員会の判断によるものと推測をするところでございます。農地の転用許可業務の権限移譲により、許可に要する期間が従来より2週間程度短縮されるというメリットと、権限移譲後の確実な許可業務の履行のための体制整備といった双方からの検討が必要であるというふうに認識をしているところでございます。農地の転用許可業務につきましては、今後予定される組織機構再編と合わせて、農業委員会において前向きな検討に努めていただくべき課題であるというふうに考えているところでございます。

**○農業委員会事務局長（中水 忍君）** 会長より委任されておりますので、私のほうで答弁させていただきます。

令和4年度における県内農業委員会の権限移譲の現状につきましては、市長が答弁されたとおりでございます。農地の転用許可業務の権限移譲を受けることにより、許可に要する期間が県許可である現状と比較しますと、約2週間程度短縮されるという申請者のメリットがある一方で、持続性のある業務を確保するために、検証すべき課題等もあることから、現時点において農業委員会が所管する業務に係る権限の委譲は受けていないところでございます。

**○10番（小辻一海君）** 権限移譲されている自治体を訪問や電話で状況をお聞きしたところ、「住民から許可期間が短縮されたことの評価や農地利用に関する手続き等、住民の実態に即した指導・助言を身近な職員が対応してくれるようになった」とのことでした。「相談しやすい環境がつくられている」との意見があるようです。先ほど言われましたが、県内19市の中で残されているのは本市を入れて5市になっています。また、市民の皆さんからも多くの要望が出ていますので、職員が負担にならないよう組織機構再編等で人員体制の確立をしていただき、早急に進め

ていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

市長部局における権限移譲につきましては、効率化や市民サービスの向上はもとより、業務の持続性等を検証しながら、その可否を判断してきたところでございます。農業委員会につきましては、市長の補助機関ではなく、独立した別個の行政機関と位置づけられ、その所掌事務の執行に際し、市長の指揮監督権が及ばないことから、農業委員会が所管する業務に係る権限移譲につきましては、会長をトップとした行政機関として市長部局と同様に、効率化や市民サービスの向上はもとより、業務の持続性等を検証しながら、その可否を判断していただければと考えているところでございます。

○10番（小辻一海君） ただいま市長の答弁でありましたが、農業委員会の会長さんには、市民の皆様から多くの要望が出ていますので、その旨をお伝えしていただきたいと思います。

では、多くの市町村で取り組まれていることは、その市町村の実情もあるとは思いますが、メリットが多いので取り組まれているものと思っております。あと一点の浄化槽設置等の届出受理・維持管理指導の事務についてですが、市民が浄化槽を設置しようとする場合の設置経費の助成や、浄化槽の設置届出の受理経由確認書は市が窓口となっており、設置届出の受理・設置後の浄化槽の使用開始や廃止の届出については、県が窓口となっていて、市民や事業者は手続きの内容に応じて市と県のそれぞれの窓口に行かなければならないなど、煩雑な手続きや移動の負担が生じていましたが、建築確認許可を必要としない都市計画区域外では、実際権限移譲を受け入れることにより、市民、事業者にとって手続き窓口の一元化及び移動負担の軽減など、利便性の向上につながるものと思っておりますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

権限移譲のメリットについては、市が浄化槽設置に係る国庫補助事業の申請窓口であり、市民や事業者にとっては建築確認を伴うものを除き、手続き窓口の一元化及び移動負担の軽減など、利便性の向上につながるものと考えております。また、浄化槽の設置状況等をより正確に把握でき、農業集落排水施設を含めた計画的な汚水処理施設の普及等が図られるとともに、浄化槽の維持管理についても設置者に対する実態に即したきめ細かな指導等が可能となるものと考えております。

しかしながら、知識・技術不足により、移譲を受けていない現状であります。今後移譲を受け入れるためにも、組織の再編や人員確保を行うことが優先であるというふうに考えております。権限移譲を受け入れる体制づくりを行いながら、県と連携を図り、権限移譲を受けられるように調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） ただいま事務については、市民サービスの充実や市民の利便性の向上につながり、事務の大幅なスピードアップが見込まれる効果的な移譲事務と考えますので、県と十分連携を図りながら、進めていただくことを要請して、権限移譲の財源についてお聞きしたいと思っております。

権限移譲の県からの市への財源措置としては、権限移譲交付金制度により支援されているところですが、決算書を見ますと令和2年度1,307万5,000円、令和3年度1,302万円それぞれ入ってきていますが、この移譲事務に対して県の市への交付額が、どのような内容で算出されているのかお示しいただけないでしょうか。

○総務課長（小山錠二君） 積算の根拠につきましては、事務の内容そしてその件数等を含めまして基本額がございます。基本額とその処理件数に合わせて県のほうで積算されたものに対して、事業ごとに単価を用いて交付されている状況でございます。

○10番（小辻一海君） 権限移譲については、厳しい財政運用の中、当然市の判断責任で執行されていくべきものであります。市が行ったほうが効率性が高く、住民の利便性を向上させるとするならば、積極的に権限移譲に取り組んでいくべきと考えます。そこで、移譲事務を受け入れていくには、専門的職員の配置や職員の資質向上を図る受皿の体制づくりが一番だと思います。そのことについては先ほど市長も述べられておりましたが、一方、県に対して継続的な人的支援と市の財政負担を考慮した移譲交付金の増額を求めていく必要もあると考えますが、今後どのように受け入れられていくのか、お考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 一般財源でも大変厳しい状況でありますので、やはり交付金の増額をお願いしていかなければいけないのではないかと考えています。両面から御相談をしながら対応してまいりたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） 権限移譲事務については、市民サービスの充実や市民の利便性の向上につながり、事務の大幅なスピードアップが見込まれる効果的な事務もありますので、必要に応じた専門職員の採用など、人員体制の受皿をしっかりと構築していただき、県と十分連携を図りながら進めていただくことを要請して、次に、税の滞納対策について伺いたいと思います。

市長は、施政方針の中で「地方交付税が一本算定となり、国・県補助金負担金の廃止、縮減等で歳入の伸びは期待できない一方、公共施設等の老朽化により、大規模改修、修繕等に多額の費用が見込まれることから、さらに厳しい財政運営が続くことが予測される」と、述べられています。このことから、自主財源の確保が大きな課題になってくると考えますが、令和3年度の決算から自主財源を見ても、現在は、ふるさと納税等の寄附金が約53億円と高額のため、自主財源の36.8%を占め、本市にとっては大変ありがたいことだと思います。しかし、自主財源の根源となる市税は約37億円で、自主財源に占める割合は25.5%で、令和2年度より減収となっています。新型コロナウイルス感染症の影響とは思いますが、減収になった状況を具体的にお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

令和3年度決算において、市税減収になった具体的な理由につきましては、固定資産税におきまして、令和3年度に限っての措置ですが、中小企業社所有の家屋及び償却資産に係る新型コロナ特例による軽減措置があり、本来市税として収入されるべき6,600万円が財源補填する形で地方特例交付金として国から交付されたことにより、固定資産税総額が前年度と比較し、8,969万

9,000円の減額となったことが一番大きな要因であります。市税全体で3,734万2,000円の減となったものでございます。

令和4年度につきましては、固定資産税を令和2年度並みの20億円程度確保できるものと考えており、市税全体では増収を見込んでいるところでございます。

**○10番（小辻一海君）** 今、お話しされたように、新型コロナウイルス感染の影響により、著しく収入が減少したことにより、苦境に立たされ、経済的に厳しい生活をされている方が大変多い状況の中、公正・公平の観点から滞納を放置するわけにはいかないと思います。市税徴収業務については、当然のことながら、税金を徴収する側とされる側双方の思いには、折り合わないところは多々あると思います。滞納されている方に納税を促すことの難しさ等々、担当職員の苦労は大変なものだと認識をしているところです。税務課から頂いた資料から、令和3年度の滞納総額は約1億949万円となっているようですが、滞納額を減らすには滞納状況の分析把握が徴収の基本であると思います。税ごとに滞納の状況をどのように分析されているのか、お示しいただけないでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

滞納状況の分析につきましては、滞納整理システムを活用し、督促状や督促書の発送履歴、電話や窓口での接触履歴、滞納の状況を管理し、滞納者の状況分析を行っております。滞納縮減への取組につきましては、現年度分のみ未納につきましては、納め忘れの場合もあり、文書による催告や電話での催告、訪問徴収により新たな滞納者を出さないように努めているところであります。

滞納繰越分につきましては、納税相談による分納や市税等徴収員による訪問徴収や生活状況の確認を行っているところであります。納税相談や催告に応じない滞納者に対しましては、定期的に給与や預貯金等の財産調査を行い、確認した財産を差押え、換価することで、滞納税の縮減を図っているところでございます。

**○10番（小辻一海君）** 滞納状況进行分析していると答弁でありましたが、平成18年に合併して、旧3町から引き継いだ滞納関係の納税交渉、徴収猶予や分納誓約を通じた生活・負債の状況などの納付記録という部分については、重要になってくると思いますが、滞納整理システムの中に適切に取り入れて管理されているのか。また、合併以前から徹底して調査を行った滞納状況の分析が有効に生かされているのか、そこはどうでしょうか。

**○税務課長（濱田 茂君）** 現在、滞納者の方々への対応につきましては、滞納整理システムのほうで管理をしているところでございます。本庁、各支所の税関係職員については、情報共有を行っているところでございます。以前の履歴等につきましても、このシステムで一括管理をしている状況でございます。

**○10番（小辻一海君）** では、令和4年度がまだ終わっていませんので、令和3年度の決算資料を参考にお聞きします。令和3年度決算で、市税の収入済額が約37億3,044万円で、市税の滞納額が令和3年度決算で約1億949万円、滞納額が市税に占める割合の約3%になっています。税

金は貴重な自主財源であると同時に、公正・公平の観点から滞納をそのままにするわけにはいかないと考えます。滞納を縮減していくためにどのような取組をしているのか、そのあたりはどうでしょうか。

○**税務課長（濱田 茂君）** 滞納額の縮減の取組でございますけれども、まずは新たに繰越しをされた滞納者につきましては、引き続き催告書の送付、電話催告、市税等徴収員による訪問徴収等を行いまして、財産調査の結果、財産を発見した場合は滞納処分を行いまして、滞納の早期解消を図っているところでございます。また、納税をしていただく場合の利便性向上についても努めているところでございまして、令和4年度からスマートフォンアプリを活用したキャッシュレス決済等も開始しまして、そういった面での納税に関する利便性の向上も図っているところでございます。

○**10番（小辻一海君）** 今の答弁をお聞きし、滞納額を増やさないように徴収率の向上に一生懸命努力されていることはよく分かりました。一般会計徴収率も前年度比0.23ポイント増の97.06%と少し上がってきているようですが、滞納額を増やさないためには、新規の滞納を発生させないことが原則で、新規の滞納者数が減らなければ毎年滞納額が増える一方だと思います。令和3年度の決算説明では、現年度滞納繰越分を合わせた滞納額は、令和2年度より約1,174万円減額になってはいますが、全体の未納者数は3,619人に上がり、このうち921人が新規の未納者で、未納者の25.4%が現年度分の新規未納者となっています。毎年課税をするたびに、どんどん新しい滞納者というか未納者が出てくるような状況の中で、まず膨れ上がった滞納額を縮減していくためには、できるだけ傷が広がらないとか、額が上がらないうちに新しい滞納者を増やさないという収納対策も重要ではないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

○**市長（下平晴行君）** お答えいたします。

管理職徴収というのものもあるわけですが、新たに繰越しされた滞納者につきましては、引き続き催告書の送付、電話催告、市税等徴収員による訪問徴収、それから財産調査の結果、財産を発見した場合は滞納処分を行い、滞納の早期解消を図っていくというような取組をしているところでございます。

○**10番（小辻一海君）** 新規の滞納者数が減らなければ、毎年滞納額は増える一方だと思いますので、新規滞納者が増えないように、大いに努力していただきたいと思います。誤解しないでくださいね、滞納整理の職員の皆さんが一生懸命頑張っているのに、そうでないということではないですからね。では、決算資料では不納欠損として令和3年度に市税で26件の119万円程度、固定資産税で15件の175万円程度、軽自動車税が21件の41万円程度の合計62件、約336万円の未収税金が最終的に不納欠損として減額してありますが、未収額の税金を最終的に不納欠損として減額していく、その基準等を含めた決定、判断に至るまでの考え方をお示しいただけないでしょうか。

○**税務課長（濱田 茂君）** 不納欠損についてお答えいたします。

不納欠損は既に調定されている歳入が徴収し得なくなった場合、市の債権を消滅させる会計上、

決算上の処理でございますけれども、この処分に際しましては、地方税法第15条の7及び第18条に基づいて行っております。

第15条の7第4項は、滞納処分をすることができる財産がない、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある、所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であることのいずれかに該当し、滞納処分の執行停止から3年継続し時効消滅となったものでございます。第15条の7第5項は、直ちに消滅ということで、本人が死亡し、相続人全員が相続放棄し、滞納処分を執行することができる財産がない場合や外国籍の方が出国し、再入国の見込みがないなど、徴収することができないことが明らかであることが要件となっております。

地方税法第18条第1項は、法定納期限の翌日から5年が経過し時効が成立したのですが、単に5年が過ぎてしまったということではなく、全て財産調査等を行い、執行停止を行っているもので、執行停止中に5年の時効を迎えたものを計上しているところでございます。

○10番（小辻一海君） 不納欠損について答弁をいただきましたが、生活困窮や多重債務で苦しむ方のほとんどが、最初に滞るのが税金だと思います。債務・借金が増え、所有財産も無くなるなど状況が悪化し、結果的には税を徴収することもできず、本人にとっても生活が再建できないという最悪の状況のケースに至ることが多いです。しかし、滞納を放置するわけにはいかないとしますので、滞納が少し重なってきた時点で事情聴取や財産の調査に入り、自己破産や債務者死亡、所在不明、滞納処分する財産がない場合と判明し、真にやむを得ず回収できない債権につきましては、権利の放棄をした後、不納欠損を積極的に行うべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは言われるとおり、最小限の滞納額が少ない時点からしっかりと連携を取って相手にそういう情報提供をしながら、滞納額の減少のうちに対応してくと、それと滞納額が大きくなると延滞金が加算されますので、おっしゃるように本税額がより少ないうちに対応していくということで取組をしまいたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） それは分かるんですけど、権利放棄ですね、地方税法第15条の7第4項と第5項ですか、大変な生活の皆さんは早くして、第18条は駄目だと思いますよ、そういう考えはないかと質問の中でまた市長にお聞きしているんですけど。

○税務課長（濱田 茂君） 不納欠損の前段階で執行停止の処理を適切に行って、そういった資力のない方への対応はしっかり対応してまいります。

○10番（小辻一海君） 不納欠損は、先ほど課長のほうから説明がありましたが、地方税法の3通りの滞納処分の執行停止を行うわけです。そのうち第18条の5年間の消滅時効については、法定納期限の5年間行使しなければ時効により消滅しますので、5年間の消滅時効を成立させないために、令和3年度も差押え、公売など、滞納処分191件の約2,604万円を実施され、そのうちの141件の約1,254万円の強制換価配当金が実績となって上がってきています。滞納処分での換価された具体的な内容と金額をお示しいただけないでしょうか。

○税務課長（濱田 茂君） 令和3年度決算時点で強制換価配当は、差押えを行った分で現金化



できたものでございます。件数、全体額としては141件、1,254万895円でございます。その内訳でございます。まず不動産1件、7万404円、預貯金36件、114万8,551円、給与48件、445万2,982円、生命保険5件、21万5,200円、国税還付金12件、132万8,993円、換価差押え1件、5万5,304円、その他の債権としましては年金、報酬、売掛金、各種補助金等でございますが38件、526万9,461円となっております。

○10番（小辻一海君） 分かりました。滞納整理係をはじめ、税務課の皆さんは大変でしょうが頑張っていたきたいと思えます。現在の厳しい財政状況の中、自主財源の確保は否めないものと思えます。そこで、自主財源の根本とも言える市税の徴収率向上のためには、徴収体制の強化と併せて納税者に対する税の理解が不可欠であります。税の大切さ、納税相談、税の学習会等々、どのような啓発を図っていくのか。また、納めやすい環境整備等の見直しなど幅広く工夫する必要があると思われませんが、このことについてはどうお考えでしょうか。

○税務課長（濱田 茂君） 納税教育に関しましては、税務課の収納管理係のほうで対応しておりますけれども、税を考える週間等であったり、あとは小・中学校で租税教室を行うなどして、そういった租税教育にも努めているところでございます。

○10番（小辻一海君） よろしく申し上げます。

税の滞納対策では最後の質問になりますが、市長は議員のときから、財政健全化及び納税の公平性から、税・使用料等の滞納を一括して管理する部署の設置を熱い気持ちで前市長にお願いされていましたが、現在、事務の効率化を図るため、事務分掌の見直しや新しく課・室の設置、本庁・支所の役割分担など、組織機構再編に取り組みられていますが、市長が懸案であった公金徴収一元化で滞納を管理する部署の設置がこれまでに提案されてこない、また先日の全員協議会の今後の組織機構再編図の中にもそれらしきものが見えてこない、なぜか不思議でなりません、このことについて庁舎内の課長会などで議論されなかったのか、市長になって方針が変わられたのか、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

一元化管理の専門部署の立ち上げでございますが、税以外の債権から申しますと、今回議員の皆様にお示した今後の組織再編にあるとおり、現在のところ、その設置の必要性は低いということでございます。債権については、債権対策委員会において各債権所管課が徴収目標と目標達成に向けての努力事項を掲げ、取り組んでおります。また、滞納整理指導官から徴収率向上のための助言をいただいているところであります。さらに、各債権所管課は、滞納額の多い案件について個別に滞納整理指導官から対応等について指導いただいております。滞納額が年々減少している現状については、その成果であるというふうに考えているところでございます。専門部署での一括管理については、人口が多く滞納額が多い自治体や滞納額が複数の課にまたがって続いている場合など、メリットがあると思われませんが、本市の人口規模で考えますと、現在のように債権所管課の職員一人ひとりが管理の仕方、徴収率の向上を目指し事務を行うことが、結果的に多くの職員に徴収ノウハウが蓄積されることになり、現在のような滞納額の減少につながっているの

はないかというふうに考えているところでございます。

○10番（小辻一海君）　ということは、市長になられてから方針が変わったということですか。

○市長（下平晴行君）　職員当時、債権一元化の部署を設置した千葉県船橋市へ研修に行かせてもらい、本市でも必要と感じたために質問をしたところでございます。本市においては債権管理条例制定についての議論をし、その中で債権管理の一元化についても、研修等を踏まえ議論を行ったところであります。様々な意見を出し合い、議論した結果、債権管理指針を策定すること、債権管理の一元化は困難であるという方向で結論を得たところでございます。現在、債権管理指針及び滞納整理指導官の指導等により、滞納額については年々減少している状況であります。結果論ではありますが、私が議員時代に一般質問したことで、債権管理に対する職員の認識が深まって、専門部署を設置せずとも対応できるようになったのではないかというふうに考えているところでございます。

○10番（小辻一海君）　債権対策委員会で情報交換をしながら、滞納解消に向けて取り組まれ、公平な公金徴収が図られているとは思いますが、債権がある方は、ほかのいろんな部門でも重なって債権が発生しているという傾向が多いようです。本市においてもそれぞれの課に重複している債権の方がいると思いますが、公金徴収一元化の課・室を設置することで、債権担当職員の債権回収が一回の訪問で済むわけです。今は、公金滞納が複数の課に発生した場合、滞納者の家にそれぞれ全く違う滞納案件で徴収に行き、滞納者側には納付できない同じような理由を説明させるなど、滞納者側にも同じ理由の説明の繰返しで、負担も大きく無駄のような気がします。債権によっては公債権あるいは私債権、それぞれ法律によって取扱いが違いますので、他の市町村で課・室を設置して、滞納縮減に取り組んで収納率を上げている市町村が多く見受けられますので、先進地の自治体へ職員研修などをしていただき、次の組織機構再編のときに、市長の懸案であった全債権の一元化をもう一回考えてやっていただきたいと思います。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君）　先ほどのことについては、滞納額が複数課にまたがると、続くというようなことで、全くおっしゃるとおりで、私も研修に行って、このことの一元化を言った一番はそこでした。そこでしたけれども、先ほど言いましたように一人ひとりの管理の仕方、徴収率の向上を目指すということで、結果的に多くの職員がその徴収ノウハウができてきたと、持てるようになったというようなことから、そういう取組というか、しなくてもよくなったということでの理解をしているところでございます。

○10番（小辻一海君）　このことについては、私が当時税務課の担当職員のとときに、市長が議員のとときに質問されたことです。船橋市の例を挙げられて、熱い気持ちで前市長に「一元化をしてください」というようなことがありましたものですから、私もこれを見て、ひとつ一緒に取り組めばいいなと思ったところですが、ちょっと市長の熱量がなくなっているようですので、ちょっとショックです。

では、債権管理をしていく中で、適正な事務手続きを示していくには、全庁的に明確かつ統一的な基準と効率的な改修が必要であると考えております。そのためには、債権管理条例を制定し、

債権管理者の責任を明確にすることで、債権管理の適正化が図られるものだと思いますが、債権管理条例の制定についてはどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

債権管理条例の制定につきましては、債権対策委員会において協議を行っております。水道料金については別途条例があり、税以外の債権の延滞金についても本市は既に別の条例があり、上位法の定めと重複する入念規定も多く、実質的にほとんど内容のない条例になることから、制定には至らず、新たに債権管理指針を定め、管理を行っているところでございます。

○10番（小辻一海君） 国の上位法があるからそれに従ってやっていくとのことですが、本市のそれぞれの課・室の条例も、国の法・条例に従って制定されていますよ。上位法が改正されたら、市の改正条例案が定例会ごとに議案として上程されていくわけですよ。市の自主財源の根源ともなる債権管理に関する事務処理について、一般的な基準その他必要な事項を債権管理条例に定めることで、債権管理の一層の適正化が図られ、市民間の負担の公平性の確保及び持続可能な行財政運営が進められていくと考えますが、どうでしょうか。

○副市長（溝口 猛君） 債権管理条例の制定についての御質問でございますが、まずその前に平成30年度でしたか、今の市長、当時の議員の下平市長から一般質問を受けまして、その後債権対策管理委員会で先進地視察を行ったところでございます。その結果、先ほど市長が申しましたとおり、債権の一元化管理に要する部署については設置せずに、今の体制で債権については管理していくという結論が出たところでございます。

先ほど市長が申しましたとおり、債権管理条例の制定についてでございますが、実質的には上位法等で決まっていますので、制定には至らなかったということでございます。その代わり、債権管理指針につきましては、税以外の債権について債権の管理、あるいは区分や管理方法、時効の取扱いなど、その適正な管理に向けた指針を策定したところでございます。したがって、今の債権の徴収方法等につきましては、この指針に基づいた取扱いで対応しているところでございます。

○10番（小辻一海君） 税以外債権管理指針を制定しているとのことですが、この指針は、税以外債権整理等についての手引きのようなもので、債権管理者の責任を明確にすることはできないと思います。市の債権を適正に管理していく上では、滞納処分ができる強制徴収公債権、滞納処分ができない非強制徴収公債権及び私債権は、市債権管理がそれぞれ違いますので、市の債権管理条例の中に条例制定の目的と債権管理の原則を定めることにより、債権管理者の責任を明確にすることができ、市民負担の公平性の確保及び債権管理が全庁に適正に進められると思いますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○財務課長（折田孝幸君） 御質問にお答えしたいと思います。

先ほども市長のほうから答弁がありましたが、債権管理条例につきましては、他市の状況等も確認しているところです。その中で、先ほどもありましたように、上位法の定めと重複する入念規定も多く、実質的にほとんど内容のないような条例になってしまうということでもあります。条

例につきましては、用語の定義であったり、延滞金の定めであったりとか免除であったり、滞納処分等大まかな部分の制定がありまして、それについては上位法を見ないと分からないような形になっているところなんです。強いて言えば、債権放棄について、この条例で定めることによって、例えば令和元年の12月でお願いしました普通財産の債権放棄、これについて議会の議決が要りませんよというような規定になるということになるわけですが、そういったことについて、委員会のほうでそういった協議をしまして、そのことについては、当然議会に対して示していく必要があるであろうということで、そういったことも含めて条例化については見送ったところがございます。本来、先ほど議員からありましたように、強制徴収公債権それから非強制徴収公債権それから私債権ですね、これについてもこの指針の中で定めておりまして、逆に条例を定めるよりもマニュアル化された部分もありますので、職員がその流れに乗って、様々な手続きを取りやすいようなシステムになっておりますので、網羅するような形になっているということで、今市長、副市長が答弁したとおりになっているところがございます。

**○10番（小辻一海君）** ということは、この条例は無意味であるということですか。というのは、ほかの市の条例も、上位法に照らし合わせて制定されているんでしょう。

**○財務課長（折田孝幸君）** 当然、上位法にもこの指針の中で触れておりますので、上位法が改正になった場合には、当然この指針も改正していくということになりますので、それと上位法の改正と相まってこの指針は進めていくということで、補完できているのではないかとこのように考えているところです。

**○10番（小辻一海君）** 分かりました。ということは、条例より指針のほうは有効に使えるということですね。どうですか。

**○財務課長（折田孝幸君）** 有効に使えるというかですね、実際に我々が徴収対策を行ういろんな行動を起こすときに、このマニュアルというか指針を見たほうが理解度も早くて、すぐ対応できるというような流れになっておりますので、こちらのほうを活用させていただいているということでございます。

**○10番（小辻一海君）** 分かりました。今までの市長とのやり取りをお聞きになり、この徴収一元化について、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

教育委員会におきましては、奨学金と給食費を所管しております。奨学金の徴収事務につきましては、ほとんどが口座振替により返還されている状況であります。滞納者への対応につきましては、債権対策委員会におきまして、滞納整理指導官から指導をいただき対応し、その成果も出ているような状況であります。また、給食費の収納につきましては、各学校で集金され納付がされている状況です。給食費の半額助成等もあり、ほぼ完納されております。

以上のようなことから、教育委員会としましては、債権対策委員会で滞納整理指導官の指導をいただきながら対応ができていますものと捉えております。今後も引き続き指導をいただきながら、当事者や各学校の理解と協力を得て、適切に進めてまいります。

○10番（小辻一海君） 次に、学校給食センターについて伺います。本市の学校給食センターは、平成20年度に新しい施設となり、平成28年度から松山給食センターを統合して、一日約3,000食を市内21校の小・中学校に、安全・安心でおいしい給食として提供されていますが、この給食センターの運営の在り方について、昨年10月11日の全員協議会で民間移行への説明があり、民間移行の是非について論じられ、昨年12月定例会の小園議員の一般質問で議論が行われました。その後、状況も分からないまま、早速、施政方針で述べられ、令和5年度の当初予算にも委託料として計上されていますが、なぜ、民間業者へ委託されるのか、その理由をお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

学校給食センターの調理及び配送業務の民間委託につきましては、多くの自治体が民間委託をしているところであります。本市におきましても、ここ数年来の懸案事項であったところであります。民間委託をする理由につきましては、栄養教諭による子供たちへの食育指導等のさらなる充実を図るため、学校給食の調理及び配送業務に関して専門的な知識、技術や経験、実績等を有している民間事業者が調理業務と配送業務を委託し、より安全・安心な学校給食を継続的かつ安定的に提供していく理由からでございます。この結論に至るまでは、行財政改革推進本部会議や総合教育会議等で協議を重ね、議論を尽くした結果、民間委託することとしたところでございます。

○教育長（福田裕生君） 学校給食センターの現在の施設を使いまして、給食調理業務、配送業務を民間委託することにつきましては、令和5年8月からその委託を開始し、2学期の給食から提供を予定しているところでございます。

少子化に伴う人口減少、一方で医療費高騰等が社会問題化している現状におきまして、15歳までの食生活習慣が人生100年時代の健康な心身の土台となると言われております。そういう意味におきまして、将来を担う人材への先行投資でもあり、次の世代に必要な子育て支援の一つでもあると考えております。学校給食は、子供たちが生涯にわたって健康に生きていくための体や心をつくるまさに食の基礎づくりを担うことから、学校給食をさらに充実させていくことは、極めて重要な教育課題の一つであると捉えております。3,000食に及ぶ大量の調理業務の専門知識や技術、20数名の大勢の調理員を統括するスキルや経験を有している民間事業者に委託することで、栄養教諭からその業務が離れることとなります。それによって生み出される時間を献立の研究はもちろんのこと、各学校へ出向いての食育に関する指導やふれあい給食等に十分な時間をかけ、食育指導等のさらなる充実を図り、より安全・安心な学校給食を継続的かつ安定的に提供できるものと考えております。

○10番（小辻一海君） では、委託するのは8月から開始ということですが、業者の公募や給食を作る過程の機械操作引継ぎ、配達業務の経路の点検や保護者への説明等々、多くの準備が必要と考えたとき、来年度1学期から開始でいいのではと思っていましたが、なぜ2学期、9月からの中途半端な時期から、児童・生徒に配膳というか給食提供になったのか、そこはどうでしょう

か。

○教育長（福田裕生君） この問題につきましては、これまで数年かけて他市町の委託状況を研究してまいりました。受託業者が8月のこの長期休業を利用して、実際の調理場での調査作業や調理場内の確認、配送ルートの確認、職員の研修など、準備期間が十分に確保でき、安全・安心な給食の提供に万全を期すことができるからであります。また、保護者への説明につきましては、これまで十分にその意を尽くしまして、説明を終えているところでございます。

○10番（小辻一海君） ただいまの説明では、8月の夏休み期間に委託業者が機械操作引継ぎ、配達業務の経路の点検等々準備をするので、2学期からというような説明だったと思いますが、まだ業者の公募も始まっていないのに、業者と打合せを行ったような教育委員会サイドでの考え方で、子供たちに安全・安心な学校給食を安定的に提供できるのか疑問に思うところです。委託業者の決定や保護者への説明等々、まだ十分な準備期間をおいて、来年度の4月から開始でもよかったのではないかと考えますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 業者への受託等につきましては、本議会で承認をいただきましたら、その後すぐにプロポーザル等の手続きに入らせていただく予定にしております。私どもが現在把握している国内のこういった大量調理業務の業者は、5社から6社ほどおられます。県内でもそういった形での業務委託を受託されている業者等もあるという情報は受けているところでございます。これまでの調査・研究に数年かけておりますので、そういったことと、それから食育指導につきましては、本市においては、まだまだ十分でない状況等が見えておりますので、そこをさらに加速的に充実させるためにも、この時期が一番よかろうという判断での御提案でございます。

○10番（小辻一海君） 多くの研修視察や情報収集をされ、直営と民間委託の調理のメリット・デメリットを整理し、総合的に十分な検討・協議がなされて委託決定になったと思いますので、これ以上は言いませんが、公から手放されて民間になるのですから、それによって安心・安全な給食が提供できなくなったとか、そこに働く方たちの労働条件で給料等の処遇改善がされないという部分があると、非常に問題だと思っておりますので、そのあたりはしっかりとした対応をお願いします。

では、令和5年度の当初予算に、学校給食センター調理配送業務委託事業として8,800万円が計上されていますが、直営と民間委託を比較した試算計画はどのようなになるか、お示しいただけないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

委託費につきましては、人件費として調理従事者等の給料のほか法定福利費や交通費、事業費として被服費や健康診断・毎月の検便検査料等に係る衛生費、その他職員研修等経費や配送費に係る任意保険、退職引当金や営業経費などの管理費で年間約1億3,200万円と試算をしております。令和4年度予算額と比較した場合、直営では約1億円ですので、約3,000万円ほど多く経費がかかるものと見込んでおります。

○10番（小辻一海君） 平成5年度は8月からの委託で、8か月分の8,800万円、来年度は1年

で1億3,200万円の委託料になるとのことですよね。直営では調理員の人件費、シルバー人材センターの委託料を含めて1億円程度の試算だったですよね。委託になった場合、直営より年に3,200万円の費用が必要となってくるところです。合併して16年間、児童・生徒に給食を提供し続けてきた直営から、なぜコストがかかる民間委託を選ばれたのか、そのあたりをお聞かせいただけないでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

経費が高くなる理由といたしましては、大量調理等における実務能力と経験のある業務責任者それから副業務責任者の配置に要する人件費や、退職手当等の管理費に要する経費の増額分が主なものとなります。こういった民間委託をすることによりまして、専門的な資質を持たれた方が配置されますので、食育指導やふれあい給食等に栄養教諭は十分時間をかけることができるということを見込んでおります。そして、その食育指導が充実するということは、これから生き抜いていく子供たちにとって、心と体のいわゆる健康な体の基礎を作っていくという意味においては、先々への先行投資だと、子育て支援だというふうな捉え方で、非常に重要なことだという考えの下での提案でございます。

**○10番（小辻一海君）** 実際の問題として、国の意向に沿った市の行財政改革推進の中で、人件費の削減を行政改革の主要目標として民間委託する考えであれば、大変なことになっておりましたが、栄養教育の食育指導や献立研究の充実を図っていくため、調理及び配送業務を専門的な知識と技術を有している民間業者に委託するということですが、志布志市が誕生して16年間経過しようとしています。その間、児童・生徒に安心・安全でおいしい給食を提供されてきた今までの調理員、配送業務の方々と民間業者との違いは何でしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** 現在の給食調理員は20数名おられます。経験等の長い方、それから資格を持った方々を中心に、主任という役割をお願いしております。主任の方々の主な内容といたしましては、作業工程に関わる人員の配置、様々な調理員等からの相談対応や意見の取りまとめ、そして市職員との連絡調整等の役割を担ってっております。

今回、受託業者をお願いするとなった場合、調理業務責任者の役割といたしましては、調理現場における統括責任者となっていただき、調理作業に関する専門知識やスキルの調理員への伝達、業務全体の指揮及び統括、市職員及び栄養教諭との連絡調整、市との協議事項や指示事項を的確に処理し得る権限を有し、緊急時にも迅速に対応できる資質を備えた責任者となります。また、食材衛生、施設管理、防災管理の専門性の高い責任を負っていただき、調理従事者の勤務日、勤務時間、作業配置を行い、職場の秩序の保持と風紀維持のための規律及び管理といったものも担っていただくこととしております。併せて、副責任者におきましては、今申しましたような責任者を補佐する立場で行っていただくこととなります。

こういった責任者は、受託事業者独自の幹部養成システムにより、多岐にわたる実務能力を有し、3,000食にわたる大量の調理スキル、人員管理スキル、現場運営スキルについて高い能力を持っていると認定された方が、その責任者となり得るというふうな捉え方でございます。

○10番（小辻一海君） 専門的な知識と技術を有した業務責任者と副責任者が配置され、調理員の調理技術の向上や危機意識など資質向上が図られるとのことですが、直営より3,200万円も費用をかけて委託されるということは、合併してから大きなトラブルもなく調理され、子供たちに安全・安心な給食を安定的に提供してきた調理員の皆さんがどう思われるか。私は、給食を一生懸命作ってきた調理員の皆さんに失礼な気がしているところです。どうしても専門的な知識と技術を有した業務責任者と副責任者が必要であれば、民間委託した場合と同等の資格を持った業務責任者と副責任者を雇用してけば済むことだと思いますが、なぜそこができなかったのか、そこはどのようにでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 3,000食を超える調理、それから20数名を束ねる業務というのは、専門的な資質の中で研修を受けていかなければ、なかなか難しい状況だと捉えております。現在まで調理業務、配送業務に携わってくださった方々は、現段階の体制の中で本当に一生懸命よくやってくださっております。そうした中であって、やはりこの栄養教諭、本市の場合は3名配置されておりますが、栄養教諭も調理業務の補助に入らなければならない状況等も続いているわけです。それによって何が起こっているかといいますと、学校に出向いて食育に関する指導をする時間等が、かなり制限をされている状況が長年にわたって続いております。例えば、一つの指数ですが、この食育指導等を充実させている状況等を見る場合に、国の指針では、栄養教諭1人が学校に出向いて指導する時間が全国平均では月に9日という平均値が出ております。令和7年度までの全国の国が示している食育推進計画は、12日は学校に出向いて指導をするような状況をつくっていくという指針が示されておりますが、本市の場合におきましては、現在までのところ3日程度という状況がありまして、なかなかそれぞれの学校に出向いて、十分に食育に関する指導ができていない状況が長年続いております。そのことによって、子供たちが食について、バランスある食、それから食材の「知・徳・体」のバランスの取れた食に関する知識を学びながら食べていくということについての指導がまだまだ十分とは言えない状況がある、そういうのが現実でございます。そういったところを改善するために、今回このような提案をしたところでございます。

○10番（小辻一海君） 先ほどの市長、教育長の答弁でも今の答弁でも、調理員が定数に満たない状況により、栄養教諭は調理業務を手伝っている状況で、栄養教諭は学校での食育指導や献立の研究に集中して取り組めない、学校給食の質の向上を図ることができないということは、調理員の確保が課題だと思います。「平成28年から調理員が定数に満たない状況が続いた」と全員協議会でも説明がありました。「長年にわたってそれが続いている」と、先ほど教育長も説明されました。それを改善するために、原因を検証して現状を改める努力をすべきではなかったかと思いますが、そこはどのようにでしょうか。

○教育長（福田裕生君） これまで定員に満たない状況が続いている中にありまして、途中で仕事をお辞めになる方々等の状況も十分分析をしてまいったところです。その多くの方々が、一身上の都合ということでお辞めになっておられたり、体力・健康上の都合でお辞めになる方がおられたり、家庭の事情等でお辞めになる方がおられたのも事実でございます。一方で、業務内容や



業務への適応に関する事、これがおそらく一身上の都合ということの中身に入るかもしれませんが、午前中の8時半ぐらいから11時前ぐらい、約2時間ちょっとの時間帯で、この3,000食という業務を20数名の流れ作業の中で仕上げていかなければならないという、非常に短い時間帯に過重な労働を要するという状況もございますので、そういったことに対する働き方の問題であったり、個人の特性の問題であったり、体力的なことなどで、なかなかこの人員を定数に合うような形で確保し続けることが難しかったというのは、現実としてあったところであります。

この大量の調理業務と人員を束ねる業務の流れ方についての指導を、誰がどうするのかということなのですが、経験の長い方々が経験の中で、いろいろをアイデアを出しながらされるということは、それはそれでありがたいことで、これまでもその成果は出ているところではあります。その一方で、さらにもっと専門的なスキル等を持たれた民間業者の方に入っていただくことで、さらにそこらあたりは質が向上していくものと考えております。他市町でも既に取り入れられたところも多数ございますので、そういったところの状況も十分把握しながら、今回の提案に至ったところでございます。

○教育総務課長（萩迫和彦君） ちょっと補足させていただきたいと思います。

10月11日に説明いたしました全協での給食の民間委託につきましての資料の中で、栄養教諭は調理員不足があつて、調理業務を手伝うというふうに記載をしておりますけれども、ここにつきましては、調理業務を調理員が定員に満たしていても、栄養教諭は自分が作りました献立それから作業工程表の確認・指導のために入る必要があるところです。そこは調理員が定員に満たしている、満たしていないにかかわらず、民間委託することでそこにスキルを持った業務責任者、副責任者が入ってきますので、先ほど教育長が述べましたとおり、食育指導等や献立作成に集中して取り組めるということでございますので、御理解をお願いいたします。

○10番（小辻一海君） ちょっとそこで気になるんですけど、業務責任者と副責任者が配置されたと、そしてさっき冒頭で、栄養教諭が調理員と一緒に入らなければいけないと言われましたですね。今度は業務責任者と副責任者が配置されるので、それはなくなるのですか。栄養教諭は使わないでいいのですか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 今度は栄養教諭が作成をいたしました献立、それから工程表等に基づきまして、事前に業務責任者等と詳細について打合せを行うこととなります。それに基づいて現場では業務責任者、副責任者が指導を行うということになりますので、現場に入らなくていいということでございます。

○10番（小辻一海君） 昨年10月に配布された全員協議会の説明資料の中に、「調理員は会計年度任用職員であり、1年契約のため雇用が不安定であるが、民間委託になると正社員となる道が開かれ、給料等処遇改善が図られ、雇用の安定につながる」とありますが、委託が始まってみなければ、委託業者が決めることですので、このことは分かりません。民間になると、公よりまだ厳しいと思いますよ。そのことを雇用されている調理員の皆さんが大変心配されているともお聞きしました。また、今回の定例会にも会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書

が提出されていましたが、委託した場合、現在働いている職員の就労希望があれば、委託後も正社員や臨時職員として採用され、報酬や諸手当、休暇制度等々を担保しながら、雇用していただくことは条件となってくると考えますが、現在働いている職員の処遇はどうか、そのあたりはどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 現在、働いてくださっている調理員につきましては、本人の希望を聞いた上で優先して継続雇用すること、それから新規雇用する場合は地元雇用に努めることを仕様書に記載することとしております。併せて、賃金や勤務日数等につきましては、現在の賃金と年収等を下回らないようなことなどを仕様書に記載することとしております。

○10番（小辻一海君） では、地域特産品や四季折々のウナギ、黒豚、黒毛和牛などの食材で料理された給食を提供することで、児童・生徒に食材への理解と感謝のこころを育て、より良い食習慣づくりにつながるとは思います。地元の食材選びとして地元生産者や納入業者との連携はどうなっていくのか、そこはどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 給食の納入業者物資等につきましては、民間業者委託になりましても全くこれまでと変わりません。現在、給食物資納入指定願いを業者から提出していただき、市の学校給食運営審議会に諮り、承認を得て、年度初めに契約を行っております。そういったことにつきましては、これまでと全く変わりません。それから地元食材、特産品、そういったものをメニューの中に盛り込むとか、新しい献立を研究するということについては、これまで以上に栄養教諭は時間的な余裕もできて、深まるものと思っております。

○10番（小辻一海君） 現在、働いている職員は、現在と同じ待遇で引き続き働くことができ、食材選びについては委託業者でなく、栄養教諭と市の職員が発注して、これまでどおり地元食材を使っていくんだということで少しは安心しましたが、必ず委託契約の中にこのことは明記していただきたいと思っております。

では、保護者の方で、「市長は、給食費の完全無償化を言われていたので期待していたが、開始をされない中に、今度は給食業務の一部を委託することで給食費が上がるのではないかと心配されています。保護者の意見をしっかり聞いて、何が変わり、何が変わらないかということをご皆さんに誤解されないよう、丁寧に説明をする必要があると考えますが、何回ほど保護者と協議を開催されていますか。

○教育長（福田裕生君） 民間業者委託の方向性についての説明につきましては、志布志市文化会館で行ったもの、それからやちくふれあいセンターで開催したこと、そのほかに当日来ただけでない方々も多数おられるということを見込みまして、市のホームページで周知を図り、説明資料等を掲載し、それを見ていただいた上でアンケート調査に答えていただくような形を取りました。つまり、こちらが説明した内容について、御理解いただいて賛同いただけるかどうかといったようなことのアンケート内容でございます。これまでのところ224件の保護者から寄せられております。その中で、この民間委託について「理解できた」と回答された方が91%、「理解に到達できていない」、「できない」と回答された方は7%、それから未回答の方が2%ほどあ

りました。一方、市の学校給食運営審議会におきましても、昨年度それから今年2月に開催した会議の中でも、校長それからPTA会長に再度説明をいたし、意見等をいただいたところでもございました。その中におきましても、全ての方に御理解をいただき、特に反対意見はなかったところでもございます。

実施するにあたりまして、心配事として挙げられたのは、「アレルギーの対応がこれまでと比べてどうなるか」とか、先ほど議員のほうからも質問がありました、「食材、物資の納入先はどうなるか」といったことなどの御質問をいただきましたので、そちらについても現時点で分かり得ること、考えていることを丁寧に説明し、御理解をいただいたところでもございます。

**○10番（小辻一海君）** 4、5回ほど保護者の方には説明がされていますが、まだ私の聞くところによると、「知らない。」と言う方もまだいらっしゃいますので、皆さんに誤解されないよう丁寧に説明する必要があると考えますので、それも続けていってほしいと思います。

では、学校給食は、学校教育における重要な教育内容の一つであります。これは業務委託によって変わるものでもなく、栄養教諭の負担軽減がされ、食育や給食に関する指導に携わる時間がこれまで以上に確保しやすく、さらに指導充実が図られるとのことですので、保護者の皆さんには民間委託への理解をしっかりと得ていただき、本市の児童・生徒にこれまで以上に、安心・安全でおいしい給食を提供していただくことをお願いして、最後に市長、教育長に民間委託へのしっかりとした考え方お聞きして、一般質問を終わります。

**○市長（下平晴行君）** 先ほども言いましたように、栄養教諭の子供たちの食育指導、そしてそういう専門的な知識・技術を持っている調理員のいわゆる料理ですね、基本的には子供たちが基本ですので、子供たちが安全・安心で健康でということが一番基本であるというふうに思いますので、そのことと、それから働く方たちがやはり意欲を持って仕事をして、それがその給食にも伝わってくるということでもありますので、そういう管理をしっかりといただくことが私は重要ではないかなというふうに思います。それから経費については、施設の管理等も含めて市がしっかりと対応していくと、保護者の皆様には食材等の負担をしていただくということで、今回上がった分についても市がしっかりと対応したということで、今後もそういう考え方で取組をしてまいりたいというふうに考えております。

**○教育長（福田裕生君）** 私どもは、生涯を通じた心身の健康を支える、この食の充実、食育の推進というものを、学校教育の中でより充実させていく必要があると思っております。具体的な内容につきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、将来を担うこの子供たちが食を通して「知・徳・体」バランスの取れた学びを深めていく中で、生涯にわたって健康体であり続けるようなそういった国になっていくようなことも目指しながら、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。心配されるようなことも幾つか御提案いただきましたので、そういったことについては、より良い方向性をしっかりと見いだしながら、プロポーザルをする際は仕様書等にきっちりと書き込んで、受託業者との綿密な打合せと日々の確認をしながら、安心・安全な給食の提供に今後も努めてまいりたいと思っております。

○10番（小辻一海君） さっき最後と言いましたけど、ちょっとですね、市長、質問の中で議員のほうから通告をしますよね。そのとき役所まで来て、各課の課長さん、担当者とヒアリングをしますよね。今日のこの質問もちゃんとヒアリングをして、こういう質問をするんだよとちゃんと通告をした上にですね、十分ヒアリングをしたんですよ。その中で、回答はなかなか前に進まない、今日もまだ半信半疑なところもあったんですよ。「まあ、いっか」と思っていますね、深く質問していかなかったんですけど、やはりあれだけヒアリングをしたわけですので、それだけの資料、それだけ自分たちの明快な答弁をしていただきたいと思いますのですが、どうですか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおりでございます。いわゆる一般質問については通告制を用いているのは、やはりしっかりしたその通告に基づいて答弁をしっかりするというところでありますので、これは私のほうからもお願いをしているところなんです。今回もしようと思っていたのですが、それはかなわなかったんですが、やはりそういうふうにお互いに通告することで、しっかり答弁もしていくということでの通告制ですので、それはおっしゃるとおりでございます。今回そういうミスがあったということでもありますので、内部でもうちょっとしっかり対応してまいりたいと考えております。

○10番（小辻一海君） そのことは、ヒアリングのときは市長は入っていないんですよ。だから、担当課長さんたちを悪く言うのではないですよ。ちゃんとヒアリングしたわけですから。市長はこの前、出されましたよね。あれもちゃんとヒアリングをしてと言われていたものだから、今度は徹底して長くですね、詳しく通告もさせてもらったんですよ。それでもですね、こういうことですから、しっかりそこのところ是对応をよろしく願いまして、一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

○  
午後3時05分 休憩

午後3時14分 再開  
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

東議員、早退です。

次に、20番、福重彰史君の一般質問を許可します。

○20番（福重彰史君） それでは通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、道路行政についてでございます。県道柿ノ木・志布志線弓場ケ尾地区の拡幅改良の計画と見通しを示せということでございますが、この路線につきましても、もう何回となくやっております。本当に今回、回答を期待するところでございますけれども、この路線の概要につきまして、皆さん御承知であろうかと思っておりますけれども、若干説明をさせていただきたいと思っております。この路線は、松山地域と志布志市街地を結ぶ唯一の幹線であり、通勤・通学、農産物の搬入・搬出または買い物や通院等々、非常に利用度・交通量の多い路線でございます。これまで改良区間

延長2,200mのうち1,400mが整備をされておりますけれども、残り800mが依然として未改良のままでございます。狭隘で離合もできないなど、私は今朝もそうだったんですけれども、大型車が来て停止をして待っているというような状況でございます。そういうような状況の中で、非常に危険な状況が続いているところでございます。一年前にも質問をいたしましたけれども、その後の改良計画の現状と見通しはどうか伺いたしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 福重議員の御質問にお答えいたします。

県道柿ノ木・志布志線は、志布志港から志布志市街地を経て松山地域の中心地へ通じる一般県道であり、松山地域と志布志地域を結ぶ幹線道路として、志布志市の重要な路線の一つとして位置づけられております。既に1期工事は完成しておりますが、残す2期工事、約700mの区間におきましては、いまだ事業採択にならず、1車線で大型車の離合に支障を来している現状であります。

今後も例年同様に事業採択に向けて、あらゆる角度から道路管理者である鹿児島県へ強く要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○20番（福重彰史君） これまでも何回となく質問をしましたがけれども、回答はほとんど同じではなかったかなというふうに思います。ここでちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、私は今のここの概要の説明の中で、「残り800m」というふうに申し上げましたがけれども、市長は「700m」とおっしゃいましたですかね。どちらがどうなんですかね。

○建設課長（鮎川勝彦君） 実際、まだ道路の正確な中心線の測量をしておりませんので、市といたしましては700mと整理しているところでございます。

○20番（福重彰史君） それでは700mが未改良であるということでございますね。それでは、この路線につきましてですけれども、一般的におそらく県への陳情活動というのは、曾於土木協会を通じて陳情活動をされているかというふうに思いますけれども、2市1町でやっているかというふうに思いますけれども、その曾於土木協会で行っている陳情活動ですね、これのいわゆる陳情の在り方ですね、例えばそれぞれが持ち寄ってくるわけですので、その要望書に基づいて1件1件説明をされているのか、それとも主な路線だけ説明をされて、そしてあとはその要望書をお目通ししていただくというような形になっているのか、どちらでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 土木協会での要望に関しましては、県道の7路線、10工区の要望を行っているところでございます。そのうち6路線におきましては、既に事業展開をしておりますので、確実な予算配分と早期の事業完成を行い、残りの4工区につきまして、新規・早期の事業化に向けて要望しているところでございまして、そのうちの一つとして県道柿ノ木・志布志線におきましては、特段説明をして路線名を挙げて要望しているところでございます。

○20番（福重彰史君） 課長、その要望活動において、その要望書を持っていくわけですね。その要望書に基づいて、今申し上げられましたように市内であれば7路線10工区ですか、それを1件1件説明をして要望をするのか、あるいは主だった路線だけを説明をして、そしてあとは要望書をお目通ししていただくというような形になっているのか、どちらなんですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 道路のほかにもまた砂防・河川等も要望してまいりますので、県道の道路としましては、主だったところを要望しているところでございます。

○20番（福重彰史君） おそらくそういうことではないかなというふうに思ったところでございます。この路線が重要な路線であるということであれば、やはりこの路線について、その中でしっかりと説明をしていかないと、なかなか県としてもそこらあたりが、本当にこういう状態であるのかどうなのかということの認識ができないのではないかなという気もするわけなんです。ただ、今あの路線を通っていきますと、常に側溝の上を走ったりしますから、側溝の蓋が割れたりとかしながら、あそこを修繕をしていないという状況はほとんどない、しょっちゅう修繕をやっているということですから。その修繕をやっているということは、市が修繕をしているわけではないわけですから、県がしているわけですから、十分あの道路の状況というのは分かっているというふうに思うわけなんです。だからそういう状況が分かっているながら、今おっしゃるような陳情の中で、その以前にその人たちがそういうようなことを上のほうに路線の報告をしていけばいいわけですが、それでなかったら、陳情に行かれる皆さん方の対応をされる方というのは、それなりの地位にある方であるわけですから、具体的にそういう話をしていかないと、なかなかこれは分からないと思うんです。だから、そういう陳情の在り方です。その点をしっかりともう一回考え直していかなければいけないのではないかなというふうに思うわけですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、今までは、そういう河川等とも多くの要望活動をしたところでありますが、来年度からは一つの重要路線というふうに絞った形で要望活動を国や県に直接出向いて、地域の実情を訴えて要望のやり方を検討していきたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） とてもそれは大事なことだと思うんです。やはり今までの陳情の在り方から、そういう手法とかそういうものを検証して、そして別のやり方はないのかということを考えていかないと、もう12年ですよ、止まって12年。そういう状況がありますので、ぜひ陳情の在り方というのをもう一回検証して、考えていただきたいなというふうに思います。また、先ほど建設課長のほうからありましたけれども、本市の陳情要望路線箇所がございましたけれども、7路線のうち6路線については、もう手を付けているというような話だったです。ということは、この路線だけが全く手を付けられていないという状況、そういうことでよろしいんですかね。

○建設課長（鮎川勝彦君） 先ほど申し述べたのは、7路線のうち10校区要望しているところでございます。まだ、手を付けていない路線としましては、4路線、4工区あるところでございます。

○20番（福重彰史君） 大変失礼しました。要望している7路線、10工区のうちに、手を付けていないのが4路線、4工区ということですね。その4路線の中にここが入っているという状況でございます。いずれにいたしましても、そういうふうに12年もストップして動かないという

ことにつきましては、何らかの形を取りながらしっかりとした要望活動を展開しながら、ちょっとでもいいですから、何もあの路線を地方特定の道路でなければいけないということではないんですよ、それで予算が付くようであれば、それは予算もたくさん付きますから、いわゆる進捗も早いわけですが、ただそこだけを考えていっていると、なかなか進まないのではないかと。ある一面、県単でもいいですから、着手することによっていわゆる少しずつ少しずつ、12年ですからね、700mの12年ですよ。だから、簡単に言うと一年に50mも満たないような距離が改良していくわけですね、県単であってもですよ。だから、そういうふうにして全く1mmも動かないということに対して、市やあるいはそれに関係する議員は「何をしているんだ」ということを言われるわけなんです。だから、そういう動きというものが目に見えるような方向でのこれからの活動をしていただきたいものだなというふうに思います。そこで、前市長もそうですけれども、下平市長も「大変重要な路線である」というふうに今日も述べられました。そういうふうに述べられているわけでごさいます、また、志布志市過疎地域持続的発展計画の中で、「地域から強い要望のある県道柿ノ木・志布志線（2期工区）について、年次的に必要な箇所を優先し対応する」というふうに述べられております。先ほど市長の考えもお聞きをいたしましたけれども、この路線に対する市長の見解を、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** この路線についても、今までもいろんな形で要望はしてきているところでありますが、先ほどおっしゃいましたように、今後はこの道路に特化した要望活動を行って、一日でも早く事業化になるように努めてまいりたいというふうに考えております。

**○20番（福重彰史君）** 今市長のほうから、「この路線に特化した活動をしていきたい」というそういう決意が述べられました。このことを私も本当に期待をしております。そして、我々でできることがあれば、声をかけていただきたい。私も私なりに、いろんなところでそういうどうかできないかというような話もしております。ただ、そういう中でどうしてもこうして動かないということになればですね、本当に合併前から松山地域においては、この路線の全面開通というのが一つの悲願だったんですよ、念願ですよ。そういう状況もありますので、松山地域も志布志市の地域の中の一つだということを忘れないで、取り組んでいただきたいというふうに思います。この路線がしっかりと動くまで、引き続き質問してまいりたいというふうに思いますので、今後とも市長のしっかりとした取組をお願い申し上げておきます。それに対して、もう一言だけお願いします。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど「特化した要望等をしてまいります」と言いましたように、これは本当に重要な道路というのは、松山地域から志布志市に買い物をしに来てくださっているということでは、お互いに活性化につながっていくわけでありますので、道路が拡幅されることでより一層の連携とその活性化が高まるだろうというふうに思っておりますので、先ほど言いましたように、特化した要望等の活動をしてまいりたいというふうに考えております。

**○20番（福重彰史君）** それでは、次に入りたいと思います。次は、中学校自転車購入についてということでごさいます。中学校に進級することによりまして、自転車通学が始まるという生徒

たちがおります。その自転車通学生の現状といいますか、総数と各中学校の内訳というものがどうなっているのか。そしてまたこの自転車通学における要件というものは何が要件になっているのか、その点をお示しいただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

現在、自転車で通学している中学生は松山中学校68人、志布志中学校186人、有明中学校124人、宇都中学校105人、伊崎田中学校11人、合計で494人が自転車で通学しております。

次に、自転車で通学できる要件についてお答えいたします。

松山中学校、志布志中学校が「自宅から学校までの距離が2km以上」、有明中学校が「自宅から学校までの距離が1.5km以上又は弓道部に入部している者」、伊崎田中学校が「自宅から学校までの距離が2km以上又は部活動、生徒会役員で通学距離が1km以上の者は申請そして許可を得て自転車通学ができる」としております。宇都中学校は要件は設けておらず、申請許可を得て自転車通学できるとしてしております。中学校は校区が広く、それぞれの地理的状況が違うことから、各中学校校区に合った要件となっております。

○20番（福重彰史君） 今、それぞれの各中学校の状況、そして総数が494名ということであったかと思えますけれども、要件につきましては、それぞれの地域に合った状況の中で要件が決められているということでございますけれども、この宇都中学校は要件なしということだったですよ。この宇都中学校につきましては、どういう状況があったから要件が作られていないということなんですかね。

○教育長（福田裕生君） 特に要件は設けていないということの理由等については、申し訳ありません、ちょっと把握できていないところでございます。

○20番（福重彰史君） 私はもう全て要件があるんだろうと勝手に思っていたんですよ。ただ、そういう中で要件がないということですよ。ここはもう特に厳しくは追及はしませんけれども、ただ、その自転車通学においてそれぞれの地域性に合った中で、そういう要件が定められているということについては大いに理解するんですけども、ただ要件がないということであれば、簡単にいうと全員、近くの人で誰でも自転車通学をやろうと思えばできるという、そういう解釈になりますよね。

○教育長（福田裕生君） 「自転車で通学をしたい」と言えばできるという捉え方だろうというふうに捉えております。

○20番（福重彰史君） 私は、このことをちょっと想定していなかったものですから、不公平感という観点からいったら、不公平感ですよ。どうなのかなということですよ。私も本当にこのことは全然想定していなかったものですから、要件はそれぞれに違うだろうとは思っていたんですけども、これについては今後内部のほうでも、やはりこの要件についてはそれぞれ協議・検討をするところはしていったほうがいいのではないですかね。どうですかね。

○教育長（福田裕生君） 今、議員から御指摘があったように、それぞれの学校がそれぞれの要件をもって実施しておりますので、そうでない学校において、こういう状況に至った経緯等につ



いて調査をさせていただいて、状況によってはまた一緒になって考えていきたいと思っております。

○20番（福重彰史君） 現在、自転車通学をしているのが494名ということでございましたね。この自転車の購入につきまして、就学援助の対象になる世帯につきまして、いわゆる準要保護までは扶助費の対象になっておりますよね。そこで、この494名の中にそのいわゆる援助対象の生徒が何人いるのか、そして併せて対象外になっている人というのは何人いるのか、その494名の内訳ですね。

○教育長（福田裕生君） 現在、自転車で通学している生徒494名のうち、就学援助を受けている生徒は111人、22.5%となります。受けていない生徒は383人でございます。

○20番（福重彰史君） 内訳からいったら、援助を受けているところは111名、受けていないところが383名ということですね。この要件に、いわゆる自転車通学になる保護者の方々は、子供さんが中学校に進級するというので自転車購入をしなければならないわけですよ。そうすると、同じ義務教育を受けるために特別な負担が生じているというふうに私は思うわけですが、この就学援助世帯につきましては、私は大いにこのことについては理解をいたしております。ただ援助対象になっていない世帯間において、経済的なこの負担の格差、いわゆる自転車通学をする人としらない人というのが出てくるわけですから、だから、する方については、その経済的負担の格差が出てくるというふうに思うところでございます。それを是正を図るという観点からも、もうこの際、対象者全員をその補助の対象にすべきではないかなというふうに思いますけれども、そのことに対する見解をお伺いしたいと思っております。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市では安心して結婚し、子供を産み育てていただくために、給食費の半額補助や高校卒業までの医療費の無償化など、様々な施策に取り組んでいるところであります。御質問が今ありましたように、自転車購入の助成につきましては、現在本市独自の支援策として、所得制限を設けて支援を行っておりますが、国においては児童手当の所得制限の撤廃が議論されるなど、情勢が変化してきていると感じているところでございます。子育て世帯の経済的負担の軽減は、非常に重要な課題であるというふうに認識をしておりますので、自転車の購入助成に限らず、子育て世帯が真に必要なとする効果的な支援策について、教育委員会をはじめ、関係部署と総合的に検討し、子育て世帯への支援の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 今、市長のほうからありましたけれども、今、国会のほうでも異次元の少子化対策ということで、この児童手当においても所得制限の撤廃ということが議論されておりますよね。やはりそういうことを考えても、当然このことについては特に扶助対象外の世帯においては、自転車を買うところと買わないでいいところというのが出てきているわけですから、やはりそれは大きな格差だと思うんですよ。だから、今、国もどういう結論が出るか分かりませんが、そういうような所得制限の撤廃ということを議論をされているわけですから、そういうことを考えた場合、本市においても先駆けてこれくらいは、今市長がおっしゃった「子育て世代

全般においての効果的な支援はどうあるべきかということで検討する」ということでありますけれども、このことについては明らかにそこでもう格差が出ているわけですから、だからできるだけ可及的速やかに、このことについての検討を進めてもらいたいものだなというふうに思うわけですが、その点いかがですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたとおり、この自転車の助成に限らずに、子育て世帯が真に必要とする効果的な支援策について、しっかりと教育委員会をはじめ、関係部署と総合的に検討をし、全体的な子育て支援の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 市長、私が今回を質問をするにあたって、自転車販売店やら実際買った方たちに話を聞いて回ったんですけどね、平均的な購入費というのは、ヘルメットを入れて4万円から5万円前後であるということなんです。それは一般的な量販店は安いものもありますよ、あるんだけど3年間使わなくてはいけないと、場合によっては高校に入ってから使うという方もいるということで、ある程度はしっかりしたものを買わなくてはいけないということで、今申したような大体平均して4万円から5万円ぐらいの価格になっているということであるわけなんです。こういうことが中学校に同じ義務教育を受けるという中で、こういう経済的負担の格差が出てきているということであるわけですので、やはりこの現実を率直に受け入れて負担軽減を図るということとともに、負担の格差を是正すべきだというふうに考えて、私は今回この質問をやっているわけなんです。市長の申されることもよく分かります。ただ、現実的にはそういう状況があるということを理解された上で、今後対応・検討をしていただきたいというふうに思うところでございますが、再度お願いを申し上げます。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたように、関係部署と総合的ないわゆる検討をして子育て支援の充実を図っていくということで申しましたとおり、そのような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） それでは、市長の前向きな答弁ではないかというふうに受け止めます。できるだけ早急にそういう子育て世代に全般的な効果的な支援ということを言われておりますけれども、やはり私は今申し上げましたそういうような現実があるんだということもしっかりと受け止めながら、この問題に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に入りたいと思います。次は、サツマイモ基腐病対策についてでございます。これにつきましては、本市におきましても、令和元年度から被害が見られておりまして、年々被害が拡大をしているところでございます。そこで、令和4年の発生状況、そういう作付け面積、生産量、ここは具体的に分かっているといいですけども、そういう発生状況はどうであったのか。そしてまた市として、市の単独の事業としてどのような蔓延防止対策を取られたのか伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

令和4年産のサツマイモ基腐病の発生状況でございますが、市で実施している地上部の調査において、7月の長雨や9月の台風により徐々に発生が確認されたところでございます。症状が見

られるほ場の割合は、前年度約8割のほ場で確認されておりましたが、今年度は3割程度となっており、多くのほ場で改善が見られたところでございます。令和4年産の蔓延防止策としては、国や県の機関が発行しているサツマイモ基腐病対策マニュアルに基づき、ほ場に菌を「持ち込まない、増やさない、残さない」の三つの取組について徹底した情報発信をしながら、市単独の支援策として、申請のあったほ場にサツマイモ基腐病に有効な薬剤散布や「実証ほ」の設置を実施したところでございます。

○20番（福重彰史君） 対策の徹底ということがなされて、去年は8割でそういう発生状況が見られたけれども、今年は3割程度であったということで、大幅な改善がなされたというような答弁であったかというふうに思いますけれども、これはこの対策の徹底といわゆる雨が少なかったと、特にこの雨が少なかったということがよく言われているわけございまして、そういうことで相対的に病気が抑えられたということでございますね。しかし、いろいろ聞いてみましたが、この収量についてはやはり早植えとか早掘りがなされて、比較的被害の発生が抑えられたということで、一反当たり5俵から6俵ぐらいの収量であったというふうに聞いております。また、後半になったらやはり台風やいろんな影響等々があって、多くの発生が見られて、逆に一反当たり1俵から2俵ぐらいであったというふうに聞いております。これらの状況を見たときに、令和4年度は非常に雨が少なかったということで天候に恵まれたということでありまして、やはり天候に大きく左右されるんだというふうに考えたところでございます。去年の状況から見たときに、今年はさらに早植え・早掘りが進むというふうに思われるところでございます。ここで、この集荷業者にもちょっと聞いてみたんです。集荷業者に聞いてみたところ、1社のある業者は、「集荷が計画量の6割台であった」と。もう1社は何と「5割しかなかった」と言うんですよ。それで新聞紙上で県の発表が出ましたよね、いわゆるサツマイモが6年ぶりに増産ということで出ましたけれども、実際の状況とはちょっと違うのではないかなというふうなことで、ある業者は県にも尋ねてみたらしいんですよ。ところが県としては、この新聞紙上の発表というのは非常に多かった、高かったというふうに、そして実際的には厳しかったということで、県のほうもそれは言われたということで、今市長のほうから、「本市においては、8割から3割に抑え込んだ」という状況の答弁がありましたけれども、実態はまだ厳しかったのではないかなということなんですよね。だからそういうことを考えたときには、今年はさらに早植え・早掘りが進みますから、去年もいろいろな対策を講じて、併せて雨が少なかったということで、非常に収量がよかったということであるわけでございますので、今年もしっかりとした国・県の支援策はもちろんのこと、市の単独の対策もしっかりと取った上でやっていくべきであろうというふうに思うところでございます。そこで、去年は薬剤散布もされたということでありまして、今年には特に市の単独として、この薬剤散布も含めていわゆる空中散布ですね、これを含めてどのような蔓延防止策を取られるつもりか、お聞かせいただきたいと思っております。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 被害が少なかったということでございます。実態としまして、被害は実際に少なくなっているところでございますが、実際早植え・早掘りということによって、

収量自体は通常の量からは少なかったというような認識でいます。また、併せて台風後の対策の違いによって農家さんによって明暗が分かれたのかなと思っております。特に労働力というところの中で、適切な対応ができた部分については、ある程度被害が抑えられたところではございますが、その対応ができなかったところ、もしくは台風後に農地に行けなかったところ等については、被害がまた広がったというような状況でございますので、収量としてはまだ戻っていない状況と、ただ単価がかなり上がってきている状況でありましたので、農家個人の反収といえますか、そういったところについては、サツマイモ基腐病が入る以前に大分近づいては来ているけれども、ただその分経費がかかっておりますので、実際の所得というところに関しましては、まだまだ厳しいのかなというような状況ではございます。そういった中で令和5年度につきましては、市としましては、土曜の一斉防除の実施を令和5年度の当初予算で計画をしているところでございます。また併せまして、「実証ほ」等も繰り返しまして取組を強化していきたいと考えているところでございます。

**○20番（福重彰史君）** 確かに農家としては単価が上がったからですね、また前年から比べると収量も増えていきますから、農家としてはそれぞれいわゆる収量としてはあったんだけど、今おっしゃるようないろんな資機材等々の値上がりによって、手取りというものについては厳しい状況であったということは私も聞いております。そうであったんだろうと思います。それで、今都城市にある日本で一番大きな酒造会社ですね、あそこであっても昨年は8割しか確保できなかったというんですよ。だから、8割しか確保できなかったものだから、今年の2月から紙パックとかそういうものはもう休止するという形になっているということですね、これについても集荷業者からしっかり聞いているんです。いわゆるあそこが一番大きいわけですから、あそこにほとんどが行くわけですから、あそこで8割しか確保できなかったという現実があったということです。ただ、あそこが単価を上げてくれたから、農家としても助かったんだということは伺っているところでございます。

そこで、この薬剤散布、空中散布も単独で実施しておりますよね。この実施によって、実際の実績として、どれぐらいの面積に空中散布が行われたのですか。

**○農政畜産課長（大迫秀治君）** 市単独の支援策ということで、一斉防除を実施したところでございますが、令和4年7月から申請を受付しまして、8月に234ha、9月に31ha、計265haに実施をしたところでございます。

**○20番（福重彰史君）** 実績としては265ha。昨年の3月補正で予算計上されたと思うんですけども、それには計画面積として600haというふうに書いてありましたよね。600haの捉え方というのがどういうふうだったのか分かりませんが、600haで考えておいて265haしか実績がなかったということについては、どのようにお考えですか。

**○農政畜産課長（大迫秀治君）** 先ほど説明しましたとおり、実際に実施したのが8月と9月ということでございます。今年につきましては、早植え・早掘りというようなところの中で、実際にその時期にもう必要ないという方もいらっしゃるというところもあって、少なかったのか

なというふうに考えているところでございます。

**○20番（福重彰史君）** この農家の声を聞いてみますと、この空中散布によって大変助かったということで、評価もされております。ただ、昨年はこの病気の発生がもう7月の終わりから出始めているということで、だからそういう状況があるということで、「もうちょっと早めに薬の散布ができないか」というような声を聞いております。特に今年の場合は早植えがさらに進みますから、それを考えたとき、早めの薬剤散布というのが求められるのではないかなというふうに思うわけですが、ただ、ちょうど時期的に、水稻の薬剤散布とちょうど重なりますよね。それがありますから、非常に調整が難しいのではないかなというふうに思うわけですが、そういう今の状況を見たときに、できるだけ早めに1回目の散布をしたほうがいいのではないかなという農家の声がありますから、可能な限り調整できるのであれば調整をしていただきながら、早めの散布というものに取り組んでいくべきではないかなというふうに思うわけですが、いかがですか。

**○農政畜産課長（大迫秀治君）** そういうことに関して農家の皆様から直接そういった声もいただいているところでございます。今回の防除については、アミスター防除ということで年三回使えるというところでございます。実際に防除をそれぞれ、本来であれば自分たちでというところでございますが、当初はまだ自分たちでまくにあたっては、葉っぱが伸びていない状態の中でほ場に入ってもそれほど影響がないのかなということで、だんだん大きくなって、実際ほ場に入ったりとかしながら、そういう入ることによって被害が逆に広がるということもあったものですから、ある程度葉っぱが大きくなったときに航空防除として、中に入らないような形でそのタイミングでできればということと、令和3年度につきましては、8月下旬からの長雨があつて、そこから一気に広がったということもございましたので、タイミングとしては長雨に入る前、そういったところを狙ったということでもございます。実際、早植え・早掘りにつきましては、確かに農家さんの負担を減らすという観点からいけば、そこに合わせるというのがいいんでしょうけれども、被害をなくす、少なくするという観点でいけば、通常の作物の形態に応じて、その部分で被害を想定される部分でしたほうが効果としては高いのかなとは思いますが、実際そういった声も寄せられているのは事実でございますので、もう少しそこは県それからJA、そういったところと協議・検討してまいりたいと考えております。

**○20番（福重彰史君）** そのあたりいろんな農家も含めてしっかりと協議しながら、一番適期を見つけて、先ほど言いましたそういう水稻との調整がありますから、そのあたりを早めに作業に取りかかりながら、適期に散布できるような体制にしていくべきであろうというふうに思います。

そこで、先ほど令和4年度の空中散布は、8月と9月に265haということでございましたけれども、私のほうは、「効果があつてよかった」という方と、「こういう空中散布があるということを知らなかった」という農家も結構いるんですよ。そういうことを考えたときに、後から「これは無料やったいげな」と、「どこに申請を出せばいいのか」と、「そういうことも分からなかった」とかですね、いろんなことがあるわけですよ。やはりこういう事業を実施する場合には、

しっかりと周知をしていくということ。そして周知をしっかりとしていくということは当たり前のお話ですけれども、その連絡手段がやはり平等でないといけないと思うんですよ。聞いてみると、国の補助事業を導入しているところについては、紙で連絡したということですよ。そうすると、それを取り組んでいないというところは、それももういかないわけですから。だからそういう連絡手段というものをしっかりと公平性をもって、できるだけそういう国の補助事業を導入していないところを把握というのは難しい部分があると思うんですけれども、ただしっかりと周知をしながら、生産者全員にいきわたるような、そういう在り方というものを令和5年度はしっかりとやっていただきたいものだなと思うところがございますけれども、その点について、今年の方というものをしっかりとお聞かせいただきたいと思います。

**○農政畜産課長（大迫秀治君）** サツマイモの生産者というか露地の野菜一般につきましては、なかなか生産者の把握というのが難しく、実際農政畜産課として生産者を把握しているのが、お茶それから畜産に関しては、しっかりと戸別の台帳で管理をしているところがございますが、実際そういったほかの部分についてはなかなかないところがございます。ただ、今回のサツマイモ基腐病につきましては、地域としてなくさないといけないということで、令和3年度に焼酎業者さんであったり仲買業者さんをお願いをしまして、約60社ぐらいをお願いをして、生産者の情報を出していただくように情報収集を行ったところがございます。その中で約200ぐらいの生産者が上がってきたところがございますが、なかなかその中でも漏れていたりとか、あと今回、若干後からその農家さんから聞いた話によりますと、航空防除につきまして無料ということで、うちとしても認識して出したチラシをそういった方には全員、国の補助事業対象者以外にも出したのですが、農家さんの認識として、通常の農業公社のやり方だと、散布の手数料と農薬代は別というような感覚でいらっしゃったものですから、今回うちとしては、農薬代も散布手数料も無料ということで出したつもりなのですが、出したチラシの中をよく読み返しますと、若干そういった農薬代の部分については有料ではないだろうかというような、そういう捉え方もできたりして、そういった中で「無料じゃないんだったら」というような声も、後でお聞きして反省もしたところがございます。なるべくそういった生産者の声を把握して、分かりやすい周知の仕方に努めたいと思います。

**○20番（福重彰史君）** ぜひそういう漏れがないように、できれば早め早めにしっかりとした対策を練って、周知を徹底されていくというふうに取り組んでいただきたいと思います。

次に、この土づくりのために堆肥センターの設置を検討する考えがないかと、これは一年前にもちょっとやったのですが、このサツマイモ基腐病の要因の一つに、やはり連作やら化学肥料の堆肥によって、連作障害や忌地現象ですね。これが起こって土壌が疲弊して、地力が低下していくということで、いろいろな病気の要因となっているというふうにも言われているわけですよ。その対策として有機質の堆肥の施肥が有効というふうにも言われているわけですよ。今になって言われているわけではなくて、もう昔からこういうことはやはり言われているわけですよ。その供給源として、堆肥センターの設置を検討する考えはないかということでござい

す。前回もしましたけれども、再度このことをお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

サツマイモ基腐病対策に限らず、堆肥の活用は地力増進、土壌改良に優良な資源であります。環境への負荷を大きく減らし、資源循環型社会に貢献するものと認識をしているところであります。現在、そお鹿児島農協、あおぞら農協において、堆肥センターが運営されており、市内全域で活用されているところであります。また、民間でも食品廃棄物の堆肥化や自家製堆肥の商品化など取組があるところでございます。

こういった状況を考慮しますと、公設の堆肥センター設置ではなくて、現状を発展的に拡充するための方策をそれぞれの関係機関と連携して、協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○20番（福重彰史君） この市全体の農地面積というのは、どういうふうになっていますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） お答えします。

農地面積につきましては、令和2年の農林水産関係市町村別統計によりますと、6,540haとなっているところでございます。

○20番（福重彰史君） 6,540haですかね。市長、この面積を考えたとき、今確かにJAそお、JAあおぞら、あるいは民間それぞれありますけれども、そこで生産される堆肥の量で足りるというふうにお思いですか。そこで生産される堆肥は、志布志市内だけに流通しているのではないですよ。例えば松山地域の堆肥センターで生産されているのは、松山地域だけで販売されていないです。そお鹿児島農協全体の中で取扱いをされていますから、そういう状況でいわゆる先ほど市長がおっしゃられた、そういう今堆肥生産している事業所が全て市内に全部供給されるということであれば、それは100%まではいかないにしても、ある程度までは需要に対する供給ができるかもしれないですけれども、ただ生産される堆肥そのものが全て志布志市に供給されるという状況でないわけですので、今6,540haという面積を全て網羅するためには、やはりそれなりの生産する堆肥センターというのが必要ではないかなというふうに思うわけですが、市長のほうで今のある、あるというはおそらくJAあおぞらやらJAそおの堆肥センターのことを示されたのか知りませんが、そこに対して拡充するための対策をお願いするというのであれば、それで相手がそれに対して受ければいいわけですが、そういうことであれば、ある程度解決はするのではないかなという気はするんですけれども、現時点でそういうところに打診とか、そういうことはされていないわけですよ。

○市長（下平晴行君） そうですね、全体的な量としては、おそらく足りないのではないかなというふうに思うのですが、ただ民間で畜産経営を大型でやっているところは、完熟堆肥にして、それぞれの農家に配布をしております。ですから、そういう民間でしている人たちの収入源にもなっているところでありますので、その管理の仕方がどういう形で、堆肥センターを造らなくても、市が全体的な堆肥を、こういう御時世でございますので、やはり堆肥を国のほうも今までは外国からほとんど輸入していた飼料、堆肥等も含めて、作れるものはやはり自国でしっかり対

応していくということを森山先生もおっしゃっておりますので、それに近いような対策を我々も行政としては取組をしていく、そしてやはり民間活用という面では、そういう事業をしている皆さんの支えもしっかりしていかなければいけないというふうに思っておりますので、全体的などという形でその堆肥の流れがなっているのか、そこもちょっと調べさせていただきたいと思います。

**○20番（福重彰史君）** いずれにしても、市長、この循環型の農業ですよ、耕畜連携した循環型の農業の実現と、今ございました世界情勢によって肥料の価格が非常に上がっていますよね。だからその肥料価格高騰対策という面も含めながら、やはりこういう状況というのは堆肥センターの設置、あるいは今ある堆肥センターにおける拡充等々につきましても、やはり早期に検討とか意見交換をしながら、そういう状況をつくれるような環境というものを早くつくることが大事なことでないかなというふうに思います。そしてまた、この土地利用型農業を展開する中においては、この肥料、堆肥そのものが、相当必要になってくるわけですから、その土地利用型農業をする以上はですね。そういうことを考えたとき、将来的にも今疲弊している土壌を回復する、そういう面においても大変重要になってくると思うわけなんです。だからできるだけ早期にそういうような土壌、いわゆる土づくりをしっかりと進めるような方策というものを具体的に検討していただきたいなというふうに思うところでございます。それについてはいかがですか。

**○市長（下平晴行君）** 来年度、農業サポートセンターの設置等も考えておりますので、そういう全体的に肥料、飼料も含めてどういう形で不足しているのかどうか、またおっしゃるように、この菌というのが、ウイルスというのはおそらく今まで化学肥料等々の使い過ぎでもあるというふうに私も思っておりますので、それを解消するためにも堆肥化は大変大事な取組であるというふうに思っておりますから、先ほど言いましたようにJAそれから民間等とも含めて、どういう形でその量が確保できるのか、そこ辺も調査対象にさせていただければというふうに思います。

**○20番（福重彰史君）** それでは、最後に入りたいと思います。有害鳥獣対策についてでございます。有害鳥獣による被害が、拡大しつつあるのではないかなというふうに思っているところでございます。報奨金の対象は、イノシシ、タヌキ、アナグマ等々の7種目であるわけでございますが、そういう中でも、イノシシの被害が一番深刻ではないかなというふうに思っているところでございます。そこで、現在の被害状況と報奨金の交付についてお示しをいただきたいというふうに思います。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

2月末現在で、有害鳥獣捕獲依頼のあったイノシシによる農産物の被害状況としては、水稲、カンショ、大根等の掘り起こしや食害、飼料作物の倒伏が主な報告であり、被害面積は約6ha、被害金額としては約200万円となっているところでございます。

また、イノシシに係る市の捕獲報奨金は、一頭当たり5,000円であります。国の上乗せできる捕獲報奨金が7,000円となっておりますので、一頭当たり最大1万2,000円になるところであります。なお、捕獲報奨金の交付状況としては、令和4年度の前期分として198頭、194万2,000円の



交付済みとなっているところでございます。

○20番（福重彰史君） 今、被害状況をお示しになりましたけれども、この程度でと言うとおかしいですけれども、今このような状態の中で抑えられているということは、この猟友会やその狩猟者ですね、その人たちが並々ならぬ苦労をされて駆除をしてくださっているから、これで今のところは収まっているわけなんですよ。非常に感謝を申し上げるところであるわけでございます。ただ、この捕獲をするには経費がかかるわけなんですよ。報奨制度も今ございましたように、市の5,000円そして県からの7,000円で、例えばイノシシの場合1万2,000円というのがあるわけなんですけれども、こういうような報奨制度がありますから、幾らか負担軽減にはなっているわけなんですけれども、ただ、今回この県の7,000円については、早く予算が無くなったというふうに聞いているわけでございますけれども、実際何月で無くなったものですかね。

○農政畜産課長（大迫秀治君） イノシシの捕獲頭数につきましては、駆除期間で平均48頭となっているところでございますが、令和4年度の8月が63頭、通常よりも多いと、予想より多くなったというところで、早めに予算が切れてしまったというところでございます。

○20番（福重彰史君） 8月で切れたということであれば、これはもう狩猟者の頑張りと一方では個体が増えてきているということで、裏返せばですよ、そういう状況の中で早めにその捕獲頭数の上限に達したということで予算が無くなったと、そういうことですよ。この上乘せ分については、市の報奨金については捕獲期外で対象になっているわけなんですけれども、この7,000円については、一年中対象になるのですか、それともやはり捕獲期外が対象になっているのですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 基本的には捕獲期外というか、その狩猟期以外が対象になるところでございますが、県の割り当て頭数がありまして、こちらは年間250頭で要望しているのですが、なかなか要望どおり付かないというのが現状で、実際に予算を最大に出して行って、無くなった時点で、もう国の分についてはもう終わりというところでございます。

○20番（福重彰史君） 捕獲をするには、いわゆる経費がかかるということを申し上げましたけれども、これは市長も御存じだとは思いますが、当然わなにかかれば、部品のバネやらワイヤーは必ず交換をしなければいけないという状況ですよ。これに約1,500円ぐらいかかるということなんです。そして、わなを仕掛けていますから、毎日あるいは少なくとも二日に一回は見回りに行かないといけないという状況があって、それも燃料費とかそれに対する手間がかかるということで、現在の5,000円という報奨金では、「非常に厳しい」というようなことをよく言われるわけなんですけれども、実際、そういうふうにしてこの方たちが一生懸命頑張って獲ってくれるからこそ、今の現状があるわけですから。例えば私が獲ろうと思っても獲れないわけなんですよ、おそらく市長も獲れないと思うんですよ。獲れる人というのは限られていますよ、免許を持っていてもそのイノシシの生態がしっかり分かっている方でないと獲れないわけですから、獲れる人というのはもう市内どこにおいても、もう大体決まっていますよね。そういう方たちが頑張ってくれるからこそ現状があるわけですから、やはりこの点についてもうちちょっと、例えばの話ですよ、今は猟期外だけなんですけれども猟期内も含めて出すとか、あるいは報奨金の額を上げ

るとか、そういうことも考えていくべきではないかなと思うわけですが、ちなみに隣の曾於市は8,000円ですからね。8,000円で猟期も報奨金を出すようにしてあります。そういう状況があります。だからそういうことによって、この猟友会あるいは狩猟者の方々は、意欲を持って駆除に一生懸命頑張ってくれるという状況があると思うんですよ。同じことを申し上げますけれども、誰でもかれでも獲れないんですよ。今獲ってくれるそういう方々が意欲を持って獲れるような、そういうような支援というものは、やはりしてやるべきではないかなというふうに思うわけですが、いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるように、この猟友会の皆さんは猟銃の免許も必要ですし、またわなをかける人はわなかけの資格等も必要になってくるし、特殊なものだと私も理解をしているところです。私もよく聞くのですが、山をふた山も越えていくんだとかいう話を聞いて、そして昔は1キロ当たり5,000円ぐらいしていたのが、今は1,000円か2,000円ぐらいだというようなことも聞いておりますので、おっしゃるように、報奨金については内部で十分検討して、やはり猟友会の方々が自ら率先して出て、捕獲をできるような体制ができないか協議してまいりたいというふうに思います。

**○20番（福重彰史君）** ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。それと、令和3年度は集中月間ということで、2月から3月の初めにかけて全体で捕獲をやっていますよね。そういうことで成果として相当な成果が上がったということで、その期間中の捕獲頭数が112頭、そしてそのうち妊娠が確認できたものを含めると、200頭ぐらいの個体数を減らす結果となったということで、約1か月間ぐらいの間に、これだけの成果が上がったわけですよね。これはすごいことだと思うんですよ。やはりこういうようなやり方というのは、1年やったからといって、よかったよかったというものではないと思うんです。やはり継続をすることによって、令和4年、今年も継続されていないですよ、令和4年、令和5年。やはりこれは毎年継続することによって、いわゆるその効果というのが最高に出てくるというふうに思うわけですが、このことについて、例えば今年も当初予算には出ておりませんが、補正予算でも何でもいいですから、実際これをやるということはどういうことかということをよく考えてみれば、やはり個体数が減るということで農家の生産性が高まるという状況ですね。それと併せて、市民の安全の確保ができるということ。特に、農家の生産性が上がることによって、農家の所得が上がってくる。そして、農家の所得が上がればそのことがまた市に税として返ってくるという、いわゆる循環になっているわけなんです。だから、ただ狩猟者の方々の報奨金だけの話ではないんですよ、そういうような状況があるということです。だから、そういうことを考えたとき、しっかりとした市のほうから答弁がありましたけれども、この報奨金については、しっかりとした考え方を持っていて、できるだけその支援というものをさせていただきたい。それと併せて、ここの狩猟をされる方においては、狩猟の免許の登録を毎年しなければいけないわけなんです。これが大体3万円以上かかるということですね、毎年更新しなければいけない。これに対しても、例えば垂水市とか錦江町は全額補助しているんですよ。隣の曾於市も2分の1しているんですよ。やはりそれく

らいこういう方々を手厚く支援することによって頑張ってくださいと、そして、この方たちの頑張りがみんなの利益になるんだというような考え方を、取り組んでいただきたいというふうに思います。どうですか。

○市長（下平晴行君） 先ほどの一斉捕獲、このことについても今のところは数年に何回ということですが、そういう効果があるとすれば、やはりこれも取組していかなければいけないというふうに思ったところでございます。それから、今おっしゃったそういう経費のかかるいわゆる負担軽減についても、本当に猟友会の活動をされている方々が、積極的に協力していただけるような体制づくりをしていかなければいけないというふうに思っておりますので、そのことも併せて検討していきたいというふうに思います。

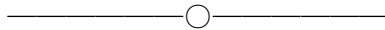
○20番（福重彰史君） 私の松山地域で、団地にイノシシが出てくるということで、その警戒の放送が流れたりしました。そして、捕獲隊が行って2頭捕獲しました。その1頭は100キロぐらいあったと、もうびっくりするような大きさだったというようなことで、子供たちが危ない危ないということで、とにかく注意してくれということだったんですけども、今市長もこの施政方針の中でも述べておられますけれども、そういう街中にもどんどん今出てくるような状況です。そういうことを考えたとき、市民のこれをどうにかして阻止することによって、市民の安全の確保にもしっかりつながってくるわけですので、市長は「市民の生命と財産を守らなければいけない」という表記がありますので、これも一つのいわゆる生命を守るということにもつながってくるわけですので、それぐらい増えてきているということでございます。特に今年は、今私は松山地域のプロの方々とそういう話をよくするんですけども、長年捕獲に頑張っているその方々が、「今までに見たことのないぐらい大きな群れが今あちこちにいる」と言うんですよ。25頭ぐらいの群れとか、12頭ぐらいの群れとか、「今まで何十年もやったけど、そういう群れというのは見たことない」と言うんですよ。一方から言うとそれぐらい増えてきているから、おそらくサツマイモなんかも早植えが進むだろうから、早め早めにやる対応をしていかなければいけないよと。もう現実、見たこともないというようなこと、特に私は松山地域ですけど、ここに伊崎田出身の議員さんもいらっしゃいますけども、松山地域と伊崎田地区にすごくいるという話です。だからそういうことですから、とにかく大変な状況にはなっているということですから、そういう状況もあるということをお知らせをしながら、そしてそっちのほうも早め早めの対策を取っていくというような、そういう呼びかけをしていただきたいなというふうに思うところでございます。そのことにつきましてどうですか、しっかりとしたそのことについての周知もしていただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、そういう今までかつてないイノシシの群れ等もあるというようなことでもありますので、そういう猟友会の方々が気持ちよく対応していただくということを考えた対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 最後ですけども、猟友会の方々が意欲を持って積極的に捕獲に頑張ってくださいように、そのような支援というものを確立していただきたいものだなというふうに思

います。併せて、捕獲隊の方々にも感謝を申し上げながら、そして我々も一生懸命、こういう言葉が適切か分からないですけれども、応援をしていきたいなというふうに思っているところでございます。どうか市としても猟友会の方々、狩猟者の方々に対して、しっかりとした支援の体制というものを再度お願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（平野栄作君） 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。



○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後4時34分 延会

## 令和5年第1回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：令和5年3月9日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鶴 迫 京 子

日程第3 発議第1号 志布志市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 補 佐 高 野 利 彦
生涯学習課長 江 川 一 正	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と西江園明君を指名いたします。

ここで、農業委員会事務局長から、昨日の小辻議員の一般質問において答弁漏れがあったため、発言の申出がありましたので、発言を許可します。

○農業委員会事務局長（中水 忍君） 昨日の小辻議員の農業委員会が所管する事務の権限移譲に関する一般質問の中で、権限移譲に向けた今後の方向性等に関する農業委員会の答弁に漏れがございましたので、答弁させていただきます。

転用許可等に関する事務の権限移譲につきましては、移譲後に想定される業務等を移譲済み他市町の農業委員会の現状を踏まえ、精査するとともに、組織機構の再編や関係法例改正に伴い、事務委任が想定される業務内容等を踏まえ、検討していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○  
日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

16番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○16番（鶴迫京子さん） 改めまして、皆さんこんにちは。鶴迫京子です。早速質問通告に準じて質問いたします。

まず1項目目、施政方針について3点ほどお伺いいたします。1点目、市長は施政方針の中で、「市民のごみ出しの機会の充実を図るため、自治会回収日及び市営駐車場集合収集日以外にも、資源ごみを出すことができる環境の整備に向けた検討を行う」と述べておられますが、どのように進めていくお考えなのか、まずお伺いいたします。このことは、永田議員も6日に同じような質問をされ、議論が活発に交わされましたので、十分理解はしたところです。取組状況としましては、「いろいろ調査・検討したが設置条件に満たず、設置に至らなかった」とのことで、「現状としては候補地がなく、場所も未定である。引き続き検討します」ということでした。（仮称）循環センターでの利用は、ほとんど毎日のようにごみ出しができる常設と聞いています。

「2,000㎡から3,000㎡くらいの面積で囲いが必要である」と答弁されましたが、市民の困りごとの解決に向けた市民のニーズに寄り添った利用しやすいセンターが設置されるのでしょうか。場所を探しているのですから、センターの定義など趣旨に沿って必要事項などが決まっていると思いますが、永田議員の「完成をいつ頃まで目指しているのか」の問いに対しまして、「今は言えない」との市長答弁でした。また、「センターが設置されたら市営駐車場収集場所はどのようなのですか」との問いには、「当分は継続するが、利用者数で考えていきたい」との答弁でありまし

た。ほかに、今言えること、分かっていることがあればお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

現行の収集日以外でも資源ごみを出すことができる施設の設置につきましては、これまでの候補地の所有者との協議や事業費の積算などを行ってきております。地元の理解や運営体制の検討などを解決する必要があることから、現在も候補地について調整中であり、市民のごみ出しの機会の充実を図れるように、候補地の検討をしているところでございます。

収集については基本的には週に2、3回は対応していきたいという考え方でございます。それから面積についてもそのとおり3,000㎡程度を考えております。市営駐車場については、このこともお答えしているわけでありますが、この収集については毎月第一と第三土曜日の朝7時から午後1時ということですが、このことについても、今後利用者数の状況を見ながら判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○16番（鶴迫京子さん） 今、分かっていることということで、今言えることということで市長答弁がありました。候補地が今調整中であるということで、まださすがに未定であります、そう感じました。そして方法としまして、「週に2、3回」という答弁がありました。常設ということで月曜日から金曜日ないし、月曜日をお休みにして火曜日から日曜日とかですね、いろいろそういう毎日あるのかなと思いましたが、週に2、3回出せるということで計画しているということでもあります。そう決まった背景には、どういうことがあるんですか。

○市長（下平晴行君） これはやはりリサイクルセンターにお願いするとなりますと、いわゆる運搬の問題それからそれに係る経費ですね、最初は毎日というような考え方もあったわけですが、そうなりますと、一旦2回か3回ということで実施をして、それでも経費がどれぐらいかかるのかを多分相当な経費になろうかという、これは積算しておりませんが、そういうことも考えて週に2回か3回はできるのではないかと考えて答弁したところでございます。

○16番（鶴迫京子さん） 初めての取組でありますので、最初からそういう欲張って、今私が申しましたようなことにはならないかと思えます。やはり皆さんの大事な税金が投入されるわけありますので、そこらあたりはやはり週に2、3回という答えが出てきて、それでもやれるようだったらそこが増える、それでも今度は経費がかかるようだったら、そこがまた再考されるということで、今回初めてのケースですので、取組ですので、そのことはこれから経緯を見たいと思いますが、全体的な建設というか、そういう（仮称）循環センターを設置した場合の総体予算というのはどれくらいになるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことが分かりませんので、場所によったりあるいはそのお願いするところの施設が使えるのか、そういうことも踏まえて積算というのは今のところ出していないところであります。

○16番（鶴迫京子さん） 方向性がもう見えてきていますので、あとは候補地の選定、調整、そういうことになっていきますので、ぜひ市長と担当課だけでなく、職員の方もいらっしゃいますし、議員の方もいらっしゃいますし、市民の方もいらっしゃるので、情報網を張り巡らせてそう



いう適した選定地、候補地、そういうところを一生懸命探して、しっかりやっていただきたいなと思います。方向性がちゃんとしっかり見えてきましたので、大変嬉しく思っております。

それでは、2点目に入らせていただきます。2点目は、「家庭ごみの分別に支障を来している高齢者、心身障がい者等の負担軽減を図るため、専用袋により排出することができる仕組みを構築し、安心してごみ出しができる環境づくりに努める」と述べておられます。具体的な方策についてお伺いいたします。そこで、確認いたしますが、家庭ごみの分別に支障を来している高齢者とは、これまでのごみ出し困難者対策事業の対象者の条件と全く同じなのか、それともその差異はないのか、聞き取りでは同じだとのことでしたがどうなのでしょう。予算説明資料を見ましたところ、少し違うような気がいたしたのですが、そこをしっかりと確認いたしたいと思います。いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

現在でも高齢者、心身障がい者等の負担の軽減を図るため、ごみステーションまでごみを持っていくことができない方については、ごみ出し困難者対策事業で対応を行っているところであります。ごみの分別ができなくなってきた方への対応も行っていかなければならないと考えており、令和5年度当初予算に計上をしたところでございます。

事業内容としましては、対象者が分別困難者用の専用袋に生ごみ以外のごみをまとめて出したものをごみ出し困難者対策事業で回収し、別途分別を行うものでございます。対象者は、世帯全員がごみ分別が困難で、かつ関係者からの支援が得られない方としているところであります。ごみ出し困難者対策事業の対象外の方、このことについては、現行のごみ出し困難者対策事業の対象者を見直し、拡大することで、分別が困難な方にも対応できないか、関係機関等も含めて協議をしているところでございます。

内容としましては、ごみ出し困難者対策事業実施要項第3条の対象者ですが、第2項にある「市長が特に必要があると認めるもの」の取扱いを具体的に決めることで、対象を見直してまいりたいというふうに考えております。包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員など関係する方の意見等も聴取しながら、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 分別困難者対策事業ということで、「世帯全員がごみ分別が困難で、かつ」というこの文言は、今までありました家庭ごみのごみ出し困難者対策事業と同じなのですが、違うところといたしますと、今までの事業の中では要介護と、介護認定されていなければ利用できない、それは今も変わらないと思います。だけど、こちらの分別困難者対策事業はそこが特に入っていないということで、門戸は広がったと思いますが、受ける感じといたしましては、ここに「世帯全員がごみ分別が困難で、かつほかの者からの家庭ごみの搬出の協力が得られない者」ということで、やはり少しハードルが高いような気がします。先ほど市長が答弁されましたように、その各々の事情がありますので、そこは「市長が特に認められる者」というところで、そういう方々を支援して救っていくということで、ここが多くなるんでしょうかね。ここで救われる方々が多くなるような気がするんですね、それがないと、あまり「分別」が付いただけで、

今まであったごみ出し困難者対策事業とそんなに利用者が変わらないのではないかなと思います。そしてもう一つ、なぜかと言いますと、このごみ袋とここに書いてありますが、専用袋が10枚入りで2,000円ですね。全部いろいろ入れられるわけですので、一枚が200円になりますよね。毎回、毎日使うわけではないので、安いと思うのか高いと思うのかよく分かりませんが、そういうこの単価ですね。200円と決めた積算根拠は、何でしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 現在行っております社会福祉協議会の「おやっとさーびす」、シルバー人材センターの「家事援助」事業の負担額を考慮して、設定したものでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 分かりました。ごみ出し困難者対策事業の利用者の数は、令和元年度で42名、令和2年度が41名、令和3年度が54名でした。そして、こういう平均をとってどうなのかなと思いますが、52名ですね。この方々のごみ分別などの状況は、私の知るところではヘルパーさんが分別されて、シルバー人材センターの方が取りに来られて、そしてその対象者の方が属する自治会の資源ごみの収集日に、ごみステーションに運ばれています。それで今度は分別困難者対策事業ということで、先ほど市長のほうからも説明があったわけでありましたが、もう少ししっかりと確認の意味も込めてお聞きしたいと思います。専用袋のごみは分別していないので、自治会のごみステーションには運ばれないのですが、このシルバー人材センターの委託になっていますので、このごみの回収には志布志市ごみ出し困難者対策事業で実施するとなって、委託先はシルバー人材センターでよろしいのでしょうか。

**○市民環境課長（留中政文君）** お答えいたします。

委託先は、シルバー人材センターにお願いしようと思っております。現在、ごみ出し困難者対策事業でシルバー人材センターのほうにもお願いしております、実際ごみ出し困難な方のごみ等を回収して、そこの自治会のごみステーションなりに持ってきてもらって、そこで配送をしておりますが、今回ごみ分別困難者事業につきましては、登録して実態調査等も行いまして、認定された場合、生ごみは当然回収しないといけませんので、生ごみは生ごみで回収に行ったときにまた別の容器に移し替えて、生ごみはそこで搬出します。それ以外のものについては、ごみ出し困難者対策事業と一緒に回収して、色等が違いますのではっきり区分けはできるわけなのですが、それを回収してシルバー人材センターの方がそれをまた1か所に持って来ていただいて、そこでまた新たにごみ分別困難者の分別をする方をシルバー人材センターの方をお願いをしまして、その方が専用で分別したり洗ったりとか、そういったことをして分別をしていただくというふうなことを考えております。

**○16番（鶴迫京子さん）** 後からお聞きしようかなと思っていました、その流れですね。その流れをお聞きするところでしたが、今答弁されましたので、それをよしとしまして、例えばこの分別困難者対策事業に該当する方々に、今度は専用袋がありますよね、そして専用袋に何でも入れていいですよということもありますが、そういうことを指導するというか、シルバー人材センターの方が全部されるわけですかね、指導というか、普通はヘルパーさんとかを雇っていらっしゃる方は、ヘルパーさんが家事援助などでされると、今まであるごみ出し困難者対策事業はそのよ

うな形だと思いますが、この分別困難者はもう分別が困難なわけですので、そこを分別はしないけどその指導ですね、そういうことは各家々を回って、その対象者にどんな形でされようとしているのでしょうか。

**○市民環境課長（留中政文君）** 実際のごみ分別困難者に該当される方への説明なんですけれども、実際認定するときにも実態調査も行います。認定したときには通知もいたしますけれども、そのときに「こういった形で、生ごみは一緒に入れてください」と、「粗大ごみとかそういうのも一緒に集められませんので、普通に出る家庭ごみ、ビニールであつたり紙ごみとか普通の一般ごみとか、そういったものを一つのこの袋に入れてください」ということで、一つ違う色の袋を作って、そこに一緒に入れてもらうということで、基本的には分別しないで紙ごみ、ビニールごみ、例えば缶とかペットボトルとか、そういうのも一緒に入っているかもしれませんが、そういったのを回収してそれを洗浄して、また別途分別して出すというようなことで、説明は丁寧に行いたいというふうに思います。

**○16番（鶴迫京子さん）** 聞き逃したかもしれませんが、ちょっとお聞きします。その今の専用袋の中に、ペットボトルとか缶とか紙とか入れますよね。一般ごみは入れられるんですか、資源ごみだけでしょうか。

**○市民環境課長（留中政文君）** 基本的には資源ごみなのですが、一般ごみも当然入ってくると思いますので、そういったごみも分別すると、生ごみ以外はそこで袋に入れるごみということで出していただいて分別をするということで、誰が指導するのかということ、現在、包括連携とか関係機関と協議を行っておりますので、この事業を実際行うということになったときは、またしっかりと協議をして、どこがちゃんと指導をするのかとか、そういうのも協議していきたいというふうに  
思います。

**○16番（鶴迫京子さん）** 初めての取組でありますので、課題がいろいろ出てくるのではなかろうかと思えます。対象者にとってはすごく利便性がよくて、助かったなという対策事業ではないかと思えますが、委託先にとっては果たしてこの委託料という中で、いろんなものが収まるのかどうかがありますよね。だからそういうところは始まったばかりですので、見守っていきたいと思います。収集日とかは、資源ごみは月に一回特別収集がありますので2回ぐらいとなりますが、この収集日となりますと、どれくらい予定されているのですか。

**○市長（下平晴行君）** それともう一つ漏れていたというか、今コミュニティ協議会が立ち上がっておりますので、協議会の御協力ももらうということも含めて、地域でそういうことを取り組んでいるところもありますので、その御協力をしていただければ、それなりの支援はまたしていかなければいけないだろうというふうに思っております。

指定日には玄関先に置くということです。そしてそこを指定日が例えば何日というふうになると、そこに回収に行くわけですので、そういう考え方で取組をしていきたいということでございます。

○16番（鶴迫京子さん） コミュニティ協議会が発足しまして、あと残り少なくなってきているわけですが、全てのものをコミュニティ協議会にお願いするということで、まだ始まったばかりですので、そこもこのごみ分別とかごみ出しとか、このごみですね、ごみのことは、なかなかコミュニティ協議会でも「いいですよ、うちで一生懸命します」ということには、なかなかならないのではないかと危惧していますが、それもまた依頼の仕方ではないかなとも思いますが、そこらあたりはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） 協議会と公民館の違いですね、お願いするのではないんです。地域の活性化を図るためであることが一つ、協議会の設定の大きな目的なんですね。ですから、公民館は今まで行政のお願いをしていたという、いろんなことを協力していただいていたということなのですが、協議会は違うんです。協議会は市役所と対等に、一緒になっていろんな事業を進めていこうと、そして予算についても、それぞれだった予算が全体で幾らというので、それをまた自由というのか、自分たちの活性化のために活用していただく、そういうことでコミュニティ推進課というのを設置していくわけですので、そのお願いとかではないんです。だからそこはもうちょっと理解をしていただければと思います。

○16番（鶴迫京子さん） 市長、理解しています。今度の市報3月号にも、しっかりコミュニティ協議会の図も書いて、対等だよということが図式で表されています。

[何言か呼ぶ者あり]

それはもうちょっと、取り消しますね。一応こ々の中で分かっているつもりです。ここが分かっているんですね。それは取り消しますが、コミュニティ協議会ということですからごく立ち上がっていますが、どんなものかなと思って危惧しているところです。

聞き取りの中で思ったのですが、「何が変わったのだろうか、何も変わらないのではないかな」と少し思いました。だけど、今いろいろ市長の答弁とか担当課の話を聞きまして、「なるほどな」ということで、前へ進もうかなという思いでいます。それで、恩恵を受けるのは果たして誰なのかなということで、高齢者の定義ということで先ほどもう答弁がありましたので、見直して、条件を少しでも緩和して、本当に家庭のごみ分別に支障を来している、見過ごされている高齢者の方々に思いやりの手を差し伸べるべきだと強く思った次第であります。そのことは「特に市長が認める者」というところで救われるということでもありますので、よしといたしまして、現在、ごみ出し困難者対策事業を利用されておられる約50数名の方々以外の高齢者ということに、市長は令和4年6月議会での私の一般質問に対して、「高齢者も年齢を重ねるごとにごみ出しには大変苦慮されていると伺っている。27品目の分別にも協力をいただいていることに感謝しています。ごみ出しができない高齢者の方、年齢をどういう形で分けていくのか内部で調査・研究して、課題はあるが十分協議をしていい方向で取組をしていきたい」ということで、今年度予算として上がってきたということではありますが、ここの「年齢をどういう形で分けていくのか」というところは、もう分けなかったということでもありますよね。

○市民環境課長（留中政文君） どういった方が対象になるのかということでございます。現在、

ごみ出し困難者対策事業を利用されている方の分別については、実際ヘルパーさんが入ったりとか、いろいろ事業を利用されて、おやっとさーびすと家事援助とか、そういったのを利用して分別されているところもございます。今回は、家族や地域の共助による支援が基本でございますが、条件がそれぞれ異なりますので、実態調査を行い、個別に対応していきたいということで、例えばでございますが、要支援の方でごみステーションまで相当な距離がありまして、自ら搬出することかつ分別が困難な方などは、支援が必要というふうに思っております。また、そのほかの社会福祉協議会の事業等でも、その地域にそういったサポートをしていただけるボランティアの方がいらっしゃらない地域もございましたので、そういった方が対象になるのかなというふうに考えております。

**○市長（下平晴行君）** ちょっと補足というか説明いたしますが、いわゆる年齢は関係なく、自らが搬出できない方、それは市長が認めるという部分での対応をしていきたいというふうに考えております。

**○16番（鶴迫京子さん）** いろいろな答弁がありまして、今ここに尋ねたいなということを書いているのですが、先ほどの中で答弁も返ってきたような気がいたしますが、確認の意味でもお聞きします。実態調査をしないと分からないということで、そうですね、今から始まることですので、私はこの新しい取組の恩恵を受ける利用者数としては、市当局が担当課としてどれくらいの数値といたしますか、見込まれているのでしょうか。初めての取組といたしますけど、やはりそこには予算が伴いますし、積算ということでされるとは思いますが、ここはどのように捉えられていますか。

**○市長（下平晴行君）** 誠に申し訳ありません。先ほど言いましたように、それは今からシルバー人材センターと社会福祉協議会、包括支援センターもろもろいろんな形で情報を収集して取組してまいりますので、自らがとにかくごみ出しが困難な方というのを考えておりますから、今どれくらいというのは、まだここでは言えません。

**○16番（鶴迫京子さん）** 分別困難者を救うという対策事業は今までなかったわけですので、ぜひこのことをしっかり関係機関といろいろ協議されまして、より良い方向に持って行っていただきたいと要請しておきます。

それでは次に移ります。3点目は、施政方針で、「特別支援学校の誘致については、県の動向を注視し、関係機関と連携を図り、特別支援教育の充実に向けて取り組む」と述べておられます。「志布志市に特別支援学校をつくる会」の皆さんは、どうしても我が子を、また友だちの子供をハンディを負いながら、長時間バスに揺られて遠い牧之原養護学校まで通学させたくない、自分の子供なのに兄弟なのに、健全な子供とそうでない子供でどうして通学に違いがあるのだろう、どうして同じ地元の学校に通えないのか、「熱が出て体調が悪いですよ、すぐお迎えに来てください」と電話が来るのではないかと、毎日不安を抱えながら多忙な中で精いっぱい子育てをされています。そのような中、つくる会を立ち上げ、市や市議会に陳情を上げ、また本市で実施された「県知事とのふれあい対話」にも参加され、実情を直訴されました。市民はもとよりイベン

トや各種団体への署名活動を必死に取り組み、2万768人の熱い思いの詰まった署名簿を県知事に届けられました。そのような中、嬉しい知らせ、吉報が入りました。2月4日の南日本新聞の見出しであります。「特別支援学校の3地区新設提言」、内容は、県教育委員会が設けた昨年5月設置の検討委員会で、2月3日、曾於、始良、伊佐・湧水の3地区で新設校か分校、分教室の設置が必要である」とする提言をまとめました。提言は、3地区の優先順位も記載され、「牧之原養護学校の通学区域で、学校までの距離が遠い曾於地区を検討対象の筆頭に上げた」と新聞記事にありました。ありがたくて心より感謝することでした。しかし、ゴールではなくてスタートです。今、一番デリケートな時期だと思いますので、静かに見守りたいと考えています。市長はじめ教育委員会等、全課を挙げて、引き続きつくる会の皆さんに対しまして、寄り添っていただくことを願っております。

それでは、質問に入ります。「志布志市に特別支援学校をつくる会」の皆さんの市と議会に対しての陳情から始まりましたが、これまで市としてどのような支援に取り組まれてきたのか、これまでの経緯も含めまして、取組状況と今後どのような形で支援を進めていかれるのか、その考え方、方向性をお示しくください。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

令和3年11月に、志布志市議会へ「志布志市へ特別支援学校設置についての陳情書」が提出されたこと、また、私も公約に入れておりました。そういうことを受けて、市として取り組んでいくべきと考え、令和4年3月に所信表明に盛り込ませていただいたところでもあります。その後、教育委員会が中心となり政策調整会議を開催し、関係各課が協力しながら誘致活動に向けて取り組んでまいりました。令和5年2月の鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会の提言では、分置を検討する地域の優先順位筆頭に曾於地区が挙げられておりました。今回の提言を受けまして、今後も関係各課及び近隣市町とも連携しながら進めていくことが重要であると考えます。詳しくは、教育長が答弁いたします。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

令和3年11月から令和4年11月までに、「志布志市に特別支援学校をつくる会」の方々と緊密に連携を図りながら、市PTA連絡協議会や市内各種団体、曾於市教育委員会、大崎町教育委員会、そして市議会及び全課が一体となって誘致活動を進めてまいりました。令和4年11月には、「志布志市に特別支援学校をつくる会」の方々の熱い思いと大きな協力の下で集まった、2万人以上分の署名を会の方々と一緒に県教育長に届けることができました。近隣市町とは各市町の教育委員会を通じて、本市の考えや取組の説明を行い、理解と協力をいただいております。令和5年2月3日に、鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会より提言が出されました。本来、設置を求める全ての地域に時期の差なく、整備されることが最も望ましい形だと思っておりますので、今回曾於地区が分置の優先順位筆頭として示されたことを、大変重く受け止めております。示された順位は、固定的なものではないことも承知しておりますので、今後もこれまで同様、県教育委員会や曾於市、大崎町、関係者等々と緊密に意見交換、情報交換を行うとともに、学校教

育課を中心に分置対応に関する体制の強化を図る必要があると考えております。分置される特別支援学校が特別な支援を要する児童・生徒の学びを保障し、特別支援教育の充実につながる拠点校となるよう、市民の多くの声や要望等にも丁寧に耳を傾けながら、県教委と協力して粛々と進めてまいりたいと考えております。

**○16番（鶴迫京子さん）** これまでの取組状況、そして今後の方向性、今教育長と市長のほうからありましたので、「粛々と進めていく」ということでもありますので、一番教育長の答弁で心にとめておかなければいけないこととしまして、やはり新聞記事で2月3日は「筆頭」ということで出ましたが、そこには希望している学校がいっぱいあるわけですね。その中で筆頭に一応とりあえず決まったということではありますが、流動的なものであるということをしつかり念頭に置きながら、これからの活動そして行動は自分で自制しながらも、そしてまた熱い思いを持って進めていってほしいと、すごく強く思った次第でありますので、市長、教育長、教育委員会、そして担当課、そしてまた全職員の皆様、全ての鋭意を捧げまして、このつくる会の皆様に協力、支援をいただけたらと、寄り添って行っていただきたいなと思います。それでは、このことは今答弁がありましたので、一応見守りたいと思いますので、終わります。

次に、2項目目、環境行政について2点ほどお伺いいたします。まず1点目、高下谷親水公園、一般的には高下谷公園と呼ばれていますが、ここのトイレや周辺の環境整備について、昨年6月に一般質問をしましたが、その後の検討結果をお伺いいたします。当時の質問として、「外灯をLED化へ、男性トイレについて和式を洋式へ」との問いに、市長は「LEDについては早急に取り替え、そして男性の便器についても交換をしていきたい、土地改良区と協議してまいりたい」と答弁されました。9か月近く経ちましたが、今の状況はそのままであります。この答弁されたことは覚えていらっしゃいますか。「後ろ向きな答弁でしたが」の私の最後の質問といいますか問いかけに、市長は、ただ一言「前向きに取組をしてまいります」と、その言葉で質問も、答弁も終わっております。9か月経過しても何ら変わっていない状況を見て、市民の方から呆れながらも、再度また強い口調で指摘がありましたので、「ああ、これは私も仕事をしていなかったのではないかな」ということで、「要請を途中で質さなかったのが、いけなかったかな」と反省もありました。それで、再度同じ質問をすることになりました。市長の見解をお伺いいたします。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

議員から質問のありました「清流の里高下谷農村公園」は、平成10年度から利用しており、経年劣化により便器や手洗い場につきましては変色していたことから、職員と日常管理を委託している有明町土地改良区とで陶器を研磨しましたが、全ての着色を撤去することはできませんでした。なお、構造的には問題がないことから、このまま使用し、更新時期になりましたら交換したいというふうに考えているところであります。その際には、現在和式となっている箇所については、洋式化を検討したいと思います。また、薄暗いと御指摘のありましたトイレ内の室内灯については、年次的にLED化を図ってまいります。公園内の外灯につきましては1月末に調査をしたところ、数基が点灯しておりませんでした。こちらについても、年次的に改修を検討していき

たいというふうに考えているところでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 今、市長の答弁がありました。「全然何もやっていないわけではなかったんですよ」という答弁であったろうかと思いますが、市民の方はトイレの外灯がついていなかったりしたら、全然手も付けられていない、そのままということになります。ここに外灯及び蛍光灯、トイレ周辺改修計画の図表といいますか、こういう計画書を担当課から頂きました。そこに故障中外灯ということで赤いのがあって、優先順位を示されております。まずトイレの近くの外灯を1番、2番がこのちょっと道路沿いですね、そこが2番になって、そして3番が池の辺りですかね、遊具の辺りですかね、一応示されております。そしてこれが、令和6年度から年次的改修ということでありまして、そうなりますと年次的ですので、優先順位の1番のトイレのところができるのも、令和6年度からということになるのでしょうか。担当課に確認の意味で聞きたいと思います。年次的に1基ずつではなくて、そういう3基一緒にはできないのか、そのあたりを担当課に教えていただきたいなと思います。

**○耕地林務水産課長（河野穂積君）** お答えいたします。

現在、照明等、トイレの中の照明も含めまして、令和6年度以降に整備をするという一応の計画を持っております。それと先ほど市長が答弁しましたけれども、外灯につきましては、1月末に計器不能が確認ができました。現在の照明といいますのが水銀灯であります。これが灯具を交換してつくものなのか、また今後のことを考えればLED灯に替えていくというのが当然の社会の流れであると思いますので、そのあたりも含めまして現在調査をしているところでございます。どれくらいの費用がかかるかというのが、今見通せないというところがございます。当然現在の照明の灯具の電球だけ替えればいいのか、また灯具自体を全部替えないといけないのか、それに伴って柱まで全部替えないといけないのか、それによって費用が異なってくるというふうに考えております。そうすると、やはり当初予算でしっかりと予算を計上させていただいて、整備をしていくということを考えておりますので、今のところ外灯につきましては、令和6年度以降というふうに考えております。ただし、トイレの周辺が一番の優先順位として上げておりますので、現在の費用がそれほどかからないのであれば、令和5年度にお願いしております予算で対応も可能になるのではないかとこのように考えておりますけれども、現在のところは令和6年度以降の修繕ということで考えているところでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 今担当課のほうで答弁がありました。しっかり考えてくださいます、こういう計画表もできたと思っております。それで、優先順位といたしまして、トイレのほうをということいろいろ課題があったりしまして、内容的にありますので、ぜひいろいろと考えられまして一番いい回答で、2年ですかね、今まで待ったわけですので、あといくらか待てないということもありませんので、待つて最善の外灯が付いたりしたら大変いいと思います。急いで、じゃあ暗いからすぐそこに水銀灯かLEDが1基だけとか、そういうのではなくて、いろいろと検討されまして、協議されまして、予算の関係もありますでしょう、そういうことで一番最良な形で外灯が灯るようにお願いします。市長のほうで、ここは生物多様性のところで「明るすぎて



はどうか」という、去年の6月の議会でのやり取りであったわけですが、やはり市民の方々からの、私も本当にそこにいられないぐらいなことをいっぱい聞きまして、「本当に質問をしなければいけない」という思いであります。このことは、市長が「前向きに取組をしてみたい」ということではあります、その市民の方がおっしゃるには、真っ暗でトイレ周辺ということで、犯罪の危険性も指摘されております。もう会うごとにこのことをおっしゃいます。そして「事が起きては遅いんだよ」ということで、「起きているやもしれないよ」ということで、何回もそういうこともおっしゃっております。安心・安全な高下谷公園に生まれ変わり、市民の方の憩える安らぎと癒やしの場所に早急に改修していただきたい、このことを強く市長にお願いしておきます。最後ですが、市長に見解をお伺いいたします。

**○市長（下平晴行君）** ただいま課長のほうで説明がございましたとおり、内容を十分把握して、設置できるところから対応していくということでございますので、そのような対応をしてみたいというふうに考えております。

**○16番（鶴迫京子さん）** 「よろしくお願ひします」と言うと、「議場では、よろしくお願ひしますとは言ってはいけないよ」という、20年前に先輩議員から教わったことではあります、つい出てしまいますね。しっかり市長の見解をお聞きしましたので、いい方向に進むように見守りたいと思います。

それでは、次に2点目です。2点目の質問をなぜするのかという観点から、少しお話しいたします。市長の「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」ということで、このことを実践された方のお話です。ちょっと紹介いたしますね。最後の「住んでよかったまち」には、移住して17年経った今でもそのようになっていないというお話でした。本市に移住されて17年、それ以前は九州の北のほうにお住まいでした。そこから友人が現在の伊佐市大口のほうにいらっしやいまして、そこから度々、九州の北のほうから大口に遊びに行かれていたんですね。そして、その方が大変この大口を気に入られまして、何と大口に移住されたのであります。そして、その友人もですがその集落、自治会そういうもろもろのこと、そしていろいろな行事も全てすごく気に入りましたと。そして冬になったら、大口って本当に鹿児島県内でも相当寒いところですよ、氷点下になるところですね。その大口の冬の寒さを知らなかった。なぜかという春と秋にのみ友人宅を訪問して遊びに来ていたということで、冬に行ったことがなかったということで、もう「いいところだ、いいところだ」と思って大口に移住されたんです。それも1年ぐらいではないです、移住されたそうです。そして、住んでみて初めて分かったということで、何と言っても寒いのが一番苦手な方でした。自分でそうおっしゃっていましたが、「もう寒いのは我慢ができない」ということで、そして今度は何と、何のゆかりもない鹿児島県のとにかく暑いところがいいということで、志布志市に移住されました。本当に何一つ、友だちもないしゆかりもないんです。そしてそれがまた15年くらい前に麓地区に古民家を買って、住まわれ、古民家ですので、古くなっておりますので近所も驚かれるほどに自分でリフォームしたり、そして手の器用な方で、自分も日曜大工なりする、お金も使って労力も注がれて、そしてその古民家が愛着を注ぎ

込んで美しい家によみがえって、近隣周辺の方がもうびっくりされるぐらいになったそうです。しかし、私は見ていないので分かりませんが、すぐお隣とおっしゃいましたが、管理されていないごみ屋敷化した空き家があり、異臭や害虫、夜になったらネズミとか、名前も分からない小動物、生き物が住んでいたりして、もう本当にそのことで、そこにもう住めないという思いをして、泣く泣く愛着のある家を売り、今は志布志市の市街地の家を購入し、最初は借りようと思っていたら、あっという間に買ったそうです。ただ見てみたらもう古いんですけど、自分で買ってそこをリフォームしたり自分でいろいろ直して住もうということで、今は落ち着かれています。

こういうことで空き家のこの話を聞きまして、次の質問をしようと思ったわけです。そして、その方の志布志市の感想と伺いますか、17年経過した今でも、一言で言えば志布志市というところは「美しくない」とおっしゃるんですね。何回か会いましたが、このもう美しくない、全然変わっていないんですね。景観を大切にしていない、ごみのリサイクルの取組は大変素晴らしい、「本当にびっくりするくらい素晴らしいですね」ということで、しかしそのことは素晴らしい一方で、「まちが大変汚い、しっかりまちにも意識を向けるべきだ。美しいまちには人は自然と集まる、せめて自分の家の周りだけでも、草むしりなど掃き掃除や作業をしなければいけないよね」ということで、「移住以前のまちでは子供たちも高齢者も、月一回ぐらいは集落で美化作業があった」と。「よそから友人が来たときに、なぜここに住んでいるのと聞かれる。汚いところが多いので恥ずかしい」ということでありました。「行ってみたいまち」で志布志市に来て、「住んでみたいまち」で志布志市に住み、しかし景観については住んでよかったとは決して思わないとのことでした。さんふらわあは便利ですばらしいとおっしゃっていました。そしてこの方といろいろお話しする中で、一番印象に残ったのが「美しいまちには自然と人は集まる」というこの言葉でした。この言葉はすごく重いと感じました。私個人的にですが、「美しい志布志市」と思っていました。でも全然よその方々からしたら、その視点は違いました。市長の感想をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 私はおっしゃるとおり、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」というのを掲げて、全職員と一緒にそういう取組をしていこうということでもあります。おっしゃるように、昔は県道とそれから衛生管理ということで、道路も地域で清掃活動をして、そしてトイレの衛生管理も自らでしていた記憶がございます。今はおっしゃるように、それぞれ共稼ぎ等があったり、いろんないわゆる生活状況も変わってきたということではありますが、これはその方がそういうふうにしていらっしゃるという、ただ一人でもそういうふうにしていらっしゃるということについては、私どもも「誰一人取り残さない」という面では、しっかり対応していかなければいけないというふうにしておりますので、これは全職員と一緒に、その解決策をしっかり見つけて、対応していかなければいけないというふうに感じたところでございます。

○16番（鶴迫京子さん） 市長の今の答弁は、大変感謝するような答弁ではなかったかなと思います。すぐ市長は「何人に聞きましたか」と、南議員もおっしゃいましたが、結局そこに至るん

ですね、「誰一人取り残さない」、自分のほうから市長が答弁されましたので、言うところがなくなりましたが、その一人でも、その一人を取り残さないという、少数意見の留保というか、少数意見こそ大事にしなければ事は進まないのではないかなと思いますね、そういう一人だから置いておけばいい、50人だからじゃあ外灯を付けようと、そういうことではないですよ。やはりそういう広い心で、トップリーダーとしては思っしてほしいなと、つくづく議員の方々とのやり取りの中で思っていました、今日は市長は「その一人を大事にしよう」という答弁でありましたので、大変嬉しく思います。本当にそういう心に立って答弁されましたら、何も質問がなくなるような気がします、最後の質問に入ります。

2点目、良好な生活環境を保全し、市民の住環境を安全・安心に守るために、空き家等市内の土地や建築物が適切に利用・管理されるように、必要な事項を定め、（仮称）ごみ屋敷条例ならぬ本市の生活環境に関する保全条例なるものを定める考えはないか、お伺いいたします。本市の空き家率は26.26%ということで毎年上昇し、上昇率が野村議員のやり取りの中で5.4%という報告がありました。土地や空き家などの建築物が長期にわたり管理されない状態になると、廃棄物の蓄積などにより適切な処理がなされないために、先ほども言いましたが、ゴキブリ・ハエなどの害虫発生、ネズミなどの小動物による異臭そして水質汚染、雑草・樹木が伐採されず生い茂っている状態、またそのような中であっては、放火などの温床となるおそれもあるような状態になります。一方、近隣住民から苦情が寄せられ、近隣トラブルに発展しかねない状況も多々聞いております。このようなことから、条例の制定は考えられないか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市は、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例第6条に、土地・建物の占有者等に対し、管理する場所なども清潔に保つように努力義務を規定しているところでございます。また、志布志市環境基本条例第7条には、緑化、不法投棄防止等の推進、良好な景観の形成により、清潔で美しく快適な環境の保全を図ることを基本方針とする規定があります。その他、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進することを目的として、志布志市ポイ捨て防止条例を制定しているところであります。これらの条例を市民の皆様にも引き続き周知し、生活環境を保全するための措置を講じていきたいと考えておりますので、新しい条例を制定することは考えてはいないところでございます。

○16番（鶴迫京子さん） 志布志市には、今ポイ捨て防止条例とか基本条例とかいろいろあるので、制定する考えはないということですが、その条例の中には、もちろん市の責務、市民の責務、団体の責務とかいろいろ定義がされているとは思いますが、それは指導、勧告、調査、公表とかそういうこともできるようになっていますか。

○市民環境課長（留中政文君） お答えいたします。

志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の中で、そういう罰則があるかということのお尋ねかと思いますが、改善勧告ということであることができるというふうになっております。また、志布志市ポイ捨て防止条例におきましては、過料を定めている条文もござい

ますので、罰則と申しますかそういったことができるようにはなっております。

**○16番（鶴迫京子さん）** なぜ、こういう条例をと申しますと、やはりまちの志布志市の憲法でありますので、条例をしっかりと定めて、市民からの苦情なりそういう相談に、その条例に則って行使していけば、とても問題解決が早いのではないかなという思いがいたします。そして、先日野村議員とのやり取りの中の空き家のことですが、土地や建築物の所有者が分からないとか、そしてそういうはがきを出しても一方通行だとかで、先ほどの基本条例やポイ捨て防止条例とか、そういうところの条例を使って、この市民のトラブルなりを調整したり、事例として今まであるのでしょうか。

**○市民環境課長（留中政文君）** この条例を制定しましてから、そういった事例はないところでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 事例はないということではありますが、市民間でのトラブルまではいかないですけど、相談・苦情はどういう形で、そういう重いものにはなっていないんですかね、その条例を適用して調査に行ったりとか、そしてそれでも所有者が調節がきかないとか、そういう課題が本市の人口が2万幾らある中で何もないということのほうがおかしい気がするんですけど、いかがですか。

**○市民環境課長（留中政文君）** 先ほど答弁いたしました志布志市ポイ捨て防止条例の中で過料の規定がございしますが、実際過料を科したことはないところでございます。実際そういう相談があったときには、例えばポイ捨てされた中から本人の名前が出てきた場合とかは、個人が判明した場合にはその方に通知を行いまして、指導を行っているということで、いろいろ相談があることもございますが、そういったことにも現地に行ったり話を聞いたりして、解決に向けて調整を行ったりしているところでございます。

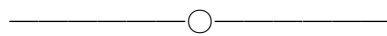
**○16番（鶴迫京子さん）** 担当課では過料、過料とすごくおっしゃいますけど、私は過料をそういう条例の中に入れろと言っているわけではなくて、市民の意識を啓発して、そして美しい志布志市をつくるために本当に意識を向上させるということで条例があれば、その中で指導なり支援の実施も、また市としてもある程度、支援をしたりとかできるのではないかと思います。過料を科したり勧告したりする前に、事前にやはりその方を呼んでまた指導なりするわけでありまして、何か罰するためにつくる条例ではないと思っていますので、このことは初めての質問でありますので、また機会がありましたら質問させていただきたいと思いますが、やはり先ほどのことと一緒に、美しい志布志市を将来に残すということで、今市長がSDGsを一生懸命されていますが、そういうことに尽きる発想であります。そういうことで、内容は全然かみ合わなかったですが、条例は制定しないということではありますが、またおいおい質問させていただきたいと思います。そして、移住されてきた方に、いつの日か「住んでよかったまち」と言っていただけるように、大きなビジョンを持って志布志市の取組を積み重ね、示し続けてほしいと市長のリーダーシップに期待いたしますが、最後です、市長のそういう全てについての市政に対する覚悟をお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、行ってみたいまち、住んでみたいまち、そして住んでくださる、住んでよかったとなるように、全ての事業に関わりがあるんだということで、課長会等でも話をしているところでもありますので、本当にそのことを今おっしゃったように、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」につながっていけるような体制づくりは、先ほども言いましたが、それぞれの事業にみんな関わりがあると思いますので、本当に一緒になってその取組をしまいたいというふうに考えております。

[16番（鶴迫京子さん）「終わります」と呼ぶ]

○議長（平野栄作君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

日程第3、発議第1号については委員会提出の議案でありますので、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略します。



### 日程第3 発議第1号 志布志市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第3、発議第1号、志布志市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（野村広志君） ただいま議題となりました発議第1号、志布志市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

初めに、説明資料の1ページを御覧ください。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護制度の法体系が変わります。

志布志市議会が保有する個人情報については、現在、志布志市個人情報保護条例で保護しておりますが、法体系が変更されると、地方議会は基本的にその適用から除外されることとなります。

そのため、これまでと同様に志布志市議会が保有する個人情報を保護し、その取扱いについて執行機関と差異が生じないようにするため、議会独自の個人情報保護条例を制定します。

まずは、1の法改正の概要についてであります。これまでは、民間・行政機関・独立行政法人等について、それぞれ個別の法規で規制されておりましたが、これを一本化し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されます。併せて、地方公共団体の個人情報保護制度について全国共通のルールが適用されることとなります。

2ページを御覧ください。

2の市議会としての対応についてであります。法の適用を受けることとなる志布志市は、現行条例を廃止し、法の施行に合わせて法で委任された事項を定める志布志市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しますが、志布志市議会は法の適用を受けないため、市とは別に志布志市議会の個人情報の保護に関する条例を制定することとなります。

3の市議会の個人情報保護制度にどのような変更があるのかについてであります。市民の皆様が行う開示等の手続きや、個人情報の適正な取扱いについての変更はありません。現行条例と

同等の個人情報の保護水準を確保します。

4の新条例で定める主な内容でございますが、(1)の個人情報等の取扱いについては、個人情報を適切に取り扱うため、主に次のような事項を定めます。「①個人情報を保有するにあたっての利用目的の制限」、「②個人情報の不適切な利用の禁止及び適正な取得」、「③保有個人情報の安全管理とそれに係る事態が生じた場合の通知」、「④利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用及び提供の制限。」

(2)の個人情報ファイル等については、議会が保有している個人情報ファイル等に関する帳簿の作成及び公表について規定します。

(3)の保有個人情報開示請求に係る手数料については、現行条例では手数料を無料としているので、新条例でも同様に無料とします。なお、写しの交付などの実費相当額については、現行条例と同様に請求者に負担していただきます。

(4)の罰則については、正当な理由なく個人情報ファイルを外部に提供したり、職務以外の用に供する目的で個人情報を収集したりした職員及び不正な手段により保有個人情報開示決定を受けた者に対する罰則を現行条例と同様に定めます。

次に5であります。議会が保有する個人情報についてであります。議員名簿・議員年金受給者名簿・議会事務局職員名簿・傍聴者の情報・請願陳情者の情報などがございます。

次に議案書を御覧ください。条例の各条文について主な内容を御説明いたします。

まず1ページ、第1章では総則を定めております。

第1条の目的規定では、志布志市議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定め、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することとしています。

第2条は定義に関する規定です。「個人情報」、「個人識別符号」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「個人関連情報」等の用語を1ページから3ページにかけて定義しております。

3ページを御覧ください。中段の第3条は議会の責務について、議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとします。

次の第2章は、個人情報等の取扱いに関する規定です。第4条から6ページの第16条にかけて、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止及び適正な取得、安全管理、個人情報を取り扱う職員等の義務、利用及び提供の制限に関する内容等を規定しております。

6ページを御覧ください。下段の第3章は個人情報ファイルに関する規定です。7ページ第17条で議会が保有している個人情報ファイルのうち、一定の内容、規模等を有するものについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表することを規定します。

8ページを御覧ください。上段の第4章は開示、訂正及び利用停止に関する規定です。第1節の開示については、第18条から12ページの第30条にかけて議会が保有する自己の個人情報の開示

を請求する権利、開示請求の手續、保有個人情報の開示義務、開示請求に対する措置、開示決定等の期限、開示請求に係る手数料等について規定しています。

12ページを御覧ください。中段の第2節、訂正については、第31条から13ページの第37条にかけて、議会が保有する自己の個人情報の内容が事実でないと思料する場合に訂正を請求する権利、訂正請求の手續、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について規定しております。

13ページを御覧ください。下段の第3節、利用停止については、第38条から15ページの第43条にかけて、議会が保有する自己の個人情報について、この条例の規定に違反して保有、提供等されていると思料する場合に当該個人情報の利用の停止や消去等を請求する権利、利用停止請求の手續、利用停止請求に対する措置、利用停止決定等の期限等について規定しております。

15ページを御覧ください。中段の第4節、審査請求については、第44条から16ページの第46条にかけて、開示決定、訂正決定、利用停止決定等又はこれらの決定に係る請求への不作為に係る審査請求の手續等について規定しております。

16ページを御覧ください。上段の第5章は雑則についての規定です。第47条から第52条にかけて、未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、個人情報の取扱いに関する苦情処理、審査会への諮問、施行状況の公表等について規定しております。

下段の第6章は罰則に関する規定です。職員、委託事務に従事する者及び派遣労働者（これらの者であった者を含む）が、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合や、これらの者が業務上知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合等の罰則を規定しております。

17ページを御覧ください。最後に、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から3月23日までは休会とします。

3月24日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時23分 散会



## 令和5年第1回志布志市議会定例会会議録（第7号）

期 日：令和5年3月24日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第10号 志布志市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第4 議案第11号 志布志市庁舎整備事業基金条例の制定について
- 日程第5 議案第12号 志布志市母子生活支援施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第6 議案第14号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第15号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第17号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第18号 財産の無償貸付けについて
- 日程第10 議案第19号 市道路線の廃止について
- 日程第11 議案第20号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第21号 市道路線の変更について
- 日程第13 議案第22号 令和5年度志布志市一般会計予算
- 日程第14 議案第23号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第24号 令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第25号 令和5年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第26号 令和5年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第18 議案第27号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第19 議案第28号 令和5年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第20 議案第29号 令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算
- 日程第21 議案第30号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第22 発議第3号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 閉会中の継続審査申出について  
(総務常任委員長)
- 日程第24 閉会中の継続調査申出について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と西江園明君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（平野栄作君） 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員会及び産業建設常任委員会から、所管事務調査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

日程第3 議案第10号 志布志市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第3、議案第10号、志布志市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第10号、志布志市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例制定について、保有個人情報の開示、訂正、利用停止請求に関する審査請求について調査審議するなどの役割がある個人情報保護審議会が設置されていない理由と、提案にあたっての諮問は志布志市法令審査委員会のみになるのかとただしたところ、市が個人情報保護に関する独自の規定を設けているような場合は、審議会設置の必要性が求められるが、国の上位法に準じた改正前の志布志市個人情報保護条例と内容的に一致している観点から、審議会を設置しない判断に至ったものである。また、法令に関する重要事項について適正な処理を図る必要があることから、本市の法令審査会へ諮問した上で提案しているとの答弁でありました。

個人情報の保護に関しては、自衛隊への情報提供について度々議論となるが、今回の制定にあたって何らかの考え方を整理しているかとただしたところ、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する資料の提供については、自衛隊法施行令において提出を求めることができる旨の明記がなき

れており、市長の判断によるところである。本市としては、国の法令に基づくとともに、提供にあたっては、政策に位置づけた対応を行っていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第10号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回それぞれで、民間業者、国、地方公共団体とそういう形で三つあったものを一つの法律に変えたことによって、この志布志市の個人情報保護と、こういうことになっています。委員会の質疑の中で、このことによって住民への個人情報が、本人の同意のないままどこかの機関に提供されることが可能なのか、それとも法に抵触するのか、そういった場合の今回の条例改正で、どのようにその方の個人情報が担保されるのか、そういった質疑はなかったものですか。

○総務常任委員長（青山浩二君） 今御質問のありました、個人の同意のないままの情報提供についての質疑等については、なかったところでした。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第10号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第4 議案第11号 志布志市庁舎整備事業基金条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第4、議案第11号、志布志市庁舎整備事業基金条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第11号、志布志市庁舎整備事業基金条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、執行部から財務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、庁舎整備に係る基金の造成については、ふるさと納税等による財源確保が可能ならちに取り組むべき旨を以前から指摘していたところだが、庁内における議論はどのようになされてきたのか。また、今後、新庁舎建設に向けた審議会など設けて、基本的な構想案の議論を積み上げていくような動きは視野に入っているかとただしたところ、令和4年3月に策定した第2次志布志市総合振興計画後期基本計画においても、新庁舎建設や大規模改修を見据えた基金の積立てを行うことについて盛り込んでいることや、庁内における様々な議論を早い段階において重ねた上で、今回の提案に至ったところである。また、現時点では、新庁舎建設に向けた審議会等を設置する計画はないが、市民の声を受け止めることや、刻々と移り変わる時代や時期を捉えていく必要性は認識しており、設置に向けては今後考えていきたい。

併せて、庁舎整備事業基金については、20年間程度にわたって20億円から30億円の積立てを見込んでおり、中途での取り崩しはしないという強い意志を形として示したものと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第11号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第11号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第12号 志布志市母子生活支援施設条例を廃止する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第5、議案第12号、志布志市母子生活支援施設条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第12号、志布志市母子生活支援施設条例を廃止する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、審査に資するため、南風寮の現地調査を実施し、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、南風寮については、令和3年3月末で休止しているが、休止後に、入所措置等の事案はなかったかとただしたところ、令和3年度については、入所等の相談はなかったが、令和4年度はDV被害により、他市から知人を頼り、本市へ避難をされた事例があった。本人や支援機関等と協議・検討した結果、他市に設置されている母子生活支援施設への入所には至らなかったところであるとの答弁でありました。

施設を廃止した場合、跡地については、どのように活用していく考えかとただしたところ、各課に今後の利活用について、照会を行ったところであるが、利用計画の提出はなかったところである。また、公共施設等総合管理計画ワーキンググループの中でも協議を行ったが、具体的な形までは煮詰まっていないため、引き続き活用策について協議していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第12号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

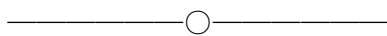
これから、採決します。

お諮りします。議案第12号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第14号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

### 一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第6、議案第14号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、放課後児童健全育成事業者の送迎用バスに、ブザー等の安全装置の設置が義務化されるが、現在はどのような設置状況であるのかとただしたところ、現在のところ、市内事業者の送迎用バス等に、ブザー等は設置されていないところである。国が設置に要する費用について補助を行う予定であるため、早急に取り組み、各事業者の必要な車両に設置できるよう進めたいとの答弁でありました。

業務継続計画の策定は努力義務となっているが、所管課として事業者にどのように策定を働きかけていく考えかとただしたところ、業務継続計画は、感染症や非常災害発生時における利用者に対する支援や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画であるため、事業者には策定してほしいと考えている。保育事業者等連絡協議会で策定の重要性を伝えていくとともに、策定のためのサポートも行いたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第14号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第15号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第15号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市内に特定地域型保育事業を実施している事業所があるのかとただしたところ、本市においては、特定地域型保育事業を実施している事業所はないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第15号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。





**日程第8 議案第17号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（平野栄作君） 日程第8、議案第17号、志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第17号、志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、審査に資するため、松山駅跡地共同住宅の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、シロアリの被害は、いつ判明したのか。また、入居者への引っ越し費用はどのように対応したのかとただしたところ、令和3年12月に共同住宅の入居者から畳の老朽化について相談があり、調査したところ、イエシロアリの被害であることが判明したところである。そのため、全体的な調査を行ったところ、ほかの居室でも被害が確認され、シロアリの巣窟を2階渡り廊下部分に発見したところである。その後、シロアリ駆除の専門業者に委託して、巣窟の撤去及び居室の駆除業務を行った。

令和4年7月に住民の安全が確保できないことから、入居者へ説明を行い、移転に協力いただき、令和4年9月に4世帯の移転が完了したところである。その後詳細な調査を実施したところ、柱・土台・梁に損傷を確認し、住宅の安全性を検証した結果、耐久性を要しないことが判明したため、今回、解体することに決定したものである。また、移転していただいた4世帯の方については、協力費6万円と移転料17万1,000円を引っ越し費用として支払ったところであると答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第17号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第9 議案第18号 財産の無償貸付けについて

○議長（平野栄作君） 日程第9、議案第18号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第18号、財産の無償貸付けについて、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、審査に資するため、旧志布志町土地改良区会館の事務所及び車庫の現地調査を実施し、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市内には花木生産団体が幾つあり、生産状況はどうなっているのか。また、引き続き、志布志花木生産組合に土地と建物を無償貸付けすることであるが、そこに至った経緯についてただしたところ、市内には三つの花木生産団体がある。

志布志花木生産組合は、組合員数40名で作付け面積19ha、令和3年度生産実積は10万942束で、販売総額2,054万1,000円である。志布志枝物会は、組合員数10名で作付け面積7ha、15万3,000束の出荷実積で、鹿児島花枝研究会は、組合員数3名で作付け面積10ha、約20万束の出荷実積である。

また、この建物については、平成17年10月の建設後、志布志町土地改良区会館として活用されていたが、平成24年9月の土地改良区解散を受けて、志布志市に土地及び建物が寄附されたものである。

その後、志布志花木生産組合から、出荷量増加や組織規模拡大に伴い、集出荷施設として無償貸付けの申請がなされ、議会の議決を経て現在に至っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第18号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第19号 市道路線の廃止について

日程第11 議案第20号 市道路線の認定について

○議長（平野栄作君） 日程第10、議案第19号及び日程第11、議案第20号、以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま一括議題となりました議案第19号、市道路線の廃止について、議案第20号、市道路線の認定について、以上2件の産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、審査に資するため、市道二反野2号線及び市道鎌石・二反野線の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市道二反野2号線の廃止理由についてただしたところ、道路の認定と廃止については、年度初めに耕地林務水産課と農道と市道との所管替えをする路線はないかの協議を行っている。今回、新たに認定した市道鎌石・二反野線は、耕地林務水産課より農道から市道へ所管替えの要請があったもので、それに伴い、市道二反野2号線は、市道から農林道へ所管替えするために廃止するところである。なお、市道廃止の内規では、路線が重複し、効用がなくなった場合や、改良等で代替ができた場合は、市道を廃止することとしているとの答弁でありました。

今回の市道路線の廃止・認定に伴い、交付税措置はどうなるのかとただしたところ、市道路線の変更まで合わせた額で算定した積算によると、廃止が1,549.9m、新規認定が1,110.3m、変更の減延長で1,023.1m、総体すると1,462.7mの減になり、交付税措置としては、約89万4,000円の減額になる見込みであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第19号、議案第20号の以上2件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第19号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第20号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

## 日程第12 議案第21号 市道路線の変更について

○議長（平野栄作君） 日程第12、議案第21号、市道路線の変更についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第21号、市道路線の変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市道路線の変更理由についてただしたところ、市道立本・草野1号線については、砂利道で未舗装になっており、今後農道事業で整備する方針が出たことで今回廃止し、農道のほうへ所管替えをするものである。また、市道中川内線については、これまで路線沿いにあった人家等がなくなったことと、砂利舗装ということで、市道でなく林道のほうで管理する方針が出たことで所管替えをするものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第21号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第21号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

### 日程第13 議案第22号 令和5年度志布志市一般会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第13、議案第22号、令和5年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました議案第22号、令和5年度志布志市一般会計予算について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月9日、委員全員出席の下、審査に資するため、ひばりビル、市道香月・若浜線及び廿割線、有明野球場等の現地調査を実施した後、同月13日から17日にかけて、執行部から関係課長・局長ほか担当職員の出席を求め、予算書及び説明資料による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、有明庁舎LED照明設置事業について、照明のLED化は消費電力の大幅な抑制に寄与することは理解するが、投資額が大きくなる。減額となる電力料金によって投資額の回収に至る期間を試算しているかとただしたところ、昨年度、志布志庁舎ではリース事業としてLED化を実施しており、おおむね10年間で採算がとれると見込んでいる。しかし一方では、国内の主要なメーカーによる蛍光灯照明生産が終了しており、交換対応ができないことか

ら、年次的なLED照明への転換が必要な状況にもなっているとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、学校給食センター調理配送業務委託事業について、民間事業者へ業務委託した場合、これまで以上に経費を要する想定であるが、どのような目標があるのかただしたところ、今回の業務委託にあたっては、栄養教諭によるさらなる食育指導等の充実を図ることを目的としているが、現在は、栄養教諭が調理現場に入り、指導や確認等を行っている状況のため、食育指導に係る時間が十分に確保できていないところである。学校給食調理のノウハウを持つ民間事業者に委託することにより、安全・衛生面を含め、業務体制が強化されると考えており、そのことで、栄養教諭の活動時間が確保できると見込んでいる。

国の第4次食育推進基本計画では、栄養教諭による食育指導の取組回数について、月に12回以上の目標値を定めているところであるが、本市では3回から4回の実施状況であるため、目標達成に向けて食育指導にしっかりと取り組んでいきたいと考えているとの答弁でありました。

部活動指導員派遣推進事業について、部活動指導員7人分の予算では不足し、学校教諭の負担が残ると考えるが、今後の部活動の地域移行に向けて、どのように取り組んでいく考えかただしたところ、現在、部活動指導員を3人配置しているが、予算計上にあたっては、各学校からの要望調査結果を踏まえ、予算化したところである。今後の部活動の地域移行については、協議会を設置する予定であるため、その中で取組方法や必要な人数等について、しっかりと議論・検討していきたいとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、地域活性化起業人制度負担金について、民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かすこととしているが、当該法人に対する利益の誘導や、個人情報の漏えいなどが懸念される。管理・監督という点において問題はないと考えてよいかただしたところ、民間の知見を活用することは、行政が外部の視点から地域の課題解決に寄与できる一つの手法であると認識している。市としても、企業と協定を締結する中で、疑念や誤解を生じさせないためのしっかりとした線引きを行う考えであり、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職等によりサービスを課すことを想定している。なお、新規事業でもあるため、先進的に取り組んでいる自治体の例も参考に制度設計をしていきたいとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、未登記調査整理事業について、市道等の整備事業に伴い、市民から無償提供された土地の所有権移転登記が長年なされていない状態が続いている。事業の進捗状況と今後の見通しについてただしたところ、事業の進捗状況については、合併後からこれまでの間、対象件数967件のうち、770件の所有権移転登記を行い、197件が未登記となっている。未登記の解消が進んでいない要因としては、土地所有者の死亡に伴い相続人が多くなっていること、相続人が遠方のため手紙でのやりとり時間に時間がかかっていること、相続人同士のトラブルなど様々な問題がある。年間の所有権移転登記は15件から20件程度で、相続人全員の書類が揃わないと登記

できないため、なかなか進まないのが現状である。今後も相続人の調査等に努め、相続手続きの交渉を粘り強く続け解消につなげたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務委託について、バイオマス発電など太陽光以外の発電設備の導入調査を行う計画はないのか。また、近年、災害が頻発しており、昨年も市内の広い地域で停電が続いたことがあったが、避難所に指定されている施設に蓄電機能を備えた太陽光発電設備を設置すれば、蓄電機能を活用して電力の供給ができ、利便性が非常に高まると考えるが、そのような観点を踏まえて調査する考えはないかとただしたところ、今年度、再生可能エネルギー設備導入に関するポテンシャル調査を実施したが、その中で、本市においては太陽光発電が最も適したポテンシャルがあるという調査結果を踏まえ、今回は太陽光発電に特化した導入調査を行うものである。また、避難所に蓄電機能を備えた太陽光発電設備を設置することについては、施設の耐用年数や面積等の設置条件を満たす避難所等の施設であれば、設置を検討していきたいとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、デジタル化推進事業について、庁舎に出向かなくとも手続きが可能となるオンライン申請システムの今後の展開と、AIチャットボットの導入時期をどのように考えているかとただしたところ、本市におけるオンライン申請システムの利活用については、申請件数の実績から需要が見込まれる手続きを優先的に、150手続き程度を拡充していく予定としている。自動で短文の会話をリアルタイムに行うことができるプログラムであるAIチャットボットについては、導入時期を10月1日で計画している。また、学習型のAIであることから、質問を受ける回数によって精度の向上につながっていくが、庁内の専門部会を開催し、担当者間での検証や協議を並行して行うことで、さらなる回答精度向上を目指していくとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、保安林の指定区域については、倒木があっても簡単に伐採できない現状があるが、里山林等保全管理促進事業の導入に至った経緯についてただしたところ、市道上町線沿い吹上地区の保安林については、これまでも降雨のために、土砂流出が続いており、災害等が想定される危険な箇所であると認識している。そういった状況に地元からも対応を求める要望が多かったため、鹿児島県に要望し、事業化に至ったものである。その他の地区においても県と連携し、早急に対応しなければならない箇所もあるため、優先順位を付けて、景観・防災等の観点からも、安定的な保安林の保全措置を図りたいとの答弁でありました。

次に、農業委員会事務局分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、県補助金の地域計画策定推進緊急対策事業とは、どのような事業なのかとただしたところ、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農地の適切な利用が懸念される中、農地の利活用に係る将来像をまとめた地域計画が策定されることになる。本事業は、農業委員会が行う地域計画の基となる土地所有者の将来的な農地利用に関する意向を反映させた目標

地図作成を支援する補助事業であるとの答弁でありました。

次に、総務課分・選挙管理委員会分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、市長公用車更新事業について、現在の原油・物価高騰にある中で、計上されている予算は高額であり、市民の理解が得られないのではないかと。また、本市の一般の公用車を更新する基準と、同じ取扱いとすることが当然ではないかと。ただしたところ、現行の市長公用車はセダンタイプであり、長距離移動中の車内では打合せや着替え、休養を取りにくいといった支障があることから、車内空間の広いミニバンタイプへ変更し、公務の円滑化につなげたいと考えている。今回の変更によって、現行車種で生じている支障を解消していきたいとの答弁でありました。

市長の公務は大変な激務であり、長距離の移動も多い中であって、市長公用車をミニバンタイプに変更する必要性が生じている点については理解できる。また、現在の新車価格は、年々高額化していることを踏まえ、今回計上されている予算額は上限として捉え、少しでも購入経費を圧縮できるよう努めていく考えはないかと。ただしたところ、県内19市において、市長公用車がミニバンタイプであるのは11市となっており、他自治体においても、その必要性からミニバンタイプの導入が進んでいるようである。なお、今回の予算計上は、新車価格の高騰を鑑みたものであるが、当然、華美なものとならないよう必要最小限の仕様書を作成し、経費の圧縮を図っていきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、当局職員の旅費に係る予算は減額傾向にあると思うが、議会において措置する旅費の予算計上はどのようになっているかと。ただしたところ、当局職員の旅費は、毎年の査定時に見直しはしているが、常に減額している状況ではないと考える。議会で予算措置する旅費については、主に前年度の実績等を参考に予算要求しているとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、当初予算案では、監査委員事務局職員の人件費を1名減としているが、市長部局との間で考え方を整理した上での提案であると理解してよいかと。ただしたところ、支出する職員の人件費予算は、現状をみて編成したものである。なお、市長部局の人事担当課に対しては、職員1名の配置を改めて要望しており、4月1日付の人事異動によってその対応が取られた際には、6月定例会で必要な予算の増額補正等が提案されるものと認識しているとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、令和5年度における本市の基金残高は、令和4年度との比較では減少するような状況となるが、基金の運用について何らかの取組を行っているかと。ただしたところ、基金については、今年度から一括運用を開始し、昨年11月に20年利付国債を16億円分購入したところである。来年度は、このことに伴う配当金として、年間1,440万円の収入が得られる見込みとなっており、基金の歳入予算として所管課別に計上している。なお、定期預金を選択した場合



の利子は80万円であり、債券の購入によってその18倍の歳入確保につながったところであるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について、健康を維持していくためにも、フレイル予防や介護予防の観点が重要だと考えるが、どのような体制で実施するのかとただしたところ、令和5年度から事業を開始するために協議を重ねてきたところであるが、事業の推進体制としては、国民健康保険係に保健師を配置し、長寿健診等の分析結果等を基に総合的な企画・調整業務を行うこととしている。

また、市内3地域に担当保健師を配置しているが、地域ごとの健康状態の特徴を踏まえ、それぞれの課題に特化した取組を進めるとともに、管理栄養士や歯科衛生士を生かしながら、高齢者の健康指導を行い、効果が発揮できるよう取り組みたいとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、納税通知書印刷及び納付書封かん委託事業について、納税通知書は重要な個人情報が多く記載されているが、業者へ封かんを委託するにあたって、個人情報の保護が担保できる仕組み、体制となっているかとただしたところ、本事業については、これまで志布志市個人情報保護条例や関係法令の遵守を前提とした契約を締結しており、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティ対策特記事項を契約書の条項へ明確に記載している。また、納税通知書に係る情報を預け渡す際は、国・地方公共団体の専用回線である「LGWAN」を用いており、許可を受けた業者の使用が可能であることから、徹底した形で個人情報の保護に努めているとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、(仮称)農業サポートセンターの事業概要についてただしたところ、本市の基幹産業である農業は、高齢化、担い手の減少、後継者不足に加え、農業用資材等の高騰による経費の増加等、様々な課題が山積しており、その解決を図るため、(仮称)農業サポートセンターを設置し、新規就農者支援、既存農家の経営安定化、高齢農家の営農継続、農業後継者対策、法人化等のあらゆる農業相談に対応する窓口として、専門家や関係機関との連携により、経営段階に応じた伴走型の相談支援体制の整備・充実を図るものである。

相談体制については、令和5年8月のオープンに向け、有明支所別館に窓口・相談スペースを設置するもので、今後の機構改革や庁舎活用等を踏まえ、しっかりと充実させていくような検討を進めていきたい。まずは、市内外の方に幅広く農業サポートセンターをPRしていくことが重要であり、パンフレットの作成や市ホームページ等での周知に努めたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、病児保育事業について、これまで実施してきた医療機関への委託が、本年度末で終了予定との説明である。頼りになる大切な事業と認識しているが、事業継続に向けてどのように取り組む考えかとただしたところ、病児保育事業については、県内でも実施してい

る市町村が少ない中、旧志布志町時代から約20年間、市内の小児科医に委託し、実施してきたところである。令和5年度以降は、どのような形で実施できるかは決まっていないが、様々な運営手法を模索し、早い時点で再開ができるよう、取り組んでいきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、市民が親しむ港づくり推進事業について、今回、本事業の予算が増額されているところだが、本市の臨港道路は雑草が生い茂っているところが非常に多く、市民からも改善を求める旨の声がある。10月には国体の開催も控えており、管理者である県に対しても対応を強く要望する必要があるのではないかとただしたところ、現地は、一部市道も含まれていることから、県と市の両方で協議を行った上で、今回増額した予算を編成したところである。当然、両者間において適切な維持管理を実施する共通の認識をもっており、今後についても、国体に限らず継続した形で景観の美化に寄与できるよう、港湾関係者を交えた会合等で現状を訴えていきたいと考えている。併せて、進出企業に対しても、定期的な自社周辺の清掃に協力いただけるよう要請していくとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、電子図書館運営事業について、初年度においては700から800タイトル程度の電子書籍の導入が検討されており、本に触れる機会が増えることを期待するが、どのような方法で運営を行っていくのかとただしたところ、電子図書館は、令和5年10月からの運用開始を予定しており、利用については、市立図書館と同様に、市内に住所のある方や市内の事業所等に通勤・通学されている方を対象と考えている。電子図書館の運用にあたっては、学校と連携するとともに、児童・生徒をはじめ、10歳から20歳代の利用率向上を図りたい。また、電子書籍用タブレットの導入により、電子書籍がどのようなものか体験できるような環境整備を行うなど、周知についても取り組んでいきたいとの答弁でありました。

最後に、財務課、ひばりビル購入事業分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、本庁機能の集約を含めた組織再編に取り組む必要がある中で、志布志庁舎近隣にあるひばりビルを購入し、庁舎の一部として使用するとしているが、実際にそういった市民の声があるのか。また、現段階でも中長期的な庁舎移転計画策定の見通しが示されておらず、購入の必要性の是非を判断する材料が乏しい中で今回の提案に至っていないかとただしたところ、昨年4月から、庁内において組織機構再編に係るプロジェクトチームを立ち上げ、様々な議論・検討を重ねてきたところである。その中で、特に志布志庁舎の窓口部門においては、来庁者対応を含めた業務量に苦慮している等の理由から、一日でも早く本庁機能を集約してほしい旨の強い声があり、そのことがそのまま市民の声でもあると認識している。

また、今回の提案は、組織再編方針に基づく中期的な視点に立った全体計画という位置づけであるとともに、長期的な計画の策定については、庁舎等の在り方検討委員会において、数十年先の人口減少を踏まえた将来的な新庁舎建設を具体的にイメージできないという意見が出されてい

ることを踏まえ、現段階においては難しいと考えているとの答弁でありました。

以前の一般質問でも、志布志庁舎周辺の民間施設等の利活用について検討する旨の市長答弁があったことなどから、今回の提案は、当局としてもその方針に基づいて努力した形であり、決して唐突で軽々しいものではないと理解するところだが、調査設計業務委託の結果によって得られた概算に基づいて、今後、必要最小限の予算の範囲内で効率的、効果的な活用の在り方を検証していく柔軟な対応を取っていく考えていないのかとただしたところ、行財政改革推進本部や課長会においても、ひばりビル購入について検討し、方向性の一致を確認した上で事業に係る予算を計上しているところである。なお、今後の調査によって、全館的な利活用には高額な経費を必要とするような結果となった場合、当然、庁内でも改めて検討を要することになるが、下層階を中心に改修・整備し、上層階は倉庫として利用するなど様々な展開ができるものと考えている。併せて、合併特例債の活用期限が令和7年度までであることから、購入に向けたこの機会を逃してはならないと考えているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑・答弁を踏まえた上で、議案第22号に対する市長の考え方について、質疑を行う必要があるとのことから、3月20日、市長への総括質疑を行いました。

主な総括質疑といたしまして、共同墓地災害復旧・環境整備事業について、墓地台帳に掲載されている共同墓地の中には、敷地が市の所有地の場合もあるが、このような墓地の敷地で災害が発生した場合、市において対応すべきではないかとただしたところ、墓地台帳に掲載されている共同墓地で、敷地が市の所有地である場合は、市においてしっかり対応する必要があるとの答弁でありました。

市長車更新事業について、市長の公務は大変な激務であるとともに、長時間にわたる公用車での出張も多く、ミニバンタイプを導入する提案であることは理解している。しかし、今回計上されている予算額では、上級グレードの車種を検討しているように見受けられることから、執行にあたっては、市民目線の観点を鑑みた対応を考えられないかとただしたところ、現行の市長公用車については、平成30年に新車登録され、平成31年3月まで財務課所管の一般公用車として活用していたものであるが、当時使用していた市長公用車の走行距離は20万キロを超えていたことから、所管替えによる交換対応を行った経緯があり、現況において一般公用車の更新基準は満たしている。今回の予算計上にあたっては、物価高騰の影響を考慮したものではあるが、華美なものとならないよう必要最小限の仕様として、経費の圧縮を図りたいとの答弁でありました。

ひばりビル購入事業について、現状では改修費用が全く見えないことから、購入する前に調査設計を実施して概算の把握に努める考えはないか。また、改修費用が高額になるようであれば、当該用地は利便性の高い立地であることを鑑みて、更地化を含めた議論、検討を行えばよいのではないかとただしたところ、当該用地等は民間所有であることから、正式な手続きを経ない形で事前に詳細な調査することはできないものと考えている。また、今回の購入は、近隣民間施設を必要最小限の予算で利活用するための提案であり、当該施設を解体、更地化する考えはないところであるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結したところ、市ヶ谷委員から、議案第22号、令和5年度志布志市一般会計予算に対する修正案が提出されました。

修正案提出の理由として、当該施設の明確な活用方法、強い目的意識が答弁されなかったこと、購入後の整備・改修費用が不透明なこと、中長期計画が示されていないこと、以上3点から、歳出の2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費、12節、委託料の調査委託料900万円及び16節、公有財産購入費の用地取得費4,150万円を減額し、同額を予備費に計上するものであるとの説明がありました。

修正案に対する主な質疑といたしまして、ひばりビル購入の予算として計上されている調査委託料900万円、そして用地取得費4,150万円について減額し、調査及び購入全て認めないという提案と理解してよいかとただしたところ、当局から、当該施設等は民間所有の物件であるため、予算の計上によって市の購入意思を示した上でなければ、立ち入っての調査設計は実施できないとの答弁があったことを鑑み、調査委託料及び用地取得費の減額を提案するものであるとの答弁がありました。

以上で修正案に対する質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、これまで、当局の様々な事業においては、調査設計などによって瑕疵のない流れの中で提案されてきたと理解している。今回、調査委託料も含めて認めないという修正案については、市民に対する説明責任を果たせないことから、令和5年度志布志市一般会計予算に対する修正案については反対である。

以上のような討論があり、討論を終え、起立採決の結果、議案第22号については、起立多数をもって、お手元に配布してあります令和5年度志布志市一般会計予算に対する修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案について討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、地方交付税の在り方について、マイナンバーカードの交付率が地方交付税の算定に包含される見込みであることは、地方交付税法の精神を逸脱したものであり、このような手法は大変問題であること。地域活性化起業人制度負担金について、三大都市圏の民間企業に在籍したままの社員が本市の非常勤特別職として活動することは、プライバシーの侵害、官民癒着の拡大といった懸念を生じさせるものであること。マイナンバーカード推進事業について、カードの利便性には疑問があり、そして高齢世代の交付率は決して高いとは言えない状況からも、「誰一人取り残さない」という観点において問題があること。そのほか、市長車更新事業について、提案のあった予算額は市民目線の観点から問題があること。自治会使送事業に係るインボイスへの対応について、シルバー人材センターが主体的に対応する必要があるとした予算提案の在り方に問題があること。最後に、給食センターの調理・配送業務委託事業について、委託することが様々な問題の解決につながるとは思えないことから、議案第22号については反対である。

一方、賛成討論として、新型コロナウイルス感染症対策について、ウクライナ情勢や光熱費・物価の高騰など、市民や事業者に大きな影響を及ぼしている中、引き続き感染症の拡大防止と社会経済活動の維持との両立が持続可能なものとなるよう、機動的かつ弾力的に予算措置されているものであること。自治体DXの推進について、オンライン申請サービスの拡充、AIチャットボットの導入などが計上されており、市民サービスは大きく広がるものと期待される。また、地域活性化起業者制度負担金を活用し、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら、デジタルトランスフォーメーション推進に取り組む予算が計上されており、行政運営のさらなる効率化、拡充が期待できること。子育て支援の取組について、出産、子育ての伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施や、子育て世代包括支援センター事業の充実、給食費軽減の取組など様々な支援メニューの予算が計上されており、それらの取組は県下でもトップクラスであること。そのほか、保健と介護予防支援の取組について、高齢者の保健と介護予防の一体的実施事業予算が計上されていること。防災・減災対策の充実について、国・県の補助事業の対象にならない宅地の法面防災工事に係る経費の一部を補助する取組等が評価できること。脱炭素社会の実現について、公共施設に太陽光発電設備を設置し、着実に推進していくこと。図書館における電子書籍の導入予算が計上をされ、外出が困難な方々も読書を楽しむことができる環境を構築していくこと。庁舎整備事業基金造成事業について、世代間の負担均衡を図る姿勢が評価できることから、議案第22号については賛成である。

以上のように、反対・賛成の両討論がありました。

討論を終え、起立採決の結果、議案第22号は、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案について、起立多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長の報告は修正であります。したがって、まず予算委員会の修正案に対する討論を行います。討論はありますか。

○17番（小野広嗣君） ただいま委員長より報告のありました議案第22号、令和5年度志布志市一般会計予算における修正案に、基本的に反対の立場で討論をいたします。

初めに、今予算案は施政方針の中の予算編成の方針の中にも示されておりますけれども、地方交付税が一本算定となり、国・県補助金負担金の廃止・縮減と歳入の伸びが期待できない一方で、高度経済成長期に集中して建築された公共施設等の老朽化により、大規模改修・修繕等に多額の費用が見込まれることから、さらに厳しい財政運営が続くことが予想されており、そのことを踏まえた上で、令和5年度の予算編成では、事務事業優先度評価を行い、所期の目的を達成した事業の廃止を前提に、整理・統合・縮減を徹底し、継続して実施する事務事業についてもゼロから積み上げるなど、事業の優先度をしっかりと見極め、より効果の高い事業に重点的に取り組むと

しておりますが、今予算委員会での質疑・答弁を通じて、今回の予算はその経営方針に沿った予算となっており、評価できるものであります。

また、今回の3月定例会では、当初予算について一般質問、各常任委員会、予算委員会において各議員よりそれぞれ熱心な質問・質疑が行われたことは、率直に言って議会における権能が尽くされたものと評価をいたしております。質疑の中では個別の事業について、賛成・反対それぞれ意見もありましたが、それらをもってこの予算そのものに大きな瑕疵があるとは言えないと私は思っております。しかし、指摘を受けた点について、執行部として反省すべき点があると受け止められたものがあるとすれば、真摯に検討を加えて予算の執行にあたっていただきたいと思いますと思っております。

また、今予算委員会で議論となった行政組織の再編と庁舎の在り方については、これまでの庁舎等在り方検討委員会からの提言を踏まえ、さらなる本庁機能の充実を図るため、志布志市志布志庁舎周辺の民間施設を購入する予算も計上されており、合併特例債の計画的な運用の中で、その目的に沿ったものであると理解するものであり、調査委託料、用地取得費の修正の必要性を認めることはできませんし、先ほどありましたように、この購入費そして今後の活用の目的も、しっかりと我々に示されたものであると理解をいたしております。

また、将来的に必要となる新庁舎の建設又は現庁舎の大規模改修を見据え、庁舎整備に係る基金を設置し、積立てを行うことにより、世代間の負担の均衡を図っていかうとする姿勢は、時宜にかなった施策であると評価をするものであります。

よって、引き続き、市民の皆様方の命と暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症対策と一層の市民福祉の向上、魅力あるまちづくりなど、志布志市の発展を目指して、新年度予算の執行に全力であられることを期待する立場から、修正案に対しては反対するものであります。

○議長（平野栄作君） ほかに討論はありませんか。

○20番（福重彰史君） 賛成がなかったら、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回のこのひばりビル等購入事業は、予算計上の在り方は問題はないと思いますが、今後の本庁舎機能の集約を含めた行政組織の改編も視野に入れているのであれば、そのことの説明も十分すべきであって、また同時並行的に議論を進めていくべきであったと思います。そういう点では拙速の感は否めないところでございます。ただ、このような財産の取得にあっては、慎重さと併せタイミングもあり、また大変微妙というか機微・メンタル的なものもあり、事前に公にすることには大変難しい場合のあることも理解ができるところでございます。

そのような中、合併以来、保健課あるいは福祉課等におきましては、志布志庁舎の受付や業務量は、有明庁舎、松山庁舎と比較すると格段に多いことなどから、志布志庁舎への組織機能の集約・移行等につきましても理解できるところでございます。しかし、現在のまま、志布志庁舎へ移行した場合の施設の充足度、あるいはこれまで以上に必要になる駐車場等を考えると、大変無理があるのではないかと思うところでございます。だからと言いまして、現庁舎の在り方も全く定まっておりません。仮に今新庁舎建設の方向性が決定したとしましても、計画から準備、着手

そして完成、供用までは、最低でも15年程度はかかるのではないかなと思うところでございます。したがって、施設の在り方は、中長期的な視点と短期的な視点の両面から考えていく必要があるところでございます。しかし、市民ニーズは複雑・多様化してきておりまして、市民サービスの利便性の向上及び福祉の充実等に向けた取組は待ったなしの状況でもございます。また、財源活用のタイミング等も併せて考えていかなければならない状況でもございます。

したがって、今回の公有財産取得が可能となれば、施設の充足度、駐車場の確保、またビルの耐震度によっては避難所としての機能・活用等々、様々な利活用が考えられるところでございます。このような状況を鑑み、総合的に勘案した場合、また大局に立って考えれば、あくまでも調査をしっかりとされることが前提ではございますけれども、今回のひばりビル等購入事業の予算案は、前向きに考えていいのではないかなというふうに思うところでございます。

よって、この修正案には反対でございます。同僚議員の賛同をお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） ほかに討論はありませんか。

○5番（南 利尋君） 私は、賛成の立場で討論します。

私ももちろん、ひばりビル駐車場購入は本当に必要だと思っております。ただ、今度の一般会計の当初予算の計上の在り方に対して、調査設計業務委託900万円、購入費4,150万円ということで計上がなされております。ということであれば、いろんな委員会の中で質疑があったわけですが、この中ではっきりと幾らこれからかかるかがなかなか分からないということで、私も委員会の中で、「概算を計上してもらえないのか」ということで質疑をさせていただいたところ、「購入して調査設計業務をしないとできない」ということで答弁がありました。私がこの賛成の立場で討論するという事は、提案していただいた不動産業者の方々としっかりと協議を行っていただき、まずはこの900万円という調査設計業務委託をはっきり行った上で、この購入に対してある程度の調査設計委託業務の中で結果として表れたそういう改装費、修繕費などの概算をもって予算を計上していけば、市民の方々にも分かりやすいこの予算の在り方、購入の在り方を示すことができると思います。であれば今回の予算で、私としてはこの調査設計業務委託だけをまず計上していただいて、その中で購入に至ったほうがよかったのではないかと考えております。であれば、この仲介に入っている、多分地元の不動産業者の方であれば、今まで地域の発展のために大変寄与された業者さんだと思いますので、この行政とその仲介の業者さんがしっかりと話し合った上で、まずは調査設計業務委託の事業を行っていただき、前向きな購入を検討していただくような一般会計予算であれば反対の立場になるわけですが、まずは調査設計委託業務ということで、しっかりとしたような予算であったほうがよかったと思いますので、この修正予算に対して賛成という立場で討論させていただきました。賛同方、よろしく申し上げます。

○議長（平野栄作君） ほかに討論はありませんか。

○16番（鶴迫京子さん） 反対の立場で討論いたします。

修正動議が提出された理由として、明確な目的意識がない、概算が不透明である、中長期計画が示されていない予算であるという3点が述べられました。最初議案が上程されまして、予算計

上されている全協での説明の時点までは、大変そういう唐突感といいますか、提案されたときにあったのですが、そこから委員会を通じまして執行部から説明もありまして、そしていろいろなことが分かってまいりました。その中で明確な目的意識がないという理由に対しても説明がありまして、1階は子育て支援というかそういうことに使いたい、2階は教育委員会というようなしっかりとした明確な意思があったと私は理解しております、方向性としてましてですね。そして、概算が不透明ということではありますが、それはある意味、やはり調査設計委託してみないと概算は誰も分からないのではないかなと、やはり方向性は見えているわけですので、そして6月議会でそういうもろもろのことが実施設計されまして、「幾らかかかります」というのが全て分かった時点で、また当局としてましては議会のほうに提案があるわけですね。いろいろなそういうところの状況を判断して、議員としてまたそこで再考する、表決するわけですので、やはり合併特例債とかいろいろな期限もあります。そういうもろもろのことを考えまして、これを修正動議でゼロにするということには反対であります。そして、今年度4月1日から政府のほうでも子ども家庭庁が創設されます。そういう意味でも、この1階は子供のためのそういう施設を整備していきたいと、2階は教育委員会ということでもありますので、まさにこれはそういう方向性に向かっの考え方ではないかなと、教育と福祉ですね、これを一体化した施設がそこにいろいろ手を加えまができる、そして市の中心街にそういう場所がある、そして駐車場もよく考えてみたら、上町通り、中通り、そして四方八方に出られるんですね。とても利便性のいい場所になるのではないかな、コンパクトなところになると思っております。

ですので、しっかりこの出された予算に賛成して、修正動議には反対する立場で討論いたしました。皆様方の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（平野栄作君） ほかに討論はありませんか。

○9番（八代 誠君） 賛成の立場で討論させていただきます。

まずもって、今回の提案については唐突であるということが1点です。2点目に、志布志地域のほうに集約していきます。そうすると有明庁舎、松山庁舎には空きスペースができていくんだらうなという想像ができます。そのことについては一切説明がない。さらには、改修にあたっては幾らかかるか分からない。こういう提案の在り方については私は賛成することはできません。

よって、修正動議について賛成の立場で討論いたします。賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（平野栄作君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで討論を終わります。

これから予算常任委員会の修正案について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。予算常任委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、予算常任委員会の修正案は可決されました。



次に、ただいま修正可決した部分を除く原案について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから修正可決した部分を除く原案について起立により採決します。

お諮りします。ただいま修正可決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、修正可決した部分を除く部分は原案のとおり可決することに決定しました。

○

#### 日程第14 議案第23号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第14、議案第23号、令和5年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第23号、令和5年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員6人出席の下、執行部から保健課長、志布志支所福祉保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、出産育児一時金給付事業について、令和5年度から給付額が50万円に増額されるが、財源措置はどのようなになっているのかとただしたところ、50万円の給付額のうち、3分の2については、地方交付税により財源措置され、残りを国民健康保険税で賄うことになるが、令和5年度においては、国庫補助金により一件当たり5,000円の追加措置があるとの答弁でありました。

はり、きゅう施術料助成事業について、被保険者一人当たりの年間助成上限額を8,000円から6,000円に見直した理由をただしたところ、補助金については、3年ごとに全体的な見直しを行っているところであるが、はり、きゅう施術料助成事業においては、平均利用枚数や支給実績等を勘案し、年間助成上限額の見直しを行ったところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、出産育児一時金が50万円に増額されるが、国が示している財源は令和5年度のみであり、令和6年度以降は後期高齢者医療制度も費用負担することが審議されている。そのようになれば、後期高齢者医療保険料の引上げが予想される。マイナ保険証については、周知の在り方が不十分であるとともに、従来の保険証を使用する方に多くの負担を求める手法は認めら

れない。また、市民の健康状態を把握し、医療費を抑える取組を進めるためには、保健師の役割は大きいと、さらにその専門性を生かして国保の運営を行うべきである。一方、令和5年2月末時点で、国民健康保険税の収入未済額が2億3,700万円余りあり、もっと納めることができる国民健康保険税にしていくための取組が必要であるとの考えから反対の立場である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第23号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

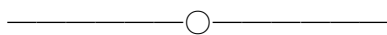
これから採決します。採決は起立によって行います

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第15 議案第24号 令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第15、議案第24号、令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第24号、令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員6人出席の下、執行部から保健課長、志布志支所福祉保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、後期高齢者医療保険料について、歳入予算額が前年度と比較して3,600万円の増額となっているが、どのような要因であるか。また、被保険者数は何人であるかとただしたところ、令和5年度の歳入予算額の積算にあたっては、令和4年11月時点の調定額に対し、被保険者数が3%程度増加すると見込んだため、昨年度と比べ増額となっている。また、

被保険者数については、令和5年2月1日時点で5,642人となっており、このうち73人は、障がい者認定による被保険者であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、後期高齢者医療広域連合に納付金を納付しているが、広域連合での運営のため、内容等が分かりにくい状況となっている。また、医療費自己負担割合について、2割負担が導入され、さらに出産育児一時金の財源として、後期高齢者医療制度に負担を求める審議がなされている。そうなれば保険料の上げが予想され、次々と高齢者の負担を増やす方針は認められない。国においては、後期高齢者が安心して医療を受けられるよう、国庫負担を増やす対応を行うべきであるとの思いから反対である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第24号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、議案第24号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第16 議案第25号 令和5年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第16、議案第25号、令和5年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第25号、令和5年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員6人出席の下、執行部から保健課長、志布志支所福祉保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付額は、どのように決定されるのかとただしたところ、保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組の指標について、各保険者の達成状況に応じて配分交付されるものである。また、介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防の位置づけを高めるために、介護予防や健康づくり等に資する取組を重点的に評価するものである。いずれの交付金も保険者の取組状況を点数化し、評価することにより交付額が決定されるとの答弁でありました。

在宅で介護している方に対して、経済的な支援のほか、ケアの知識や方法を学べる講習会も必要と考えるが、実施しているのかとただしたところ、以前は、介護する家族の方を対象に、介護のノウハウやリフレッシュしてもらう目的で「介護者の集い」を実施していたが、現在は実施していないところである。令和5年度に第9期介護保険事業計画を策定するため、介護する家族向けの支援策についても検討していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、特別養護老人ホームの待機者は依然として多く、保険料を納めても必要なサービスが受けられない状況である。また、介護保険料については、年金から特別徴収を行っているにもかかわらず、令和5年2月末現在で収入未済額が1億2,000万円余りとなっている。今後さらに高齢者の増加が見込まれる中、これらを改善するための政策はない状況であり、制度があっても利用できない方が多いことから、介護保険制度には構造的な問題があると考え、反対の立場である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第25号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第26号 令和5年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第17、議案第26号、令和5年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第26号、令和5年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民宿舎ボルベリアダグリ改修事業について、今後のスケジュールをどのように計画しているかとただしたところ、3階展望コーナーの雨漏り対応や非常時に動作しない可能性がある防火シャッターについて、早急な修繕を考えている。併せて、その他老朽化が進み、交換が必要となっている部品、資材等についての対応は、現在、基本協定締結に向けた最終的な協議を新たな指定管理者との間で行っており、サービス低下を招かないための計画的な修繕となるよう努めていきたいとの答弁でありました。

4月から運営に携わる新たな指定管理者に対して、経営への向き合い方や施設の管理状況などに係る本市の確認体制をどのような形で構築する考えかとただしたところ、これまでについても、年次、月次の定例的な報告・協議を行ってきており、必要な項目は全て網羅した形でチェックを実施する体制が構築されていることから、引き続き、両者間の連携を深めていきたい。また、新たな取組としてはアンケート調査の実施を計画しており、二重の体制によって利用される市民の満足度向上につなげていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第26号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この事業収入の10万円、これは前年度は2,000万円ですね。ここが10万円になっている、ここについてはどういった運営、一般会計から繰入れをされるということになっていますけど、この事業収入としての10万円の在り方はどういうことなのかと、そういう質疑はなかったのですか。

○総務常任委員長（青山浩二君） 事業収入の10万円についての質疑はなかったところでございました。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

継続して審議を続けたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]



#### 日程第18 議案第27号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第18、議案第27号、令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第27号、令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、審査に資するため、新工業団地短期計画地の現地調査を実施し、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市臨海工業団地整備事業について、新たな工業団地の開発に向けてインターチェンジを活用した候補地の選定を行っている中で、土地の取得・整備後に売却が進まない事案となることも懸念される。そのようなリスクを避けるため、具体的な基本計画などを策定し、選定にあたる考えはないかとたじたところ、今回の選定にあたっては、志布志市企業立地プラン及び新工業団地開発構想を策定し、庁内の企業立地プロジェクト推進会議において、懸念されるような状況への対応について分析や議論を重ねたところである。そこで得られた結果が、事業展開に向けた具体的な方向性・指針となったものであり、総合振興計画との整合性も図りながら進めていくとの答弁でありました。

新たな候補地について、具体的な選定の基準や考え方はどのようになっているかとたじたところ、各候補地の選定にあたっては、市企業立地プラン及び新工業団地整備構想において基準を設けており、関係する地権者数、都市計画区域の該当の有無、インターチェンジからの距離、排

水の状況など各種項目を点数化し、開発の可能性について検討を行っている。その結果から、新たな工業団地整備の短期計画地として上位4地区を選定したものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第27号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

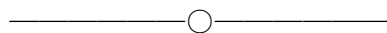
以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。  
お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第19 議案第28号 令和5年度志布志市水道事業会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第19、議案第28号、令和5年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第28号、令和5年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、人口減による給水戸数の減少と昨今の資材高騰が事業収益にどう影響するのか心配されるが、今後の水道料金の見通しをどう考えているのか。また、近隣自治体の水道料金の現況はどうなっているのかとただしたところ、給水戸数の減少と電気代を中心とした資材等が高騰している現状ではあるが、2018水道ビジョン等に基づき、2030年までは現行価格で事業運営できると考えている。引き続き、毎年度の収支結果を注視していきたい。また、一般家庭でひと月20m<sup>3</sup>を使用した場合の料金で比較すると、志布志市は2,200円で鹿屋市2,800円、曾於

市2,970円、大崎町3,090円であり、県内19市で一番安いのが指宿市1,760円、次に出水市1,980円、その次が志布志市の2,200円となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第28号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

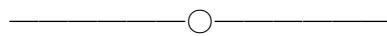
以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。  
お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第20 議案第29号 令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第20、議案第29号、令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第29号、令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、審査に資するため、野井倉地区浄化センターの現地調査を実施し、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、機能強化事業として、年次的に浄化センターの機械設備の更新を行うとの説明であるが、令和5年度はどのような実施内容であるかとただしたところ、令和5年度は松山地区クリーンセンターの機械設備等の更新を計画しているが、一日も停止することのできない施設であるため、耐用年数を考慮しながら機器の更新を計画的に行い、施設の保全管理に努めたいとの答弁でありました。

農業集落排水事業は加入率が7割程度にとどまっているなど、経営的に厳しい状況であると考



えるが、公営企業会計への移行によって、使用料の引上げは考えていないかとただしたところ、公営企業会計への移行により、各地区の浄化センターに要する経費などが明確化されるが、それをもって料金の見直しを行うことの議論はしていない。今後も施設の機器更新等が必要な状況であるが、経費節減に努めながら運営していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第29号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第21、議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第21 議案第30号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第21、議案第30号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億58万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ275億58万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を4,633万5,000円増額するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等を総額で5,109万円増額するものであります。

予算書の7ページを御覧ください。

県支出金の県補助金は、医療的ケア児保育支援事業を88万1,000円計上するものであります。

予算書の8ページをお開きください。

繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として88万3,000円、ふるさと志基金繰入金は、保育環境改善等事業に充当する経費として139万2,000円、それぞれ増額するものであります。

予算書は10ページ、付議案件説明資料は1ページ及び2ページであります。歳出の民生費の児童福祉費は、子供の安全を守るための万全の対策を講じるとともに、保護者の不安を解消するため、送迎用バスの安全装置の設置に必要な経費を補助する保育環境改善等事業に係る経費を717万5,000円、医療的ケアが必要な児童が、安全に、及び安心して保育を受けられる環境を整えるとともに、その保護者が安心して入所させることができるよう、当該児童の保育及び医療的ケアを委託する医療的ケア児保育支援事業に係る経費を529万円、それぞれ計上するものであります。

予算書は11ページ、付議案件説明資料は3ページ及び4ページであります。衛生費の保健衛生費は、令和5年春開始接種及び秋開始接種の実施期間において、追加接種可能な全ての年齢の方を対象とした円滑な接種を実施するにあたり、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を、総額で8,797万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第30号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第22 発議第3号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第22、発議第3号については、委員会提出の議案でありますので、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略します。

日程第22、発議第3号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（野村広志君） ただいま議題となりました発議第3号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について趣旨説明を申し上げます。

昨年12月定例会で市の機構改革に伴う課設置条例の一部の改正を議決したことに伴い、市議会委員会条例中、総務常任委員会の所管事務の欄を改正する必要があります。

議案書2ページの新旧対照表を御覧ください。

企画政策課を総合政策課に改め、その次にコミュニティ推進課を追加するものであります。

最後に附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第23 閉会中の継続審査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第23、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長から閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。総務常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

#### 日程第24 閉会中の継続調査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第24、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和5年第1回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後0時15分 閉会